

平成24年 3月 7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高 清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3番	鈴木みどり	4番	那須英二
----	-------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総務部長兼 十四山支所長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	石川敏彦
会計管理者兼 会計課長	村上勝美	教 育 部 長	山田英夫
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義
民生部次長兼 健康推進課長	渡辺安彦	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭
監査委員 事務局長	服部正治	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	伊藤久幸	税 務 課 長	伊藤好彦
収 納 課 長	服部誠	市 民 課 長	加藤恵美子
環 境 課 長	伊藤邦夫	福 祉 課 長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所 長	佐野隆
児 童 課 長	鯖戸善弘	農 政 課 長	半田安利

都市計画課長	竹川 彰	下水道課長	橋村 正則
生涯学習課長	八木 春美	十四山スポーツ センター館長	花井 明弘
図書館長	奥田 和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若山 孝司	書記	横山 和久
書記	岩田 繁樹		

6. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第1号 平成24年度弥富市一般会計予算 |
| 日程第5 | 議案第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第8号 新市基本計画の変更について |
| 日程第12 | 議案第9号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第10号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第11号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第12号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第13号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 日程第17 | 議案第14号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第16号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第17号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について |

- 日程第21 議案第18号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 市道の廃止について
- 日程第24 議案第21号 市道の認定について
- 日程第25 議案第22号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第26 議案第23号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第24号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第25号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第26号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第31 発議第2号 学校建設特別委員会の設置について
- 日程第32 発議第3号 弥富市庁舎改築等特別委員会の設置について

~~~~~  
午前10時03分 開会

議長（佐藤高清君） 会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより本日の撮影、放映と、市側より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより平成24年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。

これより会議に入ります。  
~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名いたします。
~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を、本日から23日までの17日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から23日までの17日間と決定しました。  
~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成24年度事業計画に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。
~~~~~

日程第4 議案第1号 平成24年度弥富市一般会計予算

日程第5 議案第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第6 議案第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 5 号 平成24年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 6 号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第 7 号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

議長（佐藤高清君） 日程第 4、議案第 1 号から日程第10、議案第 7 号まで、以上の 7 件を一括議題とします。

服部市長に平成24年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、改めましておはようございます。

平成24年度予算編成に伴います市政運営に対する基本方針並びに予算の大綱について説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

平成24年第 1 回弥富市議会定例会の開催に当たり提案いたしました議案などの説明に先立ちまして、平成24年度予算編成方針並びに市政運営の基本方針と主要事業の大綱について、私の所信の一端を申し上げ、議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、市長就任から 2 期目の 1 年が経過した中で、いま一度原点に立ち返り、みずからを見詰め直し、今後も誠心誠意、全力で市政運営に取り組んでまいり所存であります。

さて、社会は急速な少子・超高齢化の進行、社会・経済のグローバル化、エネルギー環境問題の顕在化など、市民生活を取り巻く状況は急激な変化が続いております。景気についても、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあり、先行きについても円高の長期化、アメリカ経済の行方や欧州の財政問題など、景気の下振れリスクが多く存在する中にデフレが進行し、景気回復の兆しはなかなか見えてこない現状であります。

一方、地方分権の進展とともに、現在、国で進められている社会保障と税の一体改革や補助金の一括交付金化なども、その動向によっては行財政運営に大きな影響が出る可能性があります。それらの動向や状況を注視するとともに、将来の負担や経費等の増加に備え、これまで以上にみずからの責任と判断に基づく、真に行政として対応しなければならない政策、課題等に重点的に対応した効率的な行政経営が求められているところでございます。

このような中、第 1 次弥富市総合計画の将来像、「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」のもと、六つの政策目標、一つ、「快適で安全・安心なやとみ」、一つ、「定住と交流、活力を生むやとみ」、一つ、「健やかでやさしいやとみ」、一つ、「人が輝き文化が薫るやとみ」、一つ、「豊かで活力に満ちたやとみ」、一つ、「共につくる自立したやとみ」を定め、着実にまちづくりを進めてまいります。本年度も引き続き目標の達成に向け全力を尽くし、限られた財源を最大限に有効活用してまいります。

本定例会において御審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成24年度の予算案

の編成方針について御説明申し上げ、あわせて市政運営に関する基本的な考えを申し述べさせていただきます。

それでは、平成24年度予算の大綱について御説明申し上げます。

議案第1号平成24年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を151億7,000万円、前年度対比1.7%の増、前年を2億5,000万円上回る予算規模となり、第1次総合計画に基づき着実な進展を図るため、各分野に予算を配分いたしました。

歳入の主なものにつきまして、御説明申し上げます。

市税収入につきましては、主に3年に1度の評価がえなどの影響で固定資産税が大きく落ち込み、前年度対比6.3%の減、予算額として2億6,000万円減を見込んでいます。市税全体で前年度対比1.6%減の71億7,929万円を見込んでいまして、歳入全体の47.3%を占めています。ほかに、地方消費税交付金4億6,000万円、地方交付税7億9,000万円、国県支出金25億9,367万1,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、財源調整基金5億729万1,000円を繰り入れるとともに、市債として臨時財政対策債7億5,700万円を初めとして、15億6,560万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして、御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、庁舎建設基本設計業務委託料、地域公共交通活性化協議会負担金など14億7,815万1,000円を計上いたしました。

3款民生費と4款衛生費につきましては、新白鳥保育所造成工事費や子ども医療費の助成、子ども手当など少子化対策にきめ細やかな対応を図るとともに、ごみ処理や資源再生の推進、地球環境の保全に取り組むため、66億935万円を計上し、一般会計予算の43.6%を占めるものであります。

6款農林水産業費と8款土木費につきましては、農業基盤整備事業費や道路ネットワーク整備事業費などの都市基盤整備事業に重点的な配分をし、19億712万4,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、栄南地区集会所建設工事費や消防施設整備への助成、海部地方消防指令センター負担金など災害に強いまちづくりを進めるため、9億3,449万6,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、前年度からの継続事業の(仮称)第2桜小学校建設工事費など教育環境の充実を図るため、24億4,283万4,000円を計上いたしました。

次に、特別会計を御説明申し上げます。

議案第2号平成24年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものであります。1,033万円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比9.4%増の41億9,000万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比8.3%増の3億6,695万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成24年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、介護事業勘定23億2,760万円、サービス事業勘定1,063万円を合わせ、前年対比13.4%増の23億3,823万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、施設維持管理費、十四山東部地区の管渠布設工事費、処理施設工事費及び設計業務委託費など、前年度対比35.5%増の8億2,500万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比5.8%減の9億9,900万円を計上いたしました。

申し述べました六つの特別会計予算の合計につきましては、前年度対比10.3%増の87億2,951万円を計上するものであります。

以上が、平成24年度一般会計予算及び6特別会計予算の概要でございます。

景気の回復がおくれる中、国・地方ともに財政状況は大変厳しい状況であります。社会情勢の変化などを見きわめながら行政経費の削減とあわせ、税収入の確保、受益者負担の適正化など財源の確保にも努め、限られた財源の中で創意と工夫を凝らし、各種施策を推進してまいります。何とぞ御理解賜りたいと存じます。

それでは、市政運営に関する基本方針について、政策目標ごとに御説明申し上げます。

初めに、「快適で安全・安心なまちづくり」への取り組みでございます。

昨年は、3月11日に発生した東日本大震災を初め、8月、9月の台風など、日本各地で大規模な自然災害による被害が多く発生した年でありました。これまでの防災対策に加え、災害時の被害を最小化する減災の考え方に立ち、「自らの生命・財産は自らが守る。自分たちのまちは自分たちで守る」を基本として、引き続き自主防災組織をすべての自治会に設置していただけるよう支援を続けてまいります。また、災害に対する正確な知識を持つこと、防災、減災のためには重要なことですので、防災講演会の開催やまちづくり出前講座等を通じて啓発活動を行ってまいります。

防災施設につきましては、栄南地区に防災機能を持った集会場を建築し、津波・高潮についても対応できる施設整備を進めてまいります。また、津波・高潮緊急時避難場所の指定についても、多くの場所が確保できるよう引き続き努力してまいります。

次に、防犯・交通安全の取り組みについて申し上げます。

「地域の安全は自分たちで守ろう」を合い言葉に、現在八つの自主防犯団体が結成され、

うち6団体は、青色防犯パトロール隊として自発的な防犯活動を精力的に行っていただいております。全地域で結成されるよう、今後もお願いをしております。

また、街頭犯罪の未然防止を図るための防犯灯については、平成24年度より新設及び器具の全面取りかえをするものから、順次LED化を図ってまいります。

子供たちの安全対策につきましては、「こども110番の家」の協力家庭の充実を図るとともに、市民の学校安全ボランティアへの参加などの協力をいただきながら、警察とともに地域の安全確保に向けた取り組みを一層進めてまいります。

昨年は、当市において交通事故で2名の方がお亡くなりになりました。交通事故の根絶には、幼児のころより交通安全教育が重要であります。このために、保育所や学校に対する交通安全教室を開催してまいります。

また、道路利用の安全対策として、平成24年度は六條鮫ヶ地線、中央幹線道路の歩道整備事業を行い、歩行者、自転車利用者の安全対策を集中的に図ってまいります。

次に、下水道整備の取り組みについて申し上げます。

公共下水道整備につきましては、現在、国道1号線南側の整備を実施しており、供用開始区域も平成24年度に前ヶ須地区の一部の供用を予定しております。また、さらなる整備推進を図るべき、弥富市北部の市街化区域を中心に事業認可区域の拡大を計画しております。今後とも供用開始区域の普及促進を図り、公共下水道の管渠の整備を計画的に実施し、新たな事業区域の拡大に取り組んでまいります。

また、農業集落排水事業につきましても、早期の供用開始に向け、引き続き管渠の整備並びに処理場建設工事を推進するとともに、各処理場の施設管理についても、さらに効率的で健全な運営に努めてまいります。

環境への取り組みについて申し上げます。

地球温暖化という環境問題は、私たちの生活基盤にかかわる極めて重要な問題であります。次の世代に豊かな自然環境を継承していくには、CO<sub>2</sub>削減の取り組みは世界的な喫緊の課題であります。

本市では、温室効果ガスの排出を積極的に抑制するため、新たな公共施設建設時に太陽光発電の導入を進めるとともに、住宅用太陽光発電システムの導入支援などによる新エネルギー・省エネルギーの推進により、地球温暖化防止に努めます。

ごみの減量化、資源化につきましては、家庭用の生ごみ処理機、生ごみ処理槽の設置及び自治会などによる資源ごみの集団回収に対して支援するとともに、レジ袋削減に取り組むレジ袋削減協力店を募り、市民、小売業者及び行政が協働してごみ減量とリサイクルの取り組みを推進します。また、ごみの不法投棄対策として、監視カメラによる監視を行うなど、不法投棄を許さないまちづくりを推進します。



次に、「定住と交流、活力を生むまちづくり」についてであります。

道路網の整備の取り組みについて申し上げます。

広域幹線道路から県道、市道に至る道路ネットワークの整備促進は、極めて重要な課題であります。

本市の新たな活力醸成の核となる港湾地域の整備と連携した都市計画道路名古屋第3環状線や鍋田ふ頭進入道路、中央幹線道路の整備を関係機関と協力して進めてまいります。市街地の骨格となる都市計画道路穂波通線、向陽通線は、市街地内の交通量の緩和、良好な市街地環境の形成に向け重要であり、整備を進めてまいります。また、本市の東西を結ぶ日光大橋西線、主要地方道名古屋十四山線は、便利で快適な日常生活や活力ある産業活動を支えるとともに、市民の交流を促進するものであり、地域全体の均衡ある発展のため、今後も整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。

そのほか、橋梁など道路施設の老朽化が進んでおり、道路の維持管理などに的確に対処し、安全で安心なまちづくりのために生活道路の整備や維持管理を計画的に進めてまいります。

交通拠点の取り組みについて申し上げます。

弥富駅周辺に次ぐ、まちの第2の交通拠点として、名古屋などの通勤客であります近鉄佐古木駅のパーク・アンド・ライド機能を充実させるため、駅前整備計画の策定を進めてまいります。

地域公共交通の取り組みについて申し上げます。

コミュニティバスの運行につきましては、市民生活の利便性の向上、交通不便地の解消、公共施設の利用促進などを主な目的として、平成22年6月から実証運行を開始し、平成23年4月には、市民の皆様の御意見や利用者アンケート調査、利用状況などを反映し、運行ルートや料金設定など変更してまいりましたが、大幅な利用者の増加は見られませんでした。今後もデマンド方式の導入の検討など、利便性の向上や利用者の増加を目指す取り組みを引き続き行ってまいります。やむなく減便を含む経費の削減も検討してまいります。

次に、「健やかでやさしいまちづくり」についてであります。

子育て支援の充実について申し上げます。

子育て支援につきましては、平成26年度を目標としております「弥富市次世代育成支援地域行動計画後期計画」に基づき、次代の社会を担う子供たちが心身ともに健やかに育ち、子供を生み育てる者が真に喜びを感じることができる社会の実現に向け、多面的な子育て支援施策を推進してまいります。

経済的な支援としての医療費助成事業につきましては、中学3年生までの医療費完全無料化制度を継続するとともに、子育ては社会全体で支援するとの考え方から、国・県と連携して子ども手当を支給してまいります。

保育サービスの充実として新たな男性保育士を2名配置して、次世代に適応した保育運営をするとともに、白鳥保育所の改築事業に着手するため必要な用地を確保し、避難所機能を備えた保育所の計画をしております。

子育て支援のサービスといたしまして、ファミリーサポートセンター会員の募集を積極的に行い、地域での子育ての支え合いのネットワーク充実に努めます。

また、保育所における災害時の避難対応として、ライフジャケットや大型の乳母車の購入を進めてまいります。

高齢者支援の充実について申し上げます。

高齢者福祉・介護保険につきましては、高齢者一人一人ができる限り住みなれた地域で安心して生き生きと暮らせるように、新たに策定いたしました第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を基本とし、「老いても健康 介護になっても安心できる まちづくり」を目指してまいります。

ひとり暮らしのお年寄りを対象に、平成22年度より実施しました緊急医療情報キットに加え、外出中の緊急時に対応できる安全・安心カードを配付し、いつでも安心して日常生活を送ることができるよう努めてまいります。

配食サービスにつきましては、御希望される方に毎日御利用していただけるようしてまいります。

介護保険は、介護を国民皆で支え合う制度であり、介護が必要となった場合に適切なサービスが速やかに利用できることが前提となっております。介護保険料につきましては、ふえ続ける給付費に対応するため、保険料を値上げせざるを得ない状況になったことを御理解いただきますようお願いを申し上げます。

第1号被保険者の保険料につきましては、負担能力に応じて保険料段階とするため、所得階層を今までの第6段階から第12段階にふやし、低所得者の方に配慮した負担割合とさせていただきますので、御理解をお願いしたいと思います。

要支援・要介護状態となる高齢者の急増が見込まれる中、重症化の予防を図るため地域包括支援センターを中心とした介護予防事業を推進してまいります。また、福祉センターを高齢者福祉の拠点として、福寿会やシルバー人材センターへの支援を通し、元気に社会参加できる環境づくりに努めてまいります。

健康づくり・医療体制の充実について申し上げます。

生涯健康のまちづくりを目指し、母子保健事業、成人保健事業の充実を図るため、引き続き女性特有の乳がん、子宮がん検診を実施するとともに、その他のがん検診につきましても、御希望の方全員が受けられる検診事業体制を整えてまいります。また、疾病の重篤性をかんがみ、高齢者を対象とする高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用に対し、新たな公費助成を行っ

てまいります。また、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン接種の公費助成につきましても引き続き実施し、健康増進に努めるとともに、弥富市ウォーキングマップにより、より身近で手軽な健康運動として「歩いて健康」を実施してまいります。

現在、深刻な社会問題となっております自殺への対応につきましては、地域や職場において自殺予防対策で活動していただける方を養成するとともに、関係機関との連携を図りながら自殺予防につながる対策を強化してまいります。

医療体制の充実といたしまして、基幹病院の海南病院は、本市の医療の安全・安心のセーフティネットの重要な役割を担っており、新しい診療棟建設に当たり、この地域全体で財政支援をしてまいります。

保険事業といたしましては、平成24年度が最終年度に当たる特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導の取り組みを積極的に行い、生活習慣病予防対策を進めるとともに受診率の向上を図ります。平成25年度から29年度の5年間を計画期間とする特定健康診査・特定保健指導実施計画を策定してまいります。

障害者支援の充実について申し上げます。

ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある方一人一人が尊厳を持って地域の中で自立した生活ができるよう、各種障害福祉サービスと利用者の状況に応じた地域生活支援事業の充実と努めるとともに、新たに策定いたしました障害者施策の基本となる弥富市障がい者計画・第3期弥富市障がい者福祉計画を基本に、障害者支援の充実を図ってまいります。障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障害児支援の利用形態を一元化し、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援事業により、障害児支援の強化を図ってまいります。また、障害のある方や、その家族からの各種相談に応ずる相談支援事業所としての連携を強化するとともに、市役所窓口において専門の職員を配置し、精神障害の方などのさまざまな相談に応じ、情報提供や専門性を生かした援助を行うなど支援体制のより充実を図り、障害のある方が安心して暮らせるよう支援してまいります。

社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険制度は、被保険者が支え合う医療保険の柱として、人々の健康の維持、増進に大きな役割を果たしています。現在の状況は、農業者及び自営業者の割合が減少し、無職者、年金受給者の割合が増加しています。

財政状況は、高齢化や医療の高度化等により医療費が増加していることや、景気の低迷等により保険税収入の伸びが低く推移しており、平成23年度には税率の改正をさせていただき、加入者の皆様には御負担をお願いしておりますが、引き続き財政状況は厳しいものとなっております。平成24年度も特定健康診査及び特定保健指導を推進し、生活習慣病対策を強化するとともに、ジェネリック医薬品の推奨に努め、頻回・重複受診を抑制し、適正受診対策を

推進し、医療費の適正化に努めてまいります。

また、納税に関する広報啓発活動の納税困難者に対する納税相談を実施し、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。今後も、国民健康保険財政の健全化に向けて、より一層努力してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、広域連携のもと一層の制度周知を図り、安定かつ健全な運営に努めてまいります。

国民年金制度につきましては、広報啓発活動や年金定期便、年金相談の充実を図ってまいります。また、インターネットによる「ねんきんネット」サービスを開始し、年金記録等の確認ができるようになります。

次に、「人が輝き文化が薫るまちづくり」についてであります。

学校教育、学校施設整備について申し上げます。

学校教育につきましては、教育基本法改正等を踏まえ、生きる力をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、弥富市学校教育基本方針に基づき、各小・中学校において特色ある学校教育の取り組みに対し、積極的に支援してまいります。

平成23年度からの小学校5年生、6年生の外国語必修化を踏まえ、英語を聞くこと、話すこと、読むこと、書くことができる児童・生徒を育成するため、ALT（外国人英語指導助手）を4名から5名に増員し、引き続き全小・中学校に配置してまいります。

学校教育における平和教育推進事業の一環として、平和のとうとさや命の大切さなど、平和と人権を尊重し、世界恒久平和の実現に向け実践的な態度を身につけていただくため、平成23年度に引き続き中学2年生を広島に派遣してまいります。

特別非常勤講師を継続して配置するとともに、特別支援教育支援員も増員配置し、授業における児童・生徒へのよりきめ細やかな対応をしてまいります。

学校施設整備につきましては、桜小学校の過大規模校の解消に向け、既に着工しております（仮称）第2桜小学校建設事業を計画どおり進め、平成25年4月の開校を目指してまいります。

校舎等の耐震化が完了いたしましたので、地震等の災害時におけるさらなる安全対策を講じるため、桜小学校の体育館の天井材落下防止事業の設計業務委託や、引き続き窓ガラスの飛散防止フィルム張りなど児童・生徒の安全対策を講じてまいります。また、中学校特別教室の扇風機の設置、児童用温水シャワーの設置、教職員用トイレの一部洋式化を実施し、よりよい学校環境整備に努めてまいります。

社会教育・生涯学習の取り組みについて申し上げます。

青少年の健全育成につきましては、近年における青少年の問題行動はますます広域化、低年齢化する傾向にあり、極めて憂慮すべき状況にあります。私たちはこうした状況を深く認

識し、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を十分に果たす必要があると思います。そこで、青少年問題協議会において幼児教育、学校教育、社会教育一連の施策の調査審議と、その適切な実施のために関係行政機関相互の連絡調整に取り組んでまいります。

また、機会あるたびに弥富市民憲章の啓発に努めてまいります。

生涯学習につきましては、「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」をスローガンに、市民が生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、さまざまな世代やニーズに対応した学習機会の充実に取り組んでまいります。

市民が主体的に学ぶことができる場として特色ある事業実施、各種講座、教室を充実し、また社会教育団体の育成、支援を行うことなどにより、利用者のさらなる増加を図り、引き続き市民主体の文化活動の推進に努めてまいります。

図書館につきましては、図書館サービスのニーズを踏まえた電算システムの更新を行い、事務の迅速化、効率化を進め、インターネットを活用したサービスの拡充に努めてまいりますとともに、他市町村の図書館との資料の相互貸し借りにより連携を深め、市民の方々が気軽に利用できるよう運営に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、市民の皆様がいつでも気軽にスポーツに親しんでいただけるよう、引き続き地域スポーツのより一層の推進を図り、いつまでも自分の好むスタイルでスポーツにかかわることができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

体育施設面では、市立武道場改修工事、市民プール配管塗装修繕工事を実施し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、「豊かで活力に満ちたまちづくり」についてでございます。

企業誘致、産業の振興についての取り組みについて申し上げます。

企業を誘致し、産業を振興することは、雇用や税収の確保につながるものであり、本市の財政基盤をつくる上で大変重要なことであると考えております。港湾地域の発展に大きな期待をし、企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇制度で立地企業を支援し、雇用の確保につなげてまいります。分譲予定がされている弥富ふ頭の第1貯木場埋立地に企業の進出が早期になされるよう、引き続き企業情報の受発信とその背後地の土地利用計画を念頭に置き、名古屋港管理組合との調整及び企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

この港湾地区につきましては、平成21年度から事業着手した鍋田ふ頭コンテナターミナル第3バースが完成し、本年4月1日に初入港が予定されております。その鍋田ふ頭への進入道路の整備も進められております。この進入道路完成の暁には、埠頭のアクセスがさらに向上し、アジア貿易の拠点となる物流センターとなるものであります。さらに、この地区が国際戦略総合特区としての「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」として指定されました。これにより、新たな産業振興が期待されることから、その特区事業を推進するた

め、関係機関との協力を図ってまいります。

また、市内の中小企業への金融対策として、引き続き融資枠を確保するとともに、小規模企業等振興資金の保証料補助を行い、市内中小企業の経営維持、安定化に向けて支援をしてまいります。

観光資源の活用と地場産業の振興について申し上げます。

海南こどもの国、三ツ又池公園などの交流空間や文化財など、自然と歴史文化の魅力ある弥富を広く知ってもらえるよう情報発信に努めてまいります。

また、生産高日本一を誇る弥富金魚については、商品のブランド化はもちろんのこと、全国へのPR戦略も大変重要なことであると考えております。弥富のシンボル「弥富金魚」を機会あるごとにPRに努め、さらに全国に広めてまいりたいと思っております。

農業振興につきましては、農業者戸別所得補償制度が平成23年度から本格実施されております。この農業の再生と自給率向上を図ることを目的とした戸別所得補償制度に対し、農業者の方により理解を深めていただくよう関係機関とともに支援いたします。また、農地、農業用水等の保全管理や、老朽化が進む施設の長寿命化のための補修等の取り組みを行う集落に対して、国が補助する農地・水保全管理支払交付金事業を市としても支援してまいります。優良農地の保全と活用を図るため、引き続き地盤沈下対策事業や農道、排水路など農業生産基盤の整備を進めてまいります。

次に、「共につくる自立したまちづくり」について説明申し上げます。

将来にわたり住みよいまち弥富を維持していくために、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながらまちづくりに取り組み、自助自立型の市民協働のまちづくりを目指します。本年も市民活動の補助として地域づくり補助金制度を継続いたします。

市本庁舎整備の取り組みについて御説明申し上げます。

庁舎整備につきましては、「安心して安全に暮らせるまちづくり」を推進していく上でも、市庁舎は大変重要な要素であります。大規模地震などの災害発生時には、応急対策や復興の拠点となることは言うまでもなく、平常時においても市民生活を支える重要な施設であります。

現在の市庁舎は、耐震性や液状化に対する潜在的危険性を持っていることを加え、エレベーターやスロープなどバリアフリーへの対応不足などが指摘されるとともに、狭隘さもさらに顕在化し、市民サービスや事務効率の低下など多くの課題を抱えております。こうした課題への対応のため、庁舎改築等検討委員会を組織して進めてまいりました。基本構想が間もなくまとまりますので、平成24年度は新庁舎の基本設計、実施設計に着手してまいります。

組織体制と人事管理につきましては、新庁舎建設後を見据えた組織・機構の見直しを進めてまいります。また、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応してい

くために、引き続き組織体制の強化や定員管理の適正化、人事評価制度の構築などに取り組んでまいります。

行政改革推進の取り組みにつきましては、今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中においても、限りある財源を最大限有効活用し、多様化する行政ニーズに対応するとともに、市民の皆様によりよい行政サービスを提供していくため、行政改革の歩みをとめることなく、第2次行政改革大綱のもと効果的な行政運営の取り組みを進めます。

以上、市政に対する私の所信の一端と予算の大綱並びに施策の概要を申し述べさせていただきます。

市民に密着した第一線を担当する我々地方自治体は、市民の皆様への情報提供と説明責任、加えて、ともに歩む市民協働の姿勢を強く求められているものであります。今後も、就任以来一貫してまいりました基本姿勢、市民と行政の協働によるまちづくり、市民と情報を共有した公平で透明な行政の実現、予算の有効活用を掲げ、「市役所とは、市民のためにお役に立つところである」を旗印に、市の施策実現に向けてみずからその先頭に立ち、職員とともに全力で取り組んでまいります。

重ねて、市議会並びに市民の皆様への御支援、御協力をお願い申し上げ、本日上程いたしました予算案並びに各議案につきまして、慎重審議をいただきますよう、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開は10時50分とします。

~~~~~

午前10時43分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第11 議案第8号 新市基本計画の変更について

日程第12 議案第9号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について

日程第13 議案第10号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につ

いて

- 日程第14 議案第11号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第17 議案第14号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 市道の廃止について
- 日程第24 議案第21号 市道の認定について
- 日程第25 議案第22号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第26 議案第23号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第24号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第25号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第26号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第11、議案第8号から日程第29、議案第26号まで、以上19件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） 次に御審議いただきます議案は、法定議決議案4件、条例関係議案10件、予算関係議案5件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号新市基本計画の変更につきましては、新市基本計画の中に市役所本庁舎建設事業を追加する所要の計画を整備するため、市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項の規定により、新市基本計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第9号平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の制定につきましては、弥富市税条例第61条第1項の規定に定めた納期について、地方税法の負担水準の改正

が見込まれるため、平成24年度に限り第1期の納期を5月1日から同月31日までとする条例を制定するものであります。

次に、議案第10号弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につきましては、社団法人弥富市シルバー人材センターが公益社団法人に、財団法人愛知県市町村振興協会が公益財団法人へ移行することに伴い、その名称を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号弥富市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法の改正に伴い、条例中の同法の引用条項の移動にかかわる規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、附則第5条が削除されることに伴い、制限の対象とされていた独立行政法人等についても、普通財産等の交換、譲渡、無償貸付及び無償譲渡等の対象とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、愛知郡長久手町が平成24年1月4日をもって市制施行されたことに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の名称及び組合議会も選挙区について規定を整備するため、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、スポーツ振興法が全面改正され、スポーツ基本法が制定されたことに伴い、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に名称を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正及び議案第16号弥富市遺児手当支給条例の一部改正につきましては、児童福祉法の改正に伴い、条例中の同法の引用条項の移動にかかわる規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市中心身障害者扶助料支給条例の一部改正につきましては、社会福祉法の改正に伴い、条例中の同法に規定する施設の位置づけを整理する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市介護保険条例の一部改正につきましては、第5期介護保険事業計画で見込まれる給付費を見込み額等に基づき保険料を改定することに伴い、所要の規定の整備をするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化

に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきましては、地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律では、国の同意を受けた企業立地重点促進区域においては、工場立地法に規定される緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合について、市町村が地域の実情を踏まえ、条例により定めることができると規定しています。本市におきましても、この割合を緩和することにより、企業の積極的な設備投資や立地を促進し、市内経済の活性化と雇用機会の拡大を推進するため、適用する区域を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第20号市道の廃止につきましては、道路整備事業に伴い、関係路線を廃止するものであります。

次に、議案第21号市道の認定につきましては、道路整備、開発整備事業に伴い、路線の再編成により関係路線を市道として認定するものであります。

次に、議案第22号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出それぞれ8億3,463万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を144億1,086万3,000円とし、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、市税1億4,740万円、国からの公立学校施設整備費負担金1,864万円、県からの都市計画街路事業補助金1,750万円、地域公共交通活性化協議会負担収入2,970万円、農林水産業事業債2,550万円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして公共施設整備基金積立金1億3,716万7,000円、民生費におきましては国民健康保険特別会計への法定外繰入金3,000万円、農林水産業費におきまして県営湛水防除事業負担金557万円、県営地盤沈下対策事業負担金901万円、県営特定農業用管水路等特別対策事業負担金594万円であります。

そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正であります。

次に、議案第23号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入予算の不足に対処するため、そのほか一般会計繰入金3,000万円を増額計上し、そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正であります。

次に、議案第24号平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第25号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第26号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整し、地方債の補正を計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 議案は関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、伊藤総務部長。

総務部長兼十四山支所長（伊藤敏之君） 議案第8号新市基本計画の変更について、御説明を申し上げます。

合併時に策定されました新市基本計画では、市役所本庁舎建設事業の記載がなく、建設事業費に合併推進債の活用ができないため、この項目を追加する所要の計画を整備することが必要となりました。つきましては、弥富市も新市基本計画を次のとおり変更するものでございます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

1. 第1章は、計画の期間の変更でありまして、計画の期間を1年延長し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度間とし、平成18年度から28年度までの11年とするものであります。

2. 第3章は、新しいまちづくりの基本方針の変更でありまして、計画の期間を1年延長したことに伴い、人口、世帯数及び産業別就業人口の推計値を「平成27年」から「平成28年」に置きかえるものであります。これにつきましては、2ページ、3ページのとおりとするものでございます。

3. 第4章は、まちづくりの施策・主要事業の変更でありまして、市役所本庁舎建設事業を位置づけるため、所要の改正を行うものであります。

4. 第7章は、財政計画の変更でありまして、決算が終了した平成22年度までは決算数値に、平成23年度以降は最新の財政計画の計画数値に置きかえるものでございます。これにつきましては、4ページのとおりとするものでございます。

次に、議案第9号平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

まず1枚はねていただきまして、改正の内容につきましては、平成24年度分の固定資産税に限り、第1期の納期を4月から5月に変更する納期の特例の制定であります。

現在、第180回通常国会が開催されまして、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案が提出され、審議が行われております。その中で、土地にかかわる固定資産税の負担調整措置について、平成24年度から住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で、平成26年度に廃止する法案でございます。

国会審議の状況では、成立するのは平成24年の3月末になることが予想されることから、平成24年度に限り、地方税法第362条第1項ただし書き及び弥富市税条例第61条第2項において、特別な事情がある場合においては、本来の固定資産税の納期を変更し、別に納期を定めることができる条文を適用することとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、公布の日から施行するも

のでございます。

次に、議案第10号弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容につきましては、第2条、職員の派遣について、社団法人弥富市シルバー人材センターが公益社団法人に、財団法人愛知県市町村振興協会が公益財団法人へ移行することに伴い、その名称を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、平成24年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第11号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、第10条の2、介護補償について、障害者自立支援法が改正され、障害福祉サービスを規定する第5条から、平成24年4月1日施行として、第8項、児童デイサービスが削除され、児童福祉法による福祉サービスへ移行することに伴い、条例中の同法の引用条項の移動に係る規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、平成24年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第12号弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、第2条から第7条までについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、附則第5条が削除されたことに伴いまして、制限の対象とされていた独立行政法人等についても普通財産の無償譲渡等の対象とするため、条例の一部を改正するものでありまして、「国」を「国等」に改め、対象となる独立行政法人等について定めたものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第13号愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、平成24年1月4日に愛知郡長久手町が市制施行されたことに伴い、退職手当組合理約を変更するものでございます。第5条は、組合議会の議員の定数を

「13人」から「14人」に1人増とするものでございます。

別表第1は、退職手当組合を組織する構成団体の規定でありまして、「長久手町」を「長久手市」に、「尾張旭市長久手町衛生組合」を「尾張旭市長久手市衛生組合」に改めるものであります。

別表第2は、議員の選挙区ごとに定める定数と選挙区の組合市町村の規定でありまして、「長久手町」を「長久手市」に、「尾張旭市長久手町衛生組合」を「尾張旭市長久手市衛生組合」に改めるとともに、選挙区を1区に移すことに伴い、1区の定数を4人から5人に1人増と改めるものでございます。

附則といたしまして、愛知県知事の許可のあった日から施行し、変更後の別表第1の規定は、平成24年1月4日から適用するものであります。

変更後の別表第2の規定は、愛知県知事の許可のあった日以降、最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用するものであります。

以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） それでは、議案第14号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右の表の改正案をごらんください。

別表第2条関係、これは報酬の額のことでございますが、従来のスポーツ振興法が全面改正になりまして、スポーツ基本法が平成23年8月24日に施行され、従来の「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に名称が改められたため、名称のみ改正するものでございます。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第15号弥富市児童クラブ施設条例の一部の改正について、説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

弥富市児童クラブ施設条例の根拠となる児童福祉法の条項が「第6条の2第2項」から「第6条の3第2項」に改正されるため、本条例を改正するものでございます。なお、この法律の内容は、放課後児童健全育成事業を定めたものでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第16号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について、説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

弥富市遺児手当支給条例により、維持手当を支給しないことを定めた児童福祉法の条項が「第6条の3第1項」から「第6条の4第1項」に改正されたため、本条例を改正するものであります。この法律の内容は、里親を定めたものであります。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第17号弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について、説明申し上げます。

弥富市心身障害者扶助料支給条例に定める扶助料支給要件について、社会福祉法、介護保険法、健康保険法等の一部を改正する法律の改正により、施設の位置づけが整理されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

法律の改正につきましては、障害児支援の強化を図るため、障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所、入所の利用形態の別により一元化するために関係法令を改正するものでございます。

条例の内容といたしまして、扶助料支給の対象としない施設の規定の整備であり、これまでと同様に施設に入所される方は支給要件に該当せず、施設に通所される方は支給要件に該当するものでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第18号弥富市介護保険条例の一部改正について、説明申し上げます。

5枚ほどはねていただきまして、条例のあらましをお願いいたします。

弥富市介護保険条例に定める保険料につきましては、第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会により御承認いただきました介護保険料を本条例に規定するものでございます。

弥富市介護保険条例の一部を改正する条例のあらまし。

平成24年度から平成26年度までの介護保険料の年額を改め、次のとおり6段階から12段階の多段階を設定することとした。

所得段階、第1段階、対象者、生活保護を受給している人及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、負担割合0.4、年額保険料2万1,800円から、所得段階第12段階、本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の人、負担割合2.1、年額保険料11万4,600円とするものでございます。

主な改正内容につきましては、第6段階の保険料基準額に対する負担割合の弾力化を図るとともに、パブリックコメントの御意見も参考といたしまして、第1段階、第2段階の負担割合を0.5倍から0.4倍に軽減いたしました。また、これまで設定していなかった負担割合を第9段階、1.75倍に、第10段階、1.9倍に、第11段階、2倍に、第12段階、2.1倍と新たに設定し、低所得者の方に対し配慮した保険料とさせていただくものです。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、議案第19号弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、1ページをごらんください。

第1条の趣旨でございますが、この条例は、企業の新規工場等の進出及び既存工場等の拡張を促進するため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、企業立地促進法第10条第1項の規定に基づき、工業立地法第4条第1項の規定による準則にかえて適用すべき準則を定め、工場等にかかわる緑地面積率、環境施設面積率の基準を緩和するため条例を制定するものでございます。

第3条では、この条例に適用する区域を企業立地重点促進区域、本市の区域に属するものに限り、この区域といたしましては、弥富ふ頭、楠一丁目から三丁目、鍋田ふ頭、富浜一丁目から五丁目でございます。これを定め、緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合をそれぞれ5%以上にするものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第20号市道の廃止について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、廃止路線調書をごらんください。

内容といたしまして、道路整備事業により道路の起終点を変更するため、市道鍋田川1号ほか5路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第21号市道の認定について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

内容といたしまして、道路整備事業における及び開発事業区域内の道路新設に伴い、市道鍋田川1号線ほか13路線の認定をさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案19件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案19件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~

日程第30 発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について

議長（佐藤高清君） この際、日程第30、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。  
佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 議会広報編集特別委員会の設置について提案をいたします。

この議案は、地方自治法第110条及び弥富市議会委員会条例第6条の規定に基づきまして、議会だよりを編集発行するものであります。委員の定数は7名でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第31 発議第2号 学校建設特別委員会の設置について

議長（佐藤高清君） この際、日程第31、発議第2号を議題とします。

本案は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。
佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 学校建設特別委員会の設置について提案をいたします。

地方自治法第110条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づきまして、学校の建設等に関する事項の審査をするために設置をするものであります。委員定数は7名であります。
よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。
質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。
討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。
本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしく願いをいたします。

~~~~~

日程第32 発議第3号 弥富市庁舎改築等特別委員会の設置について

議長（佐藤高清君） この際、日程第32、発議第3号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 弥富市庁舎改築等特別委員会の設置について提案をいたします。

地方自治法第110条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づきまして、弥富市庁舎の改築等に関する事項の審査をするために設置をいたします。委員定数は10名でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午前11時26分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 鈴木 みどり

同 議員 那須 英 二

平成24年 3月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

5番	三宮十五郎	6番	早川公二
----	-------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長 兼 十四山支所長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	石川敏彦
会計管理者兼 会計課長	村上勝美	教 育 部 長	山田英夫
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義
民生部次長兼 健康推進課長	渡辺安彦	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭
監査委員 事務局長	服部正治	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	伊藤久幸	税 務 課 長	伊藤好彦
収 納 課 長	服部誠	市 民 課 長	加藤恵美子
環 境 課 長	伊藤邦夫	福 祉 課 長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所 長	佐野隆
児 童 課 長	鯖戸善弘	農 政 課 長	半田安利

都市計画課長	竹川 彰	下水道課長	橋村 正則
生涯学習課長	八木 春美	十四山スポーツ センター館長	花井 明弘
図書館長	奥田 和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若山 孝司	書記	横山 和久
書記	岩田 繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成24年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 新市基本計画の変更について
- 日程第10 議案第9号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第15 議案第14号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活

性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の
制定について

- 日程第21 議案第20号 市道の廃止について
- 日程第22 議案第21号 市道の認定について
- 日程第23 議案第22号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第24 議案第23号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第24号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第25号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第26号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名いたします。

本日の質疑に入る前に、本日質疑の予定のあります那須英二議員のほうから、A4サイズの資料2枚を配付との要望がありましたので、許可をし、各位に配付してありますので、よろしく願いいたします。

~~~~~  
日程第2 議案第1号 平成24年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第8、議案第7号まで、以上7件を一括議題といたします。

本案7件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず大原功議員、お願いいたします。

18番（大原 功君） では、予算の関係があるので、施政方針の中からお尋ねいたします。

今回、服部彰文市長は、原点に立ち返って市政運営に取り組むということですので、この問題については市長は、平成19年2月5日、中日新聞によると、みずから給料を20%カットする、市民税を一円も無駄に使わない、各団体と距離を置くと。各団体ということは、補助金の対象のところだと思います。それから、調整区域を市街化にする、地域と市民の参加で会合をしつつというような発言で約束されております。この点について、原点に戻るところはそういう点なのか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

大原議員の御質問に答弁をさせていただきます。



私は、先日の議会のこの場で、平成24年度の施政方針で私の行政運営に対する基本的な考え方、あるいはさまざまな議案を通しまして、平成24年4月から執行してまいりますさまざまな平成24年当初予算について、この議会で御審議いただきたいとお願い申し上げたわけでございます。原点回帰という中ではさまざまなことを問題にしていかなきゃならないわけでございますが、報酬の問題、議員さんにおいては報酬、私どもにおいては給与という形になるわけでございますが、5年間、実は報酬審議会を開催いたしておりません。そういう状況の中で、新しい期に入りましたら、議員の皆様への報酬、そして私ども特別職の給与については、人事院勧告に基づくいわゆる報酬審議会を開催していきたいというふうに思っております。人事院勧告に基づく報酬審議、そして給与の御審議をいただきたい。また、それ以外の給与の改正等、あるいは皆様方議会の報酬等の改正につきましては、また別の枠であろうというふうに思っております。そういう中で給与、報酬を見直していくということは、24年度からお願いしていきたいというふうに思っております。

それから、さまざまな都市基盤整備事業におきましては、できていることとできていないことがございます。そういうことにつきまして、しっかりと見直しをし、さらにそれが進捗前に進めるような努力をしていきたいという形でございます。

また、そのほかのことにつきまして、この平成24年の期間の中で考えながら行動してまいりたいと、そういうつもりで原点回帰というお話をさせていただきました。以上でございます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） 給料については今言われましたけれども、一円も無駄に使わないと、それから各団体と距離を置く、調整区域を市街化にするということは、平成19年2月5日の新聞には載っております。この点について、私はもう一遍聞きます。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 市街化区域のさらなる延長ということでございますけれども、この問題につきましては、まだできていないところも多々ございます。そういったことにつきましては、また議員各位、あるいは市民の皆様への御協力によって今後も進めてまいりたい、そんな思いでございますので申し上げます。

また、各種団体等と距離を置くということにつきましては、私は当初、平成19年の段階におきまして、確かにそういうことをお話をさせていただきました。その間、社会的あるいは経済的な背景ということも私なりに認識をし、理解をしてきたつもりでございます。しかし、それが私どもの行政とどういう関係にあるかということについては、基本的には同じでございます。距離を置くというよりも、一つの行政の立場ということと団体の立場ということを互いに尊重しながらこれは運営すべきだろうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 愛西市なんかは、補助金対象のところについては、市長はできるだけできないというふうに聞いております。この点については市長も聞いてみえると思うんですけども、それから地域とのいわゆる懇談会、タウンミーティングとか、こういうのをやるというふうになっているんですけども、これは今の初心に戻る、原点に戻るという点からして、市民が弥富市は何をやっておるんだということとか、もっと弥富市のことを知りたいという市民はかなりおると思います。こういうのを含めて、議員でもそうだけれども、議員が議員活動をやっておるからというので、報酬とボーナスと合わせて約650万近く年にいただくわけですけども、これは活動しておるということで、いろんなところに行ったり、行政のお話、あるいは地域のことをしておるわけだけれども、市長はこういう点についてもやるというふうで、行政を市民参加でガラス張りにすると。また、円滑な市民運営をするということの目的だと、私は、原点に戻るということはそういうふうだと思っていますけれども、そうじゃありませんか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員のおっしゃるとおりでございます。私も過去5年間、さまざまな団体の皆様、そして市民の自治会の皆様、そういった中では積極的に懇談会をしてきたつもりでございます。今後におきましても、私の行政運営、あるいは施政方針等々を踏まえまして、機会あるごとにそれぞれの学区、あるいは地域の中で懇談会を開催していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市民参加という話でそういう話があったんですけども、話に聞くと、地域の中では一、二回やられて、もうあれから四、五年は全然そういう話がないよという話があるんですけども、やっぱりそれはお互いに約束したこと。約束というのは、ことしの場合はきずなという話がよく使われております。約束はきずなであって、守ることが大事です。きずなの中でも私も神様、仏様をよくお参りして、いろんなところで聞くんですけども、きずなの中でも悪いきずなといいきずなと。人をちょうらかしたり、だましたりするきずなと、それから人を育てて、そして人に安心な生活をさせる、そういうきずなが2つあります。やっぱり約束したことは守っていただきたいということで、今市長が言う施政方針の中で、これから市民等の参加を続けるということでもありますので、できるだけ早く、この当初予算が済んだ後やっていただくということで、次のところにさせていただきます。

総額で言うと歳入歳出が総額151億7,000万になっておりますけれども、その中で調整区域を市街化にするということになれば、農業の基盤整備というのが大きく変わると思うんで

すけれども、この点については変わりますか変わりませんか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

昨年の3月11日の東日本大震災以来、我々生活環境は、弥富市におきましては大変厳しい環境にあることも事実でございます。さまざまな形で農業農村整備事業、いわゆる農業の基盤整備事業につきましては、国あるいは県という形で御努力をいただきながら進めてまいらなきゃいかんというふうに思っておるところでございます。しかし、大変厳しい予算でございますので、農業に関する基盤整備等々の予算につきましては、多少減額せざるを得ないというような状況でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 調整区域が市街化になるということは、パイプラインが減っていくというわけね。そうなってくると、せっかくパイプラインでつくったものが、残った農家で負担金が多くなるんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、この点についてはどうですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 地盤沈下対策事業でパイプライン事業を継続してこれからやっていくわけですが、非常に総延長が長いわけございまして、ここで今データを持っておりませんが、弥富市は非常にパイプラインの路線としては長くなります。そうした中では私どもとしての負担が16%、そして受益者負担が1%ということがあるわけでございます。あとは県のほうでやっていただくという総合的な事業でございます。いずれにいたしましても、農業振興地域として、あるいはさまざまな自然災害の中、安心・安全という状況の中で、このパイプラインの設置につきましては、老朽化もしておりますので、早急にやっていかなきゃならないだろうというふうに思っておるところです。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうじゃなくて、調整区域を市街化にするということは、パイプラインが必要でなくなるわけね、逆に。その分について、農業者の残る人が負担を負いながらいかないかと思うんだね。借金は返還していかなあかんからね、パイプラインは。その部分が多くなるんじゃないかなあということを聞いておるわけ。この点はどうですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今後、市街化になった場合に、設置されておるパイプラインがどうなるかという見解でよろしいでしょうか。

そういった形においては協議をしていかなきゃならないわけでございますので、例えば市街化の中で引き続き農地、農業をやっていかれるという状況においては、そのパイプライン

を利用していただいて、用水等の負担を払っていただいて継続していくことが望ましいと思っております。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） これからは市長が言う南地域については、いろんな企業を誘致していくという話もあいさつの中では聞いております。そういう中には当然パイプラインがあります。そうするとパイプラインが、土地を売った人については、もう私のパイプラインじゃないからいいんだということになってしまうと、あと残った人の、パイプラインが引いてあって、そして調整区域のところを市街化にするということになると、当然パイプラインは要らんようになってきます。その負担のことを聞いておるんです。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 一つの仮説で申し上げますけれども、私どもとしては、都市計画マスタープランの中で鍋田地域、あるいは末広地区の中でそういった区画を持っておるわけでございます。この土地開発をどうしていくかということについては、また別の問題でございませぬけれども、そういった区画の中において、例えば工場誘致等々が形成されたならば、パイプラインの機能というのは要らないわけでございますので、そのことにつきましては、負担を必要としないと、農業者が負担をする必要はないというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そういう負担がないということで、あとの残った人がパイプラインの距離についても全然負担はかからない、影響ないということをお願いしたいと思います。

それから、みずから生命・財産を守るという発言をされておりますが、みずから生命・財政を守るということにつきましては、今、都市道路については、穂波線や向陽線、中央幹線、あるいは日光線なんかガードレールがないわけね。道路というのは、道路管理者は市長であるので、中学校の子供、あるいは小学校の子供が通学路として利用してある。こういうところに対して、日光線なんかよく見るとわかりますけれども、縁石のところにはタイヤがすっぺるところがいっぱいあります。今にも歩道に車が乗り上げるということにもなりかねません。こういうのについて、ガードレールの設置をされていくのか。みずから守るということは、行政がやる立場のことで守っていただいて、その後、みずから市民が生命・財産を守るということが基本であると思っておりますけど、この点はどうですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 都市計画道路は、全部で弥富市内は7路線あるわけでございますが、喫緊の課題といたしましては、今、大原議員がおっしゃいました穂波通り、あるいは向陽通

りというのは喫緊の課題でございます。いち早く完成していかなくちゃならないわけですが、今現在、穂波通りの完成度合いは、進捗状況としては35%ほどだと理解しております。また、向陽通りにつきましては、75%ぐらいの進捗状況であるというふうに思っております。こういった状況のものが将来的にはっきりしてまいりますので、早期に装備できた段階においては、その時点でガードレール等の設置、安全基準というものを設けながら、市民の皆様の安全・安心を確保していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 一つの例でありますけれども、日光線の南側、平島にひので公園が間近に完成して、使用ができると思います。あれだけの約1町3反ばかりある公園の中で、日光線から北側からこっちへ公園に行こうと思うと、信号が大体半分ぐらいのところ、真ん中に道路があって渡るわけなんですけれども、この危険性というのがあるので、これについては、やっぱり公園を管理する中で、公園で遊びたい、そして公園で健康づくりをやりたいというのが、平島町やいろんなところから見える方の対策になると思うんですけど、これについて信号をつけるとか、あるいは、いわゆる陸橋なんかをつけて子供が安心して渡れるような、そういうものは考えられるのか考えられんのか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ひので公園のところにおきましては、土地区画整理事業の皆様のご努力、地権者の御努力によって、この4月1日から供用を開始していくという状況になりました。大変感謝申し上げますところでございます。いろんな形で多目的にひので公園を御利用いただき、また地域住民の皆さんも含めて、弥富市民の皆様の憩いの場になればと思っております。

全体的な、それに対する北側から大きな道路を挟んで南側に移っていただかなきゃならないという状況もあるわけですが、これにつきましては、さらに安全管理ということにつきまして、私どもとしても検討してまいりたいというふうに思っております。信号機の設置等につきましては、要望という形で、どういうところにつけていったら一番有効かということについても考え合わせていきたいと。また、地域の皆様のお考えも聞いていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） さっきもらった、所得の階層を6段階を12段階にするということがありますけれども、これは今もらったばかりですけれども、これが対象の件数になるんですか。

議長（佐藤高清君） 大原議員、その資料は那須議員のほうから提出された資料でありまして、市のほうからは出しておりませんので、御理解をお願いします。

18番(大原 功君) この質問を聞いておるんだから、質問を聞いた中にこれが出ておるもんだから、ついでに聞こうかなと思ったんだけど、それはなしにしてもいいですけども、私が前にちょうど議長のときでしたか、今から7年ぐらい前、所得減税というのがありまして、国に納める税金については、12段階ということが6段階になりました。このときには、国のほうに納める税金については安くなって、地方に納める税金については12%が15%というふうになって、地方に納める税金が多くなるという仕組みになっていたわけですね。これが6段階が12になると、低所得者の方の税率というのは弥富市の中でどのくらいの方が対象になるのか。

議長(佐藤高君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 今回、介護保険制度は、議案質疑の大原議員の中で項目がなかったものですから、ちょっと準備しておりませんが、介護高齢の中では私ども今回、今までの6段階から12段階と、きめ細かく所得階層というか所得階段を設けておるところでございます。そうした形におきましては、所得の低い方に対しては、より負担の軽減を図っていくということでございまして、標準額を今現在私ども示させていただいておりますのは、4,550円で第6段階の方のところを納めさせていただいております。そして、一番高いところにつきましては12段階で、6段階のところを1とするならば、一番高いところでは12段階という形になるわけですが、それが2.1倍という形で御負担をいただくと。そして、所得の低い方におきましては、0.4という形で標準額の40%をお願いしていくということでございます。

その階層に対してどれくらいの方数がお見えになるかということにつきましては、ちょっと担当のほうから答弁させていただきます。

議長(佐藤高君) 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長(松川保博君) ただいまの大原議員からの御質問の、今回、第5期の介護保険事業計画の、低所得と見込んでおります第1階層と第2階層の方の全体に占める割合でございますけれども、第1段階の方が、おおよそ人数的には104名で、1.15%と見込んでございます。第2階層の方につきましては、917人で全体に占める割合は9.4%、その2階層を足しまして、1,021人の方で10.5%と予定してございます。

議長(佐藤高君) 大原議員。

18番(大原 功君) 今の場合は安くなった人ね。そうすると、我々みたいに所得の多い人は、今後は逆に高くなると思うんですけど、高くなった人は何%、何人なの。

議長(佐藤高君) 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長(松川保博君) 今回、課税段階とさせていただいております旧の5段階、6段階の層の関係でございますけれども、課税の段階ですと第7階層が、全

体で申しわけございませんが、4,275名の方を見込んでおりまして、率に直しますと43.8%と見込んでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） これについては、安くなる人がおれば高くなる人もおるので、公平感とか平等性を考えれば、所得の多い人が払うのは国民の義務であるので、その点については私も何とも言いません。

今は、地方が国に納めるほうの税金が多くて、逆にバランスが悪くなっておる状況であるわけね。国のほうに納めるのは、47都道府県で約98兆円近く国に納めるわけね。ここの中で大体50兆円ぐらいが47都道府県の割合というふうにとらえるわけですけども、地方から国のほうに納める税金が今では逆に高くなっておるんじゃないかなあと思うけれども、こういうの見直すために、今の6段階から12段階というのも出てきたのではないかなあと思うんですけども、この辺のところについてはどういうふうに思ってみえますか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 平成24年度の国の予算というのが、私の記憶が正しければ90兆3,300億というふうに理解をしておるところでございます。そして、税という収入は四十数兆円になっておるわけございまして、98兆円と今大原さんはおっしゃいましたけれども、ちょっとそれは違うのではないかなあというふうに思っております。

いずれにいたしましても、国に財源がない中で国債を発行し、財源をつくり、さまざまな国の事業をこの4月からおやりになるわけでございますが、介護保険制度につきましては、被保険者ということで40歳以上から64歳までが第2号被保険者、そして65歳以上が第1号被保険者ということで、その保険料で半分財源を賄うことになっております。そして、もう半分の公費という形では、国が25%、県が12.5、私どもの市町村が12.5という形で、公費は半分という状況でございます。しかしながら、この国の公費の25%のうちの5%というのが調整交付金という形になっております。これは国が、高齢化率の高いところについては、国の25%以上の形で公費が支出されるわけでございますが、私どものほうといたしましては、その国費の25%というのはいただけません。これは、高齢化率がまだ若干平均より下回っているということもあるわけでございます。いずれにいたしましても、公費という形でしっかりと介護保険制度というのを支えていただかなければ、県も市町村も大変疲弊をしておるわけです。議員おっしゃるとおりございまして、その財源を、私どもとしても介護高齢という形では国のほうに求めていきたい。

また、今回の社会保障・税一体改革ということが、今国会の一番のテーマであるというふうに私は思っておりますけれども、その辺のところの成り行きについて、国が社会保障、医療、介護、福祉というところについて、どのような形で手当てをされるのかということが非

常に大きな問題だろうというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 国の方に納める地方からのものについては、少し違うという話でありますから、今後私もちょっと調べていきます。

それから、農業農地の保全と管理ということでありますけれども、弥富市の農業者が本当に生活できるというのは、何町歩あったら生活ができるのか、この辺についてちょっとお伺いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 弥富市の農地というのは、水田と畑を合わせて約1,900ヘクタールでございます。そうした中で水田が70%ぐらいになるかと思っておりますけれども、そんな割合でございます。しかしながら、農業の大変厳しい状況というのが相変わらず続いているわけでございます。高齢化ということも踏まえて、農業環境が大変厳しいというふうに思っております。私たちといたしましても、農業の集団化、農地の集団化ということもさまざまな会議の中でお聞きし、そういったことに対して賛同させていただいておるところもあるわけでございます。また、農協等におきましても、それが窓口になって、農地の集団化というものがあるわけでございます。

しかし、昨年、国のほうが予算10億を計上して、農業の集団化に対して10アール当たり2万円の補助金を出すという形で集約化を図られたわけでございますが、全く予算が消化されていないというのが現状でございます。せいぜい15%、20%ということで、農業の集約化が全国的に進んでいないというのが現状でございます。これはさまざまな問題があるかと思っておりますけれども、その要因は別といたしましても、相当の集団化でないと現在の農業というのは大変厳しい環境にあるということは間違いないと思います。そうした中でこれからの集団化に対する国の施策、あるいは県の施策ということが必要だろうというふうに思っております。

また、生産者がつくられるお米を中心としたさまざまな価格を保証していかないと、大変厳しい状況にはなろうかなあというふうに思っております。どれぐらいの規模という形になりますと、東北だとか北海道だとか、そういったところでは何十ヘクタールというのを1つの集団でおつくりになっている。そういう規模でないと大変厳しくなっていることは事実だろうというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今市長が言った戸別補償というのがありますがけれども、この戸別補償というのは、農地をやっている方が全部もらえるわけじゃないんだね。これは、販売をする証明をもらわないと出ないわけね。そういうのに対して、いわゆる証明をもらっていない



人、同じ農地をやってみえて、戸別補償の10アール当たり2万円をもらっていない人、これは何人ぐらいいますか、弥富市で。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この制度につきましては、過去から継続され、また今年度から新しい制度のもとで継続という形になるわけですが、その辺のところにつきましては、担当のほうからちょっと資料等報告させていただきますけれども、基本的にはそういった耕作者に対して、例えば戸別の小さい耕作者もいただいてみえるというふうに理解をしているところでございます。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 大原議員の御質問にお答えさせていただきますが、データのものは今現在お持ちしておりませんので、後ほど資料提供させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長もよくわかると思っておりますけれども、昨年の10月では農業者は約204万人、平均年齢が68.5歳というふうで、国の農業で生活ができる範囲というのが2町7反というふうで、約8,000坪近くの方の農地をすることによって、農業としての本当の生活ができるというふうに聞いております。管理者として保全管理をするという中で、農業者が、パイプラインや基盤整備をやったりする中で、パイプラインを引いたけど、実際にはその負担だけで、戸別補償については証明がないので、お金をいただけないよというところがようけあります。

こういうのも含めて日本にはT P Pということがありまして、これについては、米には778%、麦には252%という大きな関税がかけられております。これも、7月ごろになると政府が各国についているんな協議もされたり、あるいはF T Aとって2国間の貿易の関税の引き下げとか、米についても、95年に日本が各国から輸入について非課税扱いとするということで、今、76万6,000トンぐらいが日本に入っております。これは菓子をつくったり、しょうゆ、あるいは家畜の肥料というふうにも言われておりますが、こういうふうで日本の米が余っておる中にまだ米を輸入するというバランスが悪過ぎるので、この辺についても、今後市長がいろんなところと会われるときに、どういうふうにするんだと。

実際、日本の今の食料自給率は42%ぐらいですね。42%あって、今市長が言われるように、弥富市に1,900町歩あれば、大体1カ月に食べる米というのは1トンぐらいだと思います。

1俵であれば、450町歩あれば弥富市の自給率は100%になっちゃうわけね。そうすると、4倍ぐらいあるわけだな。そうすると、農地面積によって戸別補償の金をいただくということをしないと、東京なんかとか名古屋では、米もつくっておらん、何にもつくっておらんでも、

結局あの人たちは生活できるわけ。我々は一生懸命やっておっても、結局農家については赤字。今言う2町7反、約8,000坪という農地じゃないと、国がそうやって認めておるわけね。そういうのを含めると、これからの農地の考え方というのは大事なことだなあとっております。それについては答弁は要りません。

次に、金魚組合についてちょっとお聞きしますけれども、金魚組合には111万の補助金が出ておるんですけれども、金魚組合というのは、飛島も、それから蟹江、愛西市、津島もたしかこの組合に来ておると思うんだよね。そういうのがあって、弥富市だけが110万だけじゃなくて、向こうの人も弥富で売っているんだから、やっぱり組合費というのは取るべきではないかなあと思うんですけれども、この辺はどうですか。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） お答えいたします。

議員の言われました、ほかの地区からもということでございますが、弥富金魚漁業協同組合さんの組合員構成でございますけれども、お聞きしましたところ、弥富、飛島、津島、愛西ということで、3市1村の正組合員119名ということで組合員構成が成り立っておるということでお聞きしております。

また、先ほどほかの市町村からもというお尋ねでございますが、助成金でございますが、組合にお聞きしましたところ、弥富市及び津島、愛西、飛島、3市1村からも助成という形でいただいております。

18番（大原 功君） 幾ら、津島とか蟹江とか、そういうのを全部分けてやってちょうだい。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 前年の部分で申しますと、お聞きしましたところ、津島が4万7,104円、愛西が1万2,000円、飛島が8万円ということで助成金が入ってきておるということでお聞きしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 合計を合わせても大した金額でない。約1割強ですけれども、今、金魚のことを言われましたけれども、弥富で金魚を生産しておるのが多いのか、愛西と津島と飛島と蟹江、このところの生産量とどのくらい変わるんですか、4つ合わせた中の弥富と。

議長（佐藤高清君） 商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） お答えいたします。

生産量ということでございますけれども、私ども今持っておる養殖面積については、弥富が54万2,266平米で、飛島は22万198平米、津島が2万3,652平米、愛西が5,100、合計79万1,216平米ということで、養殖面積では伺っておるんですけど、それぞれの面積でどれだけの量が上がるかということまでは、ちょっと正直つかんでおりませんので、済みませんが、

面積のほうで、こういう比率だということ置きかえていただけますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、担当のほうから面積について、それぞれの市町村の面積割を発表させていただきましたが、弥富金魚組合一括で生産量というのをとらえてみえるようでございます。ことしの総会に私も出席させていただきましたけれども、約7億8,000万ぐらいの売り上げであるというふうに向っておるところでございます。そうした中で、それぞれの面積割ということに相等しくなってくるのではないかなあというふうに思っておりますので、御理解いただければと思っています。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、面積割というのが出たんですけども、一部組合の消防なんかだと、面積割というふうで負担金を出しておるわけだな。そういうふうであるので、普通から言うと弥富の金魚だから、弥富の金魚が飛鳥からとか津島から来るということは、普通は表示法で違反になるんじゃないかなあということもあるわけね。それは考え方があって、今は原産地を必ず表示しろということで、金魚を食べる人は少ないと思うんですけども、そういうのをきちとしないといけないかなあというふうに思っております。できたら、弥富市はこれだけの、111万1,000円も払ってしているんだから、もうちょっと他町村の方も協力金としていただく。負担金じゃなくて協力金というふうで、弥富がこれだけしておるんだから、大体それから割ってくると、少なくとも計算すると14万そこそこであるわけだから、実際これの半分ぐらい、50万ぐらいを各市町村からもいただくようにしないと、金魚組合が110万で本当に生活がやっつけられるかといったら、なかなかやっつけられんと思う。そういうのを含めて、今後検討していただきたいなあと思います。

それから、次に入ります。

弥富市の女性の会の補助金ということで80万ありますが、これは何人ですか。

議長（佐藤高清君） 八木生涯学習課長。

生涯学習課長（八木春美君） 女性の会の会員についての御質問でございますが、弥富市の女性の会の会員数につきましては、23年度においては学区の合計で609人でございます。学区ごとでは弥生学区が105名、桜学区30名、大藤学区38名、栄南学区40名、白鳥学区110名、十四山地区286名、合計で609名であります。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 地区女性の会補助金というのがあるんですけども、これについて110万出ておるんですけども、これについてはどういうふうな割合で出ておるのか。例えば学区別とか地域によって30人とか40人でありまして、40人に対して幾ら出ておるのか。

議長（佐藤高清君） 八木生涯学習課長。

生涯学習課長（八木春美君） それでは、地区女性の会に対する総額100万円の補助金の内訳を申し上げます。

会員数、対象者数については先ほど申し上げたとおりですが、まず100万円を6地区へ均等割8万円の48万円、残り52万円について人数割で配分しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、福寿会は1団体約50人で8万4,000円ですけれども、これについてはかなり今の割合が違うと思うんですけれども、これはどういうふうに違うんですか。

議長（佐藤高清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（八木春美君） 福寿会との考え方ということでございますが、どちらにしても会の事業に対して運営費を補助しておりますので、女性の会につきましては、年間を通して市や教育委員会、コミュニティ推進協議会の主催事業への参加を初め、施設見学や研修会、ボランティア活動など多岐にわたっておりますので、そういった運営費に対する補助ということなんです。

福寿会のほうにつきましては、単位団体当たり幾らという設定がしてありますので、これも単位団体当たりの活動費ということではございますが、規模の違いやら事業の違いやらで予算額が違うというふうに解釈しております。

議長（佐藤高清君） 介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 福寿会のほうのお尋ねもございましたので、お答えをさせていただきますけれども、単位老人クラブの補助金につきましては、福寿会が行ってございます社会参加活動、それから生きがい活動等の各種活動に対して補助をさせていただいております、在宅の高齢者等の福祉の向上を目的としてございますけれども、その人数的なものでございますけれども、24年度の補助対象としている単位老人クラブの単位数は74団体、それで人数的には4,945人の会員数を見込んでございます。それで、全体で、先ほど議員が申されました8万4,000掛ける74団体の621万6,000円を予算計上させていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今私が言っておるのは、30名で8万円とかそういう話が出ておったんだがなあと思うんだわ。そのことを聞いておるの。30名で幾ら出ておるのかということ。30名とか40名って、地区によって言われたでしょう。違うのか。そういう意味じゃなかったの。あなたが説明したときは、地区について30人とか40人という話が出たから、その地域について30人で幾ら出ておるんだということを聞いておるわけね。それを説明しないと、合

計のものをすると、子ども会なんかとか福寿会なんかだったら、市長、相当ようけおりますもんね。そんな中ですと、8万4,000円の福寿会の金額よりは片方が高いんじゃないかなあなんていうことになっちゃうわけなんです。

福寿会でもボランティア活動を、よく日光線でもどこに行っても交通安全をしたり、あれも福寿会の方がやっている。それから、防犯のこともやっております。あれも毎日やっていますね。女性の会は毎日じゃありませんけれども、あれは毎日、交通安全をやっておりますし、桜から帰る途中でやっています。市長もよく行かれるで、わかると思いますけれども、回数からいったら全然違います。だから、回数じゃなくて、団体の30人のところでこれだけの金額ということが当てはまる金額であるのかないのか。

昔、今はなくなったかもわかりませんが、勤労者補助金というのが1人当たり2,000円ありました。これはもうだんだん廃止しようということで、体育会やら団体によってまたお金を払っておるので、こういうのはなくしようということになりましたけど、そういうのがあるから、それを含めて30人で幾らという割合を聞いたわけね。1人当たりの金額が幾らになるかということ。

それで、子ども会の場合は、ついでに聞きますけれども、56団体で110万ですから、56団体ということは、1団体については1万9,800円か700円ぐらいの計算になると思うんですけど、えらい団体によっては違うわけなんだ。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答えいたします。

それぞれの団体の加盟人数というか、会員の数も違うわけでございます。先ほど生涯学習課長が話をさせていただきましたように、それぞれの団体の目的等、あるいは活動等もそれぞれ異なっておるわけございまして、私がここ数年、それぞれの団体の皆様とお話をさせていただき、12月の段階で主たる団体の皆様と、来年度の予算について御希望あるいは御意見等をお聞きしながら、従来の画一的な1人当たりどうのこうのということじゃなくて、それはそれとしてきちっと押さえなきゃいかんわけでございますが、それぞれの団体がどのような活動をしていただけるかということがまちの活性化につながると把握しておるところでございます。そうした意味で、それぞれの団体と個別的に御協議をさせていただきます。そして、次の新しい年度に対しまして、どのような活動方針がございませうかとお聞きしながら、予算をふやしたり、あるいはほかのところにつきましては減額をするというような状況も中にはあるわけでございます。ことしの細かい予算の中ではそのような形でさせていただきました。

今、福寿会のほうにおきましては、希望といたしましては、補助金の額をふやしてくれるということについては、大変ありがたいということは思うけれども、そうじゃなくて、我々

がもっと行動しやすいようにしてくれと、朝早くバスが出発できるようにしてくれと。そして、距離制限ということについても、少し柔軟に考えていただきたいというようなことで、福寿会とはお話をさせていただきました。また、女性の会の団体の皆さんとは、平成24年度に女性の会で、女性の集いという形で講演会を開催していきたいと。別に講師を呼んでいただいて、そういったことでプラス20万円増額をさせていただきました。例えば去年の例でありますと、文化協会に対しましては大幅な予算をつけさせていただいたわけでございます。それも認めていただいたわけでございますが、金額的には80万ほど増額させていただきました。そして、弥富市の5周年記念事業で、文化の集いということをしていただいたわけでございます。子ども会につきましても、去年は30万円ほど余分につけさせていただいております。そういった中で、どういう団体が活動していただけるか、あるいは市民と一緒に参加していただくような催しをしていただけるかということが大事だろうということで、例年12月になりましたら、そのような形で協議の場を持っているわけでございます。これからもその方向で予算ということについては考えていきたい。大事な税でございますので、それが生きた形になるように努力をしていただきたいと思います。と思っています。

私の計算でございますけれども、例えば女性の会と福寿会の1人当たりの予算配分としては、ほぼ同額だと思っています。例えば女性の会は1,642円、総額から割っていただくとわかるわけでございますが、そして福寿会のほうが1,680円というようになっておりますので、これは基本的にはそういう計算式ではないんですけれども、平等になるような形で今後も考えていかなきゃならないだろうというふうには思っております。それよりも、最初から言いましたように、どういう活動をして市民参加をしていただけるかというほうを力点に置きながら、予算づけという形で考えていきたいと思っています。

議長（佐藤高清君） 大原議員、残り時間が少なくなりましたので、簡潔にお願いします。

18番（大原 功君） 女性の会というのは昔の婦人会でした。これが変わって女性の会になった。これは、ほとんどボランティア活動で進んでおりました。そういうのでありますから、やっぱりボランティア活動と補助金をもらってやる事業とは異なる点があるんじゃないかなあというふうに思っている。経費というのは、ボランティア活動をされる方と活動をするものとは大きく違います。だから、福寿会の方でも、交通安全をしたりなんかするのはボランティア活動でやっております。そういうのも含めてあるので、市としては、ボランティア活動が目的なのか、あるいはこれが地域の運動・活動なのかということをしないと、これからはだんだん税収が少なくなってくると、あの団体は多くて我々の団体はこれだけで、子ども会なんかでも、多くの方が缶集めとか新聞とか段ボールなんかを集めて、やっとそれで集まったときにお茶でも飲もうかという、お茶を飲むときは自分の金で払わなきゃいかんと。その金は使えないというふうで、本当に子ども会でよその子供さんやいろんな子供さん

を安全にさせようと思うと、なかなか難しいというのが現状であるので、そういうのを含めて新年度は新しい施策としてやっていただけるようお願いを申し上げて、質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 以上で大原議員の質疑を終了し、1時間近く過ぎましたので、暫時休憩をしたいと思います。再開につきましては11時5分から再開をしますので、よろしく願いたいと思います。

~~~~~  
午前10時59分 休憩

午前11時05分 再開
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

私は、減災・防災についてと生活保護について、2点質問をしたいと思います。

それぞれ東北の震災、昨年3月11日、そして1年を迎え、弥富市としても東南海・南海地震を予測しながら、今日までそれぞれ学校、保育所、庁舎等、防災、市民との約束を果たしてきたところでございます。私は、特に防災・減災について、今その歩みと同時に、弥富市の総合的な予算について、一般財源、特に151億、あわせて特別78億、それぞれ弥富市として総合的な予算が今年度も組まれています。

その状況の中で特に防災についてお伺いしたいと思うんですけれども、当初、弥富市の中で避難所を各学区別に、人口2,000割りで1カ所ずつ5,000平米という目的で、それぞれ実施を計画を立てながら来たわけですが、今、昨年の3月11日の変化から、大きな私どもの防災に係る考え方が変わることは承知をします。しかし、市民との約束は行政は継続と計画であるということ考えたときに、今この避難所のあり方についてどう変わるのか、あわせて総額予算の中で防災・減災にかかわる部分について、どんな状況を年間予算の中につくっていくのか、この2つについて、変化と同時にそれぞれお答えを願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 一昨日が3月11日以来、丸1年で、東日本大震災から1年であるわけですが、被災地の皆様に対して、この場をかりまして改めて御冥福とお見舞いを申し上げます。復旧・復興ということに対して、まだまだ進んでいないというのは皆様も御承知のとおりでございます。

この1年間、私どもは特に行政職員という形におきまして、今後の防災あるいは減災ということに対して、これほど時間を費やしたときはないかなあというふうにも思っ

ているところでございます。さまざまな災害を一つの教訓として、あるいは昭和34年、伊勢湾台風という苦い経験もあるわけでございます。そういう中での教訓ということ、私たちの住んでいる環境、ゼロメートルマイナスという地域に対して改めて考えさせられる問題でございますし、ほかの自治体よりもより一層考えていかなきゃならない。海に面し、川に面しているわけでございますので、そんなことを強く思い、この1年経過してきたつもりでございます。

そういう状況の中で、以前私は、今伊藤議員がおっしゃるように、それぞれの学区・地域におきまして防災広場を建設していきたいということを考え、皆様のほうに御提案もさせていただきました。その一番最初は白鳥学区からスタートしたいということでおったわけでございます。その間につきましては、いろいろと用地交渉等々も進めてまいりましたけれども、なかなか私どもとして折り合いがつかなかったというのが現状でございます。そうこうしているうちに今回の東日本大震災でございます。

従来の防災広場ということにつきましては、さまざまな災害があるわけでございますけれども、高さということに対しては余り考慮しておらなかったことが現実でございます。今私たちは、東海・東南海・南海地震、あるいはそのほかの日向灘等々を入れますと、4連動、5連動の地震ということ想定した場合においては、市民の皆様の安全ということをいかに担保していくかということは、高さとの勝負であろうというふうにも思うわけでございます。そういう中であって、従来の防災広場という状況から、避難場所としての建物建築という形で方針をしっかりと転換していきたいというふうにも思うわけでございます。これは以前の、ちょっと委員会の名前は記憶にないので申しわけないんですけども、委員会の中でもお答えをしたいきさつでございます。はっきりとした避難可能な建築物、建築ということに対して方向転換をしていきたいというふうに、この場をかりて議員の皆様にも御提案申し上げたいと思います。

そして、去年は、さまざまな一時避難場所という形で民間の皆様にも御協力いただき、公の施設に対しても、避難マップという形でお示しをさせていただきました。今回は、その避難場所につきまして、具体的な避難のあり方ということについて、表示物等で掲示をしていきたいというふうにも思っております。また、海に近いということをやはり考えていかなきゃならないという中で、栄南学区においては、表向きは集会所となるわけでございますけれども、防災センター機能を持つ建物をつくっていきたいというふうに、平成24年度当初予算にも計上させていただいております。今後の計画といたしましても、やはり河川・海に近いところという状況の中で、あるいは高い建物が少ないという状況の中で、私は十四山地区を考えていきたいというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、最初、伊藤議員からお話がありましたように、財政の状況とい



うのはありますけれども、これは喫緊の課題だということで、いろんなものを少し削減いたしましても、市民の安心・安全を守るのが私たち行政の一番の仕事だろうというふうに思っておりますので、再度、高さという形での避難場所で、それぞれの学区・地域の中で検討し、皆様のほうに御提案申し上げていきたい。そして、その調査費だとかということにつきましても、具体的な年度の中で予算計上させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 避難箇所についての変更をしていきたいというお話は、それぞれ委員会等でも多少あったことも承知はしています。しかし、私ども市民は、やはり各学区で避難所という基本的に当初始まったことは、市民からすれば、今度は私どもはどこなんだという、やはりお互いが認識を持つのが市民の感覚だと私は思っています。ですから、市長が今お話がありました栄南学区の集会所は、それぞれ経費の使い方と今年度予算の6,000万か7,000万で集会所を設置すると。これは、下水道との関係の予算と思っています。

私は、避難所をつくっていく状況というのは、白鳥学区で約1億3,000万の金を予定したわけですね。そうしますと、市民として、1億3,000は学区でどれだけなんだと。7つの学区で10億かと、こういう数字が出てくるんですね。私ども市議会からすれば、当然総額的な予算というものについての考え方というのは、全体的に命と暮らしを守るためにどうあるべきかと、このことが一番重要な議論の課題だということになると思うんです。ですから、そういう状況からすれば、避難という防災の取り組み方について、市政の中で市長の考え方は施策で年度年度にあらわれてくるものもあるでしょうが、しかし今抜本的に国も県もそれぞれの状況はいまだ不明確なところもありますけれども、今市長からお話がありました、次は十四山というお話です。そうしますと、今度、大藤学区はどうなんだと、こんな話になっちゃうんですね。

それで、今このまちの中では、高い高層ビル、それぞれの状況もあるわけです。昨日の十四山での名大の先生からの話にもありましたように、1階はだめですよと。2階も木造建築なら倒壊しますよと。これはもう新聞で皆さん既に御存じのとおりだと思っています。私も、1階の高さは何メートルなのかなあとと思って、けさ自分で実ははかってみたところなんですけど、それはそれなりに身長以上のものはあるわけですけど、しかし私たちの地盤の構造からしますとマイナス地域なんですね。ですから、私は減災の取り組みの過程の中で、特に順序といいますか、いわゆる地域環境を考慮しつつ、総合的に避難箇所をどうあるべきかという議論を、いわゆる計画を予算の中で立てながら、その執行をしていただくことが一つではないかと思いますが、いかがですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員おっしゃるとおりでございます、私が最初に白鳥学区での防災広場という形で観点にしたのは、総合的に考えて、白鳥学区は約6,000名近くお見えになると思いますが、そういう人口に対して避難といった形のところが少ないだろうということも考慮させていただいたわけでございます。今回におきましては、高さと同時に海、あるいは大きな河川というようなことを考慮していかなきゃならないわけでございますけれども、今後はそれぞれの学区における人口というものも十分総合的に考えていかなきゃならないというふうに思っております。そういった中での優先順位をつけさせていただきながら、市民の皆様の避難場所として考慮していきたいと思っております。

議長（佐藤高次君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 予算とそれぞれ今後のあり方について、総合的に検討していただくということを大切にさせていただき、当然そのような状況が私ども市民の安全・安心なまちづくりだと思っております。

私は、そういう状況の中で、とりわけ今このゼロメートル地帯の中で、道路だとか避難場所の問題をやはりじっくりお互い考える必要もあるんじゃないかと。とりわけ私どもの五之三、荷之上地区に公園があります。現実的にあんまり利用されていない。市長も御存じなんですけれども、そういうところに例えば2つの、今までの予定でいきますと、5,000平米ですとこれは1万平米になるんですね、2カ所ですと。そうすると、10メートルぐらいの山、例えばある市ではそういう公園をつくっているんですね、広場を。そうしますと、そのことは避難場所でもあり公園でもあり、そういう検討もできることが1つじゃないかと。

もう1つは、保育園の問題だってそうだと思うんですね。今、国もそうですけれども、幼保一体というのが、私どもの教育環境、保育の環境の問題で出てきた流れがあるわけですね。そうすると、保育園というのは2階以上は建てられないよと。避難場所には非常に難しいところなんですね。ですが、例えば幼保一体こども園というのをつくれば、3階以上はできることになるんですね。これは、少し教育のあり方と子育てとのあり方もあるわけですが、そういう状況をきっちりと前向きにとらまえながら、総合的にまずは検討していただくことも1つだと。

もう1つは道路の問題だと思うんです。例えば、155号線でも近鉄関西線をまたがっています。あそこは高いわけですよ。そうしますと、今弥富市が高いところを求めていくということになれば、国の力もかりながら、名四国道をまたぐ155のいわゆるオーバブリッジ、中央道のオーバブリッジというものも、災害が発生すればもう当然それは通行どめになるんですよ。私たちは高速道路だけじゃないんです。高速道路は1時間後しか閉鎖ができない。ということは、弥富市の中では基本的には液状化現象が発生をする場所なんです。だとするならば、基礎のしっかりしたそういうものを利用しながら、あわせて物流の流れをきっちりと

らまえて、道路だけでなく、近鉄、ＪＲ線もそうだと思っています。特に尾張大橋、木曾川を渡ってくるＪＲは非常に危険地帯なんですね。近鉄もそうなんです。そうしますと、そういう部分を、民間といいますか国といいますか、そういうところとのいわゆる協議が、いかに私どものまちの安心・安全まちづくりの中でどう協議がされてきたのか、またその方向性の問題について今日的に議論がされたのか。私は４点ほど申し上げましたけど、とりわけそのような協議の過程があったのかなかったのか、お伺いがしたいと思っています。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

保育園、今後は幼保一体化ということが流れとしてあるわけですが、これは2015年、３年がかりでしっかりと協議をしていきたいというのが今の国の指針でございます。現在では、総合こども園、いわゆる幼保一体改革につきましては、３階建て等々新たな基準が設定されていないわけでございます。こういった進捗状況において、私たちも例えば幼保一体改革そのものについても議論しなきゃならないわけでございますけれども、新たな問題の避難ということにつきましては、そのときに判断していかなきゃならないだろうというふうに思っているところでございます。

それから、155号線の国道23号線とのオーバブリッジという御意見でございますが、過日、私どもは県のほうと協議をいたしまして、今、155号線も名古屋第3環状線も南のほうから北へ北進という形で一部供用開始をし、事業認可をいただき、間崎公園までということで、どうしても23号線をまたがるわけでございます。先日お話し合いをさせていただき、ここはやはり23号線をオーバーヘッドで上を走らせてくれと要望をさせていただいたところでございます。供用開始までにはまだまだ時間がかかりますけれども、片道2車線という形で供用開始をしながら、将来的には片道2車線ずつの4車線という形で155号線については考えていきたいという御返事でございました。

それから、木曾川の問題につきましては、まだまだＪＲも含めまして協議が細部に至っておりません。あちらのほうの問題につきましては、大変低いところでもございますので、心配をしているところでございます。しかしながら、今、木曾川の左岸堤につきましては、一部の区間、昨年度整備をしていただいたところでございます。例えば津波等で木曾川、あるいは1号線に対する浸水は、堤防の上に黒い大きなサンドバッグみたいなものがあるわけですが、あれを利用することにおいて津波等をとめていきたいというのが、基本的な国土交通省の木曾川河川の考え方でございます。そうした中で一時的なものになるということが前提でございますけれども、それだけでは尾張大橋、1号線ということについては、私たちとしても安全を確保されたことにはならないということで申し上げているところでございます。

いずれにいたしましても、河川あるいは橋梁といったものにつきましては、大変協議といたしましても長時間かかるところがあるわけでございます。いずれにいたしましても、弥富市に対する安全を常に考えながら協議に臨んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長お答えいただいたわけですがけれども、それぞれJR、近鉄、そして国土交通省等々、今後総合的な、私どもの市の環境をどう守っていくかということの中での議論をしていただきたい。

あわせて、防災・減災になると、通学なんかでも教育問題があるわけですね、教育訓練。通学路にまさに2メートルにも満たないような、1メートルぐらいの道路がいっぱいあるんですね。これ地震が起きたとき、あわせて津波が来たとき、そういう関係について市としてそれぞれどんな対策をされてきたのか、教育委員会は。

これは、他市、他県でもいろいろなことが言われています。特に東北の震災のときに、私たちは、先生は精いっぱいそれぞれの状況に応じて事をなされてきたらと思うんですが、しかし、状況的に行政側の責任、教育の責任、これが個々に今問われてきている状況があるわけです。しかも、市も訓練についても、いわゆる訓練はボランティアでやるのか、市民を守るためにそれぞれ時間内に訓練を行うか、こういう問題があるわけですね。労働災害等を含みながら考えられることは、確たる教育、訓練をするなら、労働時間をつけてでも、きちっとそれぞれの立場で弥富市としての予算措置がされるべきではないか。このことの中で安全・安心な学校教育、訓練が行われると思っておりますが、教育委員会としてこの部分について、例えば今日まで、さらにこれから今年度どんな形で行われるのか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） それでは、ただいまの御質問に対してお答えさせていただきたいと思っておりますが、学校現場におけます防災・減災といったことについて、どのように学校として対応しているかということでございますが、当然従来もそれぞれ各学校におきまして、毎年避難訓練を実施しているということでございますが、これは今までは火災とか地震等を想定しまして、年3回ほど避難訓練を実施してきたところでございます。しかし、昨年3月11日以後、津波を想定した訓練が必要ではないかということで、それぞれ各学校におきまして、登校後だとか登下校中に対しても、それぞれどういった対応をしていくのが一番いいのかということで、それぞれの学校で検討をしております。

具体的に言いますと、例えば登校後に大規模な地震が発生した場合には、従来はすぐに連絡をして、保護者の方に引き取りをお願いしておったというようなこともございましたが、それは非常に危険も伴うこともあるのではないかとということで、原則としては、

危険がなくなるまでは学校で待機をさせていただきまして、安全を確認後、保護者の引き取りを待つというような体制に従来から少し変更をさせていただいております。

それから、通学路の途中でもし起きた場合はどうなるのかということで、それぞれ登下校、下校は集団で帰る場合もあるし、登校につきましては、通学団でそれぞれ地区から集団で登校するわけですが、そういった中でどの時点で地震が起きて、それから津波の警報が出たときにどこに避難をするのかということが、非常に判断の難しいところがあると思うんですが、これはそれぞれの学校でも当然PTAも交えまして、子供も当然ですが、そういったところの、まずこの通学団は、この時点で例えば地震が起きたらどうするのかということで、まずは自宅へ帰るのか、それとも学校へ行ったほうがいいのか、近くの避難所へ避難したほうがいいのかということを、それぞれ各個別にきちっと、自分はどこへ行ったらいいのかというのを認識していただいている、そういう指導をしております。最終的には児童・生徒が自分の命は自分で守りということで、上級生は下級生を連れてすぐ近くの避難所へ行くのか、学校へそのまま行くのかという、こういった防災の教育が非常に重要な点ではないかということでございますので、今後もそういった点について、学校現場ではそういった訓練が災害時に生かせるようにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今お答えいただいて、幾つか疑問を抱くところがあるわけですね。それは、学校とPTA、そして高学年の誘導、これは今お答えいただいた一定の議論の過程として、また避難としてのあり方だというふうに私も同感をします。

しかし、一番肝心なことは、家族、あわせて市民とのきずな、学校と教育のあり方、この問題だと私は思っています。みずからの生命・財産はみずから守る、自分たちのまちは自分たちで守る、このことが今問われています。しかし、この問われる中で3月11日の震災を振り返ってみたときに、大きな行政と教育のあり方に今課題があります。そのことは、この訓練がどのような形で何回行われたか、あわせてどうそれぞれ道路、地域、川の状況を点検されたか、そういうところに避難と今後の減災・防災のあり方があると私は思います。ですから、通り一遍の協議のあり方の答弁でなく、避難マップをつくった、それぞれの状況の中で市民とのきずな、学校教育の中でのあり方、こういう問題について具体的に計画的に実施されるべきだと。今、繰り返し繰り返し行っていただくことが大きな課題ではないかと思っています。ですから、17年以降、18年ですか、東海・東南海・南海、今は日向灘も入ってきていますが、そういう状況の中で本当に行政としても多くの建物の安全対策、庁舎の建てかえ等あるわけですけれども、もう一度それぞれ年間計画をきちっと示しながら、予算化をされながらしていただくことを私は強く要望しておきたいと思っております。

ということは、具体的にそういう予算化はないわけですが、見てみましても、政策の中にも予算化の中にも飛散防止はありますが、私たちは議会の中の議論も、その辺を見える行政、そして市民も聞ける耳、見る行政を強く訴えておきたいと思ひますし、最後にこの問題で、市政の中で市民とのきずなの防災についての考え方、取り組み方の中で御意見をいただきたいと思ひますが、施策的な考え方の中でいかがですか、防災について。

議長（佐藤高君） 伊藤総務部長。

総務部長兼十四山支所長（伊藤敏之君） 伊藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

3・11の東日本大震災の、先ほど教育委員会のほうの話題がございました。石巻市の大川小学校のほうで児童が108名中の70名が死亡し、また教職員においても13名中11名の犠牲者があったということで、今そういった避難のあり方について議論が非常にされておるところでございます。

ことしの3月11日でございますが、NHKの教育テレビにおきまして、「シンサイミライ学校」という題目で放映がされました。その中で釜石の奇跡につきまして取り上げられまして、和歌山県田辺市の高雄中学校の特別授業の様子が放映もされておりました。先生につきましては、昨年度まで弥富市の、スーパー伊勢湾台風の高潮のシミュレーションによりまして、水災害の講演会の講師をしていただきました群馬大学の片田教授の、「シンサイミライ学校」という題目の中でのお話でございます。これについて、釜石の奇跡を起こした防災指導を8年間釜石で行っている方でございますが、その中で避難の3原則というものが紹介をされております。想定にとらわれるな、最善を尽くせ、それと率先避難者たれの3点でありました。釜石で市のハザードマップで被害がないと想定された地域で、多数の方がお亡くなりになっております。想定にとらわれずに、より安全な場所に逃げるための努力、そして危険だと情報に反応して避難する行動が多くの人を救うことになるという話がございました。ハード面での防波堤、それらの施設というのが実際には何ら役に立たなかったというのが現実でございます。実際に釜石では教師の指示を待つことなく、中学生が訓練どおり避難し、議員のおっしゃられるように、途中で小学生の手を引きながら避難し、避難場所が危険と判断して、より高い場所に避難して、一人の犠牲者も出なかったというようなことで済んでおります。生徒へのインタビューで、自分たちは訓練どおりに行っただけだということでございまして、奇跡と言わないでほしいというようなことも言っておりました。

震災後、片田先生とお会いしたときでございますが、釜石に入って8年、最初の4年間については必要性を理解してもらっただけに費やしたとおっしゃっておられました。また、放送の中でも、この取り組みが市民に広がる前の段階で大震災が起きたということで、1,000人以上の犠牲者が出たということに対する悔しさをにじませてみえたということでございます。個人の考え方を変えることが、役所の指導よりも減災の大きな力になるということから、非

常に長いスパンの時間はかかると思いますが、意識改革を行うような訓練内容も非常に必要であるということを痛感しておりますので、今後そういった方向でいろんな訓練に臨みたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 答弁は結構ですけど、釜石の話は、それぞれ経験と、それぞれ臨機応変な措置と訓練があったからこそできた。だから、今総務部長がおっしゃったように、行政が構えたことが構えただけではないんだと。みずからという話ですけど、構えることができずみずから構えられない、きずながない、このことはきちりとお話の中で受けとめていただきたい。私は減災・防災について強くそのことを申し上げて、行政としてあるべき姿は、マップをつくったときなど、それぞれの地域において何が起きているのか、どんな状況が伊勢湾台風なり濃尾地震のときにあったのか、私ははっきり申し上げておきますけれども、私は木曽岬の生まれですが、伊勢湾台風のときに私の在所は30センチ家の高さをおやじが上げた。そのことで家は流されなかった。水が引いたときは残った。これは、私が父親から学んで聞いた話です。こういうことが、今私たちの地域で一番求められている。歴史、今日、未来へ向けてどうあるべきかということ、行政がいかに指導力があるかということと同時に、市民とのきずながあるかということも強く求めて、次の課題に移ります。

今日、私も残念ですけども、生活保護家庭が非常に多く弥富市もふえています。全国的にもふえています。このことは、いわゆる経済の状況なり、社会環境の中で起きている課題だと思っています。しかし、弥富市としてもそれぞれ本当にこういう形で、今、社会保障制度が確立されていないから、家族制度の崩壊があるから、また地域環境の中で生活保護者として受けたくないが受ける、また受けることの当然憲法で保障された、昭和25年に制定された憲法上からいって、生活保護という制度がどう生かされ活用されていくかということに、私たちは今社会環境の中で大きく胸をときめかせ、また苦しみ、悩み、行政も議会もあると私は思っています。

そのことの中で、まず来年度2億2,700万、弥富市として予算づけがされています、今日的に。昨年も途中で残念ですけども、補助、いわゆる補正を組まなきゃならなかった、こんな状況だと思っています。しかし、その状況の中で生活保護にかかわる部分について、弥富市としての施策的な今後の対策がございましたら御説明を願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 伊藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、弥富市の現状でございますが、直近の状況といたしまして、平成24年3月1日現在の保護世帯数は170世帯、人員は247人でございます。対前年度同月の比較では、平成23年3月1日現在173世帯、人員は251人ございまして、弥富市としましてはほぼ横ばいで推移を

しております。

最近の状況でございますが、2008年、平成20年秋のリーマンショック以降、派遣労働者や契約社員の方々が、解雇等によりまして仕事と同時に住居を失い、生活の基盤をなくしてしまうことにより、多くの方が生活保護の申請をされました。弥富市としましては、こういう仕事を失った方々につきまして、こういう方々の就労による自立支援に向けた取り組みに力を入れております。平成22年6月からは、就労支援を専門に行う職員を雇用いたしました。職を失い、生活保護を受給する方に対して、履歴書の書き方や就職面接の際のノウハウなどを助言し、ハローワークや、時には就職面接へ同行するなど、きめ細やかないわゆる伴走型支援を行っております。

また、今後についてということでございますが、これはまだきちっと決まったわけではございませんが、国の予算が可決されれば、平成24年度から生活保護の医療扶助費抑制の一環といたしまして、全額国の補助によりまして（仮称）医療扶助相談・指導員を配置する予定でございます。具体的には、生活保護受給者や医療機関、薬局に対しまして、より安価な後発医薬品使用への協力を呼びかけたり、レセプト点検によりまして重複受診や頻回受診、長期入院や長期外来者の指導をし、医療費の適正化を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、生活保護の事務は生活保護法という法律に基づいて行っておりますので、この法律を遵守しまして、生活保護申請時の面接、それから申請開始時の調査、この調査は扶養義務者、それから預貯金や生命保険、土地等の活用できる資産等をしっかり行いまして、真に保護の必要な者を見きわめることが重要でございますので、生活保護制度の適正な実施を推進していくためには、自立支援に向けた取り組み強化を図り、一人でも多くの方の自立を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、課長からお話がありましたように、生活保護の基本的な取り組み方、それぞれ制度の活用というのは私も理解をするところです。

しかし、今私たちを取り巻く環境の中でどんなことがささやかれているかということ、もう既に御存じのように、年金よりもというお話があったり、この弥富市の農家、零細農業と言える部分、資産はあるけれどもマイナスなんですよ、現実。これは、あさって一般質問の中でも申し上げたいと思いますけれども、農業の小作、それぞれ契約、その状況の中でいけば農家はマイナスなんですよ。資産はあっても全く負債なんですよ。だから、資産のない人は、資本があわせてなければ、私ども資産があってもしようもなく、もう農家はつぶれる、こんな状況も弥富市の一面があるということです。これは、今の制度の枠と違った内容です。しかし、生活保護という過程と、生活環境という課題と、地域における環境ということについて、やはり市民と行政が一体の中で、生活保護法は、私ども振り返れば、明治7年から生



まれた日本の古き歴史の中に立った生活保護法の充実が昭和25年憲法で保障されたわけですが、そのことはそのこととして、やはり市民が住みやすい、暮らしやすい、そして理解の得られる状況と同時に、もう1つは、この政策・制度の中に、市長にお願いがしたかったわけですが、方針の中で雇用の確保という問題。やはり企業誘致という問題はありますけれども、この部分の柱も弥富市としてもこれから大きなまちづくりの中では、雇用促進等はいかにあるべきかという対策を十分今後の予算化の中で生かしていただきますことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 次に佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤 博君） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

最初に、施政方針内容の達成度評価ということで通告がさせていただきます。

服部市長誕生後6回目の施政方針であります。最初は別として、おおむね内容には大差はないように理解をしております。問題は、一年一年の施政方針であり、それぞれ1年を振り返って、成果すなわち目的が達成なり前進がなければならぬのであります。また、未着手、未達成なものについては、その原因・要因を的確に把握し、謙虚に反省もしながら、次へのステップとして施策・予算が編成され、施政方針として表現されていくのが常識的というか、一般的な施政方針であると思っております。したがって、先ほど来、大原議員や伊藤議員からも質問が出てきたのは、そういうような点も含めての問題であろうかと思っております。

毎年、施政方針だけを見ていると、第1次弥富市総合計画の将来像、「みんなでつくるきらめく弥富、自然と都市が調和する元気交流空間」のもと、6つの政策目標、「快適で安全・安心なやとみ」ほか5つを定めて着実にまちづくりを進めておりますと、毎回見ごたえのする、着実に前進がしているような、夢多き期待が持てるような文章に見受けられるのであります。本当にすべてが着実に前進しているかどうか。前進しているものもあるでしょう。全く前進がなく、歯がゆい思いをしているものも多々あるわけでありまして。その顕著なものが、何回も出てきます155号線の南進問題、あるいは日光大橋西線とか弥富十四山線であったり、JRや名鉄の弥富駅、また市街化区域の前ヶ須地区の整備などでありまして。予算的に何ら対応策は見られておりません。今後どのようにして整備していくのかと、施政方針で問いたくなるものがたくさんあるわけでありまして。また、あすの一般質問でただしていきませんが、ただ耳ざわりのいい言葉だけで評価されようとしても、現実の弥富はよくなりません。

施政方針とは、市長が先頭に立って、リーダーシップを発揮して実行力を議会や市民に示し、訴え、議会や市民に協力を求めていく唯一の機会でなければなりません。したがって、アメリカでは大統領の一般教書として、これによって世界の経済、外交などいろいろの問題に影響を与えるほどの重要な内容が含まれているのであります。そこで、少なくとも昨年23

年度の施政方針、施策を振り返って、どのような前進・達成が認められているのか、また反省すべき未着手・未達成な内容が存在しているのかどうか、また24年度の施政方針、予算編成にどのように反映されているのかを率直にお示しいただきたいと思ひます。

議長（佐藤高清水君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

前の議員からの御質問等も含めまして、平成23年度、この1年間は、先ほどもお話をさせていただいたとおりでございます。東日本大震災に対する、その教訓としての防災・減災という形で非常に時間を割いた、そんなことを強く思っているわけでございます。そういったことにつきましては、私どもとしてもその期間中、国及び県、あるいはさまざまな団体の中でお話をさせていただき、防災・減災が少しでも前へ進むような形で、我々ができないところについては、国・県のお力添えをいただかなきゃならないわけでございます。

そうした中で23年度に対しましては、国のほう、あるいは県のほうに御要望申し上げたのは、鍋田の高潮防波堤の老朽化対策、そして伊勢湾口のところにおけるGPS波浪計の設置でございます。これは、ほかの自治体等も含めて、団体で要望させていただきました。その結果、調査測量費をつけよう、あるいは名港管理組合でも、きょうの新聞紙上でも載っておりますけれども、防災対策あるいは減災対策として39億で海を守っていこうというふうに予算が計上されているわけでございます。大変ありがたいなあと思っております。

また、新たに、そういった形で要望した結果として、海岸の整備事業の中で鍋田地区における堤防補強が実施されました。延長約200メートルで2億円の予算を計上していただいたところでございます。こういった形についても、とにかく津波が発生した場合に、いわゆる海岸でブロックするんだと、守っていくんだということに対しては、これからはまだまださまざまな計画をお願いしていかなくちゃならないと思っております。

また、内水面の管理におきましては、湛水防除事業等々をお願いしておるわけございまして、鍋田2区の排水機の新しい設置についても御要望申し上げ、進捗率は平成23年度で56%の進捗でございます。27年度、新しい排水機が完了し、内水面のさらなるパワーアップという形でつながっていくと思ひます。これに対しても、継続で3.2億の予算をつけていただいたところでございます。また、緊急排水施設という形で稲元において、稲元地区は弥富の中でも一番低いところでございます。御承知のとおりでございます。こういった中で新しい排水機の予算をお願いしておりますところでございます。これも進めていただいております、現在では23%の進捗で、今年度も平成24年度の予算としても3,800万をつけていただいております。

続きまして、道路のお話がございましたけれども、ほかのところにつきましても、事業計画について進捗状況を申し上げます。

公共下水道におきましては、平成22年3月末に第1期供用開始で、地域の皆様に接続ということをお願いしておるわけでございます。私どもの建設事業の進捗でございますけれども、総額としては全体で事業認可面積は313ヘクタールでございます。そうした中で22年度末の状況で134ヘクタール、42.8%の進捗でございます。23年度におきましては156ヘクタールを新たな事業認可をさせていただきまして、全体では23年度末では49.8%の進捗になっております。次の環境への新しい取り組みという形で、公共下水道事業は非常に必要性を感じておるわけでございます。そうした中で肅々と延ばしていきたいというふうに思っております。供用開始におけます接続率でございますけれども、私どもは2年の計画で40%を目標に進めておりましたけれども、平成24年3月末には37%の接続率になってまいります。今後ともそれぞれの供用開始地域の皆様には御協力いただきまして、次の環境整備のためにお願いをしていきたいと思っております。

それから、道路計画の進捗について申し上げます。

市の、先ほども言いましたけれども、7路線が市道認定しておるとおりでございます。向陽通りにつきましては75%の進捗でございます。穂波通りにつきましては、今、橋等をやらせていただいておりますけれども、進捗率としては47%でございます。平島等の区画整理事業が今年度終わりますので、そういった状況においては少しおくれをとっていることに対しては反省をするところでございます。しかし、市としての大変重要な路線でございますので、向陽通りあるいは穂波通りにつきましては、これからもその延伸に対して努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、県決定の路線でございますが、これは総延長距離42.5、13路線があるわけでございますけれども、今までで改良済み延長は24.5キロということで、整備率は57.6%になっております。しかしながら、名古屋第3環状、先ほど佐藤議員がおっしゃったところの道路、あるいは日光大橋西線、弥富名古屋線が、毎回議員の皆さんからも御質問をいただくわけでございますけれども、その整備率がおくれていることにつきましては反省をしております。現在、名古屋第3環状におきましては32%の進捗率でございます。それから、日光大橋西線につきましては、一部のところを除きましてほぼでき上がってきておるわけでございますが、今年度も平成24年度も予算をつけていただきました。現在の進捗率は70%でございます。そして、弥富名古屋線におきましては、整備がおくれているわけでございますが、進捗率は36%という状況でございます。今後も関係機関に要望していきたいというふうに思っております。

それから、議員のお示しの名古屋第3環状線、155号線の車新田南の交差点からの南進、いわゆる工区としては前ヶ須になると思っておりますけれども、新政成弥富線までの供用区間でございます。ここにおきましては、大変事業がおくれていることについて反省をするところで

ございますが、実際この路線に関しましては境港まで1.1キロ、昨年の5月、6月の段階で供用開始をさせていただきまして、県のほうの考えといたしましては、今後は2.9キロ、いわゆる国道23号線をまたがって間崎地区までの事業認可をいただいたところでございます。地元の皆さんにも、買収あるいは路線の線形で御説明をさせていただいているところでございます。県側といたしましては、いわゆる境からの南進2.9キロを今後の事業認可の中で進めていきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。しかしながら、私たちの市街化地域の中での155号線南進につきましては、大変重要な課題であるということとは重々認識しております。約7,800平米の面積になるわけでございますが、これが今の公示価格で先行取得するならば5億数千万円かかるわけでございます。先行取得するという条件といたしましては、私はやはり県のほうに事業認可をいただきたい。事業認可をいただいた上でのいわゆる土地の先行取得というような形で、土地開発公社等にも依頼しながら進めていければというふうに思っております。そういった点におきましては、議員を含めまして、皆様方各議員の御協力・御支援もいただきたいというふうに思っております。

続きまして、教育関係の学校整備でございますけれども、さまざまな耐震化ということにつきましては、前倒しをさせていただきまして、議員の皆様とも御協力をいただいたところでございます。今後は、小学校低学年の教室の飛散防止フィルムについて、児童の安全を図っていききたいと思っております。

また、(仮称)第2桜小学校の過大規模校ということにおいては、来年の4月に開校すべく新しい学校を今建設中でございます。進捗状況も極めて良好というふうに思っておりますので、先日も現場のほうを視察させていただいたところでございます。しかしながら、十四山中学の武道場に対する設計が、皆さんのほうでその設計料を予算化しておったわけでございますが、この武道場の問題につきましては、十四山の体育館であるとか、あるいは災害時の避難場所というような新しい問題の中で先送りをさせていただいたところでございます。今後は関係者とよく協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

また、民生関係におきましては、扶助費、義務的な経費では市の役割を果たしてきたというふうにも思っております。しかしながら、民生費につきましては右肩上がりの数字でございます。いかに財源を確保し、市民の皆様の期待にこたえていくかというのが、市としても大変重要な問題でございます。議員各位の御努力もいただきながら進めていきたいと思っております。

計画につきましては、進捗状況をあわせて御報告申し上げましたけれども、最後に、やるべきことはやる、あるいはその優先順位をどうしていくかということ、再度また私も議員の皆さんとも協議を図りながら、まちの整備をしていかなきゃならないということは重々理解

をしておりますので、さまざまな形で御助言いただければと思っておりますのでございます。  
以上でございます。

議長（佐藤高清君） ちょうど昼になりまして、昼休みをとりたいと思いますが、よろしい  
ですか。

暫時休憩をします。再開は1時から行いますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤 博君） 今、市長からいろいろと進捗状況があったわけでありまして。聞いて  
おりますと、大体要望してやってもらっておるもの、陳情してやってもらっておるもの、こ  
れも大事でしょう。しかし、市が予算を組んで直接やっておるもの等については、本来から  
いくと、その達成度等を予算説明のときに示していくことが、次の予算審議等に反映するわ  
けであります。ですから、これを契機として、来年度からはそういうような達成度、あるい  
は未達成のもの、未着手なもの、そういうものをきちっと示して、そしてその年度の施政方  
針、また予算審議が前進をするようにしていただくようにしたいと思います。そうすること  
が、いろいろの議論をしていく中で同じことが何回も出てこない、一つずつ前進をした質疑  
ができるというように思いますので、そのようにぜひ来年度からはしていただくように要望  
しておきます。

ことしの施政方針の中で、特に市長の考えに一定の変革・前進が見られたものもあること  
を私は感じておるのであります。みずからの生命・財産はみずから守る、自分たちのまちは  
自分たちで守る、これを基本として云々とあるのは、今、日本人として、また地方主権時代  
を迎えて最も大事なことであります。特に昨年の東日本大震災によって、お互いに自主自立  
精神をいかにして確立していくかが、今重要な課題となってきたのであります。先日の弥富  
市防災講演会も、多くの市民の方が参加をし、講師の川崎准教授の講演を熱心に聞き入っ  
ておられました。要するに、一たん有事の際に自分はどのように対処・避難したらいいかとい  
うことを知りたかったということではないでしょうか。

これだけでなく、いろいろのまちづくり、またそれぞれの人の生活というものについて  
も、こうした自主自立の精神をいかに養っていくかが大事な問題であると私は思っておるの  
であります。また、あすの質問の中でこの点もきちっとしていきたいと思っております。

特に議会の議論としても、個人の自主防衛への指導体制を強力に進めていく、その上に立

って行政が市民の要望・期待にこたえていく、これが本当の市民との協働のまちづくりであると考えております。地方主権時代を迎えて、市民との協働のまちづくりはますます重要になってきております。未着手の問題の中には、市長がリーダーシップを発揮すれば市民との協働のまちづくりができる課題が多くあると私は思っております。自主自立は防災だけではありません。生活を初め、すべての分野にあると思うのであります。そうした点で、今後どのような分野で自主自立、協働のまちづくりを発揮されるか、市長の見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

まさに大変な時代であると同時に、私たちも経済的な背景、あるいは社会的な背景のスピードの変化といったことに対しては、目まぐるしい変化があるわけでございます。行政がすべてのことに対応していくという時代は、なかなか対応できないというような状況になってまいりました。そうした中においては、市民の皆様のお力添え、あるいは企業等民間の力の中で自主財源を確保し、あるいは市民の皆様のさまざまな行政サービスも含めたところ、あるいは負託にこたえていく、そういう時代ではないかなあというふうにも思っております。そうした中で自主独立、あるいはこういう分野において見直しをしていかなきゃならないということにつきましては、まず有形無形の財産をしっかりと将来に対して渡していただける、これは教育の分野であろうというふうに思っております。教育、人を育てる、あるいは地域の人たちが社会的な教育ということを踏まえて、みんなで育てていただくということが、子供たちが自主独立をしていく大きな力をいただくことになろうかなあというふうに思っております。

あるいは、扶助費、義務的な経費というのも、2けた伸長に近い状況になってまいりました。これらにおきましても、市民の負託は大変高いものがあるわけでございますが、私たちも限られた財源でございます。一定の御負担をいただき、そして市民の幸せということを考えながら、その領域についてもやっていかなきゃならない、そんな思いでございます。

また、さまざまな基盤整備事業におきましても、我々行政がという形で今まで応援もさせていただきましたけれども、どのようにして農業振興地域として、あるいは農業農村整備事業という形の中で整備を進めていくかにおきましても、それぞれの役割を果たしていただくということが大事になってこようかと思っております。いずれにいたしましても、限られた財源をどのように投資していったら、次の時代に税収としてはね返ってくるかということをしつかりと見きわめながら、これからは考えていく時代だろうというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 抽象論ではありますけれども、そういうような考え方は非常にこれから大事であると思います。特にきょうも問題になっております生活保護の問題なんかでも、生活保護制度があるから何でももらえるものはもらったほうがいいというような安易な考え方で生活保護制度が存在するとするならば、これは大きな間違いになると思います。また、この点も教育と絡めてあす質問をさせていただきたいと思っておりますし、また私なりの提案もしたいと思っております。

そこで、弥富市の中には、交通安全、自主防犯、自主防災など、ボランティア活動で大変協力をしていただいております方が多くおられるわけでありまして。本当に感謝しなければならんと思っております。私も、毎朝うちの近くでボランティアで交通指導をしておっていただく方々にいつもあいさつをして、本当に御苦労さまですと言って通っていくんです。こうしたことも一つには大事な問題だと思っております。特に私は前のときに申し上げましたが、教育長に、子供たちがせめてそうしたおじさんたちに、ありがとうございますという感謝の気持ちを持って通学できるような指導は教育として大事だぞということを申し上げたわけでありまして。中にはそういうことで、おはようございます、ありがとうございますと言っておる子供もおりますけれども、大半の子供は黙ってさあっと行くという、これはまさに教育の問題なんです。

特にこれから私が大事だと思っておりますのは、家庭教育の問題だと思っております。学校の先生が悪いとか、すぐにそういう話が出てきますけれども、学校の先生だって精いっぱいやっておるんです。しかし、学校とは教育をするところです。家庭は、家庭教育、しつけをするところです。家庭のしつけができていない子供を、学校でしつけから教育からやらなきゃならんだから先生は大変なんですよ。そういうことをきちっと認識をして、これから青少年健全育成の問題の原点は何であるか、これまた大事な問題でありますので、会長は市長でありますから、よく考えて、教育委員会ともしっかりと連携をとりながらやっていただきたいと。子ども会でもそうなんです。本当の青少年健全育成都市宣言の精神は、親の教育をすることだということを間違えんようにやっていただきたいと思っております。

そこで、特に最近防災の問題が出てきましてから、弥富市の消防団のあり方についてもいろいろの御意見があります。しかし、弥富市の消防団には私は高い評価をしております。また、伝統があります。一たん有事の際には、命令系統で活動できる消防団でなければなりません。弥富市としても多額の予算を費やしています。また、各自治区でも多額の経費を費やしております。しかしながら、近ごろ消防団の使命の重要性は高まりつつあるけれども、存続問題等に一定の不安感が出てきておるわけでありまして。団員の確保や協力問題ということが非常に問題になってきております。

そうした中で、たまたま先日、西尾市において、消防団員の浪費経費問題が議会で大きく

取り上げられて、しかもこれが報道され、消防団に対する批判が高まっております。私は、弥富市の消防団は伝統もあり、優秀な消防団であると確信をしておりますけれども、こういうような報道がされますと、とかく消防団に対する批判とか不安が出てくることもあるわけでありますので、どうか弥富市消防団としてこのような問題が生じないように、十分指導体制を徹底していかれるように団幹部と検討されることも非常に重要ではなからうかなあと思っておりますので、要望しておきます。

続きまして、施政方針の中で、特に市長の今回一定の変革・前進が見られるものとして、機会あるごとに弥富市民憲章の啓発に努めてまいりますと、このように述べられております。この表現は、私は大変高く評価をしております。

さてそこで、この市民憲章を具体的にどのように啓発される計画か、その点についてまずお尋ねをしておきます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 弥富市の市民憲章は、以前は町民憲章という形で、議員が首長のときにおつくりになったということは、私は重々承知をしておるわけでございます。時代の流れ、社会の流れが変わっても、今現在の市民憲章は、その根底では変わるものではないというふうにも私は自覚をさせていただいております。昨年度は、学校であるとか、さまざまな公の機関における市民憲章のチェックをさせていただき、きちっとした掲示がないところにつきましては掲示をさせていただき、また一番最初、私が市長に任命していただいたときには、新たに各家庭に全戸配布もさせていただきました。そういう状況の中で、新たに私は昨年度、中学2年生に対しても、広島に対して平和教育というようなこともさせていただきました。すべてのことが、親子という形の愛、兄弟の愛、郷土を思う愛、あるいは平和ということに対する恩恵の愛、そういうようなことがきちっと書かれておるわけでございます。今、弥富市は、過去の先人の皆様の努力によって、さまざまな歴史的な遺産というものがあるわけでございます。そういう中においても、今後私は、教育委員会、あるいは総務課等々、各種団体等の皆様においても、啓発できる場所があればしっかりとそのことをお願いし、啓発するつもりであります。いずれにいたしましても、浸透させていただくには時間がかかろうかと思っておりますけれども、これも継続すれば力になってくるというふうに思っておりますので、また御支援賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 大変重要な問題でありますので、また具体的な問題については、あす一般質問で通告も出してありますので、その中で私も提案をしてみたいと思っております。

そこで、通告の中にはありませんでしたけれども、きょうも大原議員の質問の中にありま



したが、実はこの前、議会運営委員会で、市長は報酬審議会を開催したいというようなお話でございました。特別職等の適正な報酬を協議していただくのはこの機会だと思っておりますが、予算書を見ましたところ、この報酬審議会委員の報酬が計上されておりませんが、何かその点については特別な意味があるのかどうか。

議長（佐藤高君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 報酬審議会委員の報酬が組んでいないという御質問でございますけれども、私どもとしては予算書のほうに計上してございます。34ページの下から2段目でございますけれども、10万円を計上してございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 私が見落とししました。申しわけありません。

ぜひそこで申し上げたいのは、これは特別職等でありますから、特別職3名及び議会の議員もここに含まれると思うわけであります。したがって、報酬審議会の委員については、やはり議長等とも相談をしていただいて、できるだけあらゆる角度から審議がいただけるような、簡単に言うと、事務局が出したやつにイエスマンだけの報酬審議会委員にならないように、十分配慮していただくように要望しておきます。失礼しました。

続いて、あとは予算書の中で私が気づいた点について質問をしておきたいと思っております。今回は新しい議員の皆さん方もお見えでありますので、それぞれの常任委員会で質問すればいいことも含まれておりますが、皆さんにもわかっていただく意味において、私は質問をしたいと思っております。

まず最初に、期限前納付奨励金の減額理由についてであります。

その影響について、先日、私のうちへも市税の前納奨励金制度の改正についてという通知がありましたし、また広報にもあったと聞いております。また、議案説明会でもありました。そういう点で、どのような意味を持って、またその影響についてどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

議長（佐藤高君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） 御質問にお答えします。

前納報奨金の制度は、地方税法創設時に、納税意識の高揚、税収の早期確保を目的に設けられております。また、納付された税額に対する利子分という考え方もあります。期限前納付報奨金について、平成23年3月の議会において条例の一部改正を行い、市県民税は廃止、固定資産税は報奨金の交付率を100分の0.5から100分の0.1に、上限額を5万円から1万円に見直しさせていただきました。

御質問の減額理由としまして、創設から半世紀以上が経過し、社会情勢の変化や納税者の方の納税意識の向上により、当初の目的が達成されていることや、期限前納付できる人が限

られ、市県民税では、給与や年金から天引きされる納税者については適用がなく、また一度に納付できない納税者には恩恵がなく、公平性に欠けることとなります。また、固定資産税におきましては、金融機関での預金利子の利率が極めて低いことにより、減額いたしました。

影響につきましては、市県民税の納税者は約2万3,400人、そのうち前納報奨金に該当がある方は約8,200人で、23年度に前納報奨金を受けられた方が約3,700名ほど見えます。率としまして、納税者全体の15.7%、報奨金該当者の45%の方が影響を受けます。

参考といたしまして、給与から天引きの方は約1万2,400人、年金からの天引きの方は約2,800人ほどとなっております。

また、固定資産税におきましては、納税義務者数約1万6,900件に対しまして、約1万2,400件の方が前納報奨金として受けられておりまして、率として73.4%の方が今回減額により影響を受けます。

今後、期別ごとの納付に切りかえられる方も見られると思いますが、納付書または口座振替による一括納付は今までどおり行いますので、御理解いただき、御協力のほどお願いいたします。今後も市民の方への口座振替の推進及び期限内納付に御協力いただくよう、PR等に努めてまいります。以上です。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） この前納報奨金制度は、約50年近くやってきたと思っております。その結果、前納報奨金を活用されておった方は大変多いわけで、これが今回100分の5から100分の1ということになると、まず少数になるんじゃないかなあと思うわけです。納税意識を高めていくという点で効果があったのと同時に、きちっと税金を納めればそれなりの効果があるということで、大変親しまれてきた、喜ばれてきたこの制度でもあるわけで、このことによってかなりの影響を受けるんじゃないかなあと思いますが、今までの前納報奨金制度で総額として大体どのくらいの金額があったか。そして、今後この制度をなくすとどのくらいに減っていくのか。その点については、100分の5が100分の1になったんだから、単純な計算でいくと5分の1になるということなんですけれども、それがむしろ切りかえられていくと、まさにこれは金額的には大変少なくなると思うんだが、大体どのくらいの今まで報奨金が支払われておったのか、23年度を一つの例として尋ねたいと思います。

議長（佐藤高君） 収納課長。

収納課長（服部 誠君） 今の御質問に対しまして、平成23年度の前納報奨金の支払い額ということで、市県民税につきましては約928万5,000円ほどです。固定資産税につきましては、4,540万ほどが前納報奨金として23年度支払われております。以上です。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 大変多額な金額であったけれども、納税をしていただくという点で、

私はこの制度は本当は維持をしてもらいたいと。私も40年来、前納ばかりやってきましたが、時には金がなくて、借入れをしてまで前納したこともあります。今、金利も安いですから、本当からいったら、この制度を活用して喜んでもらうことも一つの方法かと思いますが、今聞くところによると、両方合わせると5,500万に近い金額がこれで財源として助かるということであれば、やむを得んかなあと考えておりますが、その半面、納税意識を高めていくために、いかにして市民の皆さん方に協力をいただくかという努力を忘れないようにしていただきたいと思っております。

続いて、ちょっと私これ不勉強でわかりませんでしたからお尋ねしますが、人事評価制度構築業務委託料260万円、この内容と効果の点についてちょっと尋ねたいと思っております。

議長（佐藤高君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 人事評価制度の内容と効果についての御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

人事評価制度構築業務委託料260万円を、このたびの予算書に計上させていただいております。これにつきましては、国においては、国家公務員法改正を経て、平成21年度から、能力・実績に基づく人事管理の徹底と組織全体の意識高揚、公務能率の向上をねらいとする人事評価制度が本格実施されております。また、地方公務員における人事評価についても、国家公務員同様の内容で議論されているところでございまして、人事評価は、公務員制度改革により、時代が求めている制度となってまいりました。

このような見直しが進められている背景には、近年、地方行政を取り巻く環境は大きく変化し、少子・高齢化社会の到来、行財政改革の推進、地域主権改革の進展などを背景に市民ニーズは多様化・複雑化する中において、地方自治体の役割や期待はますます大きくなり、それを支える職員の人材育成が求められております。このため、職員一人一人のやりがい・やる気を掘り起こし、自己啓発・自己開発により、職員の能力を最大限に発揮させるとともに、組織を挙げて人材育成に取り組み、組織の目標を達成していくことが重要な課題となっております。

人事評価制度は、職員一人一人の能力や業績を適正に評価した結果を、配置・昇任・昇給・研修等へ反映させる人事管理へ転換していかうというものです。一番大切なことは、本市の課題や目標を職員一人一人が認識・共有し合い、組織としてチームワークのよい集団組織をつくっていくことだと考えております。これらの要件を満たす人事評価制度を構築するために予算を計上しております。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） この業務によって、例えば市の職員の職務上、人格的・性格的・知的・能力的な格差等が十分把握できるのかどうか、あるいは人事管理面で適正な配置に効

果があるのかどうか、この点についてどういように評価をしておられるのか、お尋ねをします。

議長（佐藤高君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 議員御心配の点を十分踏まえまして、そのような問題が解決できるよう、職員一丸となって向かっていくつもりでございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） ということは、職員にこういう制度があるよという意識づけで努力をさせていくという考え方と受けとめていいのかどうか、その点について、特に人事の面では十分これはこれから大事な問題だと思うので、市長の見解を伺いたと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 人を育てる環境というのは、それぞれの職場にもあるわけでございます。そうした中で我々は、2年ほど前にグループリーダー制というものをとりました。いろんな課題をみんなで共有しながら、問題を解決していこうという土壌をつくってまいりました。今度は新たに人事評価制度というものを導入し、例えば企業でいうなら、企業も能力主義だということがたくさんあるわけでございます。また、私ども行政においてもそういうようなことがしっかりと根づいていかないと、やはり行政としても力不足になっていく、そんなことを考えているわけでございます。また、管理職等の登用につきましても、適材適所ということは従来どおりではございますけれども、より一層能力ということに対して本人の手腕を買いたい、そんな思いでございます。この制度をしっかりと定着させて、市民の負託にこたえていきたいという思いでございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） その効果がきちっと発揮されて、市民から職員が信頼をされる、そして市民のために大いに活躍できる、そういう体制ができていくなれば、これは結構なことだと思いますが、これがまた一つ間違った方向にとられると大変なことにもなりますので、十分その点は配慮して、その効果が出るように努力していただきたいと思います。

続いて、これはちょっと言葉が数年前から変わっていたようなんですが、「技能職務職員給料」という言葉になってきたわけです。前に聞いたんですけれども、61ページ、保育所費の中でこういうのがありました。今聞きましたところが、調理婦ということであります。かつては単純労務職員というように呼んでおりましたが、技能労務職員というようになると、何か特別の資格を持った職員になるのかなあということを感じたので質問書に書いたわけですが、今特にこういう呼び方に変わったという点で、何か特別なことがあったのかどうか、ちょっと尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 予算書に計上してございます「技能労務職」という呼称の御質問であろうかと思えます。

議員おっしゃられるとおり、かつては「単純労務職員」という呼称が使われておりました。本市におきましては、平成20年度の予算書からこのような表現を用いております。内容的に何も変わったものではございませんが、単純労務という呼称よりも、技能労務職という呼称のほうがふさわしいということもございまして、このようなものにさせていただいております。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） わかりました。

ただ、技能労務職員という言い方になると、かなりレベルの高い何か特別な技術を持った職員という形にとられがちなんですが、予算書を見ると、一般行政職員給料103人分とこの技能労務職員給料20人分を比較してみますと、一般行政職員の給料は1人当たり約282万円、ところが技能労務職員給料を見ますと、1人当たりが約103万円と半分以下なんですね。単純計算しただけですよ、総額を人数で割っただけですから。そんな感じがしたもんですから、ちょっと技能労務職員としてはえらい安いなあという感じがしたんですけども、間違っておるでしょうか、私の勘定。

議長（佐藤高清君） 総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘の、20人で5,388万円が計上してあると思っておりますけれども、1人当たり直しますと年間269万円になろうかと思っております。よろしく願いをいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） ちょっと計算の仕方が間違っておったような感じもしますので、わかりました。

続いて、その中で特に保育所費の中で感じますことは、臨時職員賃金という、補充保育士等というのが多額なんです。これ現在ではどのくらいの人数を予定しておるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 62ページに計上しております賃金のところ、臨時職員賃金（補充保育士等）ということで1億5,385万円計上しております。これについては、約130人分の臨時保育士の賃金を計上しております。以上です。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 臨時職員賃金130人ですか、これ。ちょっと多くない。

議長（佐藤高清君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 人数的には正直百七、八十名ぐらいいまして、その働き方によって、1人でほぼ7.5時間程度働く方から、2人で1名分とか、あるいは延長保育のとき出てくるという人がいるもんで、人数的には130とか百七、八十ということになっておりますもんで、そういう点で御理解いただきたいと思います。

実際、1人工に換算しますと、ちょっと今は資料は持ってきていないのであれですけども、五、六十人程度というように理解しておりますが、詳細の数字はそんなことで御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 残り時間が5分となりました。簡潔にお願いします。

佐藤議員。

15番（佐藤 博君） この点についてはまた次の機会に。

そこで最後に、土地改良区の補助金が1,500万に減額になっておりますが、その理由について、それから土地改良の研修会等参加負担金の内容について5万円、その2点について質問したい。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、回答させていただきます。

最初の御質問でございますが、土地改良区の補助金1,500万円の減額の理由でございます。

現在、土地改良区におけます事務の合理化・簡素化、経費の節減を図っていただくよう、また他に合併のための準備委員会の補助金を計上しておりますので、3土地改良区一律500万円の減額をさせていただいております。

続きまして、2つ目の御質問でございますが、研修会等の参加負担金5万円につきましては、愛知県土地改良事業団体連合会海部支会が主催します役員会、それから担当者の研修会、もう1つは木曾川下流の総合運営協議会の役員研修がございます。これに伴います参加費として、1人1万円を支給させていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） それから土地改良事業補助金8,310万円、これは大変多額の金額であります。恐らくこれは、土地改良団体が主体で起こす事業に対して市が補助を出しておると思うんですが、こういうのは国庫補助・県費補助等もあって、市が多額な補助金を出す以上、これは市が直轄事業としてやることができないのかどうか。前から私はこれは疑問を持っておりますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 8,310万円の市直轄事業にしたらどうだという土地改良事業の補助金の問題でございますけれども、今、孫宝排水土地改良区は別といたしまして、3土地改良区がございまして、それぞれの平成24年度の事業計画は、合計で4億円の事業計画をしてみえ

ます。もちろんそういった中で事業採択を県のほうで受けられ、その事業が採択されれば、私どもといたしましても、さまざまな事業があるわけでございますが、市の補助金という形で補助をさせていただき、事業を執行していただくというような状況でございます。いずれにいたしましても、事業採択をいただかないと県費等々もついてきませんので、今、議員がおっしゃるように、8,310万円での事業採択はなかなか受けられないだろうというふうに思っているところでございます。我々としては、あくまでもそれぞれの土地改良区の事業に対する補助金という形で考え、毎年こういう形で出させていただいているという状況でございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 補助事業でやっていることは十分わかるんです。ところが、土地改良団体が事業主体で入札等をやってやるよりも、市が直轄事業として受けることはできるのかということ聞いておるんです。市が申請をして、市が直轄事業でやるということ。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） あくまでも事業団体を今は異にしておりますので、私どもが土地改良区の事業に対して、事業を推進するための直轄化ということについては考えておりませんし、基本的には協議の対象にはなろうと思えますけれども、現状としては違う組織体であるということ認識しております。

議長（佐藤高清君） 持ち時間がなくなりましたので、まとめをお願いします。

15番（佐藤 博君） 終わりますが、最後に要望としておきますのは、これは土地改良団体を存続させるための、簡単に言うと縄張りみたいなものですよ。だから、むしろ弥富市が直轄事業でやるようにしたほうが安くやれますし、総合的な判断もきちっとできるということを私は考えておりますので、今後十分検討してください。終わります。

議長（佐藤高清君） 次に横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 私は、一般会計予算、並びに土地取得特別会計について質問したいと思います。

まず最初に、一般会計予算の歳出について質問させていただきます。

歳出で、各款項目ごとに予算が計上されております。各款3節の職員手当中の時間外勤務手当の全体の合計はどのくらいあるでしょうか。財政課長によりしくお願いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 時間外勤務手当の御質問でございます。予算書の給与費明細書の各手当の内訳合計書がそれぞれ記載してございますけれども、すべての会計の時間外勤務手当の合計額は5,842万2,000円でございます。1人当たり年間23万1,000円と

なります。

9番（横井昌明君） どうもありがとうございました。

では、時間外勤務命令についてでございますけれども、時間外勤務命令につきましては、課長がどうしても期日までにやる仕事の必要があるとき、また仕事が間に合わないようなときに命令するものでございます。この場合、時間外勤務を行った職員につきまして、代休等の措置はされておるのでしょうか。長時間という意味でございますけれども、その辺の措置はされておるのでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 議員御質問のことにつきましては、週休日の振りかえということであろうかと思っております。

私たち職員に、管理職は除くわけでございますけれども、一般的に土曜日・日曜日の休日に勤務を命じた場合は、かわりに別の勤務日、月曜日から金曜日を指すわけでございますけれども、これを休日として振りかえることをしております。これは、行事等特別なものについて行っているものでございまして、弥富市職員の勤務時間、休暇に関する条例、規則に基づいて、週休日の振りかえにより対応しております。

議長（佐藤高清君） 横井議員、手を挙げて、指名しますので、時間は十分ありますのでゆっくりやりましょう。

横井議員。

9番（横井昌明君） 失礼しました。

この措置がなされた上での予算計上であれば、職員の健康上、勤務体制に問題があるんじゃないかと私は思うんでございますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 私、質問のとり方を間違えておれば、再度御指摘をいただければと思っておりますけれども、土・日に勤務した場合においては、週休日を振りかえて、他の日に休みをとらせておるということですので、健康管理上、配慮しておるといふふうに考えております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 僕が質問したのは、その上でまだこれだけの時間外勤務があるということは、職員に相当負担がかかっておるんじゃないかと思う次第でございます。その辺の配慮はあるのかということです。

議長（佐藤高清君） 総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 大変失礼をいたしました。

先ほど私が、1人当たり年間23万1,000円の時間外勤務手当を平均しての予算計上だとい



うふうに申し上げました。これも一月に直すと1万9,000円ほどになります。こうした時間の範疇でありますので、職員の健康上は今のところ問題がないというふうに考えております。議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今、総務課長が言われましたのは平均でございます。ですので、職場職場に、要するに部署によって多少違いがあると思います。ですので、平均でとられたらそういうあれかわからんですけれども、多分これ拾っていくと、部署によって相当の開きがあると思います。そういうことも配慮された上でやられておるということであればあれですけれども、なるべくなら勤務時間内で終わるような勤務体制の確立をお願いしたいということでございます。

次に、2款1項1目2節、これは嘱託職員の給与の関係でございます。2,278万7,000円の予算計上がされております。嘱託職員の身分と、どのような部署で配置を考えておるか、質問させていただきます。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、嘱託職員の身分と、どのような配置でこの予算が計上されているかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

弥富市の嘱託職員の雇用につきましては、1つは弥富市常勤的再雇用嘱託職員の雇用、給与等に関する要綱に基づきまして、弥富市職員として定年退職を迎えられた方の在職中に培った知識及び経験を生かし、行政サービスの向上に役立てていただけるよう、本人と面談をした上で、平成24年度は7名の雇用を計画しております。また、もう1つは、弥富市常勤的再雇用技術嘱託職員の雇用、給与等に関する要綱に基づきまして、この方々につきましても、在職中に培った技術・経験を生かし、行政サービスの向上に役立てていただくため、本人と面談をした上で、平成24年度は引き続き消防、それから警察のOBの方の雇用を計画しております。いずれの方の身分につきましても、一般職の職員でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 原理的なものはわかりましたけれども、給与的なものでございますけれども、どの根拠に基づいて出されておるのか、ちょっと教えてほしいと思います。

議長（佐藤高清君） 総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 嘱託職員の方々の給与の根拠につきましては、この要綱で定めた給与を使っております。また、この給与の根拠につきましては、給与条例に書かれてございます給料表2級の再雇用の部分の給与を採用しております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） どうもありがとうございました。今後も定年退職者の職員の方が多くなるということでございますので、条例上の再任用制度及び嘱託制度の活用をお願いしたい

と思います。

続きまして、8款4項3目17節及び22節、土地取得特別会計についてお尋ねしたいと思います。

予算書では穂波通線、向陽通線の土地購入、物件移転費等が計上されております。これは一般会計及び土地取得特別会計でも同じように計上されておりますので、どのような区分のもとで計上されておるか、お願いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 土地購入費及び物件移転補償費につきましては、土地購入等を行う年度、または次の年度に工事を行うときは一般会計、それ以後の年度に工事を行うときは土地取得特別会計のほうで予算計上する方針で行っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 土地取得特別会計は、公共用地の先行取得ということで計上されておるとことは承知しております。土地取得の基金につきましては1億7,600万ほどございます。これにつきまして、総合計画等の実施計画で一応10年間の事業等が計上されておると思いますが、用地取得を伴う事業があると思いますので、計画的に取得すべきではないかと私は思っておりますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 総合計画のほうにも計上してあります特に道路関係のほうで、穂波通り、向陽通りのほうの用地取得につきまして、先ほど言いました当該年度、また次の年度以後に工事を行うような用地の取得につきまして、地権者の方との交渉の経過も考慮しながら予算を計上するという方針で行っておりますので、今後もそのように計上していきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。公共事業につきましては、土地が必要ということでございますので、計画的に取得を実施してほしいと願うものでございます。

続きまして、9款1項4目15節の工事請負費の関係でございます。

これにつきましては同報無線の関係で、鉄柱にゼロメートル表示する説明がございます。これにつきましては、公共施設に海拔ゼロメートル表示がございます。それと同報無線につきましては、主に公共施設用地内に設置されておるものが多いということでございます。市民の立場から言えば、同じゼロメートル表示をしていただくのであれば、集落の電柱の一部にしてほしいという意見がございます。この辺はどうでしょう。同じゼロメートル表示をするならそう変わらないと思いますけど、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

現在、県におきましては、中電柱、N T T柱の海拔表示について、使用料免除で使用させていただけるようお願いしております。使用料免除につきましては了解を得ておりますが、中電、N T T両者からは占用料の免除を求められており、実質、使用料が求められております。また、表示スペースも、地上1.2メートルから1.5メートルと定められております。現状では標高の表示はできますが、ゼロメートル表示は実質行えない状況になっております。24年度は、このような制約のない同報無線の鉄柱に対する設置から進めてまいります。

また、近傍にゼロメートル表示のあるところにまたつけるのかというようなことでございますけれども、同報無線のすべての柱に表示することによって、どこに行けば標高がわかるかといったことが明確になることがございます。それによって、同報無線の鉄柱に設置させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 同報無線の鉄柱は、確かにやっていただければそれにこしたことはないと思っておりますけれども、あの鉄柱の高さを見て、例えば自分の家のどの辺まで水がつかるといのは大変難しいと思っております。ですので、なるべくなら地域の方がわかるような位置でやってほしいと思う次第でございます。どうか市長さんによろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 電柱に対する表示につきましては、県のほうと中部電力等々で今いろんな形で協議をさせていただいているということも聞こえてきております。しかし、まだ決定的な最終的な結論ではございませんので、その辺のところの動向も注視しながら我々としては考えていきたい。とりあえず同報無線におけるゼロメートル表示をしっかりとやっていくことが、市民の皆様にも御確認をいただけることではないかというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今後いろいろな情報提供が市民の方になされると思っておりますけれども、なるべくなら市民の方がわかるような位置でということをお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

議長（佐藤高清君） ここで1時間がたちましたので、暫時休憩をとります。再開は2時10分から行いますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） 私は、市長が施政方針演説の最後のところで述べられました、市民に密着した第一線を担当する我々地方自治体には、市民の皆様への情報提供と説明責任、加えてともに歩む市民協働の市政が強く求められているものであります。そして、その後に、市役所とは市民のためにお役に立つところであるを旗印に、市の施策実現に向けてみずからその先頭に立ち、職員とともに全力で取り組んでまいりますという表明に関して、少し立ち入ってお尋ねをさせていただきます。

市民や行政、議会が情報を共有し、よくわかった上で判断することができるようにすることは極めて大切なことでございます。簡単なことではありませんが、多くの人々が望むところでもあります。中でもそのかなめとなるのは、行政の側からの正確でわかりやすい情報の提供です。中日新聞の3月1日付尾張版に弥富市の新年度予算が紹介され、やりくり診断というところに、防災のために財政調整基金を11年度より1億円多い5億円を取り崩す。残高は初めて20億円を切るが、貯金を有効に活用と書かれ、また別の欄で財政調整基金の説明では、急な財源不足の際に取り崩せるよう、余裕ある年に積み立てる市町村の貯金とされています。市への取材をもとに短いスペースで記者が書いたものでございますから、必ずしも市の説明がそのまま反映されていないことはございます。それにいたしましても、長年にわたって予算審議にかかわってきた私には、基金が大幅に減るということは、市民への正しい情報発信としてはいかなものかと違和感を持っております。

なぜそういうことを申し上げるかといいますと、お手元に配付されております平成24年度の予算概要説明資料の13ページをごらんいただきたいと思っております。ここには合併後の平成18年から23年度までの、23年度は最終見通しでございますが、市の一般会計の基金の残高、または見込み額が載せられ、24年度は大幅に減少するというふうになっております。17年度末に十四山と合併をして、これは弥富分だけになっておりますが、十四山分を合わせますと総額で34億3,100万。

さらに、ここで言っております財政調整基金は、14億2,100万が18億2,100万でございました。この記事の中にもありますように、昨年よりも1億円多いということでございますが、この間、緊急時に使う、市の財源が特別に不足するときに使うということでの財源の取り崩しは、平成18年から23年度まで、23年度以外はすべて5億円以上が予定をされましたが、23年度も含めまして実際に取り崩されたのは、最終的には21年度の6,500万円だけでございました。年度によっては、年間そのほかの基金と合わせて12億1,600万円を超える取り崩しの予算が計上されたこともございますが、実はそのどのときにも、この基金の残高を見ていただければわかりますが、実際にはそうした基金の取り崩しはほとんど行われず、基金全体と

しては十四山と合併したときの基金総額を一度も下回ったことがないというのが、この間の毎年の予算と決算の結果でございます。

問題は、私がきょう市長にお尋ねをしたいのは、なぜこういうことが弥富でできたかということ、やはり市当局や私どもも共通の理解にし、市民の皆さんにも知っていただくということは非常に大切なことだというふうに思うからであります。この間、弥富市は、弥富中学校の全面移転改築、小・中学校の耐震工事、同報無線とケーブルテレビの設置、弥生保育所等の全面改築、桜小の分離校の建設など、毎年こうした特別な予算措置が必要な、基金の取り崩しが必要な事業が続いてまいりましたが、結果として基本的に基金をそんなに取り崩すことなくやれたということは、非常に市にとっても、市民にとっても喜ばしいことですが、この間の事業が、予算ベースでは恐らく100億円前後のものとなっていることがなぜやれて、なぜ積立金をそのままに減少させずにやってくることができたかということ、やはりきちんとまず見ておく必要があると思います。

多くの市町が、長引く不況のもとで税収の大幅な落ち込みなど財源不足に苦しむ中で、弥富市は、基本的に税収のピーク時を維持してきたことがその背景にございますが、まず歴代の町・市政と住民の要請や運動によって、この周辺ですぐれた子育て支援のまちとして注目されるようになり、働き盛り世代の定住が促進され、人口や子供の減少にストップがかかっていることで個人市民税の減少幅を少なくしていること、また2世帯住宅や戸建て住宅の増加などで固定資産税をふやす要因ともなっております。

さらに、合併当時の資料によりますと、旧弥富町の市街化農地につきましては85ヘクタールを超える状態で、これは当時の蟹江町の41.9ヘクタール、佐屋町の22.87ヘクタールなど比べても際立って市街化地域が多くて、この税金対策などで賃貸し住宅の建設や区画整理などが行われ、固定資産税の増収につながったこと、人口がそんなにふえない中でかなり賃貸し住宅がふえておりますが、ここでも子育て世代の定住の促進が、そうした対応をされた方たちの生業を支えております。さらに、臨海部への企業立地によります固定資産税の増収がございますが、これらをあわせまして、周辺の他市に比べまして1人当たりで2倍近い、年間10万円ほどの固定資産税収を得ることができるようになっていることが背景にございます。

2つ目は、平成10年ごろから取り組んでまいりました入札制度の改善や、電気機械設備などの大企業が独占受注できるようなものに対して適正価格での発注への取り組みが、市長に6年前に就任されました服部市長のもとでようやく全市的な取り組みの方向に向かってきたこと、建設大手の本格的な価格競争が行われていることなどで、目に見えた予算の節約がされていることがあると思います。

3つ目は、他の市町に比べて下水道の取り組みがおくれてきたことから、これまでは過大

な財政負担となっていないこと。

4つ目は、職員の人件費や外部委託などに伴います物件費などの支出が、人口や産業別就業人口などで区分をされております5万人以下の市の同じグループ128市の平均の74.1%、全国市町村平均の88.6%、県平均の91.5%という、職員に頑張り過ぎをさせているとも言える財政支出の削減等が重なった。文字どおり住民と行政や議会の協働によって作り出されてきたものでありまして、この成果は市民や職員に還元すべきものであると思いますが、市長はこうした状態をどのように見ておられるか、お示しいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答えをしていきたいと思っております。

朝からたびたび申し上げるわけでございますけれども、昨年の3・11で、我々の市町の安全というのをしっかりとこれからやっていかなきゃならないというような状況で、今回の平成24年当初予算につきましては、防災・減災ということに対して力を入れていきたいということでございます。そういう中にありまして、一般会計予算におきましても膨れ上がった状況でございます。これは、今我々がそういうことをやっていかないと、大変市民の皆さんも御不安に思っているというようにもございます。また、国・県の補助金制度というものを最大限活用していきたい。そのためには、事業を執行していかなきゃならないというような状況もあるわけございまして、平成23年度は財政調整基金から4億円ほどの繰り入れ、そしてことしは5億円強という繰り入れで、1億余分に財政調整基金から繰り入れておるわけでございますけれども、平成23年度の数字は決算でございます。そういった状況と、24年の財政調整基金の16億というのは、あくまでも予算ベースの中における数字であるということも御理解をいただきたいと思っております。

そして、いろんなことができた背景は何だということは、今三宮議員がおっしゃるとおりでございます。堅調な市税の伸びということが非常に大きいことは事実でございます。そうした中で自主財源がしっかりと確保できた、あるいは基幹税と言われる個人市民税、企業等からお預かりする法人税、その中でも特に大きい固定資産税の伸びが非常に大きく貢献をしていただいたという状況でございます。今年度、平成23年3月末におきましても、それぞれの合計におきましては前年比を上回る102%ぐらいの税収を見込んでおるところでございます。しかしながら、施政方針でもお話をさせていただきましたけれども、向こう3年における固定資産税の評価がえが24年から始まるわけでございます。そうした中においては固定資産税の減額ということで、税収はマイナスの1.6%ぐらいになるということで、プラス・マイナスでいうと3.5%強というような数字になるわけでございます。平成24年度は一つの大きな節目の年になるということも思っておるわけでございます。しかし、標準の財政規模だとかいったことに対しても、確かにさまざまな交付税だとか臨時財政対策債というような

ものが入るわけでございますけれども、何とか標準財政規模ということにおいては、事業をやっていくだけのものがあるかなあというふうに思っております。

あと市税の問題、あるいは固定資産税の問題につきましても、何とかしっかりとさせながら、大きく落ち込まないような状況というものをつくり出していきたいと思っております。そういうような情勢の中で、我々行政が役割としてやっていかなきゃならないことは、市民の皆様の義務的な経費をしっかりと対応していくということになると思っております。こういったことに対する行政サービスの低下がないような形で、これからも対応させていただきたいというふうに思っております。防災・減災に対する事業と、それから義務的な経費である扶助費、こういったところにつきましては右肩上がりでございますけれども、しっかりと対応すると同時に、自助の努力もしていただきたいと思いますとおるところでございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） おおむね私が申し上げたとおりだということで、市長のほうから御答弁がございましたが、今のところの次の14ページに今度は借金の、これは23年度の最終見通しでございますが、実は23年度の当初予算では、23年度の借金残高は164億8,100万ではなくて、173億500万になるというのが予算を提案したときの数字ですよね。一般会計の下のほうの23のすぐ隣に、一般会計の借金の、この年に借り入れをする額が10億400万、これは予算では17億7,900万の借り入れを起こすという予算になっておりましたし、その上の白字になっております下水道などの特別会計の借金にしましても、6億5,100万円の借り入れを起こすことが予定されておりましたが、5億3,200万になりまして、この年度で一般会計・特別会計を合わせて24億3,000万円の借入予定が16億600万円に削減をされた。したがって、23年度だけ見ましても、基金の取り崩しの予定をしていたものが、実際には7億6,690万ほどあったものが、取り崩しをするのは、基金を減少させるのは最終的に3,400万と。したがって、この基金を取り崩さなかった分と、それから借金を予定から減らした分を合わせますと、1年間に一般会計と特別会計を合わせて、来年度の桜小の分離校の分は来年度の借り入れに影響しますが、とりあえず本年度分のみで、当初の予定に比べて15億5,600万円余りの予算を節約したことになります。

本当にこれは大変なことだと思っておりますが、行政や職員の皆さん、そして市民が力を合わせた中でこうした財政の節約や財源の確保をしてきておることについて、やはりきちんと市民にも伝え、そして職員の皆さんも、私たちから見ると昨年は現職課長が2人も在職死されるとか、だから12月の議会のときにも、ぜひ必要な職員の補強もしたいということをおっしゃられておりましたが、実際にはことしの予算書の職員数を見ますと、ふえるんじゃなくて嘱託職員も正規職員も減っておりますが、これは職員が確保できていなかったの

か、それともこの程度で対応できるというふうにお考えになって予算書に示された数字を雇用されているのか、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 職員の23年度、24年度の比較のことでの御質問を承りました。

職員数が減の2ということで、2名予算書上は減っております。この職員の減った分につきましては、23年度の予算を立てたときに、まだ退職する職員が確定をしていなかったものが予算に計上されておりました。その職員が2名、実は退職を年度末にした関係上、実職員数としては変わらない状況でございます。よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） かなり部署によっては過重な負担になっておるところも少なくありませんし、たしか昨年12月議会だったと思いますが、総務課長のほうから、市長は保育士なんかは非常に厳しい仕事をしておるといふのをお認めになった後で、安井議員のたしか質問だったと思うんですが、私が許可をする責任者でありますから、市の職員で生理休暇をとっている職員はいないという答弁をされたんですが、今の若い女性の職員なんていうのは、以前の私たちの世代の人たちに比べると、かなり体力がなくなっていますよね。そういう中で御苦労されて、なおかつ非常に厳しい仕事をしてあって、子供を産もうとしてもなかなか妊娠できないとか、あるいは生理痛が激しいとか、いろんなことで御苦労を、仕事そのものが大変なことに加えてそういう状況がありますので、生理休暇をとらないのがまるで当たり前みたいな答弁が本会議場でされるとか、あるいはなぜとらないかといったら、年休だって半分ぐらいしか消化できない、休めばほかの人に、ぎりぎりの職員配置ですから迷惑がかかるということで、なかなか休めないというような状態がずっと続いてきている中で、今の市の財政が人件費や物件費が削減されておるといふ状態は、私は、これほど皆さんが頑張っているんな仕事をされているわけですから、やはり一定の必要な職員についてはきちんと確保していくとか、そういう方向に御尽力いただくことを強く求めて、次の質問に移りたいと思っております。

今申し上げましたように、23年度のこういう財政の状態というのは、そう簡単にいつでもできることではないと思いますが、それにしましても、この間進めてまいりました入札制度の改善の方向を、さらにきちんと定着させていただく方向といたしましては、1つは、これから集落排水なども電気機械設備なんかの多発注がされていくことになると思いますが、これは弥富市のこれまでのやり方、それから海部南部水道もそうでしたが、服部市長が企業長になられて、そういう方向で御尽力されて、桜小の分離校と同じような、全く同じとは言いませんが、それに似たような方法で落札がされるような仕組みをこの間とってき



ておりますので、そういうものについてはそういう努力をしていただくとか、それからちょうど私は水道料金の問題のときに、愛知県でも一番安定した水道・下水道がやられております豊橋市のほうにもお邪魔して、いろいろ教えていただいたんですが、推進なんかの数億円単位の下水道管なんかの発注は、豊橋市なんかの場合は、もうかなり長期にわたって最低価格に張りついた受注が当たり前になっているというような状況もございますので、やはり全国的な動向にも十分注目しながら、こういう時期でございますので、市の公共事業を、予算が節約できる、借金をなるべくふやさないということから考えても、かなり22年、23年度は全体としてそういう方向に動いてきていることは間違いありませんが、まだ改善の余地があると思いますので、ぜひ入札制度についてももう少し、あんまりむちゃなことをやれということは私は申し上げませんが、やっぱり市場価格もにらみながら、実際の競争の意欲のある業者が落札に参加できる仕組みを完成させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 従来から工事につきましては、制限つき一般競争入札、電子入札の導入など、入札制度の見直しに取り組んでおります。本年度につきましては、コンサル業務につきましては原則、それから物品購入等については試行的に電子競争入札を導入いたしました。また、物品等に係る入札結果の公表事務取扱要領を策定しまして、物品購入等の入札結果を財政課窓口において公表いたしております。

先ほど御質問にありました今後についてでございますけれども、平成24年度におきましては、まず一般競争入札の対象工事の設計金額を引き上げる見直しをさせていただきたいと思っております。そして、コンサル業務、物品購入等に係る指名競争入札における業者数が最大でも4社程度といったようになっておりましたので、これをふやす見直しをさせていただきます。それから、建築工事に係る設計監理委託業務、設計業者の委託でございますが、従来の随意契約から指名競争入札へ変更を行う予定でございます。なお、第2桜については、随契でありますけれども、プロポーザルによって決定させていただいたことでもあります。今後につきましても、県内各市の状況を調査・研究し、さらなる改善を行いたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） ぜひ、大変な時期で御苦労はありますが、そういう改善を進めていただいて、市として安定したものにしていただきたいと思います。

次に、本年度の新年度予算の編成だとか予算概要書を見せていただきますと、かなり努力もされて、例えば税収などにつきましては、私も、例月出納検査の監査委員の皆さんが使われるものが議会事務局に送られておりますので、見せていただいておりますが、ほぼこれまでになかった、税収についてはかなり実額に近い最終の見込みを出す。そのことによって、

新年度の繰越金も多分今までに比べると減っていく可能性があって、なるべく近いものになっていくということだとか、それからかなりのところで対象の人員だとか数量、ボリューム、単価、そういうものがわかるような記載もされておりますが、まだ一部に簡単に入れるに入れていないようなところもございますので、そういうところについてはぜひ改善をしていただいて、なるべくわかりやすいものにしていただくということ。

もう1つは、新年度予算の編成で私が気がついたことは、実は以前にこの9市の財政だと人口の表とグラフをつくったときに、要するに予算編成時と、それから国との間で税収が不足した場合に交付税だとか臨時財政対策債がどれだけいただけるかという調整をするときに出されました全体の、こちらが出した資料で多分国のほうは計算をしたいと思います、標準財政規模といいまして、実際のそのときに出した税収の見込みだとか、それから普通交付税、国からの交付金、さらに臨時財政対策債、こういうものをあわせた標準財政規模という、その市町村にとって、事業を行わなくてもその状態で、国との関係で交付税その他で一定の保障がされていく土台となる収入、標準財政規模と言っておりますが、ありますが、実は20年度から、予算編成時、7月時点のものと実際に決算の時点のものとを決算カードで、以前は初めに出したものを決算カードにもそのまま載せておったんですが、20年度分からだと思いますが、7月時点で一たん市が出した資料に基づいて公表する標準財政規模は、交付税の算定台帳で示されますからわかりますが、決算カードには20年度分から実際の決算の状態を載せる仕組みになってきたんですね。それを見ますと、うちの場合は国に出す資料も7月時点では収入は控え目。決算時と比べると、ごらんになられた方は思い出していただきたいんですが、22年度と23年度の標準財政規模で、それまでは弥富がトップだったのが愛西市がトップになってきた、そこを見ても、もう22年度は決算が両方終わっていますから、決算でそこを拾いますと、愛西市はその額と同じか、やや下がるぐらい。弥富の場合はほとんど愛西市と一緒にするというふうに、実際の7月時点での国との間で、あるいは予算編成に基づいてそれはやると思うんですが、これは実額よりもやや控え目のものが出されておって、決算カードではそこらが修正されてくるということで、そういう違いがあることがわかったんです。

このたびも、そういうことから見ますと、税収がかなり、さっき市長もおっしゃられたように落ち込むわけですが、それに比べて普通交付税、それから特別交付税は今も同じ扱いにしていますが、多分特別交付税のほうで6,000万から8,000万ぐらい実際の額よりも少なく組んでおるとか、それから交付税、臨時財政対策債が多分、私が見ると、税収なんかはもうかなり目いっぱい上げられたんですが、そういうものについてはちょっとまだ出てくるんじゃないかなというふうに見ておるんですが、ぜひ予算編成時に見込めるものはきちっと見込んでいくという形にして、決算との乖離がないようにしていくということはさらに努力を

していただいて、これだけ全部大幅に積立金を崩してやっておるということではなくて、その年度内の収入でできる分についてはそういう形で上げていく、不足なものは積立金を取り崩すとかという形で、市民に、あるいは職員の皆さんに対してもそうですが、本当に厳しい厳しいと全国的に言われておりますからそうなんですが、弥富市のこの間の予算と決算を見ますと、ちょっとそれでは済まない問題があるような気がしますので、そういう点をぜひ予算編成に当たっては十分、財政担当者だけじゃなくて、市のトップのほうも見ていただいて、正確な情報を提供する。一番大事なところだと思いますので、そういう改善をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員から標準財政規模というお話をいただいております。

これは、先ほども話がありましたように、税収プラスさまざまな交付税、あるいはその事業をなすに事業費が足りないという形で、臨時財政対策債という市債を発行させていただいてその財政規模をつくるわけでございますけれども、平成18年4月から合併をさせていただきました、財政規模は今大体90億から95億ぐらいで推移させていただいて、大変大きな財政規模になってきておるわけでございますけれども、一つの要因といたしましては、合併における合併算定がえという数字も実はそこに入っているということも御記憶いただきたいわけでございます。10年間の中でそれぞれの税収のあり方、あるいはどういう形の事業がされるかというようなことも含めて、算定がえというのを国のほうからいただいておりますが、これも10年間という形でございますので、平成28年以降はどんどんどんどん減額し、その5年後にはなくなってしまうというような金額でございます。現在、財政規模が大きいからという中で、積極的な投資ということについては十分検討していかなくやいかんということは重々承知しているわけでございます。財政の健全化においては、公債費の比率であるとか、全体の分母における財政規模に対する義務的な経費と言われる経常収支の比率であるとか、実収支というような財政健全化指標というものをしっかりと頭の中に入れながら投資をしていかなくやならないというふうに思っております。財政規模が大きいからといって投資をすると、必ず元利償還というはね返りがあるわけでございますので、その辺のことについても十分注意していかなくやいかんというふうに思っております。

それから、もう1つつけ加えさせていただきますけれども、長年の懸案事項でございました、財政担当という形で強いことを県のほうに要望いたしまして、この4月から県のほうから財政担当の課長クラスを迎えることになっております。そうした中で私どもの財政担当を含めて切磋琢磨し、弥富市の財政のあり方、将来における展望、そういったことについてしっかりと勉強していきたいと思っております。いずれにいたしましても、大変厳しい税収になることは間違いございません。私どもの投資的な経費と、そして義務的な経費については、

しっかりと整理をしながら事業運営をやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） これで質問を終わらせていただきますが、職員の方を通じて市民サービスをしていかれるわけですから、前から市長もおっしゃっておられることですが、障害者や高齢者の施策にしましても、あるいは市の軽減制度にしましても、職員の方が窓口や仕事の範囲で、なかなか相談をきちんと細部にわたって市民に理解していただくということが非常に難しい、大切な仕事になっておりますので、そういうこともできる。同時に、職員が体を痛めたり、そういうことのないような配慮もしていただきたい。とにかく、128ほどの人口5万以下の同じような就業構造、産業構造の市町の中では、どう見たって弥富市が全体の財政状態はトップで安定していますし、尾張9市の中でもいるんな意味で、もちろん前からの市で、市としての規模や機能だとか、そういうものについて言うと、まだ私たちは始まったばかりで、いろいろ改善しなきゃいかん点がいっぱいありますが、少なくとも合併以降の市の財政運営という、非常に優等生と言うと語弊がありますが、そういう状態ですけれども、かなり職員の皆さんの大きい負担になっておることも御承知いただき、こうした皆さんの努力で作り出した成果はぜひ市民や職員に還元していくということも含めて、十分お心配りいただくことを強く要請いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案7件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

~~~~~

日程第9 議案第8号 新市基本計画の変更について

日程第10 議案第9号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について

議長（佐藤高清君） この際、日程第9、議案第8号及び日程第10、議案第9号、以上2件を一括議題とします。

本案2件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案2件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決しました。

~~~~~

日程第12 議案第11号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正に  
ついて

日程第14 議案第13号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第15 議案第14号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

日程第19 議案第18号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第20 議案第19号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び  
活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条  
例の制定について

日程第21 議案第20号 市道の廃止について

日程第22 議案第21号 市道の認定について

日程第23 議案第22号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

日程第24 議案第23号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第25 議案第24号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第26 議案第25号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

日程第27 議案第26号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第12、議案第11号から日程第27、議案第26号まで、以上  
17件を一括議題といたします。

本案17件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず那須英二議員、お願いします。

4番（那須英二君） 1点、通告外で質疑したいと思うんですけども、よろしいでしょ  
うか。

議長（佐藤高清君） 簡単明瞭にお願いします。

4番（那須英二君） 今回の施政方針のほうで11ページになりますが、中段より下、豊かで活力に満ちたまちづくりについての中で企業立地の件があります。それで、立地企業を支援し、雇用の確保とうたってありますけれども、実際誘致した企業の中で雇用はどれだけふえたのかというのをお答えいただきたいなと思います。お願いします。

議長（佐藤高清君） 通告外ですので、答えられる範囲で結構ですので。

服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 那須議員にお答えいたします。

雇用についてということでございますが、雇用数につきましては、昨年の決算特別委員会でも御報告申し上げましたが、電話による聞き取り数字ということで、正確な数字等はつかんでおりませんので、その辺だけ御了承願いまして、よろしくお願いいいたします。

操業開始の17社に対する雇用数につきましては、従業員数1,066名のうち弥富市民が128名、新規採用がそのうち329名ということで、電話による聞き取りということでございますが、御報告申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） その雇用の内訳が、正規雇用と、一般的にパート、アルバイト、そして派遣などの非正規雇用に分かれるかと思うんですけれども、そのうちで正規雇用・非正規雇用の内訳を教えてくださいませんか。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 那須議員の御質問にお答えしますが、雇用数、正規雇用・非正規雇用という御質問でございますが、何分、企業立地の条例対象の条件といたしまして、雇用促進などの推進措置というような、雇用に対しての相手からの従業員の数に対しての要件というのになっておりませんので、正確なそういう数字というのは私どもはつかんでおりませんので、その辺だけ御了承願います。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今回、この企業立地だけでも3億1,000万円ほどの予算が組まれております。その中で雇用に対して、聞き取りで不明瞭ではありますが、ある程度の雇用はありますが、僕の聞いている情報では、おおよそが非正規職員、派遣労働者じゃないかということが言われております。ですから、やはりこちらについても明確にさせていただいて、といいますのは、やはり正規職員であれば、安定した雇用という形でとらえることができますけれども、非正規職員に関しましては、本当にこれでは生活ができない、そんな状況になっております。ですから、これを雇用の対象としていいのかどうか、そういったものがやはり今後の課題にはなってくると思いますけれども、そういったことも含めて、今後は正規職員・非

正規職員の調査も行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 那須議員、通告外ですので、再質問はここまでで、答弁で終わらせていただきます。

服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 何度も申しますように、届け出の要件ということになっておりませんので、事業者に対してなかなかそこまで強く要求できかねるという部分で御理解願いたいんですけども、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高君） 那須議員、通告に戻ってください。

4番（那須英二君） 通告外でしたので、これで終わらせていただきますけれども、ただこれ以外の雇用対策が本市では必要になってくるんじゃないかと思います。

では、本題に戻ります。

通告に基づきますと、議案第18号、介護保険について質疑させていただきます。

現在の少子・高齢化社会において、現在弥富市に住むお年寄りの皆さんの御意見をいただきますと、年金が下がって生活が苦しくなった、これ以上負担をふやしてもらったら生活ができないなど、こうしたたくさんの方が上がっています。こうした中で第1号被保険者、65歳以上の方の介護保険料の条例改正の時期を迎えて、保険料改正への案が今回出ました。

今回の案では、現行の段階を6段階から12段階にすることによって、低所得の方に対してはなるべく負担が少ないよう、比較的収入のある方には応分の負担をしていただくということで、段階の部分だけを見れば、一定の改善の努力が見られると思います。しかしながら、全体には大幅に負担がふえており、所得の一番低い第1段階、第2段階の方でも負担増になっておりますし、第6段階の基準額においては、月に1,100円、年間で1万3,200円も負担増になっています。しかも、今国でも年金を2.5%引き下げようという案が出されて、お年寄りの皆さんは年金が下がり、保険料は上がる、この両方で、介護保険料が年金から天引きされるという仕組みのもとで、手元に残るお金は大幅に少なくなるといった事態が起こっています。今回の介護保険料の負担増の主な原因は一体何なのか、市の見解をお聞かせください。お願いいたします。

議長（佐藤高君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 那須議員にお答えいたします。

介護保険の料金の算定につきましては、今後の介護保険の計画期間中のサービスの見込み料、すなわち給付費の見込み額に依りまして算定をさせていただくものでございます。弥富市の第5期の介護保険事業計画期間中の3年間の総給付費の見込み額を見てみますと、第4期の場合は約53億2,850万円でしたが、サービスの利用者の方がふえたり、それから認定者がふえたり、そういった要因もございまして、第5期につきましては67億

3,380万円と見込んでございます。14億530万円の増額となっておりまして、率にいたしますと26.4%になりますので、そういった観点から、基準額につきましては3,450円から4,550円の増額とさせていただいております。よろしくお願いたします。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 総額が上がったということですが、ここで参考資料をお手元に配付させていただきました。番のほうを見ていただきたいと思います。これは2011年、愛知県の自治体キャラバンの資料に基づきまして、今回、参考資料として出させていただきました。第4期の部分の愛知県の平均ということで上にはなっておりますが、今回使うのは下の資料です。

下の円グラフをごらんください。こちら、どういったことが読み取れるかといいますと、公的な負担は全体の50%、残りの50%を第2号被保険者（40歳から64歳までの方）、そして第1号被保険者（65歳以上）の負担になっています。こういう状況のもと、例えば仮に4億円かかる特養をつくったとしますと、半分の2億円、そして40歳から64歳の方がこの2億円のうち1億2,000万、65歳以上の方が8,000万といった負担をするような仕組みになっています。そして、介護サービスを利用すれば利用するほど、保険料に大きな負担となつてはね返ってくるような仕組みです。国は、介護保険制度ができる以前はこの総額予算の2分の1を負担しておりましたが、今では先ほど出ました調整交付金を含めても平均で25%、全体の4分の1しか負担しなくなっています。こうした中でお年寄りの皆さんの負担がふえ、保険料は払っている、しかし今度は利用料が払えずに、まともな介護サービスが受けられないといった状況をつくり出してあります。この介護保険制度そのもの自体に限界が来ておると思います。

前回の12月議会での安井光子議員の質問の中で市長御自身の答弁でも、制度そのものを国が見直してほしいと答えています。そして、今回、国に意見書を尾張9市で出したいと言っておりますが、その後どうなっておりますでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げます。

介護保険料のさまざまな制度に対する問題は、私も思っているところでございます。公費半分の25%が国費という形になっておるわけですが、これにおきましても、5%が調整交付金という状況になっておるわけですが、この5%の調整交付金が保険料のほうへ加算されていくという中において、これは高齢化率等の問題もあるわけですが、私どもとしては、この5%の調整の中で約1.8%しかいただいておらない。だから、これは実質的には国からの負担というのが25ではなくて、21.8%というような状況になるわけですが、そうした形で保険料のほうへ加算されていくとなると、当然保険料のほうは例え



ば第1号被保険者に対して高くなると、そんなような構造も実はあるわけでございます。

それと、もっと根本的には、やはり国の25%の負担そのものが低いという中で、県あるいは市町村の現在の疲弊ということを見ましたら、国の負担はもっとお願いをしていきたいと、我々としては今までも市長会を通じてそういうお話をさせていただいております。今回24年度から26年度の第5期の介護保険の改正になりましたので、また改めて西尾張のほうも含めて、私としても具申していきたいというふうに思っているところでございます。今度の議案として提出できればというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 次回のところで意見書をしたいという市長の意向でしたが、この問題は、もはやお年寄りの皆さんだけの問題じゃない。40歳以上の方だけの問題でもない。それ以下の若い世代の方にも重くのしかかっています。

というのは、保険料の基準の第6段階の対象の条件で、世帯のだれかに市民税が課税されているとあり、例えば仮にお年寄りの皆さん本人が全くの無年金の状態の方でも、世帯のだれか、例えばお孫さんあたりに93万円を超える収入があれば、それだけで基準額の、年間にしますと5万4,600円を負担することになります。もうお年寄りの年金だけでは生活ができないような保険料や利用料になっており、それは一緒に住む息子や娘、ともすれば孫の代にまで負担が及び、実際に若い年代の方からもそのような御意見を聞いております。

話を戻しますが、全体の介護保険の総額が上がる要因の一つには、3月6日の国の衆議院予算委員会での日本共産党の笠井衆議院議員の質問でもございましたが、国が介護職員の賃金を引き上げてきた処遇改善交付金を4月から廃止することにあります。これを介護報酬の増額で手当てをしていけば、介護保険料アップにはね返ってきます。しかも、国の支出は1,400億円も減らして責任を後退させ、国民と地方自治体、我が弥富市にも負担を押しつけるような形になっていきます。さらに、国は在宅介護におけるホームヘルパーの時間を現行60分から45分に短縮し、今でも時間が足りないと言っているのに、介護サービスまで後退させようとしています。そういったことも含めて、国に意見書を上げるようにしていただきたいと思いますが、市長、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、那須議員のおっしゃいます、この4月から廃止になります介護の手当が約1,400億ある。これが、恐らく今後においては介護報酬というような形で、賃金のほうへ組み込まれてくるだろうというふうには思うわけでございますけれども、そういった形で負担するということに対してますます大きくなるという形で、政府の責任ということに対して少しマイナスであろうというふうに思っております。社会保障・税一体改革というのが、この3月の国の法案で最大の山場を今迎えておるような状況でございます。医療、介護、

福祉という極めて重要な、重大な考え方に対して政府がどのような指針を示されるか。あるいは、この税一体改革というのが消費税増税とのつながりがございますので、消費税増税という中での社会保障に対する給付額がどのような形で盛り込まれるか、この辺のところについてもしっかりと定めていかなきゃならないというふうに思っております。

とりあえず私どもとしては、次回の西尾張9市の市長会の中で採択を受け、今度は愛知県市長会という順序がございますので、一気に国へということはなかなかできるものではないということも思っております。それが東海市長会、全国市長会という、いろんな形の中で今回は出てくるというふうに思っておりますので、私どもが議案として提出するまでもなく、日本全国からそのようなものはいろんな形で出てくるのではないかなあと注視しております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、地方自治体が一番住民の声を聞ける機関になっております。ですから、市長自身が市長会でも大きな御発言をしていただき、それをまとめた上で御意見、御要望書など出していただきたいと思います。

もう1つは介護保険料の低所得者減免制度についてですが、今回用意しました資料の2つ目のほうをごらんください。これも、先ほど申し上げたとおり、愛知自治体キャラバンの資料によりますが、昨年度行った調査に基づいたものとなっております。

この弥富市のところを見ますと現在4件ということで、減免の制度はあるのだけれども、余り利用されていないというのが現状です。とはいえ、決してお年寄りの暮らしは余裕があるわけではなく、苦しい状況になっております。現在この減免制度を受けていらっしゃる方は何件ほどになりましたでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

ただいま那須議員のほうから、4件の件数の報告をいただきました。こちらにつきましては22年度の実績でございます、23年度につきましては、ただいま御利用の方はございません。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） ただいま4件からもうゼロ件と、利用者なしという状況になっております。この点において、なぜ余り利用されていないのか、その原因は何なのか、市の見解をお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

この減免制度につきましては、市のほうの規則も定めまして運用はさせていただいておりますけれども、また内規のほうで生活保護基準以下の1.1倍といったものを設けて、

利用料のほうでも生活保護基準以下の方ということで、いろいろ定めさせていただいております。そういった中で生活保護基準の額を基準とさせていただいておりますので、ケース・バイ・ケースで、その方々の生活状況の直近の3カ月とか、いろいろ聞く必要がございますので、そういったことから窓口に来ていただいて、当然説明等をさせていただくつもりではございますけれども、PR不足もございまして、なかなか御利用のない状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そういったことございましたら、皆さんに周知できるよう一層の努力と、あと今、生活保護基準以下ということで、これは本当に減免制度として成り立っているのかどうかも今後御検討いただきながら、他の市町村なども参考にしながら、もっと使いやすいような制度に改善し、皆さんにもっと知ってもらえるよう、わかりやすい資料やパンフレットなどを配るなど工夫をして、市長が言われるような、市役所とは市民のためにお役に立つといった方針のもと、市民にとって暮らしやすいまちにしていくために早急に御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

いずれにいたしましても、そういった制度の周知の方法には、広報と、それから窓口で行わせていただいておりますけれども、今後ともそういった努力をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 努力をしていくという方向ですので、今後の一層の御活躍に期待します。

これで私からの議案質疑のほうを終わります。どうもありがとうございました。

議長（佐藤高清君） ここで休憩をとります。3時25分から再開しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

午後3時14分 休憩

午後3時23分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願ひします。

5番（三宮十五郎君） 私は、市民の目線と暮らしの願ひに寄り添った施策の展開をというテーマで、3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず最初に議案第18号、今那須議員も質問をいたしました。介護保険制度や保険料の決定に当たってのパブリックコメントに関連してお尋ねをいたします。

これにつきましては、今回でも市長が、パブリックコメントなどで十分意見を出していただいて、策定委員会でしっかり検討しますということで、本会議で私の質問に対して引き取られたわけですが、実際には市の報告によりますと、パブリックコメントを出された31人というのは、私どもが呼びかけて、当時は予定候補だった那須さんや私のところへ郵送で送られてきた分だけで、市の広報やホームページで呼びかけたものから直接の意見の聴取は一件もなかった。私どもへ来たものを見ましても、これは全部市のほうに出させていたいたんですが、こんな仕組みになっておるなんてことは初めて知ったとか、要するに保険料が前は6段階で今は12段階になったとか、それから65歳を過ぎると無収入の人でもああいふ負担が必要だとか、そんなことも全く知らなかったということで、こんな制度というのはやっぱりおかしいという意見だとか、それから私自身も意見を出したんですが、市側のそれに対する策定委員会での回答は、例えば国民健康保険と違って、介護保険の場合はほとんど最後の支払いで精算ができる仕組みになっておりまして、繰越金につきましても、22年度は2,360万5,000円前年から繰り越しがあったわけですが、精算で返済したお金というのは1,053万3,000円余りと。23年度につきましては、2,600万円の前年度からの繰越金があって、精算で支払ったものが1,475万円ほどということであるんですが、一応策定委員会の中では、このお金についてはそういう返済するものに適正に使われておりますということでしたが、今期につきましては、弥富の場合は前回値上げしなかったことから、本当にぎりぎりの運用になって、大変皆さん苦労されております。

しかし、実際には10%ほど補正予算で保険給付費を予定しておりますが、3月分の支払いまで含めた保険給付費につきましては大体107%台で、最終のやつが出ておりませんから、最終的にはちょっと私のほうではわかりかねますが、そういう状態で、繰越金はここ3年の中では一番多分多くなるんじゃないかというふうに思いますので、介護保険制度は、先ほど来、あるいは前から策定委員会でも議論されておるわけですが、とてもこのままではもう負担するほうも行政ももたないということで、何とかしてもらわんと困るということが大きな国民的課題になってきておるわけでありまして、そのためのいろんな御尽力はしていただいておりますが、いずれにしても、こうした制度を市民の方に理解していただくというのは全く難しいことで、意見を求めてもどういう意見を出していいか、もともとの仕組みそのものがわからんとかいうことで出てこない中で、いろいろ担当者の皆さんは頭を抱えてやっているわけですが、そういうことからいうともう少し、要するに今回の全体のスケジュールを聞いても、もう策定委員会の日程やそういうものに合わせていろんなことがどんどん決まっていく。策定委員会でも、出ている人たち自身も必ずしも皆さんが、この仕組みやそ

ういものについて御理解いただいていない中で、市側が随分いろいろ頑張っ意見を出し  
ていくとかそういうことは、皆さんの賛成をいただいお決めになられたようでありま  
すが、それは今後も御尽力いたたくとして、ここで私が市側にお尋ねしておきたいのは、要するに  
減免の基準ですよね。

弥富市の場合、弥富町時代にこの条例をつくる時に、国のほうは保険料については  
100%減免だとか、一般会計からの繰り入れで補てんをすとか、そういうことはしないよ  
うにということ盛んに言ってきたわけですが、ただ弥富市の条例そのものは、その後変え  
ていなければ、つくったときには国民健康保険と同じで、市長が必要と認めた額を減免する  
というふうになっておりますが、今もその条例はそれでよろしいですか。

議長（佐藤高君） 松川介護高齢課長。

介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

今三宮議員のほうから御質問がございました減免の施行期日ですけれども、21年4月1日  
からということで変わってございません。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） これは、そのときの議会の審議の中で、当時ですと21年からですか。  
介護保険ってもっと前じゃなかった。条例そのものが12年にできていますから、そのときに  
国民健康保険の問題や何かでいろいろ町議会で議論をして、こういう制度はお金のない人か  
らも相当の負担をとるわけだから、減額や免除の基準はやっぱり決めて、市長が必要と認め  
たものについては、当時は町長ですね、やろうということで、自民党の長老でもございま  
した服部金蔵さんたちもそうすべきだという意見で、全会一致で国の言っておることにはちょ  
っと違う対応ですが、弥富としてはこういう条例を決めるという経緯がありまして、やはり  
ここは弥富がこういう制度を持っておるということ。

それからもう1つは、軽減の基準で、先ほどの那須議員の説明の中でおっしゃられたこと  
ですが、生活保護基準以下のものだとかいう決め方というのは、例えば生活保護の人たちは、  
介護保険料も、それから介護を受けるときの負担分も、今いただいおる生活保護費に上乗  
せをして支給される仕組みになっておるんですよね。生活保護家庭の人たちは、その本来の  
収入に加えて国民健康保険税も負担しなくてもいい、医療費も負担をしなくてもいい、それ  
から介護保険料も実際には生活保護費に上乗せをして給付される、それから介護を受けるよ  
うになったら当然自己負担分も給付がされるということですから、生活保護基準以下の収入、  
それも生活保護を申請するときの計算の基準でやるということは、実際に生活保護を受けて  
いるよりも低い基準なんですよ。そこへまた、さっき課長が説明された生活保護基準の3  
カ月分以内の預貯金だとか、こういう縛りがあるということなんですよ、実はもうこういう  
仕組み制度というのは全国的にも大きな問題となりまして、例えば秋田市の国民健康保険、

当時は料だったものですから、地方税法の拘束は受けないということで裁判をやって、行政が、税だろうと料だろうと、一定の基準を決めて賦課するものは全部地方税法の拘束を受けるとということで、高等裁判所まで行って確定判決になっておって、そういうことになりますと、もう判決は行政の職務を拘束しますよね。こういうこと。

それから、ついせんだって、これは民生部長のほうにもお渡ししたことがありますか、これも秋田県だったかな。生活保護基準の6カ月以内の預貯金があるから、国民健康保険税だとか固定資産税の減免はできないということで却下をしたら、これも裁判があって、今の低収入の人たちの生活というのは、お年寄りになって一回病気になれば大変な負担が伴うから、生活保護の3カ月だとか6カ月でこの人たちの申請を却下するというのは市町村の裁量権に反するといつて、これも確定裁判で、そんなことはいかんということが出ておまして、これは今後の課題になりますが、ぜひ弥富市としても必要な人に必要な支援をするという立場で、前回も申し上げましたが、高齢になった方が病気で入院したときの負担というのは、もう入れてくれるところがないわけですから、クリーニング代から、おむつ代から、全部その病院の支給のものを使わなきゃいかんと。だから、医療費無料の人でも、8万円だとか12万円という1カ月の負担が最低かかる。そういうところでないと今は入院することができないというような状況になっておりますので、本当にお困りの方、しかも生活保護を受けずに頑張っている方に対しては減免できる仕組みというのをぜひこの際御検討いただきたいと思いますが、御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

私どもの減免制度は、市民税も国民健康保険税も介護保険料も、同じようなパターンでいただいております。それで、今後研究はしていかなければならないと思っておりますが、私は、一々申請をいただくんじゃなくて、本則でやるのが望ましいと思っております。減免制度は本当にそういう事情があって減免ということでございますので、本則で何とかカバーできたらいいかなと思ひまして、今回、第1段階を0.5から0.4にさせていただいたのもそういう意味でございますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 皆さんがいろいろ御尽力いただいて、一定の改善がされたということは私も理解しますが、問題は、全く収入のない人にも、今までもそうだったんですが、年間2万幾ら、今回もそれがまた上がると。大原議員の質問の中で、下がる人もおると。下がる人はいない。みんな上がるんですよね。ただ、上げ幅がちょっと違うだけという話で、だからこれは本当はない人から取るという仕組み。しかも、1万5,000円以上月額で、したがって2カ月で3万円以上年金のある人については、一定の割合まで引き落としをするという

ことですから、もうほとんど99%の納付率になっておるわけですが、本当に食べるものを削って納めているわけでありますので、仮に2万4,000円にするのを2万1,800円にしたから頑張ったんだと。それは改善には違いないので、皆さんの努力もお察しするわけでありますが、それで済まない問題に直面しておるということを御理解いただいて御検討いただくことを、ここは同じ繰り返しになるのはやめて、要請をしておきたいと思います。そういう御検討をぜひお願いしたい。

あと、例えば今、市長もどこかでおっしゃられたことがあるんですが、学校建設やそういうことでかなり、ある意味ではやっぱり市の予算は窮屈になっておりましたから、道路舗装だとかそういうのは、もう本当にあちこちでこぼこができちゃって、お年寄りや障害者の人たち、あるいは自転車や車いすの人たちが歩くにはちょっと困るような道路がいっぱいできておるんですね。1つは、当然計画的に補修・修繕をしていただく頻度をもうちょっと高めていただくことですが、もう一方で、そういう危ないところについては、実際の市の仕組みとしては、どなたから申し出があっても、当然道路管理者の責任ですから直すということになっておるんですが、その申し出によって修繕をするということはめったになくて、私も気がいたら申し出て、やっていただくとかという範囲にとどまっておるんですが、1つは、職員の皆さんも毎日通勤してくるもんで、気がいたらちゃんと担当課にというのと、もう1つは、区長や区長補助員さんを通じて市民の皆さんに、どなたが申し出ても危ないところは直すというふうになっておるということを、私たちはしょっちゅう聞いておるもんで当たり前のように思っておるんですが、なかなかそういうふうになっていなくて、わざわざ私のところへ言ってきてくれるとか、そういう状態ですので、高齢者になると、ちょっと段差があればけつまずいて転ぶと。転んだら足を骨折するとか、あるいは自転車で倒れると骨折するとかということがありますので、ぜひ危ないところについては、どなたが申し出てもやるという市の仕組みになっておりますので、周知をしていただいて、毎日の皆さんの暮らしの安全や安心は市が責任を持っておるということが目に見えるような、ひとつアピールというか、周知をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、三宮議員にお答えいたします。

今議員が言われましたように、緊急を要する維持修繕的なものにつきましては、区長様とか市民の方、また道路パトロール等で維持管理に努めているところでございますけれど、より多くの市民の方々から情報提供を電話などでもいただけるように、これからホームページ、広報、また10月に発送します土木申請の回覧等に掲載いたしまして、今後とも安心・安全の維持管理に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君）では、次の質問に移ります。

これは何遍もこの場でも質問になったことですが、住宅リフォームの問題で改めてお尋ねをしておきたいと思います。

実は私どもがこの申し入れをしたときに、市は、耐震診断に基づく耐震改修などの制度が使われているので、系統的にやるということからいっても、こういうものを使っていきたいということでありましたが、実際に平成15年以降、弥富・十四山で耐震改修をやられたのは17件なんですよね。耐震検査も319件。ひところ、やり始めた翌年は113件という年がありましたが、22年度は13件、23年度は検査も13件だとか17件ということで、結局、景気が悪化しておる中で何百万というまとまったお金を出すことがなかなか難しいとか、どうせ検査したって直すお金がないからということで、どうしてもこういう状態が抜け出せないわけであります。

今も市の介護保険の問題なんかでも、税と社会保障の一体改革で消費税だとかいろいろんこと言われているようですが、中小企業や、それから高齢者の人たちで、少ない年金で生活保護以下で暮らしておるような人たちにとっては、消費税の負担なんかもう今でもできなくなっておるのに、今度そんなことをやったら商売そのものがもう成り立たなくなると。地域経済が崩壊するとか、働く人たちの健康保険や年金の掛金もしない働き方で維持されている流通業界なんかは、消費税をやったらもう絶対にやっていけなくなるという猛反対。本当に日本の経済を前回の消費税の引き上げのときもがたがたにしたんですが、何か入るような幻想を持ってやったって、絶対にこれは入らないことであります。

問題は、働く人たちがきちんとともに働けば生活できる、税金も払える、掛金も払えるという、こういう仕組みが壊されたことが今の一番大きい原因になっておりますが、それを今市がすぐやると言っただって、なかなかできることではありませんので、できることをやっていくということからいうと、住宅リフォームというのは、実際に全国の300、400という市町村で実施をされてきているということだとか、それから地元の業者さんを通じて発注をする。所によって10%だとか20%、20万以内の助成金ということで、住宅リフォームならもう何でもいいと枠をはめずにやって、雨漏りを直すとか、畳の張りかえをやるとか、天井の張りかえをやるとか、そういうことで、今、建設業の皆さんたちも、こういう時期ですから仕事がなくて困っておるわけですが、シルバーだってなかなか仕事がない状態で、こういう割方手軽な制度、実際にこれは恒常的にやる制度ではなくて、地域で今仕事がない中で、住宅なんか修理せずに使えばどんどん悪くなっていく一方でありますから、せめて最小限の外回りだとか、水回りの修繕ができるような、そういう誘い水をかけていくというんですか、そういうことでやったところでは、多くのところで実際の助成額の20倍だとか25倍というような規模で、本当に地域の末端の業者の人たち、大体、国の制度に今沿ってやっている市町村



の制度というのは、エコカーにしても、それからエコ住宅にしても、あるいは耐震改修にしてもそうですが、かなり力のある人ならやれるけれども、その日の暮らしに事欠くような人たちというのはなかなか手が出せない。そういうことで、どんどんどんどん生活環境も悪化しておるわけでありましたが、その一番末端の業者の皆さんや市民の皆さんに目を向けて、少しでも地域経済を活性化させていくということから始まった制度で、やったところはどこでも大好評ということでもありますので、弥富でも今の耐震改修なんかのこの実態を見たら、これをやっておるからということで済む話ではありませんので、条件のある、力のある人たちに対する助成は、それなりに国の制度や県の制度としてやられているわけでありましたが、末端の市町村がそんなに費用もかけずに、しかも地元が一番末端の事業者の方と市民に、安心や行政とのホットなつながりを提供できる事業としてぜひ御研究いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（佐藤高君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） では、御質問にお答えします。

昨年の3月11日に発生しました東日本大震災以降、市民の関心は、この地方で発生する確率が高い東海・東南海・南海地震に対する不安ではないかということでございます。昭和56年5月31日以前に着工されました木造住宅が多い弥富市におきましては、平成15年度より木造住宅耐震改修補助制度を実施しております。この改修費の補助制度を活用して市民みずから耐震改修を実施することにより、災害時における防災や減災対策につながると思いますので、今後もこの制度に対する国や愛知県、または周辺市町村の対応を注視しながら、市民の生命の安全確保を図るため、事業を継続して、一人でも多くの方に活用していただければと考えております。

今回、三宮議員より提案の住宅リフォーム制度ということでございます。国におきましては、平成21年12月より、エコリフォームとかエコ住宅の新築をされた方に対しまして、さまざまな商品等と交換可能なポイントを取得できる住宅エコポイント制度を創設しました。この制度は、平成23年7月末で工事の対象期間が終了しましたがけれども、同年の11月から新たに復興支援・住宅エコポイント制度として再開されまして、住宅の省エネ化、住宅市場の活性化、東日本大震災の被災地復興支援のため、エコ住宅の新築、またはエコリフォームを実施した場合にポイントが発行され、そのポイントを被災地の商品やエコ商品と交換できる制度を実施しております。住宅エコポイントの対象となる住宅におきましては、持ち家・借家、一戸建ての住宅・共同住宅等にかかわらず、すべての住宅が対象になるということでもあります。また、地元事業者の活性化のために住宅リフォーム制度ということもございますけれども、市民の皆様が、木造住宅耐震改修や住宅エコリフォームの施工を市内業者に依頼していただければ、地元事業者の活性化につながると考えております。

以上のことから、現段階では市独自の住宅リフォーム制度の創設ということは考えておりませんので、御理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 答弁はもうありませんが、あなたたちの資料を見たって、年に何件もやらないんです。結局、今あなたがおっしゃったのは、ある程度、何百万と出せるような人たちに対してはそういう支援がされる。それから、住宅ローンだってそうですよね。制度を目いっぱい使うと、何百万という助成措置があるんです。ところが、本当にその日の暮らしに困っても、やっぱり雨漏りは直さないかんし、畳の張りかえだって、10年もそのままにしておると本当に不潔ですよ。そういう状態の中で、そんなに大したお金をかけずに、地域の末端の業者の人たちが元請になってやれる仕事、それからシルバー人材センターなんかも使える仕事、こういうものとしてぜひこれは私は一考の余地があるというふうに思いますので、一度本当にこういうことで成功しておるところについても、実際にごらんいただくなりなんなりして、年に何件しかできないようなことをやっておるからやっておるといふ話では、今の国民の暮らしはもう済まない状態になっておるといふ思いますので、御検討を求めて質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げますけれども、この問題につきましては、以前の杉浦議員のときから三宮議員さんの会派の皆様の大きな政策的な柱の一つかなあというふうに思っておるわけですが、今、愛知県の中では、蒲都市、江南市、設楽町という3つの自治体で実施されておるわけですが、私どもも、全国的な展開を試みえる自治体も含めまして、一度よくしっかりと調査・研究させてください。そういう形で御答弁申し上げます。

議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案17件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しました。

先ほど佐藤博議員のほうから、あすの一般質問の資料を配りたいという要望がありまして、これを認めることにしました。終了次第、皆さんに配付します。あすの一般質問にはその資料を持ってきてくださいということですので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでございました。

~~~~~

午後3時54分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二

平成24年 3月14日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

7番	平野広行	8番	三浦義光
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長兼 十四山支所長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	石川敏彦
会計管理者兼 会計課長	村上勝美	教育部長	山田英夫
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義
民生部次長兼 健康推進課長	渡辺安彦	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭
監査委員 事務局長	服部正治	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	伊藤久幸	税務課長	伊藤好彦
収納課長	服部誠	市民課長	加藤恵美子
環境課長	伊藤邦夫	福祉課長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	鯖戸善弘	農政課長	半田安利

都市計画課長 竹川 彰
生涯学習課長 八木 春美
図書館長 奥田 和彦

下水道課長 橋村 正則
十四山スポーツ
センター館長 花井 明弘

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 若山 孝司
書 記 岩田 繁樹

書 記 横山 和久

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問・答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名いたします。

本日、一般質問を行う前に、質問の予定があります那須英二議員から資料の配付の依頼がありました。これを認め、議員各位のほうに配付してありますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いいたします。

5番（三宮十五郎君） おはようございます。

今議会の最初の一般質問を、抽せんではございましたが、させていただく機会をいただきましてありがとうございます。

私は、通告に基づきまして、大きくは2点にわたって市長を中心にお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、行革大綱と、とりわけ暮らしとのかかわりで大きな問題があります保育料などについて、どう考えていただくかということでお尋ねをさせていただきます。

23年2月に発表しました市の行革大綱には、国民健康保険などの特別会計繰出金の抑制だとか保育料の見直しなどが掲げられ、さらに民間委託等によりますコストの削減等も取り上げられておりますが、これにつきましては以前に片山総務大臣のほうから、こういう民間委託、アウトソーシングと言われているやり方は、もともとは行政サービスの質を向上させるために行うとしたものでありますが、実際には経費削減の道具に使われていると。あるいは、

そのことによって働く人たちの労働条件が非常に切り下げられているという仕組みがあるので、十分そういうことのないように、本来の目的に沿った活用をするようにということが指摘をされまして、全国的にも、行き過ぎたコスト削減を中心的な目的としたやり方については見直しや検討が行われておりますが、特に昨年、保育料が保育関係の支出に対して非常に少ないと。したがって、せめて全県平均まで引き上げていきたいということで、36%、年間約6,400万円ほどの値上げが提案をされましたが、多くの皆さんの、こんな大変なときに値上げをしてもらっては困るということと同時に、子育て世代が弥富の中で果たせる役割等も考えたら、値上げは避けていただきたいという強い声がありまして、最終的には市長の判断で、当面凍結するということが行われました。

私は、保育料の問題では2つのことを申し上げたいと思いますが、1つは、確かに以前に比べますと、国からの負担金、県からの負担金というものが、年間約1億6,500万円ほど旧弥富、十四山当時にはあったものが、最近では民間分の2,000万円弱しかなくなっていることから、この関係の収入が大変少なくなったように見られますが、もともとは保育料を上回るほどの国と県の負担金が、保育料の低所得者に対する削減分の補てんということで、国・県を通じて負担がされておりました。ところが、この仕組みが変えられたとき、たしか平成17年度以降だったというふうに思いますが、このときに珍しく国は、こういう補助負担制度を一般財源からするときには、直接お金を出さずに、地方交付税でその措置をするという基準に入れているから、そちらでやるということでしたが、このときは税源移譲という方法を取りまして、補助負担金を削減するかわりに、地方税については所得税のほうから振りかえをして税源移譲を行うということが決められまして、平成22年度で年間4億8,500万円、23年度は5億8,500万円が個人住民税の国からの税源移譲がされたものだというふうに市からいただいた資料の中にも出てありまして、こればかりじゃありませんので、ほかとの関係もありますが、基本的に現在は国の負担が行われているというように考えるべきでありまして、したがって、ほとんど皆さんが納める保育料と同額程度の負担は引き続き続いているというふうに考えるのがまず1つの前提だと思いますが、その辺については前回の値上げのときにどのように御検討されたか、まずお答えいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 今の質問にお答えさせていただきます。

昨年、御承知のように、行革大綱に従って保育料のことも検討するというところで、委員会を持たせていただきました。そうした中で、税源移譲の部分も含めながら、なおかつ愛知県下のそれぞれの市町村、特にいろいろと委員の御意見もいただく中で、海部地域の保育料などを参考にしながら、最終的には、格差社会が広がってきて、低所得の方への負担の部分も少なくしていきたいということで、かなり抑えたところで保育料の定めをさせていただきます。



した。そうした中で、税源移譲のことも含めながら検討してきました。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 検討委員会に出された資料を私も見せていただきましたが、税源移譲などによる補てんがあるなんていうことは、どこを見てもなかったですね。少なくとも今現実に保育料の保護者負担金として入ってくるもの、あるいはその関係で入ってくる直接の補助負担金が減っているということの中で、大変バランスが悪いということが最大の理由だったというふうに思います。

ただ問題は、今おっしゃられたように、他の市町村は上げておるといふふうに言われたんですが、結局この間、税収がみんな大幅に落ち込んで、お金に色がついていないことから、そういう税源移譲がされているにもかかわらず、実際に給料などは全体として下がっている、しかも保育士の給料も下がっているわけですから、経費が下がっている中で上げるという本来はやってはいけないことをよそがやっているもので、余り疑問に思わずに手を挙げたことで、上げなかった弥富のほうが正常で、上げたところは、もちろんいろんなことがありますので、一概に間違っておるといふ言い方をするのはいかがかと思いますが、それにいたしましてもこの問題につきましては、やはりきちんとそういうことも踏まえて御考慮いただくということを、まずはっきりしていただきたいということが1つ。

もう1つは、特に大切なことは、弥富市の場合、きのうの質問の中でも市長もお認めになられたように、子育て支援だとか、いろいろな市の施策、あるいは皆さんの日ごろの努力、こういうものが重なって、本来は積立金を取り崩してやらなきゃならんような事業がずうっと連続して続いたにもかかわらず、それを積立金を基本的に取り崩さずにやれたという大変いい条件があって、しかもこの子育て支援が市の税収の増加の上に果たしている役割というのは、きのうもお話ししましたように、弥富市の税収の下支えになっているのは固定資産税で、この間に1人当たり平成18年以降1万8,000円ほどふえて、他の市町、この西尾張地方の9市のかなりのところが1人当たり5万円前後の固定資産税収が、弥富は10万円近くに23年度はなっているということが一番大きな要因であります。当然、西部臨海工業地帯の税収の増加がありますが、それがこの間を見ますとたしか5億数千万円ほど。直接、固定資産税じゃなくて、名港の借地としてそちらから入ってくる分も合わせて5億七、八千万あると思います。この間の地価の下がったことだとか、あるいは建物や償却資産の減っていく分を考えますと、実際にはこの名港の分を上回るほどの固定資産税の税収が弥富のその他の地域でなければ、こういう結果は出なかったことは明らかですね。

そういう上で言うと、子育て世代の人たちが2世帯住宅でここに住むとか、あるいは新たに住宅を取得して弥富に住むとかということ、同時に弥富の固定資産税がふえている大きい原因は、市街化農地が旧の佐屋町などに比べて3倍くらい、蟹江町に比べて2倍くらいあっ

たことから、農家の皆さんが税金対策で、とても農業で払い切れないということで譲渡して、あるいは区画整理なんかをして譲渡してやっていかれたことと、もう1つは、賃貸し住宅をつくって、それが国に相続税だとかそういう格好で払うんじゃなくて、弥富市に固定資産税として払うという形に変わってきていることが、よそとの際立った差になってきていますね。

ところが、そんなに人口がふえない中で住宅はふえていますから、ここもまた一定の形で人口がふえなければ、あるいは借りていただく方が確保されなければ、どんどん大変な状態になっていく。近所でそういう賃貸し住宅をやっている方の御意見をお伺いしましても、建てることから管理まで、全部業者に任せて契約している方なんか見ますと、2年ごとの契約更新のたびにどんどん受け取る額が減っていくという状態になっていて、この弥富になるべく多くの人たちが住んでいただく、アパートも借りていただく、こういう人たちがいなければ、こんな状態が続くと私たちはもうやっていけないような状態が来ているということを言われるわけですが、市の税収の確保、人口減少の防止、子供の減少の防止、こういう全体的な果たしている役割について、前回の値上げのときに、保育料を6,400万上げることと、子育て世代の支援と、あわせて弥富の今の農業がなかなか大変ですから、実際には農家の皆さんの所得のかなりの部分がこういう形で市に税金として入っておる状況も考えると、この人たちの営業や暮らしが成り立つような仕組みから見ても、子育てするなら弥富とずっと言われていたこのイメージを大事にしていく、守っていくということがどれほど大事なことかということについては、これは市長にお尋ねしたほうがいいと思いますが、この値上げのときにどういうふうに位置づけられて検討されたか、御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員に御答弁申し上げます。

私も昨年保育料の改正につきまして、議会の皆様にも御審議いただきたいという中で議案を提案させていただいたわけでございますけれども、現在の社会的あるいは経済的な背景の中で大変厳しい状況があるということで、保育料の改正につきましては、基本部分につきましては改正ということはやらなかったわけでございます。今後の検討課題であることは申し上げるまでもございません。

そのときの検討課題では、先ほど担当課長からも話がありましたけれども、小泉内閣の三位一体改革での、いわゆる保育園等の国の補助金というものがなくなって、それぞれの自治体でしっかりやるようにということがあったわけでございますが、先ほど三宮議員のほうは、例えば交付税措置がされておるのではないか、あるいは税源移譲がされておるということをおっしゃるわけでございますけれども、交付税の問題につきましても、いわゆる特定の普通交付税ということではなくて、交付税全体の枠の中にそういった考え方があるということで、

それが保育料に対する補助という形では特定できないわけでございます。もう1つは、税源移譲という問題につきましては、住民税等々におきましてはその措置がされているわけでございますけれども、それが全体の保育ということについてのかかわりではないと、私は理解をしておるわけでございます。

私どもがなぜ保育料の改正をお願いせざるを得ないかということは、いわゆる歳入歳出のバランスが余りにも大きくかけ離れてきたというような状況でございます。9つの保育所におけるさまざまな保育に関する歳出が、非常に大きく膨れ上がってきているということと同時に、一方では歳入の不足ということがあるわけでございますので、本当にこのままの状態でもいい保育行政ができるんだろうかという心配もありましたものですから、そういった中で保育料の改正ということをお願いしたわけでございます。しかしながら、最初に言いましたように、社会的・経済的な大変厳しい状況であるということは私も理解するところでございますので、そういった中で措置をさせていただいたわけでございます。

税収の件におきましては、確かに基幹税の中での市民税、そして固定資産税、法人税等々あるわけでございますけれども、弥富市全体的にはここ数年順調に推移をさせていただいた市民の皆様のご御努力に大変感謝をするわけでございますけれども、例えば平島中区画整理事業等におきましては、特に固定資産税で、あるいは市民税で伸ばさせていただいておるわけでございます。これは、それぞれ地元の地権者の大変な御協力、そしてまた長年にわたりましてお世話いただきました役員の皆さん、地元選出の顧問議員の皆さんの大変な御協力・御尽力というものもでございます。また同時に、私どもといたしましても、この区画整理事業を成功させていかなきゃならないということで、市の助成金あるいは市の補助金という形でこの間約8億数千万円、実は拠出をさせていただいておるわけでございます。こういう状況の中で大変立派な区画整理事業をなし遂げていただいた。今年度3月末が最終でございますけれども、そうした中で大きく固定資産税、あるいは市民税を伸ばさせていただいたということについては全く事実でございますので、大変感謝を申し上げます。

また、西部臨海工業地帯における固定資産税につきましても、実質的には4年間の奨励金をさせていただいておるわけでございますけれども、こちらのほうも順調に推移をしてきているわけでございます。平成23年度におきましては、交付措置よりも約9,000万ほど固定資産税が上がってくるというような状況でもございますし、来年以降につきましても、従来の企業のほうから奨励金の終わっている企業も出てまいりますので、固定資産税の増という形にはなっておりません。平成26年、27年ぐらいになりますと、それがさらに大きくなって、5億円前後の固定資産税が入るというような状況にはなろうかと思っております。

しかし、現状といたしましては、私は、23年度あるいは24年度におきましても、市民税の伸長は極めて厳しいという予測をさせていただいております。そしてもう1つは、固定資産

税の問題につきましても再三申し上げておりますけれども、評価がえの年度に入ってまいります。2億数千万、実は評価がえによって減収になるわけでございます。そうした中では大変厳しい状況もあるわけでございますので、これは財政の健全化から見ても、しっかりと財務諸表を見ていかなきゃならないという状況にあるわけでございます。

私どもといたしましては、保育料の問題にしても、あるいは医療・介護・福祉というような社会保障の問題にいたしましても、基本は受益と負担という形でしっかりとお考えいただきたいということをお願いせざるを得ないと思っておりますのでございます。いずれにいたしましても大変厳しい状況でありますので、市の役割はしっかり果たしていきたいということと同時に、お願いも申し上げていかなきゃならないということで、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤高次郎） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今、市長は、やはり受益ということから考えていただきたいというふうに言われましたが、子育て支援、子育ての費用について、本当に年々日本はふえ続けて、国際社会の中でも異常な状態だというふうに言われておりますが、そうした中で弥富市の場合は、手厚い子育て支援によりまして、人口の減少の防止や子供の減少の防止ということが辛うじて行われておって、全体として見ると、西尾張地方の中ではかなりいい位置を占めているわけですが、しかもそのことによって市の財政が担保されておるとか、それからもう一つは、人口がふえない中で賃貸し住宅なんかはふえているわけですから、空き家が出てきてかなり心配な状況になっていますよね。こういうことを支えていくということを考えた場合、さらに、実際に今全体に賃金が下がっていく傾向でありますので、ふえていくときはあんまり苦にならないんですが、下がっていくときに負債があるというのはすごく大変なことで、住宅ローンを払い、子育て世代の親、私たちのような世代の人たちから見ると、今の若い人たちの苦勞というのは、私たちの若いときの苦勞に比べると、先が見えないだけに本当に大変な状態で、親の支えなんかはなかったらまともに子供を育てていくことができないような状態の中で、2人、3人と子供を育てている人たちが非常に多くなっていますよね。それはもう一方で、30代の男性の半分しか結婚できないような状況の裏返しでもありますので、この問題は単純に受益だとかそういうことじゃなくて、しかも弥富市がそういう路線をとってきたことが、他の市町に比べて非常にいい結果が出ておるといことも十分お考えいただいて、今後の施策の展開を進めていただきたいということを要請して、次の質問に移ります。

特にこの大綱の中で、負担の公平という立場から、税収の確保だとか、それから国民健康保険などへの負担を減らしていくということが出ておりますが、これも非常に深刻な問題は、介護保険の問題なんかで見ますとこの深刻さがよくわかるわけですが、現在65歳以上

の介護保険の加入者は23年度末で9,766人おりますが、そのうちの過半数を超える、多分56%だと思いますが、5,491人が本人は住民税を払うことができない、払わなくてもいいというんですか、そういう低収入の方なんですよ。この56%の人に対して、今回の低所得者に配慮したと言っております市の案では、全体の5億6,700万円余りの介護保険料のうち2億4,690万円を、この本人非課税、あるいは世帯本人非課税という人たちで負担をします。その他の44%の所得のある、要するに本人課税以上のところの人の負担が3億2,000万円余りということで、本当に無収入の人にも、これは世帯でないですから、1人ですから、年間2万1,800円を負担していただくということは大変なことでありまして、今の高齢者の暮らしの状態というのは、少し以前ですと、月に1万円足りない、2万円足りないという、その程度の仕事というのは10年ぐらい前だとまだあったんですが、今はもうある程度の年齢になると仕事そのものがないと。若い人たちを3時間でも4時間でも細切れで使うことが当たり前ようになってきておる中で、パートやそういう仕事でも、なかなか高齢者、ましてや障害の人たちは収入を得ることができない。

限られた年金だとか、ぎりぎりの収入で暮らしている状態というのが広がっておりまして、私も実際に話を聞いて驚いたんですが、夕方の小雪が降るような中を、自分でつえをついてもなかなか歩けないような人が、手押し車につかまって歩いている光景をよく見かけますので、不思議に思って、今どこへ行くんですかとお尋ねしましたら、スーパーやコンビニの時間切れ商品の一番割引になる時間帯をねらって食品を買いに行くと。こういうことで辛うじて暮らしを立てている。あるいは、もうかなり高齢になっているんですが、皆さんに迷惑をかけたくないということで、安い年金だけの暮らしの中で、生活費を少しでも浮かせるためにということでそういうことをやっている方たちが結構おりまして、スーパーのそういう売り場におる人たちに聞きましても、そういう人たちはもう時間前から来て並んで待っていると、こういう状態が広がっております。

こういうことを考えたら、私は、行革の対象ということで一くくりにせずに、保育料の問題もそうですが、高齢者や障害者の施策を、本当に必要な人には必要な支援をしていくという仕組み、例えば市の今の減免制度なんかはそうなんですが、生活保護基準以下で、しかも処分できる資産がない人に限ると、預貯金が基本的にない人に限るといような対応ですが、実はそういう問題について、最近、秋田県の湯沢市で、ここは、そういう減免制度について言うと、税や社会保障料に対して、生活保護基準の半年分以内という市の方針を決めてやっておりましたが、これに対して市民の皆さんが異議申し立てをやって裁判が行われました。そうしたら、この裁判の判決は、生活保護を受けていない人たちが今の世の中で生きていくためには、そんな程度のお金では病気になったときにとっても対応できないと。したがって、そういうことで市が制限を加えるのは行政の裁量権を間違えておるといということで、申し立て

をした人たちの申し立てを許可すべきだという判決が出されておりますよね。したがって、私は弥富市のこの基準についても、ぜひ見直しをしていただきたいということが1つ。

もう1つは、今のようなお年寄りの状態でいいますと、今の300円自己負担の給食サービスなんかとても使えない暮らしをしている人たちが少なからずいるというわけで、だから配食サービス、給食サービスというのは、いろんなあれがあって、ことしから一応毎日ということで、これは前進的な方向で、利用できる人にとっては大変ありがたい制度だと思うんですが、コンビニだとかスーパーに買いに行くような人たちに対して、給食サービスという方法をとるのか、それとも前々から私がここで申し上げてきているのは、身体障害者手帳を取得することができるなら、そちらの障害者手当とかいろんなサービスも受けられますが、ただ実態は、本当に驚いたんですが、介護保険の関係で、身体障害者手帳を持っていない人、あるいは重度障害の手帳を持っていない人に対して、介護保険の介護度によって税法上の控除が受けられますので控除証明を出しているんですが、実際に年間、重度障害者手帳を持っていない人で180名前後の控除証明を出している。それから、障害者手帳を持っていない人について言えば、二百数十名の控除証明を発行しているということで、なぜそういうことが起こっておるかという、なかなか病院は忙しくて、そういう人たちの要請にこたえられない。ドクターが忙しいことから、せっかく障害者として受けられる、あるいは重度障害者として受けられるサービスが受けられない状態がずっと続いておりまして、何とかしていただきたいということを繰り返し言っておるわけでありまして、まるで市民の要望にこたえられない。

例えば足のある場所から切断して、しかも糖尿病ということで装具が使えない。血液の循環が悪いですからね。普通はその場合は、片足で立つことができないということで2級の障害者手帳が出るはずですが、これはある病院で実際にあったことですが、わざわざ糖尿病の内科の先生の判こも押し、そして足を切断して、切断だけですと4級ですから、4級だという診断書を書いてくれると。県も審査をするんですが、不思議がらずに4級で通しちゃうと。その人が65歳になる前の手術でして、私どもも、身障者手帳をきちんと申請してもらおうように。やっていますということで安心しておりましたら、何のことはない、4級の手帳で、結局もう誕生日が過ぎちゃってサービスが受けられないと。

こういうような形が至るところで見られるような状態で、余りにも医療制度の崩壊とかの中でこういうサービスが市民として受けられない状態が広がっておりまして、私は配食サービスにつきましても、それから障害認定につきましても、介護保険やそういうものでこれだけの本来障害者手帳の交付を受けられる条件の人が受けられない状態なら、せめて市、あるいは県が行っている障害者サービスと同じ程度のものについては、やはり市や県の協議のもとで採用して、そういうサービスが受けられるか、ないしは速やかに障害者手帳が取得でき

るようにするとか、いずれかの方法をとらなければ、こんな状態ではせっかくいい制度があつてサービスが受けられると言われても、多くの皆さんが利用できないこの状態についてどのようにお考えいただいておりますか、御答弁いただきたいと思ひます。

議長（佐藤高清水君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 後段の具体的な障害者サービスにつきましては、担当課長のほうから答弁させていただきますけれども、三宮議員、国保だとか、あるいは介護ということにつきまして、もう全体の把握はしっかりしていただいておりますよ。今、日本における国保の状態がどうなっているか、あるいは介護においてどういう状況になっているかということは十分御承知だと思ひしております。御理解をいただいておりますけれども、もう少し全体を大きくとらえていただひ理解をしていただひ、私たちと協議をしていただひたいなあとという部分もあるわけでございます。少し個々にお入りになるというケースが非常に多いものですから、私たちもある意味では答弁しづらい部分もあるわけでございます。

平成23年度、国保は日本全体では3,800億から4,000億の赤字という状況で続いております。そして、私どもも、平成24年度の予算書を見ていただきますとわかるように、約42億その予算措置をしていかなきゃならないという状況。そして、私ども国保に加入していただひているのが、約1万2,000名というような状況で今加入していただひております。そうした中で従来の加入者のあり方が随分変わってきたということも、現状、言えるわけでございます。大変厳しい状況の中で、働き世代、いわゆる30代、40代、50代の方が非常に国保のほうへ入ってみえる。これは、非正規雇用というような状況の中で経済的な厳しさがあるということも事実でございます。そういう状況はあるわけでございますけれども、基本的にはいわゆる給付額の財源をつくっていかなきゃならないということでございますので、これは国民皆保険の一つのあり方としても、みんなでやっぱりやっていかなきゃならない。

あるいは、介護保険にしてもしかりでございます。平成24年度当初予算としては23億、我々はその財源を見出していかなきゃならない。そういう状況の中にあつて、現在では例えば要支援・要介護ということで1,450名、あるいは3年後には約1,600名を超える要支援・要介護にふえてまいります。そういう状況の中での財源をどうしていくかという、まずはその前提に立った御協議もいただきたいというふうにも思ひわけでございます。そうした中で、国保のあり方、介護のあり方についてお願いをしていきたいなあとというふうにも思ひております。

今度の24年度の当初予算におきましても、国保運営が少しでもスムーズに運営できるようにということで、一般会計から法定外の2億円を実は繰り入れさせていただひております。また、介護につきましては、従来の6階層から12階層という形で、所得の低い

方に対しては負担が重くならないようにという措置をさせていただいておるわけでございます。そういうことも含めて御理解をいただきたいと思っております。

国保におきましては、あえてこの場で言わせていただくと、弥富市民全体が健康ということに対して、もっともっと自分自身で気配りをさせていただく必要もあると思います。そういった中で健康宣言をしておりますので、私たち行政といたしましてもPR不足の点はあるわけですが、健康ということについて自分でまずお考えいただきたい。あるいは、生活習慣病と言われるような特定健診であるとか、あるいは特定健康指導というようなものについても積極的に受けていただきたいと思っております。また、非常に頻回受診というのも多くなってきておるわけでございます。また、ことし施政方針でも述べさせていただきましたけれども、ジェネリック医薬品の御要望なんかもいただきたいなあというふうに思っております。製薬会社は新しい薬の開発競争でございます。そういった意味におきましては、新しい薬が治療では患者の皆さんに渡されるわけでございますけれども、私どもといたしましては、ジェネリックという形で、以前からある医薬品というようなものについてもみずから御提言いただければ、随分大きく国民健康保険の給付額が変わってくるというふうにも思っておりますので、そういった形で私どもも健康だとか、あるいは頻回受診だとか、特定健診等の生活習慣病に対するPRをさせていただきたいと思っております。

障害者のサービスにつきましては、担当のほうから答弁させていただきます。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、身体障害者手帳がなかなか書いてもらえないということにつきましては、以前議員よりこの御質問をいただいたときに、海南病院の事務長さんに状況を確認させていただきました。そして、事務長さんより、整形外科では診察後リハビリ判定を行っており、遅くなる要因になっているのではと。今後、医師の負担を軽減する措置を考え、改善していきたいということをお聞きしております。

その身体障害者手帳でございますが、その障害が将来にわたり永続するものであるかを判断し交付されるため、障害の部位により、すぐ書けるもの、3カ月以上、6カ月以上経過しないと書けないものなどがありまして、一概に障害になったからすぐ書けるものではございません。かかりつけ医とよく御相談をいただきたいと思っております。今後も機会あるごとに医師会等を通じまして、診断書を早く書いていただけるよう要望してまいります。

次に、議員が言われる、県や市の手当を介護保険の認定により判断をして支給してはということでございますが、障害をお持ちの方への支給等支援を行うには、障害者手帳の等級を基準としております。身体障害者福祉法による福祉の措置は、法で定める一定以上の障害を有する方に対して行われておりますが、個々に措置を行うに当たりまして、その都度、障害



程度の認定を行うことは煩雑であり、また福祉の措置に迅速を欠くことにもなります。そこで、あらかじめ障害程度を認定し、法に該当する障害がある旨の証票として手帳を交付することにしておりまして、身体障害者福祉法による福祉の措置は、この手帳の所持を前提として行うことになっております。

また、議員が言われる県の手当につきましては、弥富市だけではなく、県下の市町村すべてにかかわることですので、手帳なり診断書による判断基準がないということは混乱を来すこととなります。また、不公平が生じることにもなりますので、手帳の等級で判断すべきであり、障害者に該当すると考えられる場合には、かかりつけ医に相談をしていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今市長おっしゃられた、今の国保や介護の制度がどんな大変なことかというのは私もよく承知をしております、これはやっぱり国や県の協力なしには解決できない問題があって、そのためにお互いに力を合わせていくことは当然だと考えています。

しかし、今のお話でも課長の答弁の中にもありましたが、問題は、非常にきれいごとで済んでおりますが、実際には、例えば1つの足の関節がふくあいがあって正座できない状態が固定しておれば、少なくとも6級の手帳が出ますよね。6級の手帳が出ますと、自分で運転する人は自動車税の免除になりますよね。そういうサービスを受けられます、一番卑近な例ですが。そういう人たちに対して実際に手帳はどうなっておるかということ、きょうはこの駐車場にとめてきたとあって、あそこから歩いてこられるようならとても手帳なんか出せんよと。本当に医療崩壊みたいな状態でドクターの仕事は大変になっておりますので、なるべく書かない状態。とにかく歩行困難であれば、実際に筋力の低下だとか関節の異常によって一定の条件が改善されないという見込みがあれば、1キロメートル程度しか歩けない人についていうと4級の手帳が出る仕組みになっていますよね。課長もよく御承知だと思いますが、今おっしゃっていることは全然病院では現実に対応されていないんです。以前は、笹医院に下村、もとの海南病院の院長先生がいるときは、寝たきりの人に対しても、年に1人や2人は訪問審査をして手帳を出すような仕組みもあったんですが、今はもうそれも制度としてもなくなって、実際に制度があってもサービスが受けられないというのが常態化して、したがって介護保険のほうで何百人という人の重度障害の控除証明を出したり、身体障害証明を出さなきゃいかんという、こういう状態なんですよね。ずうっとこの状態が改善されずに来ておることが現実であります。

それからもう1つは、市の減免制度は、先ほども申し上げましたように、処分できる預貯金がないというようなことが前提になっております。何とか人に迷惑をかけずにということで、現実には生活保護以下の収入で生活しているような人たち。きのうの質問の中でも、農

家の高齢者の中にはそういう人たちもいるよという、ほかの議員の方の質問も出されておりましたが、そういう人たちが現実に収入や生活の実態に基づいて市の軽減制度が受けられない。したがって、せっかく制度をつくっても、ほとんど利用はゼロという状態がずっと続いておる。ここの改善は、やはり喫緊の課題としてぜひ御検討いただきたいと思います。あとほかの問題もありますのでやめますが、ぜひ実際の皆さんの暮らしの実態に即した市のサービスを、せっかくの制度がつくられて利用できない。収入と所得の間にすごく格差がありますので、非課税の人がみんなそんな人だとは私も思っていません。だけど、現実にそういう救済しなきゃいかん人たちが少なからずいることもまた、これは民生委員さんたちに聞いていただいてもそうではありますが、そういう人たちが救済できる、現実に機能できる制度に改善していただくことを強く要望し、また近く介護保険等の改善を求める請願につきましても、大島静雄先生が提出者になっていただいて、私どもがこの間集めた署名も出していただきますので、そういう中でしっかり御検討いただくことを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

時間が迫っておりますので簡潔にお尋ねいたしますが、防災対策でございます。

津波の被害想定につきましては、まだこの地域全体には公表されておられませんので、お尋ねをするつもりでありましたが飛ばしていきます。

問題は2つありまして同時に質問をさせていただきますが、1つは、一時避難所として利用できる建物等について、オーナーや何かの理解が要るわけであり、努力されておりますが、そうでない場所ですね。一定の高さがある場所。きのうも少し出ておりましたが、跨線橋だとかそういう場所、あるいは公共施設で屋上が使えるところ、こういうところについて具体的に調査を行い、そしてそこに利用できるような、例えば外側に階段がないところについては、市長もそういうものをつけていくというようなお話がありましたが、そういう手だてをとっていただくということではありますが、いずれにいたしましても非常に低いところでありますので、実際にある程度津波なんかの場合で一時避難所として利用できる高さのある場所が、この市内にどこがあって、どの程度あるかということについては、早急に自主防災の人たちの協力もいただきながら調査をして、皆さんに明らかにしていくことは非常に緊急な問題だと思いますので、この点について。

それからもう1つは、木曾川の尾張大橋周辺の堤防の整備でございますが、ここは私がくどくど申し上げなくても、高さが尾張大橋の上で5メートル。だから、洪水は超えていくという前提で防災計画がつくられておりますよね。

それからもう1つは、地盤沈下対策にしても何にしても、伊勢湾台風以降のいろんな対策が、尾張大橋を挟んだ一定の区間は全部ストップしているところですよ。堤防の幅も足りない、高さも足りない、しかも東側に深い川があって、液状化や何かの、巨大地震の揺れに

よって堤防そのものも心配ということで、国の基準でも、この地域の防災計画の基準でも重要度Aという、一番危険だというところが重なり合うような場所であります。したがって、ここの解決の問題というのは、せっかく上流と下流に、下流は高さ7メートル50、JR鉄橋から上流は7メートルで今堤防は整備されていますが、ここがそういう状態であるということは、弥富市民だけじゃなくて、この地域全体の問題でもありますので、ぜひここの対応を一日も早く国や県の施策として進めていただくことを、当然弥富市だけでできることではありませんが、ここの場所を市の一部として持っている弥富は、一番周辺の市町や県の協力もいただいて、声を大きくしてやっていかなきゃいかんところだと思いますので、防災計画の最重点課題の一つとしてぜひ正面から取り組んでいただきたいと思います、御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

一時避難場所の候補地のお話でございますけれども、昨年の調査段階で、建物につきましては一応すべてのところをリストアップさせていただいております。ただし、なかなか御理解いただけないところもあります。また、分譲マンションにつきましては、個々が所有者ということもございますので、その辺のところをどのようにやっていけばいいかということは今検討しているところでございます。それから、公共施設でございますけれども、現在屋上等に上れるところにつきましては、すべて一時避難所として使わせていただいております。また、御指摘がありましたように、屋上に上れないところについて上れるようにしたらどうかというお話でございます。これにつきましては、今後の検討課題として、させていただけたらと思っております。

いずれにいたしましても、先ほども議員言われましたように、まだ想定自体が固まっていないということがございます。ですから、現在の想定の中で、もっと低い場所でもそれが安全であるという可能性は非常にあると思います。そういったことも考えながら、今後、一時避難場所をふやしていく努力をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 避難場所の件につきまして追加答弁させていただきますけれども、私ども行政のほうは昨年マップ上に、いろんな方の御協力をいただいて大変多くの避難場所を設置させていただいておるわけでございますけれども、今それぞれの地域で自主防災組織とこののを立ち上げていただき、共助の精神で、地元でそういうところがないかという形で、そういうところをオーナーさんと契約していただいているという例がふえてまいりました。ぜひ地域の中でそういった箇所を見つけていただきたい。堀岡議員がお見えになりますけれども、鯛浦の下之割では私たちの指定の場所以外にも、その倍の数字の、自分たちで考えて

いこうじゃないかというような機運が盛り上がってきております。ぜひ私たちもそういった共助という形で、またこれも公のほうで御協力させていただきますので、ぜひそれぞれの地域の中でそういう箇所があるというふうに思っておりますので、御協力もいただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 続きまして、尾張大橋のかけかえについてお答えさせていただきます。

議員が以前から言われておりますように、同じ国の事業でありますけれど、河川局と道路局の整備の考え方自体が全く違っているところがございます。河川整備計画に合わせての橋の改良工事の計画がされていない状況であることから、きのうも市長のほうから答弁させていただきましたが、橋梁付近に対しての大型土のう等の水防活動によって河川地域の安全を確保するという見解を聞いておりますけれど、これにつきましては、引き続き尾張大橋付近の高潮堤防の補強と橋梁改築の早期整備を、木曾三川下流改修工事促進期成同盟会がありますので、これにつきましては、桑名、海津、弥富、愛西市、木曾岬町でございますけれど、毎年、年2回ほど関係機関に要望しておりますので、今後引き続き強く要望してまいりますので、よろしく願います。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） この問題は、以前から危険であるということについては国のほうも認めているわけではありますが、整備計画について言うと、道路として使う上では支障がないということ、どうしてそんな結論が出るのか私も理解に苦しみますが、出したことで、伊勢大橋等の改修が終わった後に考えていくということで、事業計画も何にもないというのが実態なんですよ。これほど巨大地震、あるいは地震そのものによる堤防の決壊さえ心配されるような状況のもとで、道路として使う上で支障がないという決定がされたことによってこの計画がどんどんどんどん先送りされていくというのは、私は、一番懸念される、弥富市としては黙って見ていることはできない問題であると思っておりますので、ぜひふさわしい位置づけにさせていただいて、せっかく上流・下流部でどんなに立派な堤防をつくっても、間で切れてしまえば意味がないわけでありまして、先日御答弁いただきましたような、土のうで何とかできるような性質の問題ではありませんので、そういう問題として、市長を先頭にしていただいて国や県に要請しながら、一日も早く着手できるような御尽力をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

三宮議員のほうから1月4日に、新年度予算に対する要望事項も含めまして、緊急要望と

いう形で木曾川の問題につきましても御質問いただいております。我々としても、これからさまざまな関係機関のほうに機会あるごとに御要望申し上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤高君） ここで暫時休憩をします。再開は11時10分から行いますので、よろしくお願ひします。

~~~~~  
午前11時00分 休憩
午前11時10分 再開
~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願ひします。

4番（那須英二君） 日ごろ市の発展のため御尽力されていることに敬意をお払いいたします。

特にこの弥富市はすぐれた子育て支援のため、子育てするなら弥富だと定評を得るほどで、この少子・高齢化社会の中で子育て世代が定住し、安定した税収を支え、子供の減少がほかの市町に比べましても比較的緩やかであるのは、この弥富市にとって大きな希望となっています。そこで、私から大きく分けて3つの項目、保育、児童クラブ、不妊治療やワクチン等について質疑させていただきます。

1つ目の項目、ゼロ歳児保育、産休明けからの保育の受け入れと給食についてですが、ここについては5つの見出しに沿って行います。

まず、1点目と2点目をあわせてですが、長引く不況の中、若い世代の中にも仕事が減少し、派遣法の改定などにより雇用において規制緩和されたことで、臨時、派遣、パート、アルバイトなどの非正規と呼ばれる雇用の形態が不安定雇用、低賃金を引き起こし、生活のために幼い子供を預け働かざるを得ない、そんな世帯がふえています。特にこの雇用状況下で、産休後、育児休暇をとろうとすると、解雇もしくは辞職を促されるといった事例も聞き及んでいます。そして、一度職をやめてしまえば再就職するのにも困難な状況で、幼い子供を持つ親、これから子供を産み育てようとする若い夫婦は、大きな不安に悩み、子供をつくるのにも二の足を踏ませる状況をつくり、少子化を加速させています。そこで、この弥富市でも安心して子供を産み育てられる環境を整えて、少子化の流れを軽減するためにも、産休明けから預かってもらえるような制度の改善が必要ではないかと思いますが、これについて今後市の見解はいかがでしょうか。また、もし受け入れができないといった場合、何が弊害となっているのか、お答えください。

議長（佐藤高君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 今の件について答弁させていただきます。

質問を伺う中で、少子化の原因として今の雇用の状況ということが出ておりましたが、必ずしもそういう状況ばかりでないのも影響あるかと、そのように自分は理解しております。

そうした中で、今質問の中で産休明けからの保育所の入所ということですが、まず現状を見てみますと、特に現在は問い合わせもないところですし、その件につきまして、従来8カ月から行っていたのを6カ月から行うということで、弥生保育所のほうで行いました。それで、現実、今6カ月、7カ月の方の保育を預かっているということもない状況です。ただ、もし問い合わせがあった場合、近隣の市町村で産休明けからの保育を受けている民間の保育所等もありますので、そういうところを紹介するなどして対応はしていこうと考えておりますし、基本的に子育て支援の中で、保育とかいわゆる子育ての考え方において、市としては、8カ月ぐらいまでの間はやはり親の愛情の中で子供が親と触れ合う。日常の中で目線を合わせながら一緒に触れ合っている時間の中で心の安定した子供に育っていくし、親も子供と愛情を交わす中でいい子育てをしていただきたい、そういうことも含めた支援をしていきたいと考えております。もし問い合わせがあったらほかの保育所を紹介して、就労と両立できるようなことは考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） ほかの市町村で対応するというお答えでしたが、弥富市でも預けていけるような環境を整えていくことが早急の課題となっております。現実には生活のために断腸の思いで、子供と一緒にいたいといった気持ちを抑えながら働かなければならない、こんな苦しみを抱えながら親たちは働いているんです。そういったお気持ちを御配慮いただけるようお願いいたします。

私どもに寄せられたお母さんたちからの声を紹介いたしますが、例えば桜学区、30代女性からは、「産後、新しく仕事を探して働くというのは無理だと思います。子供の面倒を見てくれる親がいない人はどうすればいいのでしょうか。もっと産後のことを考えてもらいたいです」。このほかにもまた、以前には、十四山地区で産休明けから働こうとしても預かってもらえないので、やむを得ず愛西市の保育所に預けていました。弥富でもぜひ3カ月程度、産休明けからの保育をお願いしますと、安井光子元議員のもとに相談があったと伺っています。今、ニーズがないということをおっしゃいましたが、ニーズは潜在的に存在しているといったことも踏まえながら御検討いただきたいと思います。また、そうした市民の声にこたえていくことが、住民の福祉を増進させる市の役割ではないでしょうか。そして、このたびの市長の施政方針である、健やかで優しいまちづくりにおける子育て支援の充実、この方向にも合っているのではないのでしょうか。そういったことも踏まえ、早急に御検討いただきたいと思います。市長、御回答をお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 保育の問題につきまして御答弁させていただきますけれども、昨年、弥生保育所におきまして、従来の8カ月から6カ月の子供さんをお預かりさせていただいておりました。最初は一、二名お見えになりましたけれども、現状としてはその方たちも、その子供さんが成長されるわけですから、当然8カ月、10カ月、1年という形になっていくわけでございます。現在6カ月の受け入れをさせていただいておるわけでございますけれども、御要望の御父兄の方はお見えにならないという状況でございます。

産休明けの3カ月からという形でございますけれども、私は、3カ月というのは非常に子育ての大事な時期ではないかなあというふうにも思っております。そうした中でお母さんの愛情というのをしっかりと注いでいただければと思っております。しかしながら、就労という、一方ではそういう関係もあるうかと思っております。他市のことも参考にしながら、検討課題とさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今後の雇用のことも考えて御検討いただきたいと思えます。

3つ目に移ります。保育所の職員や労働条件の改善についてですが、現在、保育士のうちで約6割が臨時職員といった状況になっています。鯖戸児童課長よりいただきました資料によりますと、現在86名が正規職員、111名が臨時職員となっています。その中でも常勤の非常勤という、正規職員とほぼ同じように働きながらも、賃金は正規のおよそ半分、休暇などの待遇にも格差があると存じます。例えば、私と同年代くらいの正規職員がおよそ年間500万から600万円ほどに対して、非正規職員は200万円から250万円ほどです。非正規職員には一時金もなければ、年次有給休暇は正規の半分、産休、病休、そして忌引休暇さえない状況になっています。我が国でもILO（国際労働機関）の第100条条例、同一価値労働男女同一報酬原則を批准していますから、差別的な取り扱いを規制することが強く求められています。

そこで質問いたしますが、日ごろ市のために働き、貢献している非正規職員に対して処遇の改善をすべきと思いますが、市ではどのようなお考えか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 答弁する前に、1点確認をしておきたいと思えます。

実は那須議員にお渡ししたのは、それは断った上で、昨年安井議員にお渡ししたものでございます。その中で自分も補足をしましたが、実は、臨時雇用職員の中には2人で1人分の正規職員として働いていたりしますもんで、それだけで決して、いわゆる保育を必要とする最低基準に対する割合というような理解にはしていただかないようお願いしたいと思いますし、また延長保育担当で来られる保育士もいますもんで、そういうことを含めて御理解い

ただきたいと思います。

臨時職員の雇用の待遇についてですが、説明させていただきます。

臨時保育士の働きやすい環境を維持するために、さまざまは雇用形態をとっています。フルタイムに近い形で働く臨時保育士、御主人さんの扶養の範囲内で働きたいという臨時保育士、延長保育に対応していただく保育士等です。先ほど言っていたとおりです。そうした中、市としては、途中入所により年度途中でも臨時職員の確保がしやすいように、フルタイムに近い働き方の臨時職員の時間給を平成24年度からアップする計画であります。具体的に申し上げますと、1日7.5時間で1週間に5日勤務する保育士は、今までの時間給の970円から時間給を1,100円に上げ、経験により1年30円ずつ加算し、加算上限を6年で180円とします。そのことにより、6年目には180円が加算され、時間給で1,280円となります。それは、23年度まで行っている常勤的臨時職員のと時の日額を時間給に換算した1,268円を上回るという計算になります。そうした中で正規職員に近い形の臨時職員についての待遇を改善しているということで、御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 鯖戸課長より伺っておりますと、常勤的非常勤でも30名ほどに達すると伺っています。そして、この常勤的非常勤を改善するという方向でお示されましたが、現行は日給9,510円で支払われています。先ほど紹介された時給1,100円ベースで経験加算をアップさせますと、まず1,100円の場合1日8,250円、1日当たりで1,260円もマイナスということですが、しかも、月に換算すれば3万円以上の減額となっています。経験加算を加算し、1年ごとに時給を30円アップしていくということですが、上限額である6年を迎えないと、すなわち180円アップの最大時給である1,280円にならないと、現行より減少してしまうといった計算になります。なぜ日ごろ貢献している非正規職員に対してこのような措置をとられたのか、お聞かせください。そして、先ほど申し上げたとおり、休暇などの対応にもお答えください。

議長（佐藤高清君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。若干説明が不足していたところがありますもんで、そのところを補足させていただきます。

現実的に常勤的臨時雇用職員として数年働いておっていただく保育士がおります。その方も今までの経験として加算していきますもんで、1,280円とか、若干それよりも少ない1,250円になりますもんで、1カ月に直すと今までの常勤的臨時職員と変わらない金額になるというふうに考えております。

あと休暇とか待遇などですが、正規職員との賃金以外の待遇の格差につきましては、有給休暇、病気休暇、特別休暇の面で格差はありますが、厚生年金保険、あるいは健康保険及び



雇用保険に加入しておりまして、ほかの自治体と比較して、賃金の面でも上位の水準であるのではないかと考えています。今後とも国や他市町村の状況を注視しながら、雇用条件を考えていきたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 基本的には、先ほど申し上げたとおり、同一労働同一賃金同一待遇でお願いいたします。

そして、常勤的非常勤ということであれば、なぜ正規職員をふやす方向で考えられなかったのか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） なぜ正規職員がふやせないかという御質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

今、弥富市職員の採用、それから採用計画を含めてでございますけれども、これは定員管理の問題もございますし、私どもとしては行政改革の指針も示してございます。そうした中におきまして、必要な分だけ正規職員を採ることができれば非常にいいことではないかとも思いますけれども、半面、また多額の費用を必要とするものでございます。では、この費用はどこにしわ寄せが行くかということも含めて総合的に判断をし、臨時職員の方々に御協力をいただきながら、保育所の運営を支障なく進めていき、両者のバランスをとっているという状況でございますので、御理解をいただければと思っております。

また、先ほど臨時職員の常勤的と非常勤で随分差ができるんじゃないかということが1つございましたけれども、このたび常勤的臨時職員をなくした背景の一つとしては、例えば4月から常勤的臨時職員で勤めてみえる方に関しては、議員御指摘のとおり1,268円という賃金が支払われて、これは時間に直すとでございますけれども、ただし5月からこの常勤的臨時職員と同じような形態で働こうとされた方に関しては、970円であったわけですね。そうすると、同じような形態が始まった時期が4月か5月かによって、どうしてもこの両者に差ができてしまう。こうした差も埋めていきたい。非常勤職員の皆さんに均衡のある勤め方をしていただきたい。これが一つは差がないということではないかということも含めて、私ども協議をし、また待遇面でも下がらないように考えた結果でございますので、御理解がいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 限られた財源の中でということと、あとそのしわ寄せが、おっしゃったとおり非正規職員に及んでいるというところも踏まえながら、今の行政を支えているのは非正規職員であるということも十分に認識しながら、処遇の改善等を御検討いただきたいと思っております。

現在、日本全体で非正規職員と呼ばれる雇用が広がり、全体の約4割が非正規職員という状況です。高校生や大学生が卒業しても2人に1人が非正規職員、もしくは仕事がないような異常な状態になっています。このこと自体が社会問題で、国内の消費・内需を冷え込ませ、長引く不況の原因となっています。

資料1、私のほうから提出させていただきました資料のほうをごらんください。

こちらは、愛知県で大学の教授や労働組合、各種民主団体などが協力して調査・研究したもので、最低生計費という、決してぜいたくではない、当たり前の暮らしをしていくために一体幾らかかるのか、その試算をした結果になっています。例えば25歳男性で月額、下のほうに行きますと22万2,998円、30代夫婦のお子さんを抱えたところでは月額41万1,616円、このようになっています。現在の非正規職員ではこの水準を満たすことが困難な状況にあります。特に若い世代では、こうした不安定雇用や低賃金のため、非正規はもちろん正規であっても、異常な残業、長時間労働、休日出勤などで出会いや愛をはぐくむ時間さえ少なく、結婚や子供を産み育てることが困難な状況をつくり、少子化を加速させているといった背景にあります。少し前の国勢調査では、30代の男性がおよそ半分結婚できない、そんな状況になっています。こんな状況だからこそ、非正規職員であっても、憲法第25条にありますように、人間らしく、健康で文化的な生活を保障するよう、同一価値労働同一賃金、休暇等においても均等待遇への改善が求められているのではないのでしょうか。むしろ公務の職場だからこそ、民間に率先し行うことでこれを社会全体に広げて、異常な雇用状況を正常な流れに戻す、その一翼を果たす役割になれるように努力をしていくべきではないのでしょうか。答弁をお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げます。

私たちは、保育所を運営するに当たって一番大事なことは、保育所の質を落とさないことだと思っております。保護者の方から、ここの保育所に預けたら安心だというようなことが、私たちの保育運営の中では一番大事なことではないのでしょうか。そういう状況において、例えば非正規職員という形であっても、経験豊かな方が保育所の中でしっかりと子供さんを保育するということについては、大変私はまた一方での価値があるというふうにも見ておるわけでございます。相対的な支出の中で人件費等は当然考えていかなきゃならないわけです。しかしながら、最初に言いましたように、保育の質を落とさないということを念頭に置きながら、正規職員・非正規職員という形でのバランスをとっていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 限られた財政でやりくりしていくのは大変だと思いますけれども、先

ほど三宮議員がおっしゃったように、行政は商売とはかけ離れています。住民福祉サービス増進であり、受益者負担で採算を合わせようという考え自体が疑問に思います。いかに無駄を削減し、福祉や住民サービスなどにお金を回せるか、またここでいいますと保育に回せるか、これが本来持つ自治体の役割ではないでしょうか。私自身もこれからそのような提案が出せるよう勉強し、研究し、ここにいる皆さん方や市民の皆さんと協力し合っ、だれもが安心して暮らせるよう努力していきたいと思っています。また、行政におきましても、その姿勢が社会全体に影響することも踏まえ、今後雇用のあり方について慎重に御検討いただくようお願いいたします。

続いて、5つ目の保育所の給食について移ります。

1年前の東日本大震災における福島第一原発の事故により、お子さんを抱える親御さんを初め、多くの方が放射能に対する不安を感じています。学校給食においては、毎月、愛知県学校給食会の検査課で測定し、安全性の確認を行っている、この弥富市のホームページでも紹介されておりますが、保育所の給食については、仕入れ先、検査等の体制はどのようになっていますでしょうか、お願いいたします。

議長（佐藤高君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 食の安全については大変重要な問題だという認識であります。そうした中で、管理栄養士も含めながら、使う食材については細心の注意を払って進めているところでございます。それで、食材の安心・安全のための放射線量の検査でございますが、いずれの食材につきましても、放射能汚染の検査が求められている都道府県のものについては、県や仕入れ業者が検査して、あるいは中央市場からのものにつきましては名古屋市が検査し、安全であることが確認されている食材が市場に並んで、それを小売業者が買いに行くという形を確認しております、安全が確認されたものをすべて使用しております。

もう少し具体的に述べますと、野菜や米、魚介類は、基本的に地産地消の考えにより、なるべく地元で生産されるものを使用するようにしていますが、広域に取り寄せる場合においても、地元よりなるべく西のほうということを考えながら取り寄せております。また、ヨーグルトなどの乳製品の原材料につきましては、メーカーに問い合わせたところ、放射能汚染の可能性のある都道府県の牛乳などは使用していないというところでございます。このようなことから、保育所で扱う食材につきましては、安全が確保できていると確信しております。ただ、避難所やその周辺の生産者が震災前の生活を取り戻すのも必死で今行っているところです。そうしたことも考え合わせながら、安全な食材を生産していても風評被害をこうむらないように、私たちもきちっと対応しながら進めていかなければならないと考えております。

それからもう1つ補足で申し上げますと、ここ二、三日のところ、あま市で干しシイタケの件がございました。セシウムが検出されたということで、そのことにつきましても、早急

に保育所で使っている干しシイタケも産地を調べて、それがどのように検査されていたか過程を確認しましても、これは静岡産でしたけど、静岡県で確認して安全というのが市場に出回っていて、それを利用しているもんで、その件についても御安心いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 比較的安全性が確認されているということだもんですから、こちらもホームページなどで紹介して、市民の皆さんにも安心してもらえるよう、情報公開を行っていただけたらと思います。

では、2つ目の大きな項目、児童クラブについて、4つの見出しについて進めていきます。

まず、1つ目、2つ目をまとめて行いますが、児童クラブ4年生以上の受け入れ体制についてです。

現代社会において核家族化が進み、その一方で、先ほど申し上げたとおり危機的な雇用状況のもとで、共働き、あるいは母子・父子など、子供を預けながらも働かなくてはならない状況は保育所ばかりではなく、小学校でも同様です。当市では要綱により、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、児童クラブの運営を行っております。しかしながら、小学1年生から3年生までという制限があり、現行では4年生以上は預けられない状況になっています。保護者の方々からは、4年生以上も預けられるようにしてほしい、安心して親が働けるように助けてくださいといった声が上がっています。そこで、今後市民の困っている現状にこたえて、4年生以上も預けられるように改善していく姿勢があるのかどうか、またできないというならば、空間、財政、どの部分に問題があるかなど、明確にお答えください。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

若干、那須議員の質問のところと確認の意味もあって、児童クラブの位置づけもお話しさせていただいた上で考え方のほうを紹介させていただきます。

児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業については、対象者は、保護者が労働などで昼間に家庭にいない10歳未満 10歳未満というのは基本的に3年生までということですが に対して行うものとされていて、それに従って弥富市でも運営しているところがございます。そういう基本的なことを御理解いただきたいと思います。

実際、児童クラブの内容を眺めてみますと、3年生になると徐々に児童クラブの利用をやめる児童も逆にいたりします。その理由は、児童クラブに来なくても1人で留守番ができるようになったり、あるいは習い事に出かけるという状況があるからです。そのようなことを考えて、実際児童クラブの指導員の先生方に、4年生になってどれほど声があるかと聞いた

ところ、決して多い数ではないという中で、4年生で児童クラブの利用の声があったとしても、一、二カ月で1人で留守番ができるようになっていくということで、問い合わせがあったものでも、そのうち声がなくなっていったという状況でございますし、もし一、二カ月の御利用があるのならば、そうしたすき間のところをサポートするために、市ではファミリーサポートセンターなどの仕組みもありますもんで、そういうのを御利用いただきながら御理解いただければと思っておりますし、また市には児童館という施設があります。親が就労していても、4年生以上でしたら児童館を利用するなどして、健全に余暇を過ごしていただければと考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） スペース的・財政的には問題ないということによろしいでしょうか。先ほども言ったとおり10歳未満ということですが、他の市町村でも行っている事例もありますから、そして現に、市民の声が少数であってもあるといったことを念頭に踏まえながら、今後の検討課題としていただきたいと思っています。

先日、私、さくら児童館に調査・見学に行きました。そこに通う児童に聞いたんですが、お父さんは10時過ぎまで、お母さんは6時ごろまで仕事をしているそうです。多くの親御さんにとって、この時代に安心して子供を預け、働くことができる環境を整えていく児童クラブは、本当に助かっている事業になっています。この児童はもうすぐ3年生で、あと1年ほどすると児童クラブを利用できなくなってしまいます。そうしますと、この子は1人で家でお留守番することになってきます。先ほど児童課長のほうのお答えにもありました。そして、本人が自立していくということでしたが、もともと1人で家でお留守番すること自体が自立という考えが本当に正しいのかどうか。それを本当に自立と呼ぶのか。自立というのは自分で考えて行動することで、それは1人で家で引きこもっているような自閉的な空間から形成されるものではなく、多くは集団生活や、そこにいる指導員、同じくして通う児童たちなどから刺激を受け、育つものではないでしょうか。高学年になれば後輩の面倒を見る、こういった心も育って本当の意味での自立につながると思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 今、那須議員がおっしゃられるように、自立というのは決して家に閉じこもることだとは全然思っておりません。1人で留守番できるということは、決して家におってということで私は述べたわけではございません。先ほど紹介しましたように、児童館あるいは子どもの遊び場、子どもの遊び場は市内に26ほどあります。そうしたところで、家に帰ってから異世代の友達と一緒に遊んで遊んで、上下関係とか外遊びとか、また助け合うこととか、いろんなことをはぐくみながら育ってほしいと思っておりますし、そうした姿は今に始まることなく、脈々と、いわゆる地域の子供たちの姿としてありまして、そし

て健全で遊べる場所も、児童館あるいは子どもの遊び場ということで確保しておりますもので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そういったことでしょうか、最近は一昔前と違って、児童をねらう犯罪や不審者なども増加しており、親御さんにおきまして、子供だけでお留守番させる、また外に遊びに行かせるというのは本当に大変な不安を感じております。私もパトネットという防犯情報のメールサービス配信の登録をしておりますが、この弥富市でも少なくない頻度で不審者情報が入ってきております。当市の言われる自立において、そして安全という観点においても、市民のお役に立つイコール働く親を支援するといったことにおいても改善が求められておると感じますが、いかがでしょうか。でも、時間の都合上で回答は要りません。そういったことも踏まえて御検討をお願いします。

続きまして、児童クラブのカリキュラム等についてですが、保護者の方から、せめて宿題くらいは見てほしいですとか、指導員の先生が怖くて児童クラブに行きたくないと子供が言うんですと、そういった声がありました。先日拝見させていただきましたが、私自身の感想ではとてもよい環境でした。今後もほかの児童クラブも見学・調査に行かなければなりません。児童の中から当番制でおやつを配ったり、時には静かにしてくださいと注意したり、何時から何時までは宿題の時間ですよというようにメリハリをつけて行っていました。現在、私自身独身で子供なしですが、私自身にも子供がいましたら、預けたいと思うほどすばらしい環境でした。

しかしながら、職員さんすべては非正規職員ということ。さきの臨時保育士のところでも述べましたとおり、非正規職員の処遇改善はもちろん検討していただくこととしまして、今後さらに発展させ、児童一人一人の綿密な計画を立て、成長を助け、保護者にも報告やアドバイスを行っていったり、将来この弥富市における優秀な人材育成の観点、そして児童クラブにおける責任、管理運営などのためにも、1事業所につき最低1人くらいは正規職員の配置が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 前半と後半に分けて少し答弁させていただきます。

最初の部分で児童館の実態のところ、こうした機会に再度御理解いただくために、重なる部分があるかもしれませんが説明させていただいて、後半の部分で職員のことを説明させていただきます。

児童クラブにおきましては、学校のように厳密なカリキュラムというのはございません。児童福祉法においても、適切な遊び場、生活の場を与えることとなっていると。その範囲内でございますが、現実的には児童が規則正しい生活習慣を維持するために、学校から児童ク

ラブに到着すると、手洗いや水分補給をした後におやつの時間、勉強の時間、遊びの時間、休息の時間 休息の時間になると、ぼちぼちとお母さん方が迎えに来られるということです を定めております。そうした中で当然宿題を持ってきた子供がいたら、そこで自由にやっておっただいています。ただ、塾ではないもんで、一人一人についてきちっと教えるということはありませんし、必ずしも宿題をやるということでもなく、自分でほかの勉強を持ってきたりとか、読書を楽しんでいるとか、それはさまざまでございます。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

それと、実は先週の土曜日、市のほうで防災の講演会があった土曜日なのですが、私ども4つの児童クラブに出かけまして、4月から入所するお母さん方と、児童クラブの指導員と、私どもとでガイダンスというのを行いました。それはどういうことかという、やはり大事なお子様を市のほうで預らせていただきますもんで、そうした中で信頼関係ができるということで、きちっと話をさせていただきましたし、児童クラブというのは集団生活をするところでもんで、そういうときについてはやっぱり決まりというのもございまして、あらかじめ親御さんには知っておっていただきたいし、子供の安全を守るために親との手続的な書類のことがありますもんで、そういうのもきちっと確認するために持たせていただきまして、そうした中で自分自身が言ったことがあるんです。お母さん、迎えに来たら手を招いて子供を呼ぶんじゃないで、中まで入ってきてくださいと。そして、先生とお子さん顔を合わせて、そこでありがとうございましたと言って、お互いに感謝の気持ちで子供を引き渡しましょうと。そうする中で児童クラブのほうにおいても、子供さんのきょうのことを、こんなことができよかったよとか、ちょっと途中から何か熱っぽくなってきたもんで、お母さん、すぐ気をつけてくださいねとか、一つ一つの声かけをしていく中でいい信頼関係をつくっていききたいし、そうしたお互いが感謝し合う気持ちを子供の前で会話していることが大事な子育てになっていくという気持ちでやっていきたいと思いますということをお話しさせていただきました。そういうことを含めて、児童クラブの運営について御理解賜りたいと思っております。

そうした中での正規職員を1人ほど置いていただきたいという御要望でございますが、御承知のように、平日の児童クラブは3時間半から4時間程度が勤務時間でございます、子供が帰ってから6時半までの間ですから。そういう状況ですので、児童クラブに正規職員を配置することは現在考えておりません。ただ、児童課の中には児童クラブ担当職員がいて、運営のサポートをしております。そうすることによって、他市町村の児童クラブにも劣らない、先ほどお褒めいただいたレベルの児童クラブの運営をしておりますもんで、御理解賜りたいと思います。

なお、臨時職員の賃金につきましては、時間給で、時間が短い関係で970円でございますが、そのリーダーの方には60円アップして1,030円をお願いするように、24年度は考えて

おります。以上でございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 正規職員に対しては担当がいるということでしたが、ただ児童一人一人に綿密な計画、報告、また今後イベントの企画とか、そういった子供のいる時間以外にもたくさんの仕事はあるかと思いますが、そういったことも踏まえながら今後検討していかせてください。

4番目の利用料について申し上げます。

保護者として、月に5,000円という利用料というのは決して安くはない負担になっています。旧十四山村時代では2,000円でした。そのために利用できなくなったという御意見も聞いております。そもそも生活が苦しいので、収入をふやすために少しでも長く働けるようにと子供を預かっていくわけですから、そこから安くはない負担を強いるというのは、いささか疑問を感じるわけですが、当市においては減免制度も行っています。多くは母子・父子などの方が利用されているといったことですが、これについては現在半額。これはもう全面免除でもよいのではないかと個人的な感想も持ちますが、そして今後、低所得者に関しましても、生活保護や非課税世帯は今全額免除ということですから、それ以外の低所得者に対しましてですが、例えばさっきの資料1の最低生計費を参考にさせていただきながら御検討いただきたいのですが、世帯で年間500万円以下といったところに関しましても、減免の制度の拡充をしてはいかがかと思いますが、今後御検討をお願いして、ちょっと時間の関係上、回答は結構です。

続きまして3項目め、不妊治療、ワクチン等について、急ぎ、3つの見出しについて行います。

まず、1つ目の不妊治療についてですが、一般的な不妊治療を行う場合、現在、自己負担額の2分の1、上限が5万円までというのが県の制度にあります。来年度からはその上限を4万5,000円にするなど、改悪、補助の削減をしようとしています。本来は詳しく説明したいところなんですけど、ちょっと時間の関係上、飛ばさせていただきますと、端的に申し上げますと、県がやらないなら市で独自に全額補助、もしくはそれに近い自己負担額で受けられるようにしていただきたいと思っています。現行制度では全く足りていません。といいますのは、不妊治療は本当に高額な治療になっていまして、病院によっても、個々人の状態によってもそれぞれ大きく差があるんですが、一般的な人工授精の場合、年間30万円から40万円ほどかかると言われています。その中で上限が5万円、さらに今後4万5,000円に減らしていくという方向であれば、本当に受けられないといったのが現実であります。

実は私、あるお宅でこんなお話を聞いてきました。不妊治療を受けたいんだけど、効果があるかどうか分からないのに、こんなにも高額な治療費は払えません。この言葉に私



自身すごい重みを感じてまいりました。この方は実際不妊治療のカウンセリングに行きまして聞いたところ、不妊治療1回につき25万円から30万円ほどかかると言われたそうです。しかも、成功率は10%から20%といった低確率になっています。こんな状況の中で治療を受けるのには物すごく勇気が要ることなんではないでしょうか。子供が生まれるということは、人生において最大限の喜びです。治療を受けてまでも子供を産みたいといった心をかんがみませば、その喜びははかり知れない。そして、この少子化の時代の中で子供を産みたいと願う人の願いをかなえていくことは、市長の言われる健やかで優しいまちづくりの子育て支援の充実の方向性にも合い、何より弥富市においても将来の希望となっていくのではないのでしょうか。「子育てするなら弥富で」から、さらに「子供を産むなら弥富で」と言われるくらいになるように、市独自の上乘せの補助の拡充を御検討いただきたいと思います。御回答をお願いします。

議長（佐藤高君） 渡辺健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 那須議員の質問にお答えを申し上げます。

今、議員おっしゃられたとおり、県におきましては来年度から、補助額の年額上限を5万円から4万5,000円と、また助成の対象者につきましては、今年度まで性タイミング療法、ホルモン療法、人工授精等の治療について対象としておりましたが、来年度からは人工授精のみということで、県の補助基準が変更になります。しかしながら、人工授精以外につきましては、健康保険の適用になるものがほとんどでありますから、来年度からは私ども弥富市としましても、県の補助基準に合わせた内容で行いたいと考えておりますので、御理解願います。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 健康保険の対象になるということですが、ただ軽減されても本当に高額な治療費になってきまして、しかもその確率は、先ほど申し上げたように低確率。この状況で、本当に子供を産みたいと思ってもなかなか治療に踏み切れないといったことがこの少子化の背景にもあり、またその少子化を少しでも軽減させていく方向におきましても、今後の御検討課題としていただきたいと思います。

最後になりますが、次の項目、ヒブ、子宮頸がん、肺炎球菌などのワクチン等について端的にまとめて申し上げますが、資料の2をごらんください。

こちらは愛知保険医療の団体の新聞になりますけれども、現行の制度の一覧が下のほうに掲載しております。この資料2にもありますように、海部津島地域におきましては、他の市町村に比べても、ヒブ、子宮頸がん、ここでいうHPVになっておりますが、小児肺炎球菌、そういったワクチン等の補助が自己負担のおよそ3分の1程度の補助額になっています。ほかの市町村と比べましても、こういった部分は本当に少ないということが言えます。ことし

の5月から、高齢者の肺炎球菌についても3分の1程度の補助をするということで、これは本当に大きな前進となっておりますが、今後さらに発展させるために海部医師会などでも発言・御提案をしていただき、さらなる前進を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） このワクチン接種の助成につきましては、海部医師会にお願いする関係から、おおむね足並みをそろえてやらせていただいているところでございますが、何分まだ開始したばかりでありますので、今のところ拡充は考えておりませんが、近隣町村の動向や接種状況など、今後の推移を見守りたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） これにつきましても、多くの市民の皆さんからも御意見いただきまして、ほかの市町村でもかなりの補助額があるのに、弥富市においてはまだまだ少ないといったことを伺っております。ですから、そういったことも踏まえて今後の検討課題としていただきたいと思います。

これで私の質疑を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は1時から行いますので、よろしくお願いたします。

~~~~~  
午後0時00分 休憩
午後1時00分 再開
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に期日前投票受け付けの手續の簡略化についてお伺いをいたします。

昨年2月に愛知県知事選が行われました。また、4月には県議選と続き、本年2月には弥富市議選が行われました。有権者の皆様には、投票日当日に投票へ行く方、また仕事や旅行などで当日都合の悪い場合は、期日前に投票するという方もふえてきています。投票日当日に投票に行かれる方の受け付けは、入場券を提出し、本人確認が行われた後はスムーズに投票へと流れていきます。これに対し期日前投票では、受け付けを行う際、担当の職員の前で投票人が住所、氏名、また投票当日に行けない理由を宣誓書に記入しなければなりません。こうした様式について、どうも期日前投票に行きにくいとおっしゃっている方の中には、受け付けの手續が煩わしいと感じたり、投票所の雰囲気や職員の前での書き込みに大変緊張す

るといった声を耳にしております。高齢者や障害を持つ方にとっては、さらなる御負担を強いることになるのではないのでしょうか。

昨今では、尾張旭市や長久手市、また津島市や蟹江町といった近隣市町において、期日前投票が簡単にできる様式になっています。例えば津島市では投票所入場券の裏面に宣誓書が印刷をされており、期日前に投票する理由が4項目記入されており、該当項目に丸をつけ、住所、氏名、生年月日の必要事項をあらかじめ記入していくことで、受け付けの手続が簡単で早く済むということで喜ばれています。有権者の皆様に政治に関心を持っていただき、選挙時は多くの方に投票に行っていただくことが大事ではないかと思えます。期日前投票の受け付け手続を簡略化することにより、投票率のアップも期待できるものと考えます。そこで、本市におかれましても、投票所入場券の裏側に宣誓書の様式を印刷する方法を導入していただきたいと思えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 期日前投票の受け付け手続の簡略化につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

期日前投票につきましては、かつては手作業で行っていた名簿対照作業から、バーコードで読み取るシステムを導入いたしましたので、一瞬に受け付けが完了し、投票所での待ち時間は解消されております。

次に、議員御提案の、期日前投票の宣誓書の様式を投票入場券の裏側に印刷してあれば、必要事項を自宅等で御記入ができて、市役所の期日前投票所での受付の申請書の記入を省略することができるということでございますが、この方法は、議員が述べられたように、期日前投票所での記入の必要がなく、県内の幾つかの自治体で既に導入されている状況もございます。現在、弥富市の期日前投票では、選挙人の方に住所、氏名、生年月日を宣誓書に自署、御自身で書いていただきまして提出する必要がございます。しかし、これを省略しますと、便利さゆえの安全面での不安がございます。平成24年4月に行われました愛知県議会議員一般選挙におきまして、別人に成り済ました詐欺投票が行われまして、選挙管理委員会では被害届を検討されているとの報道がございました。弥富市選挙管理委員会といたしましては、二重投票、いわゆる成り済まし投票を防止し、期日前投票における安全性・確実性を担保していくことがより重要であると考えておりまして、当面は現行どおり、期日前投票所の受付で宣誓書に必要事項を記載していただくことをお願いしたいと考えております。選挙管理委員会一同、皆様と一緒に投票しやすい環境づくり、明るい選挙の管理・執行に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 私は、昨年3月でも同様に質問させていただきました。既に近

隣の津島市や蟹江町など導入している自治体があることから、どうして弥富市はやっていただけなのという市民の声も聞かれます。当日投票に行けない理由に丸印をつけるだけで、前もって各自記入をし、投票所へ向かい、受付に出すことによって投票ができる。それだけで手間も省け、投票率を上げる上でのメリットも大きいのではないかと考え、今回も質問させていただきましたが、ただいま総務課長より、二重投票という不正を防止し、そしてまた安全性や確実性を重視することで、当面は現行のまま簡略はせずに、現行の受け付けの様式でいくということで御答弁をいただきました。あつてはならないこととございますけれども、二重投票というデメリットもあるかと思いますが、今後、他市の状況もよく参考にさせていただき、市民がより気軽に期日前投票がしやすい雰囲気づくりに今後も努力をしていただきますことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

2点目でございますが、ＪＲ・名鉄弥富駅周辺の整備についてお伺いをいたします。

駅の安全対策とまちづくりの中で、ＪＲ・名鉄弥富駅周辺の整備につきましては、これまでも何度か質問をさせていただきました。特に東西踏切での交通渋滞が問題とされております。今や車の利用増加に伴い、毎日の通勤・通学時は歩行者や自転車の通行等混雑をきわめ、非常に危険な状況にあります。こうした踏切における危険性、また混雑の解消に向け、ＪＲ・名鉄弥富駅の橋上駅舎化を合わせ、周辺道路を含めましたバリアフリー化の整備については、市民からの根強い要望であります。

駅前整備につきましては、平成19年に大学の准教授を中心としたプロジェクトチームも編成をされ、これまでも周辺調査や研究を行い、鉄道事業者との協議など大変に御尽力をいただいていることはお聞きいたしております。24年度の予算にも、弥富駅周辺基本計画策定事業として業務委託料900万が計上をされております。これによって今後も引き続き事業推進がなされるかと思いますが、これまでの協議と進捗状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

議長（佐藤高君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えさせていただきます。

ＪＲ・名鉄弥富駅周辺整備につきましては、弥富市総合計画に、駅周辺の活性化に向け、周辺を含めた一体的なバリアフリー化を進めるとともに、ＪＲ・名鉄弥富駅の橋上駅舎化を促進する位置づけとされており、実現化に向けまして、鉄道事業者であるＪＲ東海、名鉄と平成22年度より継続的に協議を行っているところでございます。昨年の9月にはＪＲ東海より、鉄道事業者としてＪＲ・名鉄弥富駅を平成32年度までにバリアフリー化に整備する必要があるため、改めて弥富市の意向を確認したいとの話がありました。今後は弥富市としましては、鉄道事業者が計画するＪＲ・名鉄弥富駅のバリアフリー化も考慮に入れながら、橋上駅舎化、自由通路の実現に向けまして、鉄道事業者と協議を進めて事業促進を図ってまいります。以

上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 駅舎橋上化は、JR・名鉄はもちろん、近鉄といった駅の利用者や、物流面、また防犯の点からも非常に重要な取り組みでもあり、市長の手腕でもあるこの事業は、市民の監視とともに期待は大変に大きいものがございます。また、災害時において高いところが求められている今、駅舎橋上化は一時的な避難場所となる防災の面からも、特に急がれる大事な事業になってくるかと思いますが、そうした観点から今後の取り組みについて当局はどのようにお考えになられておりますでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

駅の橋上駅舎化は、大規模な地震などが発生した場合に、鉄道利用者を初め、周辺住民の方々のための一時避難施設の確保という観点から、有効な手段の一つと考えております。今後もJR・名鉄弥富駅の橋上駅舎化について、鉄道事業者と継続的に協議を進めまして、一時避難施設となるような駅の橋上化に向けまして努力させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、次にJR・名鉄弥富駅西側の踏切整備についてお尋ねをいたします。

こちらも以前から要望してまいりましたが、踏切の拡幅については、これまでの鉄道事業者との協議の中で道路拡幅及び他の踏切閉鎖といった条件があり、踏切の拡幅においては非常に困難な状況であるということまで今日に至っていると思っておりますが、昨年、踏切の安全対策としまして、名鉄とJR間の空き家となっている家屋を取り壊し、見通しをよくするための取り組みを行う話があったかと思いますが、その後の進展につきましてどのようになりましたでしょうか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えさせていただきます。

現状のJR・名鉄の踏切は、議員も御承知のように、踏切へ続く道路及び踏切が狭いため、通行に危険な状況となっております。市としましては、踏切の安全確保を図る手段として、踏切間の見通しをよくするため、土地の所有者に対し、市への土地の売り払いと家屋の取り壊しを進めてまいりました。この3月に入りまして土地所有者との話が調いまして、市への土地の売り払いと家屋の取り壊しをお願いすることができるようになりました。家屋の取り壊しにつきましては、土地所有者側で行ってもらうこととなりますが、線路に近接する作業となりますので、鉄道事業者との手続などによりまして、家屋の取り壊しは4月末ごろに

なるんじゃないかと思います。今後も弥富市としまして、鉄道事業者と踏み切りの拡幅整備を進めるための協議を継続的に実施しまして、踏切の安全確保を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。家屋の取り壊しは4月末ごろになるということでございました。見通しがよくなることで、双方からの車や人の様子もわかりやすくなり、安全性につながるものと思います。また、混雑時に一たんは一時的な待避場所としても利用はできるかと思いますが、どうか今後も踏切の拡幅に向け、中断することなく市も協力的に協議を進め、速やかに遂行できるよう、駅舎橋上化とあわせて推進・取り組みを強くお願いいたしまして、次の質問に移ります。

大きく3点目でございます。新年度事業とされております高齢者肺炎球菌ワクチンへの公費助成についてお伺いをいたします。

がんや心疾患、脳血栓疾患に次いで日本人の死因の上位を占めるのが肺炎です。この病気で年間11万人以上の高齢者が亡くなっていると言われております。肺炎は、抵抗力の弱い高齢者にとって怖い病気の一つですが、その予防には肺炎球菌ワクチンの接種が有効とされております。原因菌である肺炎球菌自体は人の鼻の奥や気道に常に存在するもので、健康なときは体に害を及ぼしませんが、風邪やインフルエンザで粘膜が荒れると体内に侵入をし、肺炎などの感染症を起こすというものでございます。このワクチンにより、重症化しやすい肺炎球菌による肺炎全体の8割以上を抑えることができ、一度接種をすれば効果が5年以上持続するのが特徴とされております。

現在、肺炎球菌ワクチン接種は一部の病気を除いては保険適用とはならず、接種費用の約6,000円から8,000円程度は全額自己負担が原則となっております。予防ワクチン効果は海外の研究で確認済みでございますが、世界では広く使われています。国もさらなる予防ワクチンの定期接種化や財政支援を主張されているところでございますが、既に全国660の市町村が先行してワクチン接種への公費助成を行っております。弥富市も、24年度新規事業で、70歳以上の高齢者への肺炎球菌ワクチン接種費用の公費助成として600万円が予算計上されており、2,000人分の補助を決定していただきました。

そこで、高齢者肺炎球菌ワクチンへの事業内容についてお伺いをいたします。

まず、1回の接種の補助額は幾らでございますか。また、この事業を開始するのはいつごろでしょうか、お聞かせ願います。

議長（佐藤高清君） 渡辺健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

助成額については1回3,000円でございます。それから、開始時期につきましては、24年

5月からの予定をしております。以上です。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 接種をする方法というんですか、接種をしたい方はどのようにすればいいか。それと支払い方法について、例えば差額を支払うものなのか、それとも償還払いとかあるんですけれども、支払い方法についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 支払い方法につきましては、当初、直接医療機関へ予約していただいて、直接打っていただく方法が一番いいということで検討しておりますが、海部統一事業として海部医師会と相談をしておりますが、一たん保健センター、各市役所へ用紙をとりに来ていただいて、それで名前をチェックして接種していただくという方法を今検討しております。以上です。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

そうしましたら、この事業に対して、周知方法についてはどのようにお考えになられておりますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 周知方法につきましては、今のところ広報及び市のホームページ、また福祉センター等での掲示物によるPR、それから福寿会を通じてPRなどを考えております。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） まずは多くの皆さんに知っていただくことだと思います。肺炎球菌ワクチンの安全性や接種の重要性、また効果などを広く認知していただけるようにアピールしていただくことをお願い申し上げます。

また、たとえ肺炎に罹患しなくても、他の疾患に罹患すれば医療費はふえます。三大疾病と言われるがん、心筋梗塞、脳卒中は早期発見と予防が必要であり、これらの疾患を減らすためには、市民、特に高齢者が医療機関に足を運ぶことが重要でありまして、高齢者の健康意識を向上させ、医療機関を受診する機会をふやすためには、肺炎球菌ワクチンの助成事業はよいきっかけになるのではないかと思います。また、接種率が高くなれば肺炎の頻度は低下をし、医療費削減にも期待できるものと考えます。このたびの接種費用補助事業は、以前より市民の皆さんからの要望も強く多くございましたので、本当に喜んでいただけるものと思います。今回から70歳以上の方への助成でございますが、65歳からを接種対象としている自治体もございます。

そこで、最後に市長にお伺いをいたします。

本市も将来的には、ボランティア活動など社会参加での活動に大きな力を発揮していただいている65歳以上の方々も補助対象にさせていただきたいと考えますが、市長の御見解をお伺いいたしまして質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員に御答弁申し上げます。

今回、新規事業で高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種ということで、対象者は70歳以上ということでございます。今、弥富市に70歳以上の方は6,568名お見えになるわけでございますが、私どもの計算といたしましては、当初のことでございますし、しっかりとPRしなきゃいかんわけでございますけれども、30%は接種していただけるんじゃないかということで、2,000人という人数を思っております。また、助成額におきましては、先ほども答弁させていただいたように、この接種が1回当たり8,000円から9,000円であるわけでございますけれども、これも30%助成で3,000円という形で、当初予算600万円で計上させていただいたわけでございます。初めてのことでございますので、健康管理という形で多くの方に接種していただきたいわけでございます。この金額がオーバーするようになれば、また議員の皆様をお願いをいたしまして、補正を組ませていただかなきゃならないというふうにも思っております。いずれにいたしましても、初めてのことでございますので、我々としては今まで接種してみえる自治体を参考にしながら、こういう形のものを持っているわけでございますけれども、確かに高齢者というのは、国の基準でいいますと65歳以上ということになっております。そういった中で今後70歳以上の方がどのような形で接種していただけるか、その動向を見ていかないと少しわからないなあとというふうにも思っております。65歳以上という形については検討課題とさせていただきながら、前向きに考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤 博君） 通告に従いまして、市長の見直し発言から、みんながもうかるまちづくりを考えてみたいと思います。また、服部市長に対して、アイデアによるスピード感と実行力を求めてまいりたいと思います。できるだけ簡潔に質問をしてみたいと思います。

まず、服部市長の現状の見直し発言について質問をいたします。

服部市長は、1月4日の年頭のあいさつを初め、最近ところどころで述べておられる現状の見直し発言について、真意を尋ねたいと思います。見直しとは、どのようなことを、またどのような内容を、どのように見直しを実行される考えか、できるだけ具体的に説明をいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。



見直しの基本的な考え方におきましては、現状の背景が大変大事だろうと思っておるわけでございます。現在の世の中、大変経済的にも、社会的な変化という中でも大変なスピード感があるわけでございます。そういうような形に対して、時代に対する対応型の行政でなければならないということを常日ごろ考えているわけでございます。また、あわせて税収の大変厳しさというのも当然その背景にあるわけでございます。しかしながら、今までの弥富市、弥富町の時代の中で、さまざまな形の先人の皆様の御努力によって、このまちが形成されてきておるわけでございます。さまざまな制度につきましては、しっかりと守ることも大事であろうというふうに思っております。しかし、改善・改革を加えていくということが、今のそれぞれの事業においても必要だろうと思っておるわけでございます。

もう1つは、社会保障制度が昨今非常に言われるわけでございますが、受益と負担という中でさまざまな見直しもしていかなきゃならない。そんな中で、私ども弥富市の財政の健全化ということが大きな背景にあるということをお理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 具体的には余り示されておりませんが、考え方としては大事なところであると思っております。まだまだ具体的にはたくさん見直さなきゃならんものがあると思いますが、その中で、基本的にはあったら必要というものと、絶対必要というものを見きわめた見直しということが非常に重要ではなからうかなあと思います。特にコミュニティバスのように利用性が問題であるもの、また行政、民間、利用者、受益者などの負担割合を考慮しないと、貴重な税金・予算の不公平感が問題になるものもあると思います。そのため、具体的には高所大所からの英知を結集した効果的な見直しが必要であると思っております。個々については、一度、議会代表あるいは学識経験者、市民有識者、こうした方々を含めた見直し・仕分けの委員会を設置して、真剣に見直しをされるようにしたいと思いますが、そのような考えはございませんでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど、見直しの具体的なというふうに佐藤議員おっしゃいましたので、少し今私自身が考えておることにつきまして、その項目について御答弁させていただきたいと思っております。

1つは、先ほども言いましたように、受益と負担の見直しということの中で、これはまさに行革の基本的な実施計画の大きな枠組みでございます。今、医療、介護、福祉、あるいは子育て支援というようなものがあるわけでございますけれども、そうしたことにおける自助・共助・公助とそれぞれの役割のしっかりと見きわめていきたい。あるいは、そういった中で我々が市民の皆様をお願いしていくということにつきましても考えていかなきゃならな

いのではないかなあと考えております。いわゆる受益と負担の見直しでございます。

2つ目は、昨日もお話をさせていただきましたけれども、今回新しく弥富市議会議員選挙があったわけでございますけれども、そのとき新聞社のアンケート等で各議員がお答えいただいておりますけれども、議員の報酬という問題があるわけでございます。そして、私ども特別職の給与というような問題があるわけでございますが、5年間見直しをさせていただいておりません。そういう中で報酬審議会を開催して、特別職の給与あるいは議員の皆様様の報酬について、新年度に入りましたら報酬審議会を開き、考えていきたいと思っております。もちろんこの報酬審議会におきましては、人事院勧告を踏まえた基礎ベースの改正ということを考えております。そのほかの改正につきましては、別の考え方になるかなあと考えております。例えば議員の皆様様の提案による議員報酬のあり方、また私ども特別職の提案におけます特別職の給与のあり方というような形が別枠になるかなあとというふうにも思っております。

それから、3つ目の大きな見直しといたしましては、前後になって大変申しわけございませんけれども、弥富市における小・中学校の将来のあり方について、過密・過疎という形の中で、本格的に児童・生徒の立場に立った見直しをする必要性が生じてきているというふうに思っております。児童・生徒、特に私どもといたしましては中学生における望ましい方向という形で、教育委員会あるいは地元の代表者の皆さん、そして保護者の皆さん、私ども行政が一体的になって、望ましい生徒のあり方というものについて、しっかりと時間をかけて、英知を結集して検討していきたいというふうに思っております。

もう1つは、入札制度の見直しというものを、きのうも答弁の中で副市長のほうが答えさせていただいておりますけれども、さらなる競争性、あるいは公明性の観点から入札制度を見直すということでございます。1つは、改正前の問題といたしましては、土木一式工事につきまして設計金額が8,000万円以上のものにつきましては、その額を5,000万円で検討していきたいというふうに思っております。それから、建築一式工事及び設計金額が1億5,000万円以上の工事につきましては、改正後には1億円という形で見直しをしていきたいと思っております。そのほかさまざまな形が行財政改革の中で見直しをしていかなきゃならないわけでございますけれども、このところにつきましては、委員から見直し仕分け委員会というものを設置したらどうだという御質問でございますが、これは長年、第1次行政改革、あるいは今現在の第2次行政改革の中で、検討委員会を設け、それぞれ今までやってまいりました。今後におきましても、開催を予定しながら、行政改革委員会の中でさまざまな見直しを検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 大変市長が真剣に取り組もうとする姿勢を示されたと思っております。

すが、まだまだこのほかにたくさんあるわけでございますので、できるだけひとつ皆さんの意見を聞いていただいて、項目等もこういうような項目のみに終わらずに、もっとやっていただきたいと思います。

そこで、特に私が市長にこの見直しで考えてもらいたいのは、現代社会は先見性とスピード感が非常に重視されておるわけでありまして。そうしたところから、アイデアを取り入れたスピード感を持った実行力というものを発揮していただきたいと思うのであります。特に市長は、私が今までにいろいろの提案・質問をしましてまいりましたときに、時々こういう答弁をしておられます。ただ単に問題提起だけでなく、具体的に御指導いただければ云々というように答弁をされますが、具体的に協議する機会があったかどうか。また、真剣に取り組まなければならないような具体的内容の議論をすることができませんでした。私は、できないことをやれと言ったことは一度もないと思っております。取り組まなければ進まない、知恵を出さなければ解決できないと言っているのですが、なかなかそのところに進んでいないものもあるわけでありまして、どうもこの議会での質疑も、結局取り組まない、言いつ放し、聞き放しに終わってしまって、前進がないものが非常に多いのであります。だから、きのうもきょうも同じような質問が何回か出ております。どうかそういうものについて、真剣に取り組む姿勢を示していただくこと、そしてみんなが知恵を出し合って、お互いに協力し合っ てきちっとやれば、変わっていくものが大きくあるということを確認していただきたいということを、私は申し上げておきたいと思うのであります。

それからもう1つは、財政状況を考えた費用対効果の取り組みも、もう少し真剣に取り組まなきゃならんのではなからうかと思うことが時々あります。特に服部市長の過去5年間は、ともすると財政的には消費的政策が中心であったように考えられます。もっと投資的政策へ努力されることが必要ではなからうかと、いつも感じておるわけでありまして。私たちが過去真剣に取り組んでまいりました政策内容も、特にそうしたことが中心であったと思っております。その結果が、現在の弥富市の財政状況は、他の市町と比較しても非常に恵まれている。それが、自主財源が60.7%、市税が47.3%というように示しておると思うのであります。多少景気が悪くなっても、税収が余り減額にならない。そのことは、投資的政策として進めてきた優良企業の誘致であったり、また五明、川平地区を初め、平島地区を中心とした市街地の区画整理事業をすることなどによって、市街化区域や工業地域の土地の有効活用による固定資産税収入を初め、市税が年々増加となっているというように私は考えるのであります。本年は、評価がえにより、固定資産税収入が2億6,000万円減額となっていきますが、先ほど来、市長の答弁にもありましたように、あと二、三年たちますと、かなりの固定資産収入、あるいは企業からの納税が非常に多額になるというように考えておるわけでありまして、これは非常に大事なことだと思っております。そういうような点について市長は今後考え方が

あれば、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

先ほど私自身もお話をさせていただきましたように、社会・経済が目まぐるしく変化する状況の中で我々行政がどのように対応するかということは、本当に大事なことだと思っております。具体的な協議という時間がないではないかというふうにおっしゃるわけでございますけれども、私としても、議員の皆様と一緒に、いろんな案件につきましては協議させていただきたいというふうにも思っておりますので、私自身も反省するところは多々あるかとは思いますが、弥富市のさらなる発展というような状況において、議員各位の御尽力、あるいはお知恵をおかりしたいということはやぶさかではございません。当然それはあるべきだろうと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、自主財源をさらに確保していくという形については、限られた税をいかに投資的な配分をしていくかというものも大変重要だろうと思っております。将来に対する税収の確保が確実に見られるものにつきましては、しっかりと見きわめながら、投資すべきものと、それではいけないという、投資すべきではないというものについては、はっきりと見きわめていきたい。そんなことも議員各位と御相談もしながら、まちづくりをしていったらどうかあとというふうにはかねがね思っているところでございます。

そうした中で、平成8年から平成23年まで、平島の区画整理事業に対しても大変な地権者の皆様の御協力、そして地元の役員の皆様、顧問議員の皆様の御協力・御支援、そして私ども行政のほうとしても県と一体となって、この区画整理事業につきましては、市の助成金あるいは補助金という形で応援をさせていただいたところでございます。その額は、先ほども話をしましたけれども、8億を超える額になっておるわけでございます。そして、多くのそこにおける定住者ということがあり、多くの人に今住んでいただいておりますという中で、市民税あるいは固定資産税という形で市に大きく貢献をいただいているということを感謝しておるわけでございます。もう一方では、名古屋港管理組合等と一緒にやってまいりました臨海部の企業誘致といったことが功を奏しているし、これからあと三、四年たちましたら、もっと大きな固定資産税の入という形で期待をするわけでございます。

今後の土地活用につきましては、いろいろと検討しなきゃならないところがございますけれども、一番は、やはり西部臨海工業地帯の背後地における都市計画マスタープランで定めております用地でございます。鍋田のほうは35ヘクタール、東末広のほうは65ヘクタールという形で都市計画マスタープランを作成させていただいております。そうした状況の中で、私どもの力だけではとてもできませんものですから、県の御指導、あるいはさまざまな関係機関の御指導というものを考えていきたいと思っておりますので、例えば鍋田八穂

地区における都市計画マスタープラン上の問題につきましては、過去から大変重要な位置づけでもございますので、このところについてどのようにして開発していくか、具体的な方法ということについても、県の御指導をいただきながら進められないかなあとおもうところでございます。

また、ちょうど1年近くなるわけでございますけれども、大村知事のほうから御提案いただきます楽市楽座の構想である、いわゆる市街化調整区域内における土地の見直しというようなことについても、我々行政としても一生懸命勉強させていただいておるわけですが、少しバーが高いという中で、適当な案件が見つからないのが現状でございます。もう少し研修をいたしまして、そういったような案に対してもしっかりとした答えを出していきたいとおもうところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 土地の有効活用は非常に重要な問題であります。先ほど来いろいろのところが出たわけですが、今後どのような地域・場所を活用されたらよいかというようなことについては、特に西部臨海工業地帯の背後地を例にとられたわけがあります。特に鍋田地区、あるいは末広地区というのは、これからやり方によっては非常にいいところになると私は思っておりますが、先日来、私も関心を持って見ておるわけですが、鍋田干拓地の南部地域の用途変更等については、以前から合意をされておるように承知しておりますが、当局の実行協議というのがまだ進んでいないように聞いておりますが、どの程度までこの協議が進んでおるのか、もう一度できれば説明をしていただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもといたしましては、鍋田地区における土地利用の見直しでは、県のほうから、これは全体的な考え方でございますけれども、後押し的な考え方といたしましては、市街化調整区域における許可基準の規制緩和に関する条例が県のほうでは制定されております。こういったことに対して県のほうの後押しをいただきたいという中で、再三、企業庁のほうにお伺いをし、この開発についての方向性をどのようにしていったらいいかということについても、お聞かせいただいております。また、4月にも先方のお時間をいただきながら、企業庁といろいろと協議をさせていただきたいというふうにおもうところでございます。また、県知事のほうにも直接、昨年の秋だったと思っておりますけれども、お伺いをいたしまして、この地域における開発のあり方についても御相談を申し上げておるところでございます。いずれにいたしましても、これを早く具体的ということが肝要でございますので、そういったことに対して議員の皆様方のお力添えもいただければと思っております。

また、そのことに対して私ども市側が考えていかなきゃならないことは、現在、企業誘致

に対する特別奨励金という枠を持っておるわけでございます。実質的には、議員御承知のように4年間ということになっておるわけでございますが、このことが地域限定になっております。楠、富浜、上野、この3地区が私どもの条例上の指定地域でございます。例えば鍋田の八穂ということになりますと、企業誘致に対する特別奨励金の枠から外れてしまいます。そういった形が1つあること。

もう1つは、この奨励金に対する契約の内容といたしましては、国民の契約ではだめだということになっております。官地というものを民間企業がお使いいただくというようなときにおける特別奨励金でございますので、そういったような方向を考えていかないとなかなか有効活用できないだろうと思っております。そういった意味で企業庁での御相談ということをお願いしているところでございます。

議長（佐藤高次郎） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 県の考え方、地元の考え方、そして一定の制約ということに対しては、市としてやるべき制約を変えていく。県との協議、あるいはまた地元との協議の中で、市としてどういう対応が一番いいか。上野、それから西部臨海工業地帯、ここだけしか制約が規定の中で適用ができないということであれば、やっぱりもう一度、用途としてどのように活用したらいいかという観点から、この制約を市としても変えていく考えは持つことが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。土地の有効活用に対する目的というものについては、また県のほうと御相談申し上げなきゃならないわけですが、ことしに入りまして、アジアNo.1航空宇宙産業の経済特区という形で私ども弥富市は指定されました。こういったような状況において、この指定されたということに対して大変感謝をすると同時に、これをやっぱりしっかりと前へ進めていくということが、県との協議の中で土地の有効活用をしていただきたいということに対して、これから県との話し合いをさせていただき、協議を進めたいと思っております。

議長（佐藤高次郎） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 航空産業の特区になったということは、弥富として非常に大きな誇るべきことだと思っております。ですから、そういうものを前面に打ち出しながら、もっと背後地をしっかりと拡大していくという考えを持って、一度県とも、地元関係者とも、あるいはまた議会ともしっかりと相談していただくとうちがいいんじゃないかなあと思っております。

私は、昨年実はスウェーデンのイケア本社を訪問しました。ここは都心ではなくて田舎のような場所でしたけれども、結構楽しく一日ショッピングができるような店舗でありました。何かイケアも、隣接する場所に店舗を開設したいというように聞いておりますが、市長はき

のも、地盤の低い弥富には防災広場より津波に備えての高い避難所を強調した答弁をされておりましたので、この地域であれば、特にイケアの店舗建設に市も積極的に協力をして、そしてその店舗に防災上の一時避難の可能な複合施設を併設できるように話し合っていくのも一つのアイデアでないだろうかとは感じておるわけであります。

そして、この弥富の南部地区、特に栄南小学校等も子供たちの数はどんどんどんどん減っていく中で、弥富の南部地区に人の交流や活性化というものもしっかりと考えていくということも、これから弥富が発展していく上で大事ではないだろうかと思っております。

さらには、昨年特に議会で、原子力発電が問題となっている現在、ごみを活用した電力発電について説明を受けました。三重県が発表した太陽熱発電とタイアップして木曾岬干拓地に計画する、これも一案ではないかなあと。また、その余熱を利用した都市近郊型のハウス園芸を鍋田地区でやっていくというような考え方も、一つのアイデアではないだろうかとは考えておるのであります。

いずれにしても、弥富の将来のために、弥富市がいろいろなアイデアを出し合って、そしてみんなが検討し協議していく姿勢というのは非常に大事だと思いますが、市長はそうした考え方について御見解があったらお聞かせいただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

私どもといたしましては、土地利用、あるいは大変大きな経済的な活動をしていただいております西部臨海工業地帯の港の背後地というような形で、さまざまな経済の交流地点でもあります。そういった中で鍋田地区あるいは末広地区というのは、大変重要な私どもとしては財産でございます。その財産の有効活用というのは、本当に市民の皆様の英知を結集し、確認をしながら進めていくということが当然でございます。そうした中において、我々も地域の方、あるいはさまざまな形でお話を伺いながら進めていかなきゃならないと思っております。また、21世紀は環境の時代というふうにも言われております。そういったようなことが、今回の3・11の問題等も含めまして、一つの大きな太陽光を含めたところの産業集積も考えられるというふうには思っております。

ただ、イケアさんの問題につきましては、あそこに物流センターが、もう既に5年ほど前になるわけでございますけれども開設されて、ぜひ弥富に商業施設、店舗を構えていただきたいという旨のお話を社長みずからには私はさせていただきました。しかし、商業スペースといたしましては、背後の人口であるとか、あるいは人の流れといったようなものについても、しっかりと考えていかなきゃならないということでございました。いずれにいたしましても、東海地域、愛知県下には非常に興味を示していただいておりますので、あれから5年もたっております。いま一度、イケアさんともお話をさせていただきながら、現況の考え方という

ものも確認をしていきたいというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、皆様方のさまざまなお知恵というものを拝借しながら、また議会の皆様方と一緒に前へ進めていければと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） いずれにしても、お互いに知恵を出し合って、そして弥富が発展をしていくようにしたいと思っております。

また、私、この前こういう話を聞いたんです。市街化区域に隣接している農家の方の、これは実話です。サラリーマンの息子が同居してくれません。理由は、給料が安いから親の面倒まで見られない。また、農業をやらなきゃならないから嫌と言うから、まあ仕方がないといっておきらめた親の話でありました。親が亡くなったらどうするのかと息子に尋ねたら、田んぼを売ってしまうというようなことでもございました。市街化区域に隣接していても土地活用ができないから、もうからなくても、むしろ損をしながらでも、仕方がないから農業をやっていなければならないというような地域が、弥富の中にはかなりあるんじゃないかなあと思います。また、市街化区域にすると税金が高くなるからといって、市街化区域にはできない、土地の活用を考えることができないという人も多くあるようであります。一方、西尾張中央道や国道1号線、名四国道、湾岸道路などの沿線にある農地は、市街化調整区域でありながらも土地を貸して、月に数十万円の借地料を得ることができるため、農業には力が入らない。農家でありながらも、農地の場所によって農家の収入に大きな格差が生じておるのであります。

市街化調整区域でも、むしろ市街化区域に編入した方が土地活用の面から望ましいところがたくさんあるんじゃないだろうかということも最近私は考えながら、いろいろのところを見て回っております。例えば車新田だとか前新田、鯛浦、また東名阪インター周辺の荷之上とか中地など、さらに佐古木から又八にかけて市街化にしたほうがいい。この地域は、25年ぐらい前、JRの白鳥駅をつくる話し合いをした経緯もあります。白鳥地区の防災公園が難航していますが、白鳥駅と避難場所の複合施設を建設することを考えてみるというのは、地域の発展のためになると私は考えるのであります。これらについて、地元の地権者や関係者等と一遍話し合ってみることも必要ではないだろうか。このような地域において、市街化区域の延長として区画整理等を行い、市街化区域に編入し、整備が終了したら5年間、固定資産税の減免措置をとると。その間に、地権者を中心として地域、行政が一体的に土地の有効活用を図っていく。その後、税金はいただくようにすると。まちの活性化であり、地権者も、地域も、弥富市もみんながもうかるまちづくり。このような政策が、私はみんながもうかるまちづくりの一例ではないだろうかと思っております。ひとつこういうことも真剣に考えていただきたい。これはやっぱり市長がリーダーシップをとっていただくということが大



事でありますので、どうか市長にお願いしたいのは、私がいつも言っているように、柔軟な感性でもって常にアイデアを出し、創造的・実行型の行政運営をしていただきたいと思うのであります。これは一つの案として、要望として出しておきますので、御検討いただきたい。

次に、ちょっと順序を変えまして5番目の「緑と文教のまち弥富」、これは本旨については市長に事前に文書を配付しておきましたので、ごらんいただきたらうと思っております。この緑と文教のまち弥富という政策について、青少年健全育成推進協議会の会長、また弥富市長としてこの本旨についてはどのように受けとめておられるのか、まず最初に伺っておきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

いわゆる文教のまちという問題につきましては、私どもも第1次総合計画の中にきちっと掲載をさせていただき、そしてまちづくりの大きな一環として、教育の問題ということで取り扱わせていただいております。昨今さまざまな形で教育の問題があるわけがございます。例えば学校教育でさまざまな課題もあります。それから、私どもがやらなきゃならない社会的な教育、地域の中で皆様に御指導いただくような社会的な教育、そしてもう1つは家庭の中での教育、この3本柱がしっかりと形成されない限りは、教育の本質というところにはなかなか到達できないのではないかなあと思っております。そうした中で我々行政がやるべき仕事、あるいは地域の皆様にお手伝いをいただくこと、そういうことを考えながら進めていかなきゃならないと思っております。このことにつきましては、教育委員会のほうで教育長がしっかりと考えていただいておりますので、教育長から具体的に答弁をさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 文教のまちにふさわしいまちづくりを考えてみてはどうかというお尋ねでございます。私のほうから、現在までの取り組みや、今後のまちづくりについてお答えをさせていただきます。

これは昭和59年、28年前でございますが、当時、弥富町の教育委員会が発刊をいたしました「弥富の教育」という、町村合併30周年を記念してございます。その中で、当時、佐藤議員は町長でございまして、今後も教育環境の充実に努め、緑と文教のまち弥富にふさわしい教育を育てていくという覚悟というあいさつ文が掲載されております。以来、「継続は力なり」という言葉のように、学校環境の整備や青少年健全育成事業を初め、さまざまな生涯教育の関連事業を、創意工夫を重ねながら継続的に展開をしてきたところでございます。今後も、この緑と文教のまちを踏襲いたしまして、みんなで作るきらめく弥富、人が輝き文化が薫る弥富を目指し、市当局と教育委員会が一丸となって努力していく所存でございます。

最近の事業としましては、森と緑づくり環境事業の活動の一環といたしまして、三ツ又池公園のシバザクラの植栽や、車東子どもの遊び場、さらにはのびのび園南側の市有地への植樹ということで取り組んでまいりました。また、市制5周年記念事業の一環といたしまして洋邦楽の集いを開催いたしまして、地元のソプラノ歌手、佐藤信子さんを招きまして独唱会や、尺八とピアノの共演などを開催いたしまして、好評を得てきたところでございます。ほかにも又八の大島静雄さん代表による「語り部小劇場」と称しました、昔の遊びや日常生活などを語り継ぐ演劇を市民の皆さんに発表していただいております。さらには市内小・中学校での鑑賞会の開催など、いろいろと活躍をしていただいております。この「語り部小劇場」につきましては、本市の歴史記録として残しまして、後世に伝えていきたいと思っております。

なお、文化財の関係におきましても、ガイドボランティアを組織いたしまして、積極的に市内の文化財のPRに努めております。あわせて、無形文化財、伝承芸能活動の支援にも力を注いでいるところでございます。なお、来月開催の春まつりにおきまして、伝統の神戸地区の太鼓を披露していただく予定になっております。また、三ツ又池公園ではシバザクラまつりを開催するなど、今後も施設の適正な維持管理に努めながら、文教のまち、生涯学習のまちと言われるよう、市民に潤いを感じていただくとともに、心に残る事業を展開していければと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） いろいろの考え方があって、いろいろの行事が行われておるわけですが、今、学校教育も非常に大事でありますけれども、一番日本で大事なことは何かというと、家庭教育、家庭でのしつけが最も重要な課題であると私は考えておるのであります。家庭でのしつけができていない児童や生徒を学校でしつけから始めなければならないようなことでは、本来の教育の成果を上げることはなかなかできないのであります。家庭における生活時間が一番長い子供たちのしつけができるように、保護者の教育、社会教育を充実させることは重要なテーマの一つであります。

この課題に着目したのが青少年健全育成都市宣言であります。この青少年健全育成都市宣言の原点は何であるかということ、保護者の教育であり、市民教育であるということになります。ことしのテーマは「きずな」であります。しかし、世相は殺伐としております。私たちは子供のころ、教育勅語を暗唱しながら、いろいろと人間の生き方を学んだものであります。文章は難しかったけれども、先生からいろいろと教わったものです。そのものを一部、私はきょう皆さんに見ていただきたいので、教育勅語の精神をちょっと申し上げておきたいと思っております。

まず、親に孝行すること。孝行とは孝養とあり、老後の親を養うという意味であります。夫婦は仲むつまじく、子供たちの手本となり、兄弟は仲よく助け合い、学問に励み、知識を

養い、人格を磨き、仕事に励み、社会公共のために貢献し、国の平和と安全のために奉仕するようにということです。この精神は、私は戦時中に育ちましたので、非常に大事だと思っています。この精神がなくなってしまったというところに、今、日本の国の殺伐とした問題があるのであります。このごろではいろいろな問題が起こっておりますが、特に3月1日に厚生労働省が発表した昨年の生活保護費受給者は208万人、生活保護費不正受給者は2万5,000件、128億円であったと発表しました。弥富市での該当者があるかどうかわかりませんが、私たちの考え方からすると大変恥ずかしい思いをするわけです。政府も自民党も生活保護制度のあり方にメスを入れなきゃいかんといって、今、改善の一つに考えられておりますが、その原点はこの教育勅語の精神から生まれてくるものではないかなと思います。

きのう市長も、市民憲章を大変重要視した発言をしていただきました。だから、私は、この市民憲章をつくったときの精神というものを、今度の厚生文教委員会できちっと一遍説明をさせていただきたいと思っております。青少年健全育成都市宣言をした当時、学校教育の中で道徳教育の一環として、弥富市民憲章を自覚するという意味から、市民憲章を児童・生徒に暗唱してもらった。そして、機会あるたびに一斉斉唱をしてきました。青少年健全育成推進大会はもちろんのこと、運動会や成人式や各種会合の都度、この弥富市民憲章と市民の歌「のびゆく弥富」を斉唱したのであります。まず暗唱をし、斉唱し、5項目の精神を守る心がけ、実行する生活習慣をつくっていくというのが非常に大事だと思います。市長は、きのう啓発の具体的などころまでは触れられなかったわけではありますが、こうした過去の経過も踏まえて、今後この市民憲章の啓発について、何かお考えがあったら承りたいと思います。議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 町民憲章から市民憲章へと受け継いでいただいております。私たちといたしましても、この市民憲章に書いてあります教養豊か、そして家庭の愛情、あるいは親を思う気持ち、自然、文化芸能を育成していこうということが書かれておるわけでございます。私たちも教育委員会を含めまして、これから機会あるごとにいろんな場所でお話をさせていただきたいと思っておりますし、もう一度それこそ原点に戻って、この市民憲章を市民の皆様にもお願い申し上げていきたいというふうに思っております。教育の場におきましては、まず先生に一度しっかりとこの内容について御理解をいただくということが、まず第一に必要なかなと思っております。弥富以外のところからお通いの先生が大勢お見えになるわけでございます。弥富にこういう立派な市民憲章があるんだということを御存じだと思いますけれども、これは教育委員会のほうにも一度確認しながら、すべての教室だとかそういったところには張ってあるわけでございますけれども、問題はその内容でございます。その内容を理解していただいているかどうかということか

らスタートしていかなきゃならないなあと思っております。

私以外のところで教育委員会、教育長が、この市民憲章について具体的なPR方法というか、啓発活動につきましてお持ちだと思いますので、教育長のほうからも答弁をさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

現在、生涯学習課が使用しております封筒に印刷をしておりますが、ほかにも市民憲章を印刷しましたクリアファイルやポケットティッシュなど啓発物品を作成いたしまして、市民の皆様生活を美しく豊かにするための市民が守るべき規範として周知すべく、大きな行事などで参加された方々に配布をいたしまして、市民の心の中に定着し、受け継がれていくために全市的な啓発に努めてまいります。一方で、校長会を通じまして、改めて市民憲章を啓蒙していきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） これはただ張っておくだけではいけませんので、きちっと子供のころに暗唱するともう忘れませんから、その精神をひとつ生かすように努力していただきたいと思えます。

続いて、土地改良団体に対する農家の過剰な経費負担の軽減について進めていただいておりますが、現在までにどのようなことが進められてきたか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この合併問題につきましては、佐藤議員のほうからいろいろと今までも御質問いただいている件でございます。

私は、土地改良団体のさまざまな事業における、例えばかんがい排水事業の問題であるとか、あるいは農業集落排水事業の中での農村の生活環境を守っていくというような事業、湛水防除事業の農地の保全管理というような事業における土地改良事業そのものについては、大変大事な事業であるということを認識はしておるわけでございます。

少し話が飛びますけれども、ことしも4次補正という形で政府のほうから、3・11の震災ということもあったかもしれないけれども、800億の土地改良事業に対する補正予算をつけられました。愛知県としては40億そのうち回ってくるわけでございますが、平成24年の当初予算、愛知県は土地改良事業として140億となっております。4次補正の40億の繰越金と合わせますと、180億という事業になるわけでございます。県の単県事業につきましても、100%というようなことが今言われておるわけでございます。この予算は平成21年度以前の予算という形で、土地改良事業のさまざまな圃場整備を含めた環境整備をやっていかなきゃならないと。いわゆる事業として非常に大事だということのあらわれではないかなあという

ふうに思っております。

しかし、この合併問題を論議するとき、事業そのものではなくて、いわゆる農家の経常賦課金の高さということが佐藤議員のほうからも指摘されておるわけでございます。これは、排水・用水にかかわる経常賦課金、そして転用決済金というようなところがあるわけでございます。農家の方の平均的には7,000円を超える用水・排水の賦課金を徴収されておりますので、これは大変厳しい状況にあるわけでございます。そして、昨年から私どもといたしましては排水に対する市の負担ということで、排水の問題につきましては市もやっぱりそれ相応の負担をすべきだという考え方で議員の皆様にも御理解をいただき、20%の排水賦課金を市のほうが負担をしているところでございます。

そういった中で、農家の負担軽減という中での合併の問題ということは今考えておるわけでございます。その進捗状況につきまして、具体的に開発部長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど市長のほうからお話ございましたように、土地改良区に対する排水賦課金につきましては、23年度におきまして20%を市が補助するという事で農家の負担の軽減を図っております。また、これにつきましては、24年度も同様に、市のほうから引き続き補助をしていきたいというふうに思っております。

また、土地改良区の組織の強化とか職員の意識改革等がございまして、これらのことにつきまして、年2回ほど土地改良連絡会議におきまして、弥富土地改良区、鍋田土地改良区、十四山土地改良区、孫宝排水土地改良区におきまして合併していただくような提案もさせていただいて、いろんなことにつきましての協議をさせていただいておる状況でございます。これにつきましても、理事長を初め役員の方から御同意をいただきまして、今月の26日でございますが、合併準備委員会を設立する予定でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 現在の土地改良区がそのまま存続しておつては、結局経費の負担は低減はされたとしたって微々たるもの。根本的な問題は何であるかということを考えなきゃいかんと思うんです。今、土地改良区は圃場整備等は終わっておるんだから、本当に土地改良団体がやらなきゃならん仕事というのは何であるか。もうほとんど終わっておるんですよ。こういう組織団体というのは、もう事業が終わったら一応解散していくというのが原則なんですけれども、維持管理で必要なものがあるとするならば、その維持管理が最小限どれだけのものであるのか。土地改良団体が職員をこれだけ抱えて、特に海部土地改良区なんて13人

も抱えて、こんなことをやっておったんでは、ただ何割負担を軽減するなんて言っておたって、こんなことは根本的な解決にはなりません。はっきり言っておきます。ですから、この問題についてはもっと真剣に、根本的な問題から協議をするという姿勢が大事だと思っております。土地改良団体だけに任せておくんじゃなくて、リーダーシップを発揮することです。農家は弥富の市民です。弥富市民たちの立場に立った抜本的な改革をするという決意がない限り、この問題の解消にはなりません。そのことだけ伝えておきます。また、いろいろと次の機会に言っていきます。

最後に私1つ、155号線はきのういろいろの議論がありましたので、くどいことは申し上げませんが、ここで1つだけ私が申し上げておきたいのは、155号線というのは第3環状線、そして都市計画道路なんです。それからもう1つは、防災道路に指定されておるんです。ただ、都市計画道路を国道155号線の上にのせたということでもありますから、施工を県にお願いするというだけでは絶対にこれははかどりません。これが都市計画道路である以上は、弥富市も応分の努力をせないかんと思っています。このことを忘れてはいかんということです。私が前から何回も言ってきたことなんです。

ですから、今回市長に真剣に取り組む姿勢があるならば、私が提案をさせていただきたいと思います。この155号線、第3環状線は2級国道であるため、予算は国、建設工事は県の施工であります。また、弥富市の都市計画道路であり、災害指定道路にもなっております。そのため、弥富市にも道路整備の責任はあります。弥富市が調査費を計上して、調査・測量することが必要だと思うんです。そこまで弥富市が真剣に取り組めば、当然国や県もこれに乗ってくると。だから私は、今後議会にも155号線を促進するための特別委員会を設置して、真剣に議会とともに一体的にこの促進をする考えがあるかどうか、これを最後に市長に承って質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

名古屋第3環状、通称国道155号線につきましては、現在、鍋田干拓のほうから境地区までが去年の5月に供用開始され、1.1キロが供用されております。そして、今回事業認可いただいている区間は、境から間崎公園までの延べ延長距離が2.9キロでございます。総延長は6.8キロありますけれども、この2.9キロを事業認可いただき、調査・測量あるいは用地の買収に入って、さまざまな港湾整備事業との連動の中で、弥富市、そして飛島村、あわせて放射線状に名古屋港からさまざまな路線が発進されるというような状況でございます。

私も今、佐藤議員がおっしゃった、車新田南から新政成弥富線の前ヶ須の上のほうの通りにつきましては、延長約500メートルぐらいあるわけですが、この事業認可をいただきたい。これを県のほうでいただければ、私どもとしてはさまざまな先行取得、あるいは

土地開発公社等も利用させていただきながら考えていくということでございます。土地開発公社のところで利用させていただくならば、おおむね5年というのが1つの期間になります。そうした中で地権者におけるさまざまな税控除ということも、私どもはさせていただくことができるだろうというふうに思っておるわけでございます。そういった意味で同時並行的に南から北、北から南という形で、この155号線については早く完成したいのは市民の思いと一緒にございます。そうした状況の中で、あの前ヶ須地区のところの工区に対して事業認可をいただけるように県のほうに要請してまいりたい。そうしたならば、私は土地の取得ということについて、先ほども述べたように、あるいは測量ということについても、取りかからなきゃならないと思っております。事業認可がいただけない状況では、約7,800平米あるわけでございますけれども、用地買収にはなかなか至れないということが現状でございます。議員各位の御努力・御協力もいただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 今の国道1号線から間崎までが問題なんだが、鍋田川の中は問題がないんです、もう。すぐやれるんです、土地はあるんだから。要するに川原欠までのところを本当にやらなきゃ、この道路の効果はあらわれません。だから、認可が認可がということじゃなくて、例えば地主たちとの折衝とか、こういう計画をどうだといって地元の方々の意向を聞いたりして、1歩でも2歩でも前進をしていくようなことをやらなきゃ、認可が来るまで待っておるんだというようなことでは絶対にこれは進まんということを私は考えておるんです。だから、議会にそういう特別委員会をつくって、促進をすることを真剣に考えたらどうだということを申し上げておるんです。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 時間が過ぎておりますので、最後の答弁にさせていただきたいわけでございますけれども、確かに佐藤議員のおっしゃるとおりでございますけれども、いずれにいたしましても、我々としては事業認可をいただかないと前に進むことができないというふうに思っております。これは、基本的には県のほうへ御相談申し上げていきたいということでございます。そういったような状況の中で、我々はこの南進ということに対して、一緒になって御協議いただきたいというふうに思っております。

この道路に対する委員会の設置はどうかという話でございますけれども、私どもとしては建設経済委員会の中で一度御論議いただくのも方法だと思っておりますので、まずはそこからスタートすべきではないかなあと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩をします。再開は2時35分からですので、よろしくお願いいいたします。

~~~~~

午後 2 時25分 休憩

午後 2 時34分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に武田正樹議員。

16番（武田正樹君） 通告に従いまして、今後の防災対策について質問したいと思います。

東日本大震災から早くも丸1年が過ぎました。死者1万5,854人、行方不明3,155人、いまだに避難生活を続けている被災者は約34万人に及びます。先日の追悼式での現地からの映像を見るにつけ、現地の人々の復興にかける情熱と、震災に負けない強い意志には感心させられます。しかし、いまだ手つかずの地域もあることを見れば、いかに今回の災害がとてつもなく巨大なものであったかが実感されます。今後、弥富市として、今回のような未曾有の災害を教訓としてどのように取り組んでいかれるのか、質問したいと思います。

まず最初に、防潮堤、堤防の現状と今後の整備についてお伺いいたします。

弥富市は地盤沈下地帯であり、ほぼ全域が海拔ゼロメートル地域であります。周囲を堤防に囲まれており、防災上、防潮堤、堤防は大変重要なものになっております。津波や高潮などから防御するためにも、防潮堤、海岸堤防が地盤沈下や老朽化により機能が低下していないか、現状をお聞かせください。また、今後の改修計画があればお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

まず、防波堤についてでございますけれども、議員御承知のとおり、整備後50年が経過し、経年劣化が進んでおります。市としましても、愛知県、名古屋港管理組合等と陳情を行い、国の第3次補正予算に高潮防潮堤の整備費1億2,000万円、GPS波浪計に3,000万円の予算がつきました。今後も早期着工に向けて要望してまいります。

防潮堤につきましては、国・県が今整備を進めておりまして、先週の新聞にも飛島海岸のほうで整備が終わったというようなことが出ておりましたけれども、かなり改修が進んでおる状況でございます。鍋田堤につきましても、来年度、約200メートルの整備を行うということをお聞かしております。液状化等の対策も含めてのことでございますので、順次整備が進んでおる状況だということでございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 参考までに1つお伺いしたいんですけれども、先ほど防潮堤はある程度整備されるという話だったんですけど、例えば何メートルぐらいまでの津波に対して機能があるのかということは、具体的にわからないでしょうか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。



防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、名古屋港の関係でございますけれども、名古屋港津波地震検討会というものがございます。そちらのほうで現段階では想定がないということを申し上げておるわけなんですけれども、暫定版という形で国土交通省が出したものがございます。その段階で津波のシミュレーションが行われております。これにおきましては、名古屋港内で3.3から2.3の津波が発生する可能性があるということが言われております。弥富ふ頭につきましては、2.3メートルの津波の予想が出ております。これに地盤沈下50センチというものが考えられますので、そういったものを含めた段階でございますけれども、現在の防御ライン、沈下後でございますけど、防潮堤、防波堤等といったものが5.3から6.3メートルということでございます。それから、背後地、堤外地につきましては、2.3メートルの防御ラインとなっております。ですから、差し引きいたしまして、5.3メートルまでですので、まだ3メートルほどの余裕のある形になっております。ただ、これにつきましてはあくまでも暫定値ということでございますので、正式なものが出た段階ではこれが大幅に変わってくる可能性もありますので、その点は御承知願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 実際のところ、そういう形でこれから改修されるということで、少しほっとしているんですけれども、先ほど午前中ですけれども、三宮議員から尾張大橋の近辺の木曽川左岸堤について質問されました。私もこれについて詳しく質問したいなあと考えていたんですけれども、三宮議員の案について、私はやめさせていただきたいと思っております。

次に、排水対策と排水機場、水閘門の現状と今後の方針について伺いたいと思います。

海拔ゼロメートル地域の弥富市では、台風のと看や東海豪雨のような集中豪雨のときには浸水被害が発生しやすい状況にあります。農地、住宅地などへの水害を防御するためにも、排水対策は大変重要で看。排水路が雑草や水草により流水が阻害され、水路機能が低下したり、地盤沈下や老朽化等により排水不良が起きたりしてはいないでしょうか。現状についてお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

排水対策としての排水路の現状ということでございますけれども、先ほど来出ていますように、弥富市におきましては全域が海拔ゼロメートル地帯ということでございまして、伊勢湾台風後50年を経過し、かなり経過しているということでございます。整備された排水路や排水施設につきましては、地盤沈下や用排水路施設の老朽化による機能低下に加えまして、流域内の宅地開発による生活雑排水等の流出や、ごみの不法投棄により排水状況が悪化しております。それによって湛水被害が増加している現状でございます。このため、現在、県、

市及び土地改良区におきまして、それぞれ排水路の改修が進められております。以上です。  
議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 排水路というのは、確かに一たんの大水とかそういうときには大変重要な部分だと思っております。私もハウスをやっている関係で、東海豪雨のときに一たん水が入りました。そのときにまず排水が、一番私らは災害の中で重要な面がありました。その辺のところでは排水対策というのは今後もさらに重要な面が、特に日本は最近スコールのような集中豪雨が頻繁に起こっております。そういう中でやっぱり排水対策というのは重要だと思っておりますので、今後の対策についてどういう方針を考えてみえるのかをお伺いしたいと思っております。

議長（佐藤高君） 農政課長。

農政課長（半田安君） 議員言われますように、排水路の機能といたしましては、防災面からも大変重要な施設でございます。排水路の改修・新設によって排水能力の増強を図り、湛水被害の発生を未然に防止し、市民が安全・安心に生活できるよう事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 次に、排水路に付随する排水機場、そして水閘門について、同様に現状についてお聞かせください。

議長（佐藤高君） 農政課長。

農政課長（半田安君） 排水機場でございますけれども、弥富市の防災計画では、水防上重要な水閘門として位置づけしております排水機場が8機場、水門3カ所、樋門6カ所がございます。これらの施設の改修事業といたしまして、県営の湛水防除事業におきましては、鍋田南部排水機場の更新及び大神場排水機場の更新、孫宝排水機場におきましては更新が終わりまして場内整備に入っているところでございます。また、同じく県営の緊急農地防災事業におきまして、稲元排水機場の整備を平成27年度の完成を目指して進めているところでございます。また、9カ所の水門・樋門につきましては、それぞれ県、国、土地改良区において管理されておりますが、いずれも正常に機能していると聞いております。以上です。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。排水路と同時に排水機、それから水閘門については、防災の面で本当に重要なところだと思っております。くれぐれも今後とも十分に検討していただいて、順調に工事を進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、避難所と避難路についてお伺いしたいと思っております。

先日、テレビの報道によると、東日本大震災では地震が起き、津波が発生して避難する場合、徒歩で避難できる距離としては、ある地域では約520メートルぐらいが限度だったそう

です。地震が発生して道路に亀裂や陥没が発生したり、建物が倒壊し道をふさいだり、液状化により水が噴出して道路がぬかるんだりして、通行不能な箇所が発生します。車を使った場合は車の大渋滞が発生したり、車を放置したままにして通行の邪魔になったりして、避難するのが困難になります。健常者でも避難するのが難しいのに、災害弱者と言われる高齢者や体の不自由な方にとっては、避難できる距離はもっと短くなると思われれます。

そこで、近い場所での避難所が必要になってきます。残念ながら弥富市には避難できる高台などはありません。地形的にも高い丘陵地や山などが近くにありません。地理的にも安全な場所まで避難するには相当な時間がかかります。弥富市においては人工的な避難所が必要なのです。栄南地区においては、本年度予算により、集会所と言われる避難所が建設予定であります。避難所が少ない地域では大変貴重です。避難所が少ない地域では、1地域に1カ所の避難所の設置を検討していただけないでしょうか。できるなら、1集落に1カ所の避難所の設置を検討していただけないでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 緊急避難所の件かと思いますが、市全体としては不足しているのが現実でございます。今後も確保できるように努力してまいります。また、すべての市民の方が避難できるだけの施設建設は、財政面や完成までの期間を考えますと非常に難しい点もあると思います。今後建設される公共施設に防災機能を持たせることが必要だと考えております。

また、来年度、栄南地区に建設します防災機能を持った集会所でございますけれども、昨日市長からお話ししたように、各学区のほうに広げていくといった考え方をしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、避難路についてでございますけれども、まちとも協議しながら、地元精通した自主防災会単位で避難場所と避難経路を定めていただけたらと考えております。

これはちょっと古いんですけれども、下之割地区のつくられた、今は新しい改訂版をやっていますけど、ちょっと古いのしか今ございませんけど、こういった形で、どこに逃げるのか、それからどのルートで逃げるのかといったことを、詳細ではございませんけれども、書いてあるものでございます。これを下之割の自主防災会が作成して、下之割地区に配られたといったものです。これにつきましては、市の自主防災の補助金を使ってつくっていただいているわけでございますけれども、こういったこともやっぴらっしゃるところもあります。ですから、地元の方が考えられるというのも、市と協働してでございますけれども、非常に大切なことかなあと思っております。

また、防災訓練等につきましてですけれども、居住する地域ごとに避難場所は変わってまいりますので、もしそういうことをやられる場合でしたら、各自主防単位で検討していただ

いて、当然そのやり方等につきましては、防災安全課のほうで相談に乗らせていただきますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、避難時間の問題、避難距離の問題でございます。東北の場合ですと、非常に短い20分とかという時間で津波が来ておるわけでございますけれども、この辺ですと、先ほど申し上げました暫定値で、一番早いパターンで90分間という想定が出ております。そういった90分をいかに生かすかといったことも考えながら、避難方法の検討をお願いできたらと思ひます。以上でございます。

議長（佐藤高き君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。各地域に1カ所ずつの避難所を設置していただくということは、なるべく早急に、東海・東南海地震が近いということをおわれていますので、ぜひともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

そして、先ほど少し避難路について説明がありましたけど、これからまだ質問したいなと思ひていますので、よろしくお願ひいたします。

その前に1つお伺ひしたいのは、先日の新聞紙上に、津波の速度は沿岸近くで時速約30キロメートル以上の場合もあり、目で確認してからでは間に合いません。大きな揺れを感じたり津波警報が発令されたら、真っ先に高台や頑丈な高い建物に避難する。そして、避難する場合、海拔が30メートル、5階建てのビルが目安ですという記事が載っていたんですけども、例えば弥富市において、30メートルの高台は多分ないと思われるんですが、5階建てのビルというのは実際のところ、これを目安にした場合ですと何棟ぐらいあるんでしょうかね。それをちょっとお伺ひしたいんですけど、これ通告外で申しわけありませんけれども。

議長（佐藤高き君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 5階建て以上のビルのは数は、ちょっと今データを持っておりません。また後でお示ししたいと思ひます。

ただ1点、確認しておきたいことなんですけれども、今回緊急の避難場所といったものを設定するとき、一応5メートルというものを設定させていただきました。これにつきましては、今までの想定が1.8メートルの津波だったといったことがありますので、その倍の高さの3.6メートルが来ても大丈夫な高さのものということで選定させていただいています。先ほどおわれました30メートルとかという話になりますと、この辺では想定的にはまずあり得ない話です。といいますのは、地形で変わってまいりますので、この辺の地形でいうと、先ほどお言った2.3メートルから3.3メートルという津波の高さになるだろうと。ただ、それが押し寄せたときの、当たったときの上がりがありますね。そういったものを含めると、もう少し高いところが必要なかなと思ひておりますけれども、一概に5階以上の建物という必要はないかと思ひています。

それから、津波の速度の関係でございますけれども、津波の速度は海底の深さと関連してまいります。30キロですと多分水深が8メートルぐらいのところかと思っておりますけれども、そのぐらいのスピードでそのぐらいになるかと思っております。ですから、沖ですとジェット機並みとか新幹線並みとかというスピードで参りますけれども、そういった形で30キロという、よく言われるのは36キロということを言われます。これは、ちょうど100メートルを10秒で走るスピードだということで、普通の人は逃げられませんよという形になっています。そういった中で、5階建てまでのことは考えなくていいのかなあと。3階建て以上ぐらいの高さで弥富の場合は守れるだろうといったことで指定させていただいておりますので、その点も御理解願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

これはあくまでも新聞紙上ですので、想定地域がどこになっているかということで変わってくるかもしれません。ただ、実際のところ5メートルといいますと、大体3階だったら間違いはないということで理解してもよろしいということだと思っております。できるだけ早い時期になるべくたくさんの避難所の設定をしていただいて、近いところに避難所をつくっていただきたいなと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、先ほど少し説明がありましたけど、避難路についてお伺いします。

弥富市の地域防災計画をここに持ってきたんですけれども、これは今年の3月にできたやつなんですけど、この中に避難所誘導標識の整備事業を推進するとあるのですが、現在取り組みはどうなっているのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） この点につきましては、来年度予算の中で計上させていただいております。100カ所を予定しております。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

避難路というのは、避難所がある程度指定されてからでも、どのコースを歩いていくかということは、特に地元の人ではわかるかもしれませんが、一時的に通勤されている方とかにとっては非常に難しいことがあります。そのためにもある程度、時間帯として真夜中じゃなければ、昼間でしたら勤めてみえる方もたくさんあると思いますので、避難路の設定というのは、ある程度、誘導標識とかそういうものがあればわかりやすいと思いますので、ぜひとも早目の整備をお願いしたいと思います。

そして、東日本大震災で被災した地域の中で、実際に避難路を歩いて避難訓練を行った地域では死者・行方不明者が少なかったようですけれども、今後、防災訓練の中で実際の避難

路を使った訓練を、それぞれの先ほどお話しありました自主防災組織の中である程度取り組んでいかれる予定はあるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 訓練につきましては、各自主防災単位での避難訓練というのが一番有効だということは、先ほど申し上げたと思います。これにつきましては、来年度、防災会の方々を対象にした研修会を開催しなきゃいけないなと思っております。その場で避難路の決定であるとか、避難訓練のやり方であるとかといったことをお願いしてまいるつもりであります。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

やっぱり自主防災組織を立ち上げていただいて、一番肝心なのは避難するときの避難路、そしてそれを実際通ってみる、経験してみることが一番大事じゃないかなあと思っております。特に避難路については、その避難路に指定された道路が通れるところばかりじゃないと思われま。ある程度交通障害があつたり、いろんな面で陥没やら亀裂が入ったところは、迂回したりなんかせなくちゃならないところもあると思います。そういうことも考慮して、今後、避難路については整備していただきたいなと思っております。いずれにしても、よろしくをお願いします。

次に、気象情報や避難情報の情報伝達についてお伺いいたします。

災害発生時における緊急情報の伝達は、東日本大震災の映像からもわかるように、生死を分ける非常に重要なものです。緊急情報を市民の皆さんにいかに早急に正確に伝えるか、大変重要な課題です。現在、弥富市において、災害時における情報伝達方法にどう取り組んでみえるのか、お伺いします。

そして、昨年3月11日に起きた東日本大震災発生時において津波が発生したわけですが、弥富市でもたしか津波警報が出たと思うのですが、その際、市民の皆さんにはどのように情報が伝えられたのでしょうか。その経験を踏まえて今後どう取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 情報伝達につきましては、1つの方法だけというのは非常に危険があるかなと思っております。女川というところに行ってきました。そこで倒れた同報無線を見ました。非常にショックを受けました。そういったこともありますので、1つの方法だけですべてのことができるとは思っておりません。

現在の情報伝達方式としましては、同報無線がまず1つですね。それからエリアメール、これは2月11日からですか、県がもう今は出せるようになっています。これは携帯電話で、

ちょっと機種によって古い機種はできないんですけれども、そういった情報がメールとして、これは登録しなくても入ってくる形になっています。そういったものがございます。それからマスメディア、これは非常に情報等の伝達としては大きい方法です。これは市から直接ではありませんけれども、いろんな伝達としては、何かあればテレビ、ラジオをつけるというのは原則にさせていただけたらなあと思っております。エリアメールについて、先ほど言いましたように、今まではNTTしか使えませんでした。これが、現在auとソフトバンクのほうが使えようになってまいりました。それで、現在申し込みは行っておりますけど、まだ実際に市としてau、ソフトバンクの方に対する情報提供はできない状況になっております。

現在、それ以外の動きといたしましては、海部地方の自治体でミニFMの導入が検討されております。順調に進めば、今年度秋にも運用を開始できる予定になっております。問題点といたしましては、各自治体の共同で行いますので、情報が弥富だけの情報じゃない、いろんな情報が入ってくるといったものがございませうけれども、どこの家でもあるものでございます。カーラジオでも使えるといったことがありますので、運用できれば非常に有効な伝達手段ではないかなと思っております。以上です。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

同報無線は何度も出てくるんですけれども、私も市民の皆さんから伺うのは聞き取りにくいということでもあります。その対策のためにも、いろんな方法をとっていただかなくちゃならんと思っております。先ほどエリアメールというものがあるということで、いろんな幅広い手段をとっていただかないと、被災したとき、災害が起きたときにその情報を速やかに、そして正確に伝えるためにも、いろんな方法をとっていただかなくちゃならんと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

最後になりますけれども、液状化対策の取り組みについてお伺いいたします。

弥富市は、防災マップに載っている液状化危険度分布マップによると、市内の大半が液状化の危険度が極めて高い地域であり、残りの地域も液状化の危険度が高い地域になっています。東日本大震災においても、千葉県浦安市では液状化により建造物の被害が甚大でした。液状化の危険度が極めて高い弥富市においては、今後、液状化対策にどう取り組んでいかれるのか、お聞かせください。もし対策的に具体的なものがあれば、少し教えていただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まず、先ほどの質問に対しまして、1つ回答漏れがございました。津波注意報をどういう形で伝達したかということでございます。

これにつきましては、同報無線において行っております。これは、こちらのほうでアナウ

ンスする形だけではなくて、警報発令のときにはJアラートというものの中で放送されますので、そちらのほうの情報と、あとは海岸に近づかないでくださいといったような放送はさせていただきます。

続きまして、液状化につきましては、昨年配布いたしました緊急時避難マップの裏面にあることは御存じかと思えます。現在、県が進めておりますもう少し詳細な液状化の予想マップというものが、これは25年6月以降になると思えますけれども、発表されております。ただ、どちらにいたしましても、現在よりも安全だという基準はまず出てこないだろうというのは容易に予測されます。液状化につきましては、建物が建っている場合の対応というのは非常に難しいものです。地盤改良するという形になってくると思えます。いろいろな対策方法はあるようですので、家を建てる場合、改築される場合等に専門の方に伺っていただいて、その土地に一番合う方法といったものを検討していただく必要もあるのかなと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 弥富市の場合は相当危険地域に、液状化マップからも見てもわかるとおり、あると思うんですね。ただ、実際のところ、対策の方法がまだ考案中。先日テレビを見ていたときでもあったんですけども、千葉県浦安市でも対策をいろんな方法を考えてみえるようなテレビを見たんですけども、早急にこれは対策をとらないと、千葉県よりも弥富市の場合はもっと危険じゃないかなあと思うんですね。そのことを考えても、なるべく早目に研究の専門家の大学の先生方とかいろんな人とも考案していただいて、工夫していただくというのが大事じゃないかなあと思っています。ぜひとも早急をお願いしたいと思います。

そして、最後に申しわけありませんけど、市長のほうから今後の防災対策の方針についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 昨年3月11日の東日本大震災で液状化ということにつきましては、皆さん御承知のように、千葉県の浦安市が大変な被害に遭ったわけでございます。災害があつてすぐ翌月の4月に、私ども職員数名と浦安市に出かけさせていただきました。それから今までに3回ほど私もお邪魔し、そして職員のほうもさまざまインフラ整備であるとか、あるいは復興のあり方ということについて研修をさせていただきました。防災安全課、そして下水道課等々が浦安のほうへ職員さんと一緒になって勉強させていただいたわけでございます。御承知のように、同じような状況ということがあつたわけでございますので、起きてはなりませんけれども、そういう前提のもとに研修会を積んできたわけでございます。この4月に一定の今後のあり方という形で、私のほうから今までの研修会の内容等について、相手の浦安



市の松崎市長のほうに御提案申し上げ、近いうちに災害復興等々のあり方について災害協定を結んでいきたいと思っております。議員の中では、その当時議長をやっていた伊藤正信さんも一緒にお出かけをいただいたことでございます。そうした中で液状化の怖さということは十分承知しておるわけでございますが、個々に対応するということは大変厳しい、難しい問題でもあるわけでございます。いずれにいたしましても、インフラ整備のあり方であるとか、そういったことについてはしっかり勉強していきたいと思っております。

それから、今回私は、かねがね再三申し上げておるわけでございますけれども、さまざまな防災・減災ということについて、この平成24年度は予算を組ませていただいております。今現在、自主防災会というのは48の自治会で立ち上げていただいております。72自治会のうちの48でございますが、今年度中に全部の自治会にぜひ自主防災会を立ち上げていただきたいという中で、110ページの予算書を見ていただきますと、550万の予算を組ませていただいております。これは、自主防災の組織化と同時に、避難のあり方、あるいはさまざまな防災に対する講演会、講習会というようなものを考えながら予算計上させていただいたものでございます。それぞれの自主防災会に対して、このようなことを開催されてはどうかということ、新年度になりましたら御案内申し上げていきたいというふうに思っております。そうした形でそれぞれの自治会の単位で、あるいは地域の単位の中で避難のあり方、防災に対する基本的な考え方について、有効な対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

弥富市の場合は、海拔ゼロメートル地域で非常に危険な地域ですので、ぜひ今後とも防災についてできる限りの予算を組んでいただいて、対策を考慮してください。

これにて私の質問は終わらせていただきます。

議長（佐藤高君） 次に伊藤正信議員、お願いします。

17番（伊藤正信君） 伊藤正信でございます。通告に従いまして質問をしたいと思います。

私は、弥富市の企業立地の推進について質問を申し上げたいと思います。

先ほど佐藤議員からも、南部地域においていろんな形で御質問がありました。そんな状況で幾つか重複をしていますので、私のほうからは簡潔にそれぞれの状況についてお伺いしていきたいなと思っております。

まずは、平成16年4月1日から私ども企業立地促進条例ができました。そのために、私どもの抱える地域として名古屋、そして幹線道路等幾つかの中で、物流、名古屋港を利用した企業誘致が私どもの未来の財政をということで、当時、議会議員が全員見学に行ったこともございます。そんな状況の中で、企業立地では特に財政面もですが、雇用の拡大、未来の弥

富の農業と都市化のバランスということが大きな柱であったと思います。昨日、服部課長のほうから、雇用者数128名、17社、1,066名の新採329名というお話を聞きました。私は、それぞれ一定の雇用状況というのも認識はできます。しかし、1つだけ申し上げておきたいと思いますけれども、残念なことは雇用促進、そして農業と市街化のまちづくりのバランスからいけば、企業誘致をするときには、基本的には雇用は大きな柱として企業誘致をしていただきたいなど。私は、雇用者数等を求めながら御回答を求めたかったわけですが、そのことを1つは今後柱にして企業誘致をやっていただけるかどうか確認をしたいと思いますので、御質問いたします。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

議員、雇用促進関係のことで御質問でございますが、雇用について条例との整合性ということだと思っておりますが、私どもの企業立地促進条例の対象条件でございますけれども、雇用の促進ということであっておりますけれども、雇用につきましては、中核都市のように、雇用促進奨励措置のような雇用、従業員に対しての奨励金を交付するような、タイアップしたような条例になっておりませんので、今後当然お金もかかってまいりますので、他の市町の状況を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 申し上げることは、それぞれ条例の中で、促進のために1つは課題としてあるかもしれない。しかし、企業を誘致するときに強くそのことを求めていることが、状況把握にもつながっていくし、私どもとしても大きな期待があるわけですから、そのことを1つ私は申し上げたいということですが、そこはいかがですか。

議長（佐藤高清君） 商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 議員の御質問にお答えします。

雇用の交付奨励金を払うときに企業から申請いただきますときに、また企業とお話しするときに、当然雇用を相手をお願いしていくということは従来からもやっておりますが、また強く求めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） なぜ私がそういうことを申し上げるかということ、特にこれから若い弥富市の人たちがどこで学ぶかということが雇用を求めていくことになるのか。あわせて市民との一体感があるかということなんですね。このことを強く訴えて、それぞれ雇用確保ということを上げてその決意を伺ったところですので、その辺は受けとめていただきたいと思っております。

もう1つは、私は奨励金と将来の財政見通しを質問の課題にしていますけれども、平成29

年には5億2,000万という税収、これは流れの中で税収が入るという状況。まことに私たちとしては、このことは弥富の今後の財源ということでありがたいわけですが、それぞれいろんな形の中で私たちは今このことを大切にしていけることが大きな課題ではないかと思っています。実際に今日まで、企業に来ていただくと思って来ただけでないという状況の中で、まさに企業誘致はその市のお互いの財源の運命にかかっていると思うんですね。その使い方も1つでしょう。しかし、その中で奨励金を出さずして、本当に今、日本の企業があるべき姿にあるのかどうか、このことも認識として議会の議論も必要ではないかと私は思っています。それは、使い方の中で福祉や、いろんな形もございましょう。しかし、まず企業があって、財源があって、私たちが、この地域がある。このことを求めなければならないと私は思っています。

そんなようなことで、奨励金のあり方という形で、私個人の考え方は、そのような中でとりわけ多くの企業誘致をしていくことがまずは大事であると。その前提に立ちながら、中小企業が幾つかあるでしょうけれども、やはり大企業という部分からも私たちは求めなきゃならない。このことも含んで、私は奨励金の措置については賛成をする立場でございますので、その立場に立ちながら、今後、企業誘致を多くしていただきたいと思っていますが、いかがですか。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤正信議員に御答弁申し上げます。

先ほど雇用の問題がございました。私どもも大変厳しい状況の中で、西部臨海工業地帯は非常に近いところにあるわけでございます。そうした中で雇用では一人でも多く弥富市民が御採用いただくということについては、本当にありがたいというふうに思っております。しかし、それぞれの企業は企業の立場というものもあることは重々承知をしております。逆に言ったら、こういう職種でお願いをしていきたいという具体的なものまで、例えば技術職であるとか、事務職であるとか、そういった形に入っていったほうがいいのかあということも思っております。名港管理組合等あわせて、そんな御要望も申し上げていきたいと思っております。

それから、企業立地促進に関する条例に基づく交付税の奨励金の問題でございますけれども、これは4年目が2分の1、5年目が2分の1という形で、実質的には4年間の固定資産税の奨励をさせていただいておるわけでございます。これは本当に将来に対して、固定資産税の税収という形では非常に大きな力を発揮していただけたらと思っております。先ほど佐藤議員のところでも私は御答弁させていただきましたけれども、これは官地の中における企業誘致合戦という形で進めておるところが現状あるわけでございまして、弥富市といたしましても、この条例に基づく奨励金については、今後お願いをする機会があろうかなあと思っ

ておりますし、また新たなところに対してそのような条件を整えば、例えば地域は現状としては上野地区、そして楠地区、富浜地区となっておりますけれども、そういったことに対する条例の改正というようなことにつきましてもお願いをしていきたいという中で、湾岸地域における企業集積をつくっていききたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 考え方については市長にお伺いをいたしました。

それで、今、企業誘致をしていく上において、とりわけ上野地区、鍋田地区、それぞれ弥富市の基本計画の中からも、今、南部が私どもの未来のまちづくりに大切なことだというふうには理解ができます。

それで、特に今、南部地区における小学校は、もう100名を切るという状況が生まれてきていますね。そうしますと、状況的に教育環境、保育環境、そして地域の環境がまさに衰退をしていくという状況であるわけです。私は、とりわけこの4点目の中に、教育と同時に愛知県の航空産業、先ほど市長からもお話がありましたアジアの航空特区戦略が、今私どもの大きな夢と希望になっているわけですが、この戦略について、例えば県の戦略、270万の雇用だと言われております。しかし、その一端を担う弥富市として、どういう戦略を持って今お考えの状況にあるのかということがお伺いしたいわけですが、いかがですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

今まで企業立地促進法の中で、企業誘致を名港管理組合ともども一体となって進めてまいりました。これにおけるそれぞれのエリアの面積が非常に厳しくなっている。新たな面積というのは少なくなってきたわけでございます。そういった中で私どもの都市計画マスタープランにのせている鍋田地区、あるいは末広地区を、新たなそういった形成特区という形も含めて御利用いただきたいという旨のことも、今までの中で御発言もさせていただいております。そうした中で新しいアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区ということに対しては、新たなところに面積を求めていかないとなかなか厳しい状況が今現在の臨海部にはあるというふうに認識しておりますので、こういったところを我々としては土地利用していただきたいということを、県のほうに御要望申し上げていきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長の考え方は、大変前向きにそれぞれ取り組むというお話をいただきました。

私は、特に防災も含みながら企業立地条件を考えると、これから特に地元の皆さんと一緒にあって実際に、今、名古屋港は海拔3メートルぐらいと言われておりますね。5メータ

ーですか、そういう状況下にあるわけですね。そうしますと、この弥富市としても、それぞれの地域において5メーターという状況下の企業立地に係る部分の集約農業とその地域づくり、このことを真剣に総合的に考えていくときが来ているのではないかと思います。ですから、そういう状況の中のまちづくりを、総合的に皆さん方が市の行政として、その取り組み方を、その対策を考えて、新たな組織づくりと新たな企業誘致をしていくことが大きな課題だと私は思っています。

それで、今、全国の企業誘致をされているところは、努力はされていると思いますけれども、「トップセールス」という言葉があるわけですね。しかし、トップセールスと同時に職員の意識改革なり、市民の改革がない限り、それぞれ成功はないと思います。市民と行政が一体となったプランを実行されることが、今、航空特区と企業誘致と新たな弥富市の財源づくり、そして農業のあるべき姿、まちづくりが生まれるのではないかと思っています。このことは私自身の提言といえますか考え方ですが、このことについて市長にお伺いをしたいと思いますが、市長、いかがですか。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど佐藤議員のほうからも、その御趣旨の御質問があったかと思っております。いわゆる鍋田地区、末広地区の農業振興地域をどのように土地利用・活用していくかということ。一方では産業の集積をつくっていく、一方では農業の集約という形での農業でまちが誇れるというか、そういった形の発信をしていかなきゃならないというふうに思うわけでございます。これは今具体的にということはございませんけれども、一つのあり方として、農業者がお持ちの大変厳しい経営環境でございますので、以前議員のほうからも御提案があったかと思っておりますけれども、一定区域内における法人化というような形で、農業の産業化みたいな形を考えながらやっていく方法も一つかなあというふうにも思っております。これは、いろんな形で先進市町の例もあるかなあというふうにも思っております。そんな形で研究していきたいと思っておりますのでございます。

議長（佐藤高次君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長から御答弁をいただきました。できる限りその方向性を持って、市民と行政との議論をお願いしていきたいと思っております。

あわせて、この企業促進の中で道路問題。先ほど、またこれも佐藤議員からもお話がありました155の問題です。

私の認識としましては、155は日本海と大平洋を結ぶ日本の産業の物流の大きな柱だということ、時々にお伺いしてきたところでありまして。市長も、それぞれ事業認可をいただきながら、早く促進をしてそれぞれの道路をつくっていききたいと、こんなお話がございまして。私たち今まちの中を見ていると、福井ナンバー、石川ナンバーが多く通っておるんですね。

これは、太平洋の名古屋港を通した物流なんですよ、あの大型のナンバーを見ていると。でも、ロシアからはなかなか敦賀港を通してこないと。このことも、道路事情があるのかなあと思っています。私たち、やはり議会も行政も、いわゆる産業と同時に大きな担い手となる弥富市、そして安心・安全なまちづくりのためにも、この道路の早期の位置づけ、認識をしっかりと受けとめていただくことと同時に、私も機会あるごとに関係する人たちにもお願いができる場合はしましたけれども、そのような位置づけを含んで、市長、また促進に御努力をお願いすることを申し上げて、この企業立地促進についての質問は終わっていきたいと思います。

次に、防災の関係であります、いわゆる災害対策の基本は、災害の予防、事に臨んだ対処、事後の復旧、この3本が防災の大きな柱であることは、私が申し上げるまでもなく、御存じだと思っています。そんな状況の中で、きょう一般質問でも多くの皆さんから質問がされています。私は1点、昨日市長にお問い合わせをいたしました白鳥の避難所の問題です。少し確認がしておきたいと思います。

白鳥学区の避難所は、議会で予算も承認がされたわけです。そして、その後、2年経過したわけですね。その状況の中で3月11日に震災が起きた。このことによって私どもの考え方も行政も、避難所のあり方についての変更は確認ができると思うんです。しかし、白鳥におけるところの防災に対する考え方は、市民も行政も一致していると思うんですよ。予算を通したものを、きのうぽっと私は十四山という話を聞きました。なぜ十四山が出てくるのか、ちょっと不思議でならんわけです。十四山も弥生も桜も大藤も防災は一緒に、これは当然だというふうに私は考えています。白鳥が消えたことについて、これは一体どうなったのかと。私ども議会のあり方について、ここは行政のほうもしっかりとどう受けとめられるかということを確認したいと思うんです。これは私ども議会も行政も承認しちゃったことですから、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） もう2年以上になると思いますけれども、白鳥の防災公園、防災広場の件につきましては、議会のほうに御提案申し上げ、一昨年、土地取得に対する予算という形でお認めをいただいたことでございます。そういう中で3・11という状況が発生したわけでございます、私どもといたしましても、白鳥は単体で、土地取得ということを含めましていろいろと交渉をさせていただいたいきさつはございます。しかしながら、その間で大変申しわけなく、3・11以前には取得することができなかったということございまして、これから防災広場、あるいは防災公園という形では高さを求めていかなきゃならないということについて、変更のあり方の中で御理解をいただくところでございます。しかしながら、白鳥のほうをやるということで予算化させていただいたことに対して、実行できなかったこと

については素直に反省をし、謝ります。

しかしながら、こういった中で高さを求めて、あるいは避難という中では高さのある建物が少ないという状況では、我々としては市内のそれぞれの地域の中で考えていかなきゃならないわけございまして、栄南学区におきましては、来年度そういうことを考えていきたい。そして次には十四山地区、これは大きな河川、あるいは海に近いということも考えながら、そのような判断をさせていただいているところでございます。全体の人口と、そこにお住まいの人口と、避難する場所ということにつきましては、白鳥学区は少ないことは重々承知しております。そういった中では、十四山の次については白鳥ということを検討しながら計画を組んでいくということで、御理解をいただければというふうに思っております。予算を認めていただいて実行できなかったことに対しては、素直に反省を申し上げます。

議長（佐藤高次郎） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長、私は3月11日の変化は十分理解しているんです。それで、栄南学区も、今回はそれぞれの予算執行上におけるところの過程で、栄南学区の集会所が私も議会として承認をしていく、この過程はあるべきことだと私も思っています。それで、十四山についても、それぞれ体育館等の流れの中で今後市長の考え方が生まれてくるのも理解ができます。

しかし、一番肝心なことは、そういう状況の中にあるが、白鳥学区に対して一つの説明を果たしてきた。市民は大きな期待を持ってきているわけですね、実際に。そういうところに行政の「行」の執行のあり方に大きな課題があると私は思うんです。変化も認め、しかし市民は期待をしている。そして、残念だけれども結果は生まれなかった。しかし、そのことの中で幸か不幸か高さの問題が出てきて、新たな避難場所をつくっていく、保育所をつくっていく、そういう状況下でありながら、白鳥学区の市民の皆さんは、防災に対する大きな課題を市に期待していたはずなんです。私たちも、どこがどこだという議会ではないと。その時々、その情勢に合わせながら議論をしていくことは、議会議員としての大きな役割だと思っている。しかし、市民と約束したことは必ずその道筋を立てて説明を果たし、議会との約束を守っていただくことが私は責務だと思って質問をいたしておるわけです。

ですから、できることなら補正を、例えば今、新年度予算をやっています。白鳥にどんな形で、防災広場でないが、それぞれに適應する対策を立てていくかということと、明らかに今後どういう形でその地域としてお互いが話し合っていくかということを明確にすることが今求められておると思いますが、いかがですか。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文君） 昨年3月11日の東日本大震災については、余りにも大きな変化でございました。そういったことに対して、私たちが市民の皆様の安心・安全をどのように確

保・担保していったらいいかというのは、本当に問われておるわけでございます。そうした状況の中で、それぞれの学区について考慮することは非常に重要であるということは重々承知しております。しかし、あの大きな変化に対して、やはり物の優先ということもございませう。そういった中で白鳥学区が、今の私の素案といたしましては、十四山地区のその次というふうに思っておるわけでございますけれども、あわせて保育所の改築ということにつきまして考えているわけでございます。保育所の改築につきましては、その保育所が避難場所という形で指定させていただけるような考え方を持っておるわけでございます。白鳥学区の方に対してはおわびをすると同時に、保育所の建設、あるいは避難場所ということについて、早急にできるような形で私どもとしても考慮していきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、少し保育所等の関係もお話がございました。私たち議会は、それぞれの地域とのお互いが確認ということも含みながら、私たち議員としても、保育所におけるそれぞれの立場として、液状化を防いでいく、あわせて避難所もそれぞれ弥生学区のように活用ができる部分、それぞれの状況の中で早期の実現と対策を、あわせて今後の防災について考えていくということなどを含んで今お伺いしました。本来、この予算の執行のあり方から、市、議決等のあり方からすれば、私たち議会議員としては少々今後の施策のあり方について議論をせざるを得ない課題ではないかというふうに思っています。市長、それぞれ思う中での説明、それから説明を、地域としっかりとお約束をしていただくことをお願い申し上げます。

防災に対して私は、特に先ほど武田議員からもお話がありましたように、防災にかかわる私たちの対策という分厚い指導書などを含んで私は読ませていただきました。その状況の中で、先ほど申しましたように、予防という形で私は質問を申し上げたいと思います。

その中の40ページには、1つには浸水危険区域、2つ目には河川注意箇所、3点目には道路注意箇所、4点目には液状化の危険地区、5番目には火災延焼危険地区というように、調査と対応を行うというふうに書かれています。書かれているからここで質問するわけじゃないわけです。今、私たちが一番大切なことは、予防という立場からすれば、調査があって対応があるわけですね。先ほどからいろいろ防災対策に対する、それぞれ危険にかかわる標準のお話がありました。それはいろんな立場で、学者の防災に対する講演、国土交通省さんの会議でも言われています。過日も、ここに土木課長がおいでですけれども、桑名の国土交通省での会議でも、防潮堤等のお話がありました。しかし、今、市民一人一人がどの標準をとって判断をするかということは、大きな悩みがあるわけです。しかし、来るべき予想はいつ来てもおかしくないと言われる東南海地震・南海地震であります。そのときに一定の予



測と一定の常識と認識を持つことが、みずから命と暮らしを守る、防災をするという大きな柱になると思うんですね。このことを考えたときに、調査がなくして対策はとれない。先ほど武田議員の質問にも、さらには前の方の防災の質問でも、いろんな形でお話をいただきました。水門、それから避難経路等々があるわけですがけれども、特にこの5点に対して対応を具体的にどのようにされているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

地域防災計画上には、確かに議員御指摘のとおり記載してございます。これにつきましては、現実的にはここがというところの選定はできていないというのが現状でございます。浸水危険地域につきましても、東海豪雨のときの浸水した場所のデータといったものがございます。そういったものも参考になるかと思えますけれども、堤防が破堤した場合どうなるのかという話になってきますと、19年にお配りいたしました洪水ハザードマップの記載どおり、市全域が水につかってしまうといったことで、内水はんらんと、それから破堤した場合についてはそのようなことでございます。

それから、河川の注意箇所につきましては、1級・2級河川につきましては、整備計画により把握できるものでございますけれども、小さい川につきましては、現在調査は行っていない状況でございます。

道路注意箇所につきましては、水没の危険性の高いアンダーパスにつきましては、緊急時避難マップに掲載しておりますが、その他の場所については、現在、具体的な場所についての調査は行っていないというのが現状でございます。

続きまして、液状化の危険地域につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全域が危険地域であるといったことでございます。どこがということが言えないというのが現状でございます。先ほども申し上げましたけれども、今よりも詳細な液状化マップができた段階においては、この場所がということがある程度言えるかもわかりませんが、現段階では言えないといったものでございます。

また、火災延焼地域につきましては、これは南部消防署とも話をさせていただいたんですが、おおむね家と家の間が5メートル未満の密集地については危険箇所という判断であろうということでございます。具体的にはそういった条件を満たしますのは、前ヶ須地区とか綱浦地区、または地区の団地等がそういった形になるのではないかと考えておりました。

ちょっと話は変わってしまうんですが、火災に関して言えば、初期消火というのが一番大切なことかなあと考えております。みずからの地域はみずから守るという考え方から、自主防災での訓練等もお願いしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） お答えはいただきました。いわゆる答弁をされるときに、調査をし、研究をすると書かれている内容はどなたが行うことなんでしょうか。先ほどから私は申し上げています。防災、みずからが守ることは条件だと。そのことにおきながら、だれが、どんな形で、どうしていくかという質問なんです。ですから、具体的にそれぞれどう調査をして、対応していくかということなんです。

とりわけ伊勢湾台風のときに、多くの道路が寸断されると同時に、それにつながる市内の道路が、現実にこの液状化と同じような形で切られていっておるんですよ、弥富市は。それはなぜかという、液状化が発生をする条件の中に、池やそういう軟弱なところを埋め立てて道路をつくったところがあるわけでしょう。また、前ヶ須地区のように、国道、旧東海道だと言われるようなところはなっていないわけですよ。私から申し上げるとなんですけれども。あわせて川平地区などにおいては、水は来たけれども避難所の役割を大きく果たしてきた歴史がある。そして、その近くでは液状化が発生したんですよ、現実。南のほうへ行けば、鎌島だとか操出だとか、堤防が決壊しておるんですよ。水脈の形を通してそこが埋め立てられて、道路ができています。今現実には道路ができておる。こういうところを現実にそれぞれ調査しながら、そこが一体そういう形の道路の設備があるのか、今。道路として役割は果たしておるけれども、安全なのかどうかという危険地域・地区をきちっと聞き、調査をし、さらにはきょうでも、きょうと言っては失礼ですけど、東京都の予測される、いつ来るかと言われるマップをけさもやっていました、テレビで。それで、浦安も、市長と私も一緒にお邪魔したことなんですけれども、旧、いわゆる元町は液状化じゃないわけ。いわゆる埋立地が液状化なんですよ。そうすると、その液状化の中でも、新しく5階建て、6階建て、そして幹線道路は液状化に遭っていないわけですよ、基礎が。そういうところをつぶさに、どういう形で見っていくかということ。

私どもの国道1号線は、伊勢湾台風のときにドラム缶を1本積み上げて補強道路として、さらに改めて改修がされながら、それぞれの状況の基礎固めが行われて1号線などがあるわけですよ。じゃあ23号線はどうなのか、尾張中央道はどうなのか、そういう形の中に危険な道路か危険な道路でないのかということ、そして今きちっとその箇所を調べていただくことが必要ではないのかと。それに対する予算化だとか、市民への安心に対する必要な経費は積極的に取り組まれるべきだというふうに思っています。私もこうやって聞いていまして、例えば白鳥で、ああ、あそこは池があったところにうちが建っておるなあと、こんなことがわかるんですよ。そうしたら、完全に液状化というのは、ここはまずよほどのことがない限り発生するんじゃないですか。そうすると、そこに住民とのコンセンサスを得ながら、一体どう対応していくのか。きのうの晩、NHKで7時半から対策を立てていましたね。家の周りにくいを打ち込むこと、あわせてその周り全体を囲んで基礎固めをしたりすること、それ

それ先ほどはお話がありました。液状化に対する研究・検討の課題はその状況下であり、民間の力をかりながら液状化問題に対策を考えたいと。それ以前のやることが弥富市行政としてあるべき姿じゃないかと思って、私は質問をしておるわけです。

それで、団地の中でも、特に今建設に関係する人はよく御存じだと思いますけれども、浄化槽だとかそういうところなんかはサンド方式といって砂で埋めて、液状化対策を今この弥富市内でも建物はやっているんですよ、現実。例えばここに建設許可願を出すならば、いわゆる都市計画の中にも、あなたの場所はこんな地理的状况がありますよと。だから、それぞれのものについて、液状化に対して基礎固めだとか、そういう対策を立てられることが、よりいいのじゃないですかというアドバイスができる。こういうことのためにも、この調査・研究、対応というのは今こそ求められておると思っています。

特に幹線道路は、液状化には比較的なっていなかった。取り付け道路の部分になっていた。そうしますと、そういう幹線道路と取り付け道路が液状化でもって離れているとするなら、避難も何もありませんよ。そうすると、今私ども弥富市として考えなきゃいかんことは、その取り付け道路の指導が、工事をやる時にはそれぞれそれに対する基礎固めを今こそしていただくことが大切じゃないかなと、液状化の問題を含んで。そういう研究・調査、対応の仕方を今早急にさせていただきながら、総合的な対策を立てられるべきだと思っておるわけです。

ですから、大変市長も多忙の中、確かに災害協定も一つであろうと思います。しかし、それぞれ各課における総合的な農業問題、農排水の問題、道路問題、そして総合的に防災関係を担当する防災課、ここは総合的にやはりそれぞれの仕組みの中で御検討なさって、市民に総合的に、より安心・安全のまちづくりができる対策を御指導いただけないかなというふうに思っていますので、市長、この辺について考え方を伺いたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員に御答弁申し上げます。

先ほど災害予防、あるいは災害の応急対策という形で、調査・研究が必要だろうという御質問でございます。

全くそのとおりでございます。私たちが今3連動、あるいは日向灘等々を合わせて4連動、5連動という中で、まだ国も、あるいは県においても中央防災会議が開催されておられませんので、具体的な被害状況の予測というのは大変難しいところがあるわけでございますけれども、仮にマグニチュード8以上、あるいは震度として6強、あるいは7というような数字になりましたら、先ほどお話をさせていただきました浸水地域であるとか、河川の注意箇所であるとか、道路であるとか、あるいは液状化の危険地域につきましては、担当の所管が答弁させていただいたとおりでございます。すべて大変厳しい状況であると言わざるを得ないわけでございます。そうした中においても、例えば道路をこれからどうしていくかという

ことにつきましては研究していかなくやならない。道路施工業者に対してどういう道路を我々がお願いしていくかということにつきましては、予防という形では考えていかなくやならない。あるいは、橋梁ということにつきましても、今調査をしながら、それを実施させていただいておるわけでございますけれども、道路という形の中で、あるいは河川をまたぐ橋ということについては、大変重要な位置づけがあるわけでございます。地震で落ちてしまったら交流ができないわけでございますので、そういったことにつきましても順次計画的に進めさせていただいているところでございます。

また、液状化ということにつきましては、西部臨海工業地帯の新しいところの建物、そして私たちが公で建設する建物につきましては、すべて液状化対策、あるいは耐震対策について考慮し、それを計画に入れ、これからの公共施設等についてはやっていきたいと思っているわけでございます。いずれにしても、地震の規模、あるいは震度の大きさによってすごく違うわけでございますけれども、我々はそれを想定して準備をしていくということだと思っております。

いずれにいたしましても、国の防災会議、あるいは県の中央防災会議では、極めて厳しいものを予測しております。そういう状況の中で我々市として考えられる防災対策というものについては、また新たに市の防災白書というようなものを出していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長、御答弁をいただきました。できることから1つずつ着実に、総合的に早期の実現をお願いしまして、防災にかかわる部分についての質問を終わって、次に私は農業問題についてお伺いをしたいと思っております。

農地制度が改めてスタートしたのは、平成21年12月からスタートしております。その目的は、1つは転用規制の見直し、食の安全供給と、さらに3点目には農地の賃借に係る規則の見直し、さらには農地の面的利用の集積を図るという形であります。それぞれその考え方は、それまでの農地の効率的な利用、優良農地の確保、新たな農地の二つの計画というような基本的な考え方に立ちながら、新しい制度がスタートしました。その内容は、農地の減少を食い止め農地の確保、2つ目には農地を貸しやすく借りやすくする、3番目には農地の効率的な利用を図ると、この制度が大きな新制度のスタートであります。それで、今この2年を振り返ってみて、実際にこの新制度の3点について、どのようにあるのか、行政としてどのように把握をされているのか、御説明を願いたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

平成21年の農地法の改正によりまして、新たな農地制度がスタートいたしております。先

ほど伊藤議員言われましたように、3つの柱から施策がとられております。その内容といたしまして、農地の減少を食い止め農地の確保ということで、その施策といたしまして、農地転用規制の強化、農地地区域からの除外の厳格化、違反転用に対する処分・罰則の強化がされております。

また、農地を貸しやすく借りやすくということでございますけれども、これまで農地を貸すと打ち切りになっておりました納税猶予が、貸した場合でも適用が受けられるということで、相続税の納税猶予制度の適用の拡大ということで、税制面からも利用集積の後押しをしております。

次に、農地の効率的な利用ということで、地域における取り組みを阻害するような権利取得を排除するため、農地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼすおそれがある場合、農地の権利取得を許可しないというふうで、これは対策の一部でございますけれども、こういった対策のもと、食料の安定供給の確保を目指しているところでございます。

その中で市といたしましては、この中の農地の減少を食い止め農地の確保ということの中で、農地法第51条において農地の違反転用について定めてございます。違反転用に対する市農業委員会の取り組みということでございますけれども、現在、弥富市の農業委員会におきましては、農業委員さんは17名ございますが、農業委員による現地確認や農地パトロールの実施、違反転用などに対する監視活動をしていただいております。また、市におきましては、県とともに違反転用者に対し是正通知、事情聴取、草刈り指導などを行っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 先ほど半田農政課長からお話がありました。パトロールをするということと現地確認をしている。実は私も農振推進協議会の役をいただいて、2年間それぞれ転用についての現地確認は、足を運びながら確認をさせていただきました。転用ということについては、農家の皆さん方等それぞれ大変な状況下にあることも、私自身は認識をしておりますけど、この転用の関係について1つお伺いしますが、この議事録、計画はお持ちでありますか。

議長（佐藤高清君） 農政課長。

農政課長（半田安利君） 農業委員会の議事録はとってございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 農業委員会の議事録でなく、私は農業委員会に問い合わせをしておるわけじゃない。行政が指導的機関だということの確認ですから、間違えないでくださいよ。そういう計画を農業委員会に指示をする権限と、農業委員会の役割と行政がその監視をしていくという役割、ここのところはそれぞれ手続上の問題も含みながらあるわけですから、私

の質問は、議事録があれば後で見せていただければ結構です。あるという答弁をいただきましたから。これは、年1回の計画と同時に、それぞれ行うということが話されています。

次にお伺いしたいことは、2点目の農地を貸しやすく借りやすくですね。

例えば昨年23年度の賃借、小作の料金は、私が聞くところですから間違いがあれば訂正をいただく。弥富地区、十四山地区1反歩で6,000円、鍋田地区9,000円だというお話なんですが、この協議のあり方、この指導のあり方について、どのような形で、どんな経過を得られているかということについてお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

賃借料情報ということでございますけれども、旧農地法におきましては、農業委員会が標準小作料というものを定めておりましたが、改正農地法では、農業委員会が地域ごとにおける賃借料の動向を収集・提供を行うこととなっております。弥富市の農業委員会におきましては、賃借料の設定を目的とした農地法第3条の許可申請書、基盤強化法に基づく利用権の申出書からデータを収集し、市のホームページで公表しておるところでございますが、今おっしゃられました鍋田9,000円、十四山・弥富で6,000円につきましては、昨年1月でございますが、農地利用集積円滑化団体でございますJAにおきまして、円滑化事業における賃貸借料金の調整会議を行いまして、ここには生産組合長代表、受託者代表、JA、市の構成で、22年産の米の販売価格及び生産費用等をもとに決定されております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） これは少し私の勘違いなのか、条例の読み間違いなのかはおわびをするところがあるかもしれんけれども、市町村が基本的にそれぞれのデータを確認しながら指導し、農業委員会の諮問意見を聞くと書いてありますね、条文には、JAとは書いていないですね。ここの辺をきちっと考え方の中で整理をしていただく必要がまずはあるんじゃないかと、条文整理からすると、農地法の。

あわせて、本当に6,000円でやっていけるかどうか、1反歩。私の田んぼは1反歩、鯛浦地区で農地1,600円の固定資産税を払っています。賦課金1万円。これは1万1,600円ですね、簡単に言いますと。それで、例えば私が出せば6,000円の価値観こそもらえない。それでは、農業の生産コストとあわせて全体的に言われている状況が、本当にそういう団体の中身が6,000円に等しいのかどうかということ。資産を持ちながら利益を得ない農地、それが貸しやすく借りやすくという話になるんですか、一体、現実。つくっていただいたら6,000円だったと。賦課金を出したら、市の行政の皆さん方も農地を持っておる人はみんな同じ状況だと思っているんですよ、マイナスだと。そうしたら弥富市自身、本当を言ったら固定資産税を取ってもらっちゃ困るわけだ。利益のないところなんて、そうは言わないのが固定資産税

だということも承知をしていますよ、現実には。しかし、一昨年まで約1万2,000円の標準農地を定めていて、肥料は値上がりをするわという状況の中で、全体的に生産者も必要経費は出ていくかもしれない。しかし、5割も上がる、5割も下がるというような現状は本来あるべき姿かどうか、私は疑問に思います。ですから、それぞれその取り組み方の中で、農業基盤の作り方の中で、もう少し農家の意見をどのような形で聞かれるかということと同時に、現実にそれぞれの農家が安心をし、安全で、高齢者対策も含みながら、将来の後継者を育てることも考えながら、農業委員会に対する指導、農業行政のあり方について、総合的に伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、伊藤議員にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃられますとおり、先ほどの鍋田地区には9,000円、十四山・弥富地区については6,000円ということで、これは平成22年産の出来高ということで、ほとんどが2等米以下ということで、あくまでも標準小作料を参考にしてつくられたものでございまして、先ほど議員が言われますように、集荷円滑化団体であります農協が定めたというのは、農業委員会にこういった3条申請等の事例がございませんでしたので、これに基づきまして、3条申請がないということから最高・最低・平均を出すことができませんでしたので、農協がやっております円滑化事業の利用権設定と申しますが、その費用によってこういった算出をさせていただいておる状況でございます。

なお、23年産につきましては1等米がほとんどでございましたので、料金の改正をするということでお聞きしておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 受託というのは基本的に、生産者が受ければ生産者がプラス・マイナスをやるのが、普通、請負業務の責任ですよ。農家の責任じゃないですよ。だから、基準を出すということのあり方を基本的な考え方を整理しないと、借りた人が利息を払うのは当たり前じゃないですか。でも、その中で周辺の対応だとか農業のあり方についての議論は、私どもはしていかなきゃならないと思っています。しかし、そういう状況の中で、本当に農家の一人一人が全体的に、今あるべき農業の今後の対応・対策に立ち向かえるようにしていただきたいと思うんですよ。もう今、受け手もなければ貸し手もない。これが現実じゃないですか。これが、72%の農地・耕地を持っておる弥富市の農業のあり方なんですよ。ここが議会も行政も、本当にあるべき姿、本当に取り組むことができる行政手腕を発揮していただくことを強く要望し、私の質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は4時15分からです。

~~~~~

午後 4 時 07 分 休憩

午後 4 時 15 分 再開

~~~~~

議長（佐藤高次郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願いします。

12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。通告に従いまして質問させていただきます。

津波・洪水注意報の標識整備をということで、3・11、未曾有の東日本大震災がございました。地域の方々から防災に関して意見がたくさんございました。そのために、今回、一般質問でさせていただきます。

初めに、東日本大震災から丸1年でございます。連日テレビの報道では、私たちがそのとき気がつかなかったアメリカからの援助とか、米軍がいろいろ動いたこととか、いろいろテレビでも報道されました。被災に遭った方から実際のビデオ、今回はあんなにたくさんビデオを皆さんが撮っていた。これはテレビの報道でも言っております。絶対にこれは後世に残して、そのときの大変な姿を残さなきゃいけないということで、多分撮っていらしたと思います。今までにはなかった情報がたくさんある。そのためにも、これからこの地方に起こるであろう震災には有効なる情報だと思えます。そう思いまして、大変大切な情報だということで、私たちは毎日テレビを見ながら、胸が締めつけられる思いでしたけれども、これは本当に後世に残さなきゃいけない大切な情報と思って見させていただきました。

それで、私のほうが今回質問させていただくところに、今回の予算で同報無線のほうに海拔表示をするということでありました。現実には同報無線は90本市内に立っております。3月7日の新聞には、この弥富市では防災無線の鉄柱60本に海面の高さを示し、避難所の案内看板を100カ所設けるといって掲載されておりました。90本ありますけれども60本、あとの30本はどのような選択になっていますでしょうか、お知らせくださいませ。

議長（佐藤高次郎君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

30本につきましては、平成22年度に整備済みでございます。

議長（佐藤高次郎君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。

同報無線のほうのステッカーは、これからも皆さんの目につくところだと思いますのでとてもいいんですけども、現在、車で通っておりますと、現実には私たちも、歩いて通るよりもやっぱり車で見ていられるところが多いもんですから、例えばよその地域でカーブミラーにもつけてあるところがございます。藤沢市には、電柱とかそういうところにはいろいろ規制があるかもしれませんが、カーブミラー。それから、私たちが一番よくわかるのは、



例えば信号待ちしたときに交通安全標識のところにでもあると、ああ、これが海拔ゼロメートルの場所だなということ。それから、この弥富市は52年前には伊勢湾台風という経験をいたしました。それからもう52年たっておりますので、もう水位の表示とかそういうことも地盤沈下が起きておると思いますので、伊勢湾台風のときはここの辺まで水が来たよと、それを各建物には表示されています。例えば社教センターとか、いろんなところにあります。それこそ市役所の前にもあると思いますけど、それを交通の重要な道路にもつけてはどうでしょうか。そうすると、皆さんの目にもよく入ると思います。それから、鎌倉だとか沼津、静岡とかには、皆さんが一番利用するコンビニ。皆さんがよく目につくところ、コンビニの入り口にも、ここはゼロメートルですよとか、そういうステッカーをつくってみる計画はあるんでしょうか、お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） いろんな御意見ありがとうございます。

まず、カーブミラー等でございますけれども、こちらのほうは非常に柱が細いということがあります。その段階でそれを掲載するのが可能かどうか、またそれを掲載していいかどうかという、これは許可が必要かと思っておりますので、そういったことも一度研究させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、いわゆる高潮の、伊勢湾台風のときの最高潮位という看板のことかと思っております。これは4カ所ほどあったかと思っておりますけれども、あの看板につきましては、前にもちょっとお答えしたことがあるんですけれども、現実にその場所でその高さまで水位が来たというものではございません。あの高さというのは、伊勢湾台風のときの最高潮位がこの高さですよということになっておりますので、実際にあの高さまで来たところは、南部ではわかりませんが、この辺の場所についてはないのかなあというふうに思っております。

それから、コンビニエンスストアの入り口という話なんですけど、確かに藤沢なんかですと高いところもあります。ですから、ここは10メートルですよ、ここは7メートルですよといったような形の標識はできるわけなんですけれども、弥富市の場合、ほぼマイナス1.5とかいうところばかりになります。これは交渉しなきゃわかりませんが、果たしてそれがコンビニエンスストアで受け入れられるものであるかどうか。非常に危険な感じがしますよね、その施設自体が。そんなこともありまして、来年度につきましては、とりあえず公共のものに、同報無線ですね、そういったところに限定させていただいて、設置させていただきます。それ以後研究させていただく中で、25年度以降どういう形をとるかというのを考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。

今回いろいろ前もってお知らせした分は、武田議員とかいろいろ重複しておりますので、余り八重てはいけませんので、それこそもう言えないんですけども、同報無線が聞きづらいということも先ほど出ました。そうしたら、ミニFMを一応計画しているということで、早急にそれを進めていただいて、でもFMの放送ができるまでには、何が起こってもいけませんし、でもやっぱり弥富市の皆さんにおいては、皆さんがもう絶対アウトだという、それこそ今回の防災のマップを配られたときは全部真っ青ですから、だれしもがゼロメートルということはわかっていると思います。でも、そのゼロメートルがどの程度なのかということも、やっぱり皆さん目で見確認するという意味でも、危なくともある程度わかりやすいところには張ってあげた方が、皆さんが危機的な状況にあるというところを、でも津波は90分ぐらいかかって弥富に来ますので、それまでには高い建物、これから新しい庁舎もできると思いますけれども、そこに逃げられるように早くできるといいなあと思います。

私の住んでいる大藤学区は、ありがたいことに弥富中学校が海拔1メートルでできているとかいうことを聞いておりましたので、大藤学区の方には、もう何も考えなくていいから弥富中学校へ行きましょうとか、私は言っているところがあるんです。ですから、そういう意味では皆さんにもっと啓蒙というか、逃げるところはここですよ、歩いていけば十分行けますよ、走っていけば十分に行けますよということ。

それから、現実にはこの間の3・11の1周年のときのテレビの報道でも、青森県八戸が、一月ぐらい前だったか何かに防災訓練をして、だれも死亡がなかった。おばあちゃんを皆さんがおんぶしたり何かしてということで、やはり防災訓練に尽きる、その一言だと思います。ですから、何度も何度も防災訓練はやって、釜石の奇跡ではないんですけども、あその子供たちのように、毎日練習したからできたんだ、当たり前のようになったんだと、それが私たちの生きる道じゃないかなと思います。

今回、市長さんにも御答弁をお願いしようと思いましたが、全部重複しておりますので、今回はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（佐藤高君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午後4時27分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光

平成24年 3月15日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長兼 十四山支所長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	石川敏彦
会計管理者兼 会計課長	村上勝美	教育部長	山田英夫
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義
民生部次長兼 健康推進課長	渡辺安彦	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭
監査委員 事務局長	服部正治	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	伊藤久幸	税務課長	伊藤好彦
収納課長	服部誠	市民課長	加藤恵美子
環境課長	伊藤邦夫	福祉課長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	鯖戸善弘	農政課長	半田安利

都市計画課長 竹川 彰
生涯学習課長 八木 春美
図書館長 奥田 和彦

下水道課長 橋村 正則
十四山スポーツ
センター館長 花井 明弘

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 若山 孝司
書 記 岩田 繁樹

書 記 横山 和久

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、横井昌明議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） では、質問させていただきます。

まず、この中部地方については、約90%以上が大地震で不安ということが世論調査で出ておりました。そこで、弥富市に大地震が起きたとき、あるいは津波が起きたときに、弥富市民の総資産、それから水害があったときの水位がどのくらいかということと、被害がどのくらいあるかということ、この3点を市長にお尋ねいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

大原議員の御質問に答弁させていただく前に少しお時間をいただき、昨年3月11日、東日本大震災から1年が経過したわけでございます。大変たくさんの方がお亡くなりになりました。心から御冥福を申し上げますとともに、被災地の皆様に対してお見舞いを申し上げます。また、私どもといたしましては、この震災から多くのことを教訓とし、これからの行政に対するしっかりとした計画を立て、市民の皆様の安心・安全を確保していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

今、大原議員のほうから、3連動、4連動の地震が起きた場合に、津波あるいは弥富市の中での水深はどれくらいになるか、弥富市の資産額はどれくらいだろうか、また被害額はどうかという形でございますのでお答え申し上げますけれども、津波の高さが押し寄せるシミュレーションは、いろんな形で議員も御承知のとおり報告されておるわけでございますけれども、現在まだ県とか国のほうの中央防災会議から津波の高さが出ているわけではございません。この見解は平成25年くらいになるだろうというふうに言われておるわけでございます。私どもも、港だとかそういう関係で、国土交通省の中部整備局の暫定的なシミュレーション

という形でお聞きしているのは、名古屋港に押し寄せる津波の高さは、おおむね2メートル30から3.3メートルというふうに言われております。弥富ふ頭では2.3メートルというふうに聞き及んでおります。また、一昨日、県のほうから独自の予測ではあるがという前提で、県のほうの発表によりますと、2.5メートルの津波の高さになるだろうというふうに予測されておるわけでございます。

防潮堤や堤防が決壊した場合の被害については、もちろん公式な想定は現段階では把握しておりませんが、この前の日曜日、私どもは十四山地域におきまして、名古屋大学の川崎准教授の防災講演会を開かせていただきました。そのときに、仮に堤防だとかそういうところが決壊した場合に、弥富市内の水深の高さということが言われたわけでございますけれども、繰り返し繰り返し津波が押し寄せるという前提があるかと思いますが、地盤高から3メートルから4メートルぐらいの高さになるというふうに講演会ではお話をいただいております。大変心配をしております。

2点目につきまして、市民の総資産額でございますけれども、私どもといたしましては、一人一人の資産につきましては把握もできませんし、把握しておりません。私どもが把握しております市の総資産額においては、固定資産税の土地であるとか、家屋であるとか、あるいは償却資産の評価額という形でとらえておるところでございます。その総額は4,700億円ぐらいになるだろうというふうに予測をしているわけでございます。

あるいは、経済的な問題につきましても、どのような被害額があるかということでございますけれども、これについては現状のところ計算しておりません。しかしながら、経済的な損失ということで、愛知県全体の数字は発表されておるわけでございます。愛知県全体では12兆円に及ぶというふうにも言われているわけでございます。これは県の試算でございます。いずれにいたしましても、そういう状況の中で経済的な損失もはかり知れないというものがもし、起きてはいけませんけれども、3連動の4連動の地震が起きた場合の被害額、あるいは私どもの総資産額という形で今現在のところはとらえているところがございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） 地震がこういうふうにあったから、今どの議員も市長もいろんなところで、地震対策とか防災対策とかいろんなことを言ってみえるけれども、今市長が言うように、弥富市の総資産は大体4,700億円ぐらいということでありますから、私も計算したら大体そのぐらいになりますね。4,500億から4,700億ぐらいと思った。これは、各学区に5億円ぐらいの資産の方が50人という計算をすると、6学区だと約1,500億。それに一般家庭があって、大体3,000万ぐらいの資産を持ってみえるという計算をすると、大体そのぐらいの金額になります。だから、よくわかります。こういうのを市民が知って初めて防災意識がわ



かるわけね。そうすると、自分の資産がこれだけあるから、これだけのものを守らないかんと。市側だけにやれといったって、なかなかこれはできることじゃない。財政もあり、いろいろなこともある。だから、そういうのを含めると、そういうことを早く市側が市民に知らせる、これがやっぱり基本的だと思う。ただ防災がどうだどうだと言ったって、なかなかできるわけじゃありません。

日本は、98%近くの原油によって、産業、あるいは経済、それから人命、いろんなことがやられています。これは年間にすると約16億バレルでございます。1日にすると約440万バレル。1バレルが159リッターですから、計算するとこういうふうになります。そういうふうで、これからは市だけで守れん方法もようけあると思うんです。だから、私が思うのは、これから4万5,000近くの住民で守る防災というのはなかなか難しい。

1つ私が個人的に思うのは、今、名古屋市と愛知県に競馬場があります。駒野の競馬場や、それから名古屋競馬、これが来年の中旬に向けて検討委員会が始まるということを知っています。こういうふうになってくると、今の駒野ぐらいに、もしなくなれば、あそこに私は、個人的ですけれども自衛隊なんかに来ていただいて、そして国からの交付金をようけいただくという方法とか、これはなぜかという、福島県で原発がありました。浜岡原発、それから敦賀原発、これから来ると大体弥富というのは中心ぐらいになって、被害的にはどっちがあってもかぶる。皆さんが、私もそうですけれども、自衛隊がおると、何か機関銃を持ったり、戦車を持ってやったら、それはだめだというふうなことも考えられますけれども、そうじゃなくて、これからの時代は、日本は経済発展国でありますので、各地方がいろんなところで被害があったときでも、そこに自衛隊の宿舎とかそういうのを置いて、そこから全世界に救援に行ったり、あるいは弥富なんかだと地盤が低いところ。そういうところのことができる、世界に向けて弥富市から行けるといふ、そういう一つのビジョンもこれからは考えないといかんとおもいます。恐らくそういうことはよその市町村もこれから、国から金をいただくというにはそういう交付金をもらわないと、地方で一生懸命事業をどんどんやっても、国のほうで吸い上げるのが多くて、戻ってくるのが少ないわけね。くみ上げられるだけ。だから、そういうことがなくなるためにも、やっぱりこういうことがこれからは必要じゃないかなあと思っております。

そして、きのうもちょこっとありましたけれども、鍋田干拓の防波堤は昭和34年にたしかつくられたと思っております。高さは6.7メートル、鍋田の防波堤から名古屋中央防波堤、それから知多防波堤までは約7.5キロぐらいあると思っております。そこで、先ほども市長が言ったように、名古屋市の場合は湾のいわゆる外にありますからかなり深いですね、名古屋港の稲永埠頭とか、それから中央埠頭とかいうところは。弥富の場合は、木曾川から水位が上がっています。私は船を持っておりますので、よく魚を釣りに行ったりなんかしますけ

れども、鍋田干拓の鍋田防波堤に当たるのは、伊勢湾からちょうど富浜のゴルフ場のところに当たるわけね。当たった水が押し寄せる。それがまた今度は右側に行って、鍋田の名古屋中央防波堤から中に入るという仕組みと、もう1つは長島温泉の防波堤があります。そこから木曾川に上るといふので、木曾川までは水位が大体木曾川のところで5メートル、それから上へ行くと大体60センチか70センチぐらい。よく見てもらうとわかるけど、ほとんど変わらん。

なぜ津波が起きると高さが大きくなるかということは、水位が低いから高くなるんだね。だから、まず木曾川の砂を除去することによって、かなりの津波の高さが影響するわけなんです。弥富の場合は、とにかく木曾川からかかってくる水というのは、かなりの勢いで上がってくると思います。福島原発にしても、先が河原というか、水位が低かったためにあれだけの津波があったと思いますけれども、こういう点がありますので、できたら防波堤も必要ですけれども、今一番大事なのは時間をかけなくて済むやつね。こういうのをどう考えるかということだと思います。

弥富に住んでいただいて、市も二十五、六カ所の公園があって、避難所もあると言われておりますけれども、この公園についても犬のふんがかなりある。それから、ボール遊びをやっていかんということも書いてあります。これは都市公園ですから、犬なんかの立ち入りはやめていただくということはやっぱり必要であるかもわからんけれども、子供さんのボール遊びぐらいのことは、やってだめだということ看板に出す自体が大体都市公園の何の意味があるのか、そこら辺のところを一遍市長に聞きたい。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ちょっと多岐にわたる御質問で、答弁漏れがあるかもしれませんが、どもお答え申し上げます。

自衛隊の件につきましては、大原議員とかねてインフォーマルな形でお話をさせていただいたこともあります。今回の震災に対しても大変自衛隊の力というのは大きく、国民の皆さんも、大変力強いということに対しては異口同音に語っていただいております。有事の際には、私どももそういった形でお力添えいただかなきゃならないわけでございますけれども、今の私どものルートといたしましては、自衛隊の要請につきましては、県のほうに確認をし、県のほうから要請をしていただくということになっております。そうした中で駒野のほうにということに対しては、一つの大きな考え方であるとは思いますが、自衛隊さんの陸・海・空それぞれの事情等もあるのではないかなあと思っております。いずれにいたしましても、経費的な問題も含めて、一度お話ししてもいいかなあというふうには思っております。

高潮防波堤のお話でございますが、私ども鍋田の高潮防波堤、そしてポートアイランドに

あります中央堤、そして知多のほうから延びる知多堤がございまして、大原議員おっしゃるように総延長は7.5キロでございます。そのそれぞれの防波堤が老朽化をしているということで、このたびその調査で1億2,000万の調査費を国のほうからつけていただきました。これからその調査が具体的には補強工事等々に及んでいくように、切に望むものでございます。

また、伊勢湾の水深が非常に浅いということは、かねてからおっしゃるとおりでございます。伊勢湾に注ぐ大小の河川が上流から砂を運ぶというような状況で、私が間違いなければ、1年で大体100万立米ぐらいの堆積になるだろうというふうに思っております。そうしたものをあのポートアイランドのほうに堆積していくわけでございますが、御承知のように、この土地ももう満杯状態というような状況になっておるわけでございます。常に津波の高さと水深の深さというのが比例をしていくという大原議員の御指摘でございます。我々としても、水深の深さということについてはこれからも要望していきたいと思っておりますのでございます。

それから、公園問題について御質問いただきました。この4月1日からひので公園が、地域の皆様、そして市民の皆様の大変な御協力のもとに、ひので公園として供用開始することになりました。大変ありがたいと思っております。市民の皆様の憩いの場、あるいは子供さんたちの楽しみの場というような形で、ぜひ御利用いただきたいと思っております。

その利用計画につきましては、今、都市計画のほうでしっかりと案内を出すようにということで指示をさせていただいております。そうした中では、サッカーをやったりとか、ソフトボールをやったりというようなことができる、少し身体を動かせるような形でその公園を使っていただきたいというふうに思っております。あわせて、他の都市公園等についても、どこまでが許容範囲かということについてはもう一度見直しをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 先ほど自衛隊を置いたらどうだとかいう話も言いましたけれども、そういうのに来てもらうと、先ほど言ったように国からの特別交付税が来たりしますし、1万人ぐらい住んでいただければ、農家の方も農協に米を出さなくても、直接そこへすればこれからのTPPの問題についてもほとんどカバーができる、そういう農家を育てていく。市長は首長でありますから、首長は人を育てることが目的で首長になっていただいておりますから、農家や経済、そういうのも含めてしていただく。

また、津波があったときについては、福島とか3県につきましても、不明者というのは今3,155人ぐらい見えますけれども、これも救命具があったら大体80%近く、私も先ほど言ったように船に乗っていますけれども、救命具をつけておいたらまず5時間ぐらいは守られる、そのぐらいの救命具でありますので、できることなら市民にも救命具を、今回出られた議員

の方がほとんど防災について言ってみえるので、みずから検討委員会とかそういうのを付けて報酬を下げるとか、あるいは議員の数を下げるとかという話をしてみえるんですから、市長からも、そういう選考委員会をつくるには、これも含めてですけれども、これは経済の中に入ります。当然市長は市民税を徴収する人でありますから、みずから言ったことを守るということをしないと、なかなか市民にしては、ただ防災、避難場所、避難場所でもようけいるんなところをつくられたりしているけど、弥富市は高齢者は私を含めて1,000人近くの方が見えるんですから、そんな500メートル歩けなんて言ったらもうくたばっちゃって、とてもじゃないけど避難場所に避難するまでにこちらがもうだめになっちゃうというぐらいの年配者がだんだん多くなっております。子供さんの生命を守っていただくためにも、やっぱり弱者に対しては早くそういうのを付けさせてあげるとか、市のほうでしていただきたいなあと思います。

それから、今話したけど、議員の報酬については、きのうもちょこっと市長も言われて、検討委員会をつくったらどうだとか、報酬審議会はどうだという話がありましたけれども、市長が選んだ報酬審議会ではやっぱりだめだというのが市民の大方の話だ。私が思うには、サラリーマンの20から50代ぐらいの、税金を払っておる、それから所得をいただいておるといふ人がやったり、あるいは家庭の奥さん、パート職かそういうのをやっている人はみずから家計簿をつけておるから、本当に議員の報酬がこれで正しいのか、あるいは議員の数が本当にいいのかという話があると思うので、パブリックコメントというようなことを考えてみえるのか考えてみえんのか。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文） 昨日も、他の議員の御質問に答弁をさせていただいたわけですが、大変厳しい状況でございますので、さまざまな見直しを議員の皆様とともに進めていかなきゃならない、そういうまちづくりもしっかりとやっていかなきゃならないという中で、報酬審議会の件につきましてもお話をさせていただきました。

この審議会はもう5年間開催しておりませんので、平成24年度の予算として、審査委員10名で2回しっかりやるという予算を計上させていただいております。これは、私ども特別職の給与と議員の皆様報酬ということに対する人事院勧告に基づくベース部分について、しっかりと審議をしていきたい。また、他の改正につきましても、それぞれの議員の方は議員のほうから提案があるかと思っております。また、私どもは私どものほうから提案をしていかなきゃならないというふうにご検討しているところでございます。10人の審議会のメンバーを今のところ計画しておりますけれども、大原議員のおっしゃるように、私どもといたしましても公募という形で2名ほど考えていきたいと思っております。

パブリックコメントにつきましては、現在のところ視野にございませんけれども、一度ま

た私どもとして検討をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） それから、もう1つありますけれども、富浜に3バースが完成するというので市長からもお聞きしておるんですけども、この3バースができて、名古屋市の河村市長は南京問題で今中国の方がかなり怒ってみえる。私どもも戦争の経験はありません、昭和17年7月20日生まれですから。ここで経験のある人は後期高齢者の佐藤議員くらいかなあと思うんですけども、ほとんどの方が戦争の経験のない人だと思います。これについても、私もその歴史がわからない。市長も恐らく、ただ人が言ったからそのまんまずっと、非武装の人を30万人も犠牲にしたんじゃないかという伝えだけであって、中身はわかりません。そうすると、本当に中国の人が河村市長のことを言われるならば、3バースができて、我々の輸入・輸出ができないという影響を加えると、実際私も知りたいです。例えば30万人の慰霊塔があるとか、お墓があるとか、また非武装という考えで河村市長が言われたんですけども、本当に物を使ってやったなら、非情感もあったり、いろんなことがあると思うんですけど、こういう点を市長がもし答えられるところがあったら、私も歴史が浅いので教えていただくと、やっぱり市民もこういうことは知りたいと思います。名古屋市の隣の弥富市ですから、やっぱりお互いに助け合っていくことも大事なことなので、ひとつ答弁できることがあれば答弁をお願いします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

鍋田ふ頭第3バースの整備計画もこの3月で終わり、4月1日から供用が開始され、4月7日に竣工式に参加する予定をしております。従来の2バースからもう1バースふえ、全長250メートル、水深12メートルという形で沖待ちの船を速やかに対応していくという中で、多くのコンテナを中心とした荷さばきができるだろうというふうに思っております。今、名古屋港には20フィート換算のコンテナで250万個のコンテナがあるわけですが、そのうち弥富では弥富ふ頭と鍋田ふ頭両方で100万個取り扱う状況でございます。大変大きな荷物ということでございます。その背後における道路という形で、市民の皆様には一部大変御迷惑をかけているということも重々承知しておりますけれども、いわゆるコンテナ等々におけるバースの整備において、とん譲与税をいただくわけでございます。これも最近では中国、アジア貿易を中心に非常に伸びているという形で、さらにこれから楽しみにしていきたいと思っております。

河村市長の南京問題につきましては、議員各位御承知のとおりでございます。また、多くの国民の皆様、市民の皆様も御承知のとおりでございます。先日、「尾張名古屋共和国」と

いう懇談会で、私も河村市長にこの問題をその場でお話を伺ったことがございますけれども、この南京問題に対する私の発言につきましては、この場では控えさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、歴史上の事実ということについて、私もしっかりと把握しておりませんし、軽率な発言は控えさせていただきます。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長の答えられんところもようけあると思います。これはなかなか難しい問題だと思いますね。ただ、戦後生まれた方が、その歴史が正しいと思ってずうっといってまうと、これから日本の多くの方が中国で働く時代になってきます。そういうときに惨めな働き方ということであると思います。でも、それをどこできちっと線を引くかということは、ある一定のものは、南京の方もそこまで言われるなら、先ほど言ったように、お墓が30万個ありますよとか、あるいは非武装じゃなくて、私らは虐殺されたんだと言うなら、そういうところに資料館とかいろんなものがあると思いますね。例えば広島なんかだと原爆が落ちたときとか、それから長崎でもそうです。必ずそういうところに慰霊塔とかいろんなものがあります。そういうのをきちっとしないと、今の子供さん、我々でもそうですけど、全くわからずに、どれが正しいんだと。ただ、当時の村山首相がこんなものだろうという話でなったんだらうと予測はするんですけども、それだけでは、やっぱり歴史というのはきちっとしないといかんということを私は思ってお尋ねしたわけでございます。

それからもう1つは、弥富市にも生活保護者が今257人ぐらい見えますが、本当に生活に困っておる人は、私は前から言っていますけれども、私も市長と同じように所得がありますから、助けてあげないかんと思っております。それについては、本当に生活保護をいたかなきゃいかんという人と、まだこの人はいいんじゃないかなという人もあると思う。それはなぜかという、私のところはガスを販売しておりますので、津島のほうやら、愛西市のほう、いろんなところへ行っております。そうすると、あれ、向こうにおった人が何で弥富におるのかなあと聞いたら、弥富で生活保護をもらっていますよという人もありました。そういうふうで、本当にこの人は大丈夫かなあというふうに、なぜ愛西市でもらわないのかなあということも疑問に思いました。

今、全国では約270万人近くの方が生活保護を受けてみえると新聞なんかで見ましたけれども、270万人というと、名古屋市の人口と、この辺だと一宮を合わせたぐらいの人口の人があるわけ。これを見ていて市民の方はどう思うかということ。だから、できることなら市長のほうにもお願いしたい。本当に受けられる人をつくるためには、警察官のOBを受付にさせるといことも一つのこれからの案だと思っておりますが、そうじゃないと、職員のところへ来てお願いしますと言ったって、なかなか職員の方も、こんなことを言っちゃあいかんけれども、市民税をもらってしておる中で、おれも使われておるんだから、そんなことを

言えへんがやというのがぶっちゃけ話じゃないかなあと思うけれども、こういうのも含めて、市長、これからの対策をどう考えてみえるのか、そこら辺のところが聞きたい。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員に御答弁申し上げます。

生活保護世帯、あるいは人数ということにつきましては、先ほど大原議員がおっしゃるとおりで、国全体としても、弥富市としても、あるいは愛知県下においても非常に大きく伸びていることは事実でございます。これは、リーマンショック以来の日本経済のさまざまな社会的・経済的な影響、いわゆる不況下、そして大震災以後の不況感ということが、非常にその背景にはあろうというふうに思っております。

現在、生活保護人数の中には、30代、40代、50代のいわば働き世代という人たちがかなりのウエートでお見えになることも事実でございます。そういう人たちに対しては、まずは国の法のもとに私どももしっかりと審査させていただき、この審査で生活保護者という認可をさせていただいておるところでございます。生活保護というのは、生活におけるさまざまな扶助費、もう1つは医療にかかわるところの扶助費と大別されているわけでございます。そうした中においては、先ほども言いましたように、働き世代の人に対しては、積極的にハローワーク等を通じながら就労支援をさせていただいております。また、その就労支援の私どもの働きかけにおいて、全体の生活費の低減を図っているところでございます。また、それに従っていただいている方もたくさんお見えになるわけでございます。しかしながら、言葉が悪いかもしれませんが、ハローワークに行っても仕事を探す際において、これは自分の仕事に向いておらんというような形で毛嫌いされる方もたくさんお見えになるわけでございます。自分の立場をしっかりと把握していただいて、とにかく仕事につくという前向きな姿勢を示していただかなければ、いつまでも生活保護の補助費という形で支援できるものではありません。しっかりと働くという意欲を持っていただきたいというふうに思っております。

また、生活保護者は資産というものを持つわけにはまいりません。そういう中において、仮に不正受給というようなことがあってはならないと思っておるわけでございます。そういう状況においてもしっかりと調査し、またそういうことが発覚した場合においては、先回もありましたけれども、車を差し押さえするとか、あるいは他の方法も含めて、預貯金等も含めてそういった調査をさせていただいておるわけでございます。

ふえ続ける生活保護世帯、人数でございますので、私たちの負担も大変大きくなっているわけです。国も大きな歳出が必要になってくるという状況でございますので、しっかりとこれからも生活保護者の立場には立つといえども、やはり若い世代、あるいは全体的にもしっかりと我々の仕事という形で進めていかなきゃならないというふうに思っておりますので、

また議員各位の御協力をいただきたいと思っております。以上でございます。  
議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、市長から生活保護について聞きましたけれども、総務部長、生活保護の257人で、市民税、それから介護、いろんなものが免除されておると思いますがけれども、全体にしたら1人当たり幾らぐらいかかるんですか。

議長（佐藤高君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 生活保護の個人の方について、年齢によってもいろいろ差がありますが、大体私が思っておりますのは、1人当たり住宅費を含めて10万円程度だと思っております。あとは子供さんについては、小学校へ行けば学費も必要ですし、また個々に変わっておりますけど、一般的には10万円程度が必要かなと思っております。

18番（大原 功君） それも含めて、保険とかいろんな税金の免除とか全部含めるとどのくらいになるの、試算。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 保険料とかそういうものを換算して幾らぐらいという話ですか。そういうものは課されておられませんので、保険料というものは所得に対してかかってくるものでございますので、今のところは免除されている状況ですので、生活保護者については保険料は課されていないということで理解しております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 大原議員。

18番（大原 功君） 生活保護を東京で見ると23万5,000円ぐらいになると、夫婦でね。子供さんがおると26万幾らになるということがテレビでもやっておりましたけれども、保険料がなくなったりしますので、かなりの分になると思います。

それはそれでいいにして、もう1つ市長に聞きたいのは、今よく新聞に出ておるTPPとTPFについて聞くんですけども、例えばTPPになった場合は、米の場合では77%の関税が免除、それから小麦については25%というふうに関税が免除されます。また、2国間協定のFTAについては、95%までをお互いに国が5年間免除しましょうという話になって、きょう新聞にも出ておりますけれども、韓国とアメリカのものが載っております。かなり日本には大きな打撃がFTAについてはあるという話でございますけれども、私はTPPは賛成のほうですから、農家の人に怒られても構いませんけれども、農家の人でも例えば5反田んぼを持っていて、約50俵とれ、年間にすると、約1万4,000円か5,000円で売ると、80万から70万前後しか総額はなりません。そうすると、農家をやっていない方でも、農家をやっておる方でも、服を買ったり、車を買ったり、ガスあるいは電気、いろんなことをすると、年間にすると1人当たり20万ぐらいの逆に収益があるんじゃないかなあというふう思うんですけども、こういう試算は市長はやられたことがありますか、ないですか。

議長（佐藤高君） 服部市長。



市長（服部彰文君） ちょっと御質問の趣旨を受けとめ損ないましたので、もう一度お願いできましたら。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 農家の方でも、1年間に衣類とか、それからガスも電気も車でもあります、電化製品でも。こういうものを買ったり、あるいは朝は大体高齢者の方は、高齢者のコーヒー屋というぐらい高齢者がいっぱい見えるわけですけども、そうするとTPPにした場合は関税がなくなることによって、例えば1つのパンが150円だと、100円ぐらいで252%かけておるから、大体50円ぐらい安くなるという計算をすると、コーヒーにしても、1杯飲むのが大体80円ぐらいのものが1回安くなるという計算で私は試算をしましたがけれども、そうすると1カ月だと2,400円違います。こういうふうにすると、年に2万円前後安くなる、コーヒーだけでね。それに車とかいろんなものがありますから、そういう試算をした中のTPPは私は賛成ですよということで、ことは名鉄のグランドホテルで、出光とかコスモとか矢崎総業の社長の前で、私が会長でありましたからあいさつをさせていただきました。TPPというものはこういうものじゃないかなあと言ったら、大半の方が、これからの経済は日本だけでは生きていけない。世界の経済をつくるのは日本だというふうに言われた社長もおりましたので、その試算というのが、市長のほうは農業が大事だったら、農業がどこまで大事かということについては試算があると思いますので、その辺のところを。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大変失礼いたしました。御答弁申し上げます。

いろんな形の関税の撤廃ということが、貿易の自由化、あるいは資本の自由化という流れの中で来ているわけでございます。そうした中でグローバルな商品の流れ、あるいは流通というのがあるわけでございます。ものづくりをする上においても、中国、アジア方面でつくることにおける生産コストの低減というのがあるわけです。それが、税の撤廃も含めて、低減化も含めて、生活の中でのさまざまな分野で潤いがあることは事実だと思います。

また、消費に関しては、常にそうだと思いますけれども、二極化でございます。やはりモード・イン・ジャパンというものについてこだわる方も見えになると思いますし、あるいは世界のブランドという形でお求めになる方もあります。だから、そういった二極化というのは、これからの時代もどんどんどんどん進んでいこうと思っておりますので、関税の撤廃で安いものだけが消費されるということではないだろうというふうに思っております。私自身の生活の中で、どれぐらいそういった税というか、あるいは海外の商品に対してという計算はしておりませんので、ちょっと答弁はできません。

それから、TPPの問題につきましては、今いろんな新聞記事で出ておりますけれども、アメリカのしたたかさということがはっきりと今出てきているように思います。1つは、も

うアメリカ、あるいはオーストラリアとの事前交渉が開始されているような状況でございます。そうした状況において、もっとやはり国民に国としての情報を開示しながら、これは進めていかなきゃならない大変重要な問題だろうというふうに思っております。国策としての農業という形で、さまざまな形で今までも施策としては行われたんでしょうけれども、例えば今、自給率は40%、41%という状況の中で例えばT P Pに参加し、それが具体的にということとは10年先、15年先になるわけでございますけれども、それ以後の、日本のさまざまな分野がありますけど、農業に限定した場合には、今ここでT P Pに参加することにおいては、大変厳しい状況になることは間違いありませんというふうに私は思っているわけでございます。これから世界と戦う土壌というものを、この数年の間に、あるいは10年の間につくっていかないと、今ここで、いざT P Pに対する関税撤廃・自由化だということになったら、大変日本は大きな問題を起こすだろうというふうに思っているところでございます。これはしっかりと順序立てて考えていかなきゃならないと思っております。

ほかの分野につきましても、いろんな御意見があろうと思っておりますけれども、しっかりとそれぞれの専門分野で協議をして、日本としてどうあるべきかということについて御審議いただかなきゃならんと思っております。

今のところ、農業におけるT P Pへの参加につきましては、私の立場としては反対をしているところでございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 日本が95年に一定の外国米を免税するというところで、76万7,000トンが入っております。これは中国を含めてですけども、このときにいわゆる世界貿易ということで、たしか山形県でしたか、サクランボが全滅しちゃうということが言われた。市長もわかると思いますけれども、サクランボは今めっちゃくちゃもうかっておる。このときにはだめだと言ったけど、今はもうかっておるわけね。こういうことがあるんですね。

かといって、これだけ外国から仕入れて、日本の米は150万トン近くが年間余っちゃって、逆に今度みそたまりというところに1俵2,000円が1,500円で売るような流通のやり方。これは、本当に農業者がどこまでいいんだと。一番いかんいかんと言っておるのは農協と経済連だけで、農業者は、やってもらったほうがかえって利益が上がりますよという話もよく聞きますけれども、こういうのを含めて、市長も全国の市長会やいろんなことに出られるんですから、そういうところで市民にわかりやすい、農家にわかりやすいことをせな、ただ、あかんあかんでは評論家。評論家というのは、はたりのことばかり言って、当たっても当たらんでも評論家というぐらいですから、余り信用するようなことはないんですけども、やっぱりきちとしたことを市民に教えてあげる、そして農家にもきちと教えてあげることが大事だと思いますけれども、これから市長は農家についても経済についてもやってい

ただ方でありますから、今後弥富の発展のために御尽力いただいて、我々の議会も、ただ給料を年収650万、ボーナスを加えてもらうだけじゃなくて、本当に議会の活動をしており、そして市民から見て本当に正しいということも含めて、議長にもお願いするんですけども、委員会でも、それから全協でも傍聴者をちゃんと入れて、そして議員の態度・発言をよく見るようなこともやっていただくと結構だと思いますので、これで一般質問を終わります。

もう1個ありましたけど、これは個人的なプライバシーのこともありますから、公益じゃありませんのでやめておきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高君） ここで暫時休憩とします。再開は11時から始めます。よろしくお祈いします。

~~~~~  
午前10時52分 休憩
午前11時00分 再開
~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に続き会議を再開します。

次に小坂井実議員、お願いします。

13番（小坂井 実君） 13番 小坂井実です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、コミュニティバス「きんちゃんバス」の運用についてお伺いをいたします。

けさは、地元より市役所前までバスで参りました。朝9時17分、鮫ヶ地バス停より乗りまして、市役所の前に9時54分に着きました。かなり時間を要しましたが、時間どおりバスは運行されておりました。しかし、ここへ参りましたら皆様は既におそろいで、ちょっとびっくりいたしました。時間内には着くことができました。また、お願いをいたしておきますが、16時08分のバスが最終でございますので、皆様の御協力のほど、バスに間に合いますようにひとつ協議を進めていただきますと大変助かります。

それでは質問に入ります。

まず、バスの費用対効果についてお伺いをいたします。

24年度予算には1億1,300万円の予算が組まれております。その中で運賃収入をどれほど見込まれておられますか。また、ことしの初め配られました無料お試し乗車券というのがございました。これも利用するといいなと思って引っ張り出したんですが、有効期限が2月29日で切れておりましたので、これは使えなかったということです。私、回数券を買って持っておりますので、それを利用して参りました。その運賃収入は年間どれくらい見込んでおられますか、ひとつ御答弁をよろしくお祈いいたします。

議長（佐藤高君） 伊藤総務部長。

総務部長兼十四山支所長（伊藤敏之君） 運賃収入につきましては、一応500万円を見込ん

であります。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 今言いました、手を変え品を変え、少しでも利用していただくというもとの、無料お試し乗車券というものを発行されたわけですが、この利用状況はいかがでございましたでしょうか、わかりましたら。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 利用でございますけれども、1月と2月の二月間という利用期間になっておりますので、合わせまして約1,300枚ほどの使用でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 例えば現金で乗っておられた、あるいは回数券で乗っておられた方を差し引きますとどういうふうになるか、わからんと思いますが、1億円を超す予算の中で運賃収入が何百万というわけですが、バスを見かけるたびにどうしても見ちゃうんですね。だれか乗っておるかなあと、何人乗っておるかなあと。本来ならば窓の向こう側が見えないくらい、立ってまで乗っておっていただけるくらいだと本当にいいんですが、朝の通勤あるいは通学の時間帯に3ルートあるわけですが、満席になるような状況は今まででもありましたか。また、積み残しはないにしても、朝の1ルート、あるいは3ルートの中で利用状況が一番活発なところはどこで、またどれぐらいの率で乗っておられますか、わかりましたら。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 乗り残し等の発生は、今までのところありません。

それで、利用につきましては、南部ルートの朝の便につきましては利用率がかなり高くなっております。あと東部ルート、北部ルートにつきましては、朝の利用は非常に限られた方だということでございます。

あと人員でございますけれども、朝の便ですと、南部ルートは10名以上の方が乗っていただいているというのが現状でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） ちなみに私、東部ルートに乗ってまいりましたんですが、朝乗ったときには私を含めて4名の乗車でございました。途中で3名はおりられて、私1人乗っておる中へ、後から前ヶ須で1人と、その手前で1人乗られて、市役所の前までは3人で参りました。そのお方たちがどこへ行かれたかは、ちょっとお聞きするあれはなかったんですが、ゼロではなかったということでございます。しかし、日中のバス、例えば東部ルートしか余り目にしませんのでわかりませんが、ほとんど乗っていない。空のまま走っているというような状況が続いておるわけですが、もちろん利用していただくためにはいろいろ手

を尽くされておると思いますが、今回4月から駐輪場の設置が4カ所表示されておりましたが、これは地元からの要望で始められたことなのか、あったほうがいいであろうというお考えであったのか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（佐藤高清水君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 議員言われますサイクル・アンド・バスライドというものでございますけれども、これは地元からの要請ということではございません。どうしても通勤・通学等に使用していただくということになりますと、きめ細かいダイヤ、停留所を設けるか、一つの方法として、そういったところに集まっていただいて、そこから乗っていただくといったことは必要なことかなあと思ひしております。それで、現実にこういった形の4カ所を設定する前にも、同じような使い方をされてみえる方があったようです。ですが、こういったように表示することによって、より使いやすくなるかな、気兼ねせずに駐輪場にとめていただけるかなといったことも考へまして、このような制度を取り入れさせていただきます。

議長（佐藤高清水君） 小坂井議員。

13番（小坂井実君） 運用してみなくては、使い勝手がいいということならば、またそれも徐々にふやしていただけますようお願いしておきますが、何につきましても1億を超える予算の中で運用しているわけですが、けさ乗ってきました運賃箱には現金が200円と私の回数券のみでございました。これは私の母親のものでございますが、75歳以上の無料パスがあるわけですが、けさもこれをかなり利用してみえた。3人の方は、この75歳以上のパスを利用して乗っておられたようにお見受けしました。このパスの発行枚数といいますか、発行人数といいますか、運賃には加算はされません。無料で乗るということでございますので、余り集計はしていないかわかりませんが、かなりの人がこの無料パスで運用をして乗ってみえるようにお見受けをいたしました。無料というのは非常に魅力でございます、遠くまで1時間乗っても200円というのもいいんですが、やはり無料というのは魅力なんですね。

そこで2番目に、前回、コミュニティバスになる前に巡回福祉バスというものを運行していたわけですが、平成21年度の福祉バスの運行業務委託料というのは4,761万円でございました。今よりも半分以下の予算で運用がされておったと。そのかわり無料ということで、何ら売り上げは上がりませんが、バス停は今よりも多く、便数も路線も細やかに良心的であったと、そのようなお年寄りからの声も聞こえてまいっておりますが、巡回福祉バスから今のコミュニティバスに移行したメリットというか、変更しなくてはいけなかった理由とか経緯とか、何か聞いたような覚えはありますが、いま一度御答弁をよろしく願ひいたします。

議長（佐藤高清水君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 福祉バスからコミュニティバスへの変更ということでございます。

まず、変更につきましては、いろいろなお話がある中で、こういったことも改善してくださいというようなことがありました。そういったものの改善のためにということでやっております。特に大きなものとしたしましては、来年度につきましては、日曜日と祝日については運休をするわけでございますが、それまでにつきましては、福祉バスのときは日曜日と月曜日、そして祝日、年末年始を運休しておりました。そういったことに対する不便感であるとか、それから時間帯についてもお昼の時間帯がメインな形でした。朝の便が南部ルートのほうで、昔でいうとDルート、Dコースという形の中でやっておりましたけれども、そういったもの以外につきましては、通勤に使えるバス自体がなかったといったこともありました。そういったことの解消ということも考えながら、最初の運行当時は365日、朝の7時台から夕方の7時、8時までというような運行が便利だろうといったことで運行させていただいております。ただ、実際に福祉バスを使われていらっしゃる方については、それがその方にとってベストの時間であったのかもしれませんが、そういった方に対しては、新しいバスの形態、それから運行の時間帯等について、非常に不満を持たれる方も当然あるかと思っております。そういったこともございますけれども、より便利にしたいということから行っておりますので、その点を御理解願いたいと思っております。

それから、無料パスの発行枚数ですけど、ちょっと今数字を持っておりません。75歳以上の方にはすべてお渡ししておりますので、そのように御理解願いたいと思っております。

議長（佐藤高次君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） コミュニティバスの試験運行が3年間、毎年の見直しを繰り返して、後に本格運行に入るということをお聞きしておりますが、その本格的な運用に入った場合には、その後の変更は一切できないかということをお伺いしたいんですが。

議長（佐藤高次君） 伊藤総務部長。

総務部長兼十四山支所長（伊藤敏之君） 確かに当初、平成22年6月から実証運行ということで始めさせていただきました。3年間ということございました。今の国の補助金制度につきましては、補助制度の基準額が見直しいただけるというようなことがございましたんですが、その制度が廃止といたしますか変わりました、実証運行が今後1年9カ月、これで2年間で補助対象から外されたということがございます。今後、次の新しい補助制度の事業に向けまして、かなり厳しい状態ではございますが、国の補助申請を行うために本格運行することがございます。ただし、この状態で運行方法を変更しないということではなく、また平成24年度におきましても、意向調査、また実績等をお聞きして、改善のための調査を行いまして、運行の改善を行ってまいるということで考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 最初に私ども聞いておりました、3年の後には路線の変更も、停留所の増設あるいはなくすということも不可能であるというふうなお話を伺っておりましたが、これからも部分的な変更ができるということですね。そのように考えていいわけですね。

議長（佐藤高清君） 総務部長。

総務部長兼十四山支所長（伊藤敏之君） 当然今の実証運行につきましても、議員がおっしゃられるように、空気バスといいますか、人が乗っておらんがやということもございます。そういった実績等もかんがみまして、それぞれ一番有効な運行に改善をしていくという今後と同じような考え方でございますので、よろしくお願いします。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 変更はできるということをお伺いしたので、4番目の根本的な見直しの必要性についてお伺いいたします。

東部ルート、それから北部ルート、南部ルートの3路線は、地形的にも、また向かう施設も違うわけでございます。そして、人口密度も違う。同じ視点で見ること自体、無理があるのではないかと。視点を変えた根本的な見直しが必要ではないかと思うわけでございますが、市長、御答弁よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答え申し上げます。

コミュニティバスということにつきましては、他の議員の皆様からも、いろいろと通常の定例会におきまして御意見をいただいておりますが、私どもも国土交通省の国の補助制度のもとに開始をさせていただき、当初は400億ぐらいの補助というのがありまして、3年間の実証運行という形で考えてやってきたわけでございます。その間、いろんな形でルート、あるいは運行の方法に改善を加えてやってまいりましたけれども、大変申しわけないんですけれども、私ども行政の力不足もあるかもしれませんけれども、その改善の結果といたしましては、いい結果というものが出ていないのが現状でございます。

そういう状況の中で平成24年度も1億1,000万という大変大きな予算を計上させていただいておりますが、これは市民の皆様のを確保する、あるいはコミュニティバスという形でさまざまな公共の機関、あるいは病院等、駅をさらに御利用いただきたいということでございます。しかし、一方ではさらに改善を加えていかなきゃならないということで、先ほど所管のほうで答弁しておりますけれども、4月1日から日曜日と祭日につきましては、大変申しわけないんですけれども、運行を中止していきたいというふうに市民の皆様にも御案内を申し上げていきたいと思っております。これによりまして、約3,000万円ほどの従来の運行経費の節約になるのかなあというふうにも思っているところでございます。

しかし、小坂井議員おっしゃるように、今までの実証運行の中で改善が加えられないということで、我々としても抜本的な改善をしていかなきゃならないということがあるわけでございます。現状としては3ルートあるわけでございますけれども、南部ルートにつきましては、非常に利用価値も当初の予定どおりと考えているわけでございます。ただ、残念なことに、東部ルートと北部ルートにおきまして、思惑と大きく変わっているという状況でございます。

他の議員からも御指摘をいただいております、ほかの自治体をもっと勉強したらどうだということで、三重県のほうへお邪魔したりして、現在のコミュニティバスのあり方については勉強させていただいております。その根本的な見直しの一つとしては、デマンド方式という形で、一定の場所に市民の方にお集まりをいただき、そして目的のところへ運行させていただくというような方法。また、停留所という形で改善を加えながら、他のルートについてもデマンド方式ということも考えていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、環境にも優しい、そして市民の皆様の足としてこれからも利用していただくために、いろんな見直し策を実施していきたいと思っておりますので、議員各位の御協力もいただきたいと思っております。しかし、改善する上においては、市民の声をしっかりと聞いていくということが大変重要だろうと思っておりますので、その都度、市民の皆様の声を聞きながら改善を加えていくということを大前提としておることを御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 何しろ億という予算を使って、市民のためにという気持ちは非常にわかるわけでございますが、費用対効果ということを根本的にお考えいただいて、少しでも市民のためになるような方策をお考えいただきたいと思ひまして、次に移ります。

十四山地区防災避難所建設についてお伺いをいたします。

十四山地区避難所建設計画、13日の質疑の中でも、昨日の一般質問のどなたかの答弁の中でも、市長は、栄南地区の次は十四山に避難所を建てるとははっきりと言われました。弥富市内においては一番低い地域で、高い建物も少なく、早急な建設が望まれる中、大変心強い決意をいただきまして歓迎をいたしますが、聞いておるところによりますと、市長のお考えの中にはまだまだいろいろな思いがあるようでございます。十四山中学校の武道館建設委託の執行の取りやめから始まりまして、いろいろお伺いをいたしておりますが、市長、はっきりそのところをこの場で申し述べてください。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 昨日も、他の議員の御質問に対して御答弁をさせていただきました。平成24年度というよりも、今現在も思っておるわけでございますが、弥富市行政の中でしっ



かりとかじ取りをさせていただく上において、いろんなことの見直しをしていかなきゃならないということに対して、いろいろと所信表明を含めましてお話をさせていただいておるところでございます。

教育の現場の中で、学校では小学校と中学校があるわけでございます。平成18年4月1日に合併をし、ことしで6年が経過するわけでございますけれども、児童・生徒の現状のあり方、それぞれの学区・地域における過密・過疎の問題は、はっきりと浮き彫りにされている現状であることは、議員各位も御理解をいただいているところではないかなと思っております。これからの小学校学区の問題、中学校地域の問題等も含めましていろいろと見直しをしていく、それは児童・生徒の立場に立った望ましい方向があるのではないかと、私を強く思っております。そういう状況において、中学生が平成24年度から武道が必須科目になっていく学習指導要領が、文科省のほうから示されておるわけでございます。そうした中で、十四山地区の十四山中学校における武道場が環境としては厳しいという中で、新たな建設計画ということをお考えいただいておりますけれども、武道場という形では体育館ということもあわせて考えていく必要もあろうかと。十四山中学の体育館が非常に老朽化をしているということもあわせて、複合的な形で生徒の学習指導要領に基づく武道場の建設、そしてそれが体育館イコール避難場所というような考え方でいったらどうかというふうに思い、十四山中学の武道場の設計委託料を平成23年度内に計画しておりましたけれども、議員の皆様方にも御報告申し上げたところでございます。

中学生の望ましいあり方ということにつきましては、私のほうから教育委員会のほうに、一度御協議いただきたいと過日申し入れをさせていただきました。しかしながら、この問題は、地域にとりましても御父兄におかれましても、あるいはさまざまな関係機関も含めて、しっかりと時間をかけて協議をするということは非常に大事だというふうに思っているわけでございます。多くの人たちの英知を集め、生徒の望ましいあり方について、これから教育委員会を中心にして、地元の皆様、保護者の皆様と協議をしていきたい、そんな思いでございます。

一方では、避難場所という形につきましては、できればそういうこととあわせてやっていきたいわけでございますけれども、3・11から高さのある避難場所というのが喫緊の課題ともなっておるわけでございます。昭和34年の伊勢湾台風、旧弥富町、旧十四山では大変多くの方が犠牲になっておられる。そういうことで、海に近い栄南学区の後は、海拔が低く、河川のはんらんが心配される十四山地区を選定しているところでございます。そういう避難場所の建設計画に対して、その思いは学校のあり方というものとリンクするものではないわけですが、私としては喫緊の課題として避難場所の建設が必要だろうと強く思っているわけですが、平成24年には、地域の皆様、多くの議員の皆様とも御相談を申し上げ、建設する

場所の選定をしていきたい。そして、25年には実施計画、そしてできれば25年後半もしくは26年前半には建設計画という中で竣工を迎えていきたいというふうに思っているところがございます。一方では白鳥保育所の改築計画、あるいは平成25年4月には（仮称）第2桜小学校の建設計画が竣工を迎えます。いずれにしても財政は大変厳しい状況ではありますけれども、市民の皆様を安全を考えた上、高さのある避難場所を設けることが大変優先的な課題であろうと思っているわけでございます。そういう中での避難場所の建設計画と中学校の生徒に対しての望ましいあり方ということについては、少し分離をしながらも考えていきたいというふうに思っているところがございます。よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 中学校の学区の見直しという点につきましては、十四山村の当時、また弥富町の当時、合併協議会の中ではすぐ出てくるのではないかとということが非常に問題になりました。また、話題になっておりました。しかし、私はまだそのとき1年生議員でございましたので、弥富町のほうの合併協議会、あるいは合同の合併協議会には出席はいたしておりませんでした。帰ってすぐ全員集めて、そんなことはないですよ。15年、20年、そんなことは口にも出しません。だから、心配せずに合併しましょうと、そのような御返事をいただいて、現在の合併が成立しておるわけでありまして。

何分にも非常に大きな問題で、確かに十四山の生徒数は中学校も小学校も減ってきております。しかし、中学校の学区を見直すということは、避難所はもちろん大切なことではあります。しかし、それ以上にもっともっと、私のところの十四山地区に関しては大きなことのように感じます。どうか避難所と学校のそのようなこととは結びつけないで、これから十四山地区も佐古木駅という近いところがありますので、人口のふえる要素は私は残っておると思っております。どうしてもというときが来るかもわかりませんが、できることならば、まだまだこんな時期に触れてほしくない、触れるべきではない、そんなパンドラの箱のような気がいたします。

避難所をつくるというならば、西公園あるいは東公園という公園があります。違うものをつくるならば反対もあるかもわかりませんが、そこに避難所をつくるとなれば、だれも反対はしないと思っております。用地としては使っていけるものではないかと。また、できることならば自治会あるいは学区に、二、三の自治会ぐらいに1つぐらいの、余り大きな箱物をつくるのではなく、近くに避難できるような施設のほうが、私ども住民としては望ましいのではないかとと思っておりますが、いかがですか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 中学校のあり方と避難所のあり方ということについては、先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、基本はやはり別々に考えていきたい。しかし、効

率的なあり方があるということならば、それも視野に入れていかなきゃならないというふうに思い、答弁をさせていただいておるわけですが、私は、十四山中学の望ましいあり方について、今そのときが来たというふうに思っております。しかし、きょう行って、あしたやるわけではございません。

生徒の立場に立って、私は保護者の方からもいろんな御意見を今までに聞いております。例えば集団でやる部活ができない。あるいは、専門教育の音楽であるとか美術であるとか、そういうことにうちの子供はたけておるわけだけれど点、点、点と。そういう状況の中での子供たち、あるいは御父兄の考え方を、ある程度市としてその方向性を定めていかなきゃならない教育のソフトの問題というものが今あるということでございます。確かに合併のときのさまざまな協議会の項目においては、そのようなことも言われたと思っておりますけれども、時代は変わり、少子・高齢化が進み、教育のあり方も変わり、生徒のこれからの望ましい形を私たちがしっかりと環境整備していくことが大変大事であろうというふうに思っておるわけでございます。地域の皆さん、保護者の皆さん、教育委員会、そして行政がしっかりと知恵を出し、生徒にとって望ましいあり方で十四山中学については検討していきたいということでございます。今、仮の計算をしておりますけれども、この10年先、15年先、右肩下がりですべて生徒数が減っていくという状況を私たちは正しく認識をし、その方向性を考えるときは今来ているということをお聞きいただきたいと思っております。このことは私も重々、今小坂井議員がおっしゃるように、地域における過去の中学校に対する思い、諸先輩の思い、あるいは学校関係者の思い、さまざまあると思っております。しっかりとそういうお話を聞いて、何回も申し上げますけれども、生徒にとって望ましいあり方というのを模索する時期が来ているということをお聞きいただきたいというふうに思っておるところでございます。

避難所の問題につきましては、1カ所でも多くつくるのが望ましいわけですが、財政との兼ね合いもございます。そうした中で、その建設に対してどれくらいの方が短時間でそこへ避難できるか総合的にかんがみ、建設計画を進めていきたいというふうに思っております。よろしくお聞きいたします。

議長（佐藤高君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） これは私の意見でございますので、地区の中学生、あるいは父兄、御家族の皆様の総意でそのような方向に行くならば、私は何も反対するものでもありませんし、むしろ喜ばしいかと思っておりますが、どうか皆様の意見を取り上げていただきまして、住民の総意で進めていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（佐藤高君） 次に横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 私は、3件の一般質問をしたいと思っております。

まず1点目は、弥富市の境界問題と弥富市の面積についてでございます。

この弥富市は、愛知県の西部、尾張地域の西南端に位置する東西約9キロ、南北約15キロの、干拓によって開拓された水郷地帯として発展してきた歴史を持ち、美しい水郷と豊かな田園空間が広がっています。また、名古屋市に近接し、鉄道や広域道路網が充実した交通の要衝のまちとしての特徴を持つとともに、南部には名古屋港の一翼を担う港湾地域を有し、愛知県のみならず、より広域的なエリアの中で大きな役割を担う地域として発展しております。

まず最初にお尋ねしたいことは、弥富町から弥富市までの間の面積の推移をお願いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 弥富市の面積の推移について、お答えをさせていただきます。

昭和51年は32.01平方キロメートルでございました。昭和52年には32.70平方キロメートルになっております。このプラス0.69平方キロメートルにつきましては、楠1丁目の新たに生じた土地を加えたものであります。昭和55年には33.76、プラス1.06平方キロメートルふえてございますが、これは楠1丁目、2丁目、3丁目の新たに生じた土地でございます。昭和57年には34.29平方キロメートル、プラス0.53平方キロメートルは楠3丁目でございます。昭和61年には34.67平方キロメートル、プラス0.38平方キロメートルは楠3丁目でございます。平成2年、36.97平方キロメートルはプラス2.03平方キロメートルでございますけれども、西5区を加えたものでございます。平成9年、37.78平方キロメートル、プラス0.81平方キロメートルは木曾岬干拓を加算したものでございます。平成10年、38.08平方キロメートル、プラス0.30平方キロメートルは楠2丁目を加えたものでございます。平成17年、38.21平方キロメートル、プラス0.13平方キロメートルは楠2丁目を加えたものでございます。平成18年には48.18平方キロメートルになっておりまして、プラス9.97平方キロメートルは十四山村との合併により算入したものでございまして、現在に至っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） なぜ私がこの面積を尋ねたかということは、最近、インターネットで国土地理院の面積を出ささせていただきました。これは、愛知県の市町村別面積でございます。これは、名古屋市が269.15平方キロ、豊橋市が261.35平方キロ、岡崎市が387.24平方キロということで順番に書いてございます。そして、弥富市の欄を見ますと、境界未定の参考値として48.92平方キロとなっております。市町村面積は、地方交付税やその他たくさんの弥富市の貴重な数値に用いられ、面積は大変重要な事項であります。国土地理院の参考数値といえ、弥富市の行政面積の数字が多少食い違ってございます。これはどういうことでしょうか

か、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 議員お尋ねの、国土地理院と弥富市が表示する本市の面積の差についてお答えをさせていただきます。

国土地理院と弥富市が表示する面積につきましては、平成元年までは一致をしておりました。平成2年から少しずつ差が生じております。現在、国土地理院が表示する弥富市の面積は、議員が申されたとおり48.92平方キロメートルでありまして、参考値の表示がされております。私が先ほど申しましたとおり、弥富市の行政区画面積は48.18平方キロメートルでございまして、0.74平方キロメートルの数値が差となっております。この差につきましては、弥富市と木曾岬町との境界が一部確定していないことが原因でございまして、弥富市の表示する面積は、過去の面積に新たに生じた土地の面積を、議会の確認及び愛知県の公示を得て加算しつつ、現在の面積48.18平方キロメートルになっております。一方、国土地理院は、境界未確定地を抱える市町村の面積を市町村の基礎面積で案分する方式により算定しておりますので、参考値の表示がなされています。この方式で計算をいたしますと、基礎面積の大きい自治体に多くの面積が加算をされます。

過去を顧みますと、弥富町、木曾岬町、桑名市、長島町、海津町、立田村、八開村の7つの市町村で、いずれも隣接境界が未確定でございました。平成2年には、この7つの境界未確定地を構成する市町村の全体の面積が確定をいたしましたので、その折に基礎面積により案分をしております。その時点から差が生じてまいりました。平成3年には、海津町、立田村、八開村の境界が確定しましたので、残りの弥富町、木曾岬町、桑名市、長島町の境界未確定の4つの市町村で、基礎面積により案分をしております。また、平成7年には桑名市、平成8年には長島町の境界が確定したため、現在は弥富市と木曾岬町のみが境界未確定となり、2つの自治体で基礎面積により案分しています。特に平成8年の長島町の境界確定の際、弥富町と木曾岬町の面積の案分では、弥富町と木曾岬町との面積の比が3対1でございまして、案分により計算された面積も、木曾岬町の3倍の1.22平方キロメートルが弥富町に算入されております。この面積の差が大きな原因となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。

この国土地理院の注意書きで、弥富市及び先ほどお話がありました木曾岬町は、境界の一部が未確定のため、合計を示したとあります。弥富市と木曾岬町の境界が確定していないのは、境港から南の木曾岬干拓までと、それから北までの樋門にかけて数百メートルの区間です。弥富市と木曾岬町の境界は、また愛知県と三重県との境界でもあります。県境問題を解決することでもあります。今まで木曾岬町と境界問題を話し合いされてきた経緯があ

と思いますが、今後どうされる予定なんでしょうか。相手のあることですし、難しいことはわかっております。でも、ぜひ解決していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 弥富市と木曾岬町の境界問題の御質問でございます。

弥富市と木曾岬町の境界は、境町付近の鍋田川中水門から下流水門を挟んで、木曾岬干拓の北端にかけての約600メートルが確定をされておられません。両自治体とも境界確定に向けて、愛知県と三重県の担当者を交え、平成14年から平成15年にかけて、弥富町役場と木曾岬町役場を交互に場所を移しながら協議された記録がございますが、両者の隔たりが大きく、現在まで解決をされておられません。

この記録によりますと、弥富町の境界に関しての主張（600メートルの未確定部分）は、北側の境界が確定しております中水門の地点と、南側の境界が確定している木曾岬干拓の北端の地点になりますが、この両端が確定しておりますので、これを直線的に結ぶ線で境界とすることを主張しております。今後もこの方針に変更はございません。一方、木曾岬町の主張は、両県が川幅を測量して面積を2等分し、確定することとなっておりますので、この測量には両県とも相当な費用がかかることから、実現に至っておりません。

また、会議録によりますと、次回開催は木曾岬町側が案を示し、木曾岬町での開催予定になっていることから、弥富市としてはその後の連絡を待っている状況でございます。進展をしておりません。今後とも木曾岬町の方角性を注視したいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。今後も両市町村の協議の進展を期待しております。

次に、道路整備についてお尋ねします。

道路は、便利で快適な日常生活や、活力ある産業活動を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤でもあります。弥富市は、愛知県でも有数の交通の便利のいいところがございます。弥富市の道路網は、高速道路が2本、国道が3本、県道が18本、市道は1,880路線、約550キロございます。

では、お尋ねしたいと思います。

弥富市の道路で、都市計画道路と市道の区別・区分をお願いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

都市計画道路は、都市の将来を見据えて、円滑な交通と良好な都市環境を形成するために、都市の骨格として、都市計画法に基づき、都市計画決定された道路となります。市道は、道

路法により認定された道路で、行政区域内に配置された地域に密着した道路となっております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） どうもありがとうございました。

次に、弥富市には都市計画道路が何年に制定されまして、整備状況はどうなっておりますでしょうか。

議長（佐藤高君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） では、お答えします。

都市計画道路としまして、中日本高速道路や国、愛知県が管理者となる東名阪道路を初め11路線と、弥富市が管理者となる7路線は、昭和48年1月19日に都市計画決定がされております。その後、中日本高速道路が管理者となります伊勢湾岸道路と、愛知県が管理者となります鍋田木場線の2路線が、昭和63年2月22日に都市計画決定をされております。

その整備状況としまして、管理者が中日本高速道路、国、愛知県となっている道路は57.47%、管理者が弥富市となっている道路は23.46%の整備率となっております。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございました。

私は、都市計画道路の弥生通線の155号線の西中地交差点、要するに西中地のサークルKがあるところでございますけれども、あそこから北の道路について、道路幅員が大体5から6メートルであり、歩道もありません。交通量も非常に多く、絶えず自動車の行き来が頻繁にあります。この間もポプラ台の男性の方、また弥生団地の老人の方が、自動車がすれ違うときに道路面いっぱい近づいてくるので、田んぼに落ちたことがあるということで、何とか歩道を設けてほしいという話がありました。幸いにも片側が田んぼばかりでありますので、道路を拡幅するには可能であります。地域住民の方が大変困っておりますので、弥生通線の155号の西中地交差点より北側の道路整備をお願いできないでしょうか。

議長（佐藤高君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

都市計画道路弥生通線の155号西中地交差点から北の区間につきましては、現道の市道に沿って計画幅員16メートルで都市計画決定がされております。市道幅員は、議員おっしゃられましたように5から6メートルとなっており、都市計画道路の計画幅員16メートルで整備する場合、およそ3倍の道路拡幅が必要となります。御提案のありました片道だけの道路拡幅による整備ということですが、都市計画道路はおおむね西側への拡幅計画となっており、都市計画道路としまして整備する場合には、計画幅員16メートルで事業を実施する必要があります。しかし、歩行者、自転車の安全確保などを優先に整備するのであれば、市道の拡幅

として歩道設置事業による整備も事業手法の選択の一つではないかと考えております。この場合、費用対効果などを考慮して、関係課と協議していくということが考えられると思います。また、事業を実施する場合には、拡幅計画の立案、現況測量、用地測量など、関係者の皆様の御理解・御協力のもと事業を進める必要があります、時間がかかることとなりますので御理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 横井議員に御答弁申し上げます。

横井議員御指摘の、都市計画道路弥生通線の155号線の西中地交差点から北の区間についての御質問でございます。

都市計画道路という中でやっていく場合においては、さまざまな環境については今所管のほうで申し上げたとおりでございます。こういう状況においては、その必要性であるとか、あるいはその計画道路に対するさまざまな物件補償を含めたところの用地交渉を含めて、大きな建設計画がかかると思うわけでございます。確かに今現状の、私もよく利用させていただきましても、交通量では愛西市からが多くなってまいりました。また、愛西市の農免道路が供用開始になりますと、155号線に乗り入れるというような状況においては、非常に混雑するであろうと考えております。そうした中で、都市計画道路という枠で考えていくんじゃなくて、現在の幅員に対して修正を加えていくということのほうが早く解決できるだろうと思っておりますので、優先順位を見きわめながら、しっかりと計画していきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今、市長さんのお話がありましたように、用買も3倍となると大変難しい現状かと思えます。ただ、現状を考えると、一般の方が歩行者道路をつくっていただければいいという要望でございますので、現実に合わせた整備のほうをよろしく願いたいと思えます。

続きまして、これは要望でございますけれども、ちょっと聞いてほしいと思えます。

155号線と弥生通線が交差するサークルKの信号でございますけれども、最近事故がありました。というのは、国道と弥生通線が交差する角度がちょっと鋭角になっておりますので、右折する車はほとんど対向車が見つらいということでございます。また、155号線の交通量も非常に多いということで、ここに右折信号をぜひとも公安委員会にお願いしてほしいと思えますので、よろしく願いたいと思えます。これは要望でございます。

続きまして、白鳥保育所についての質問をさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 横井議員、質問の途中ですけれども、ちょうど12時になりまして、ここで暫時休憩をとりたいと思えますけれども、よろしいですか。



9番（横井昌明君） はい、結構です。

議長（佐藤高清君） それでは、質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩とします。再開は1時から行いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 次に、白鳥保育所についてお尋ねしたいと思います。

これからの行政の直面する課題は、高齢化と人口減少による問題でございます。日本の人口がどのくらい減るかというのは、総務省の統計及び人口問題研究所の推計がございます。人口のピークにつきましては2004年12月の1億2,783万人、それが2009年になりますと1億2,751万人、30万人くらい減でございます。2030年になりますと1億1,522万人、2050年になりますと1億人を切ると推計されております。この推計につきましては、出生率が今のままいくという計算のもとでなされております。仮に出生率が2を超えた場合についても、当分の間は減少がとまらないという現象でございます。

近年、自治体の市長選挙でも、人口減少をどう食いとめるかが論戦になっております。人口減少対策を公約の一つに掲げて戦われた選挙がございます。いかに若い世代が弥富に住んでいただくかは、今後重要なことでございます。交通の便もよく、住宅環境もよい弥富市は、最適の地であると思います。若い世代は共働きが多く、この世代が一番苦勞するのは子育てであります。我々は白鳥学区に住んでおりますけれども、白鳥学区の保育所につきましてはプレハブでできております。今年度から保育所の改築をしていただけるということでございますので、要望したいことや計画についてお尋ねしたいと思います。

まず、事業年度はどのような計画で行われる予定でしょうか。現在、敷地が3,441平米ございます。新年度予算で土地購入費が充てられておりますけれども、どの場所でどのくらいの面積を買われる予定でしょうか、お尋ねします。

議長（佐藤高清君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

購入予定土地は、現在の保育所に隣接する土地を購入する予定でございます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

事業年度につきましては、24年度から始めまして、本設計、土地の購入及び年度の終わりのころで造成をという予定で考えております。それから、次の年度に入って建設のための準

備をしていくということで、25、26年度で建設の計画であります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） これから3年間で計画されておるといことですね。どうもありがとうございました。

次に、今の建っておる保育所でございますけれども、私が小学校のころの記憶であれば、池の跡地であったような気がします。池の跡地であれば、地震の際、液状化が発生する可能性があります。基礎ぐい等重要と思いますが、十分研究をしてほしいが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、もともと地盤は大変弱いところだということは認識しております。特に災害に強い建物の建設が極めて重要なことと考えております。そこで、50メートルまで地質の調査をした上で支持層までくいを打ち、しっかりとした基礎をつくって建設をしていく計画でございます。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ありがとうございます。

建物についてでございますけれども、児童保育施設であれば、弥生保育所のように2階建てしかできません。1階は保育施設、2階は児童館、児童クラブなど子育ての支援施設ということで計画をお願いしたいと思います。緊急避難マップによると、白鳥地区の避難所は小・中学校で約1,800人ぐらいしか収容できません。この施設の2階を、子育て支援施設と緊急時に避難所として活用できる複合施設で建築をお願いしたいが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 現在計画をしておるところですと、基本的には保育所としての施設でございますが、それにあわせて隣接して児童クラブを考えることも視野に含めながら計画はしております。それで、特に防災の避難所ということについても研究しながら進めておりますもんで、そのあたりを次に説明させていただきます。

議員おっしゃるように、保育所としては、都市計画法により、市街化調整区域では建設の高さは原則として10メートル以下になっているため、3階建てが建てられる状況ではないところでございますが、2階建てでも10メートルに近い形にして、屋上に避難すれば10メートルに近いところで避難できるということを想定して、地元市民の方の一時避難もできる施設として考えて、保育所の設計をしていこうと考えております。また、建設するに当たり、1メートルほど盛り土をして、敷地の高さを海拔ゼロメートルに近づけることも考えております。建物の構造におきましては鉄筋コンクリートづくりとし、万が一、津波が押し寄せても、津波の威力で壁面が破壊されにくい構造も考えていきたいと思ひますし、保育所の2階のと

ころには遊戯場を設定することで、そこが避難できる場所になればと考えております。そういうことを含めて御理解いただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 白鳥地区には避難所の収容能力が少ないということでございますので、ぜひとも一般の方が避難できるような施設をお願いしたい。もちろん保育所もお願いしたいですけれども、それを併用した施設をぜひともお願いしたいと思っております。この白鳥保育所が立派な施設になるように、白鳥地区の住民の方は皆願っておりますので、しっかりした施設をお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 次に堀岡敏喜議員、お願いします。

10番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

通告に従いまして、大きくは3点の質問をいたします。1つ目に防災について、2つ目に自殺対策について、3つ目に路上喫煙マナー等環境衛生についてであります。初めに防災に関連した質問を行いますが、先日より各議員の方々から同類の質問をされているものもありますので、それは省いて行ってまいります。

3月11日、東日本大震災から1年が過ぎました。私たちは、改めて自然の猛威、恐ろしさを思いとどめながら、多くの犠牲を決して無駄にしないために、災害に強い地域づくりへの誓いを新たにしていきたいと思います。

東日本大震災での犠牲者は、9割以上が水死だったといわれています。多くの方が結果として津波から逃げ切れなかった事実を重く受けとめなければなりません。さきの臨時国会で、津波に強いまちづくりを進めるための津波防災地域づくり法が成立をいたしました。同法は、何としても人命を守るとの考えから、これまでの防波堤・防潮堤による一線防御から、ソフト・ハードの施策を組み合わせた多重防御への防災・減災対策を進める内容になっております。また、東日本大震災では学校施設は多くの被災者を受け入れ、防災拠点として機能を発揮いたしました。通信が途絶えるなど陸の孤島化するケースがあったほか、備蓄の食料や毛布が不足するなど課題も指摘されております。

こうしたことを受け、国の新年度予算では学校施設の耐震化、防災機能の強化などに1,209億円が用意をされております。さらに、昨年末、中央防災会議で国の防災対策の基本となる防災基本計画が改定をされ、一番重要な総則の中に、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大などが必要と明記をされました。

いずれにしても、災害への対応を行政任せにすることなく、防災に対する国民の意識を向上というよりも変革させることも必要であります。そのための自主防災組織のあり方、

学校現場での防災教育も見直さなければなりません。行政の想定を超える災害は必ず起こる、そう認識した上で、実際に起こったときに自分で状況を判断し、行動することができる力を一人一人が身につけなければなりません。こうした動きに呼応して、弥富市は災害に負けない地震対策についてどのように取り組まれ、何がどこまでなされてきているのかを伺ってまいります。

昨年の6月議会、9月議会、12月議会におきまして、私は、市民の皆様からお預かりをした御意見、御要望、不安なことなどを代弁する意味から、事前的公助・事後的公助の観点からさまざまな御提案、質問を行ってまいりました。それは、まず自助として、弥富市民の一人ひとりがこのときにはこうするといったように、あらゆる災害に対して対処すべき備えや行動が的確に行えるようにするためであり、また事前の設備の充実、訓練によって共助であるコミュニティが円滑に機能するためであります。それには市行政が、地理的、歴史的、また財政的な観点から、災害時に考え得る被害に備え、現状と課題、取り組みの周知を徹底しなければなりません。市長の施政方針に、みずからの生命・財産はみずから守る、自分たちのまちを自分たちで守るを基本として、中略をしまして、災害に対する正確な知識を持つことは、防災・減災のためには重要なこととあります。全く同感であります。自助・共助・公助の協働がなし得てこそ、安心・安全の生活環境の保持と減災が可能になると考えます。

それでは、最初の質問でございますが、冒頭に申しあげました津波防災地域づくり法に対応した弥富市における具体的な取り組みについて、どのような計画があるのかお伺いをいたします。

議長（佐藤高次郎） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

津波防災地域づくり法につきましては、県が設定・公表する津波浸水想定、この想定には津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深について行うこととなっております。これに基づき推進計画を作成するものとなっております。御存じのとおり、県の津波想定は平成25年6月に発表される予定です。また、津波浸水がないという結論が出ることも考えられます。この法律の適用があるなしにかかわらず、地域防災計画には、津波に関する情報の収集及び伝達、及び予報または警報の発令及び伝達に関する事項、2つ目といたしまして、避難路その他の避難経路に関する事項、3番目といたしまして、市の行う津波に係る防災訓練の実施に係る事項等を記載し、どのようにすれば防災・減災が可能か、検討・実施していく必要があると思っております。議員御指摘のように、災害への対応は行政任せにするのではなく、国民の意識を向上から変革させることが必要との御意見ですが、議案質疑の場でも紹介いたしました釜石の奇跡を見るまでもなく、個人個人で適切な行動や、訓練や、防災教育のあり方を考えていく必要は感じております。

避難路・避難場所につきましては、その地域を熟知している地元の方が選定することが大切だと思います。自主防災会の中には、地域の防災や避難マップを作成している地域もございます。きのう、これを御紹介いたしました。これには自主防災補助金を使っていただくことが可能でございます。この取り組みを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、自助・共助・公助の協働ということでございますが、この点につきましては、まちづくりの出前講座や、また窓口等で自主防災の組織の方々、役員さんとコミュニケーションをとるといったようなことを含め、直接市民の方との触れ合いをふやしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今、課長のほうから次の質問の答えまで出てしまったんですけども、津波防災地域づくり法、これは市・県の防災計画がしっかりできてからもちろん指定をされる部分があるんですけども、今、課長の答弁からは、市独自でしっかり調べて、どういう状況になるのか情報を集めて対応していくということですので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。防潮堤・防波堤というものがあるから安心なんだというものではなくて、それはあくまでも減災の一つであって、本来は個人個人の方がどういう動きをしたらいいのかというところが明確になるように、後で質問の中にもあるんですけども、取り組んでいただきたいなと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

学校など指定避難所の防災機能、運営の強化についてであります。

東日本大震災では学校施設は多くの被災者を受け入れ、防災拠点としての機能を発揮いたしました。通信が途絶えるなど陸の孤島化するケースがあったほか、トイレの不備、備蓄食料や水の不足、防寒対策の未整備など、課題も多く指摘されております。昨年6月議会におきまして、トイレの確保について質問をいたしました。市側の答弁では、十分な数ではないけれども、106個の簡易トイレと、ひので公園にマンホールトイレが9カ所利用ができるということでした。現在、弥富市では下水道事業が進められておりますが、当然耐震もされていると思います。この機会に、主要な施設に緊急時に使用のできるマンホールトイレの設置をすべきと考えますが、市側の見解をお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） トイレの点でございますけれども、現在、先ほど議員が御指摘のとおり9カ所用意しております。また、来年度建築いたします栄南地区の集会所のほうにも5個用意させていただきたいと思っております。また、（仮称）第2桜小学校のほうも5カ所設置させていただくという予定になっております。また、便袋でございますけれども、来年度予算で5,000枚、1度にすべてはできませんけれども、備蓄をさせていただきた

いと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） そうすると、今のところ例えば指定避難所になっているところにマンホールトイレの設置は考えていないということでしょうか。今の課長のおっしゃった便袋で対応をしていくということでしょうか。

それと、今の質問と重ねて、その便袋1つで何回できるのか、お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現在の段階では、まず便袋を整えると。これは既存のトイレにそのまま使えますので、そのものでまず対応したいと思っています。

それから、何回という話ですけど、これは小水・大便と分かれておりますので、小水ですとたしか、私きょうデータを持っておりませんが、5回ぐらいはできるかというふうに伺っております。

マンホールトイレにつきましては、現在、今言った2カ所の設置を考えております。また、新しい施設ができた段階では、そういったことも検討されていくと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） そうすると、今の学校であるとか、そういうところには技術的に無理なのか、それともそういう気がないのかということをお聞きしたいんですが。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 堀岡議員のマンホール型トイレの設置の関係でございますけど、先ほど防災安全課長が申しましたように、第2桜小学校では5個設置を予定しております。こちらにつきましては、公共下水の接続が可能でございますので、5カ所考えております。他の学校につきましては、公共下水の完備のものにつきましては、今後、学校の改修計画とあわせて設置を考えていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） それでは、供用が開始されるごとに、地区によっては考えていただけるということでもいいですね。

議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

総務部長兼十四山支所長（伊藤敏之君） ただいまの学校教育課長のほうの答弁にもございましたが、当然供用開始している地区の、多分堀岡議員が言われるのは、施設だけじゃなくて、マンホールの箇所に設置できるトイレということも含めてだと思っておりますが、マンホールにつきましては、耐震については幹線は当然耐震化されておるわけですが、マンホールがあっても、それが使用できない場合もございます。ただし、簡易型のマンホールトイレは、

その場所に持っていけるような移動型の設備を整える備蓄方法も考えていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 何遍も言いますが、災害においてトイレができないということがどれだけ苦痛になるか、これは東日本大震災で被災をされた方の声を聞いても、その辺はもう課長も市行政の方はよくわかっていらっしゃる。可能な限りできるものはやっていただきたいと思います。マンホールトイレといいますのは、普通のマンホールをそのまま使うというわけじゃなくて、あくまでもマンホールトイレとして初めから設置するものですので、どうぞ誤解なくお願いいたします。

次の質問に移ります。

次に、災害時の電力確保のための自家発電設備、また総合的な情報伝達的手段として、災害時でも安定的につながる衛星通信電話や災害時優先電話の指定など、各施設に配備していくべきと考えますが、市側の見解を伺います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 市への情報伝達方法といたしましては、現状持っている設備といたしましては、消防団の無線、また同報無線の拡声子局を使った連絡体制の確保がございます。また、災害時優先電話につきましては、台数の制限がございます。NTTからの割り振りの関係がございますが、現在市内で30カ所について設置されております。また、市と県との間の通信方法でございますけれども、これはNTT回線によらず、地上波の無線、衛星系の無線を使って直接通信することが可能な設備がございますので、そちらのほうを活用していきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） その衛星通信に対しては、もう設備は配備済みだということですね。わかりました。

次に運営についてであります。東日本大震災で各避難所で大きな問題となっていたのは、高齢者や障害のある方、女性や子供などへの配慮のなさであります。12月議会におきまして、市の防災計画にもっと女性の視点を反映すべきとの考えから市の見解を伺いましたところ、現在、15人の委員中、女性は2名とのことでありました。国の防災基本計画の改定の中に、冒頭に申し上げましたが、女性の参画の拡大が重要であるとされております。男女共同参画の観点からも増員すべきと考えますが、再度市側の見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 計画への女性の参画については、非常に必要なことだと感じております。ただ、実際にどういった方に入っていただくかといったような問題がございま

すので、現段階ではまだお2人という形で御理解願いたいと思います。また、市だけではなく、実際に自主防災組織等につきましても、ほとんどの場合、男性の方が役員をやっていらっしゃるというのが現状かと思えます。こういったところに女性の方も入っていただくというようなことも、今後どのような形でできるかわかりませんが、検討するなり、お願いするなりしていくべき内容だと思っております。

議長（佐藤高次郎） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜） ぜひ積極的に、普通に生活をされている方から、公募という、そういうことに意識のある方しか出てこれないということもありますので、どうぞ一度意見を下さいと、そういうふうなとり方でも結構だと思いますので、3割を目指していただいて、ぜひよろしく願いいたします。

次に、市内の自主防災組織についてであります。その前に、その基礎である自治会の現状について考えなければなりません。少子・高齢化の影響からか、役員の高齢化、なり手の減少、単身世帯の増加、過疎化による地域格差など、問題が山積みであります。情報化社会の進展で便利になり過ぎた現代は、人と人が触れ合う機会が減少をし、人間関係の希薄化が進んでおります。結果、利己的な風潮に流され、モラルが低下をしております。自治会への加入は本来強制ではありませんが、地域のことは地域でとの理念は薄れ、自治会への帰属意識の低下が進んでおります。これは弥富市だけの問題ではなく、全国的に問題を抱える自治会がふえております。東日本大震災を初め、地震、集中豪雨、台風、火山の噴火など、各地を襲った災害によって災害に遭われた被災者の方々は口々に、人と人とのつながりの大切さを切実に訴えられております。

自治会の問題が顕在化する一方、震災後に数市で行われた自治会運営に関するアンケートによりますと、前回比で倍以上の方が、自治会の必要性が高いと答えられております。その機運が高まっている今、いかに設立と強化につなげていくか。先ほど課長が答弁もされたんですけども、必要なのはきっかけづくりではないでしょうか。阪神・淡路大震災がきっかけとなり誕生した加古川グリーンシティ防災会、これは兵庫県ですね。マンション7棟584世帯の全住民、子供から大人まで約2,000人が参加する自主防災組織であります。昨年の6月議会におきまして御紹介をさせていただきましたが、今なお日本の最先端を走り続けていると言われております。基本は、あいさつ運動と小さな親切運動から始まり、特徴的なのは、特技など事前登録する町内チャンピオンマップ。看護師、医師、電気、電話、ガス、水道工事、老人介護歴、子守、インターネット操作など、非常時に役立つ特技や資格などを登録して、非常時に対応しようとしているところであります。マンションはプライバシーが守られる反面、近所づき合いが薄いのが最大の問題とされております。この問題をいかに解決し、どうすれば中間をふやし、みんなが防災活動に取り組むことができるようになるかを考え、



楽しくなければ防災の輪は広がらない、楽しく防災活動をやろうというテーマで、住民の方々に対し多彩なアイデアを仕掛けたことで乗り越え、仲間づくりをすることに大成功しております。

東日本大震災を受け、市民の防災への意識は高まっています。自治会、地域で住民同士、顔の見える形で防災をテーマに話し合える場の提供など、あくまでも住民の自主性を尊重したきっかけづくりが必要であると考えます。自主防災組織設立100%を目指して、行政としてどういう支援をしていくのか。先ほど答弁もありましたけれども、また現状と課題について市側の答弁をお聞きしたいところですが、現状は72自治会のうち43ということによかったですね。これに対して、もし追加で御答弁がございましたらお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 自主防災組織につきましては、議員御指摘のように、現在48カ所が設置されております。未設置はあと24カ所程度と考えております。自治会との関係とかいろいろ御指摘をいただきましたけど、私の立場としましては、自主防災会のことだけでお答えさせていただきたいと思っております。

自主防災会の活動の内容につきましては、やはりかなりのばらつきがあるというのが現実です。初期消火訓練等だけを行っているような自主防災会もございますし、もっと積極的なマップまでつくっていただいているような防災会もあるというような現状でございます。以前には、市の先進的な自主防災会の取り組みをほかの自主防災会の方に発表するというような機会もつくらせていただきました。そこに出ていただいた方には非常に好評だったかなあというふうに思っております。

また、来年度になりますけれども、自主防災組織に対する活動方法といったもの、これは大学の先生をお迎えするつもりしておりますけれども、そういった研修を通して自主防災会の必要性、またどんな活動をすればいいかというようなことをお知らせしていければなあと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今、防災課長がおっしゃったとおりだと思いますけれども、最初にも言いましたけれども、自主性が芽生えるというか、気づくというか、ああ、自分でまず命を助けなあかなんということを皆さん御自身が本当に心底から気づいたときに、次に来るのがやっぱり共助だと。共助は何か、自治会だねとなるんでしょうね。自治会の組織がしっかりしていないと、まず防災会なんてできないわけですので、あと地域によっては、世帯数であるとか、また年齢の高齢化であるとか、先ほども言いましたが、いろいろあると思っております。ですので、あくまでも市から支援していただくことというのは、一から十までとなると大変ですし、まずその地域からは自主性は生まれませんので、あくまでも地域の方々が自主性を

尊重していただいて、やらないかねというきっかけづくりを、先ほど課長のおっしゃった体験発表会でもいいですし、次の質問にもあるんですけど、防災講演会の際にあわせて、こういう地域の取り組みがあるよという御紹介などもやっていただくと、啓発にもつながっていくかと。まず最初は、地域の方々同士が防災という一つのテーマについて語り合える場を提供してあげる。そこで意見が出始めると、もう市行政はすうっと糸を引いていけばいいわけですので、そうすると勝手に、あとはでき方というものに関しては、一つのマニュアルじゃないですけども、指針は示してあげる。運営に関しては補助をするだけで、あくまでも主体は地域に任せるということが大事だと思います。また、地域によっては、自治会は別々なんだけれども、防災会は統合されているという地域もあります。やっぱりいろんな形で考えていかなければならないんじゃないかなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

先日、名古屋大学大学院の川崎浩司准教授による防災講演を、市の主催で開催していただきました。ほぼ満席に近い盛況であり、市民の意識の高さを物語っております。今後も地域コミュニティの強化の先例などの紹介とあわせて、ぜひ開催の継続をお願いしたいと思います。

講演の内容は、弥富市にとって大変厳しいものでありました。しかし、あくまでも想定ではありますが、内海に面していることから、実際の津波の到達まで多少の時間があるとのこととあります。となれば、重要なのは迅速かつ正確な情報の伝達であります。現在の伝達方法として、同報無線、テレビ、エリアメールなどがありますが、12月議会での市側の答弁では、海部地区において共同のミニFM局の開設を予定しているとのこととございました。手持ちのラジオで対応ができ、大変有効であると思います。現在全国で、地域情報を伝達する手段としてミニFM局の開設をする自治体がふえております。それと同時に、緊急時自動受信型防災ラジオの導入も進んでいるのであります。この防災ラジオというのは、AMとFM放送のほか、同報無線や地域FM局の災害情報を受信する機能を持っており、災害発生時には地域防災無線に自動で切りかわる機能があります。たとえスイッチがオフになっていても、緊急放送の受信に反応して自動でスイッチが入り、最大音量で放送を開始するというものであります。避難勧告など情報を迅速に伝達できるものとして、全国の自治体から発注が相次いでいるそうです。この発注が相次いでいるおかげでコストも下がっているそうです。1台当たりのコストは、メーカー、機種によりますが、約5,000円前後。自治体の運用例では、一般市民には申込制で、高齢者や単身世帯の方、要援護の方などへは無償配付するなどが例としては多いようであります。同報無線は、屋外にあるときは有効で、ただ風向きによっては聞こえにくくなったり、季節によっては空調使用時に室内を閉め切っている場合などは大変聞き取りにくいという意見もございます。ミニFM局の開設とあわせて防災ラジオをぜひ検討すべきと考えますが、市側の見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） ミニFMの導入につきましては、現在、海部地域全域で進めております。非常に有効な手段と感じております。順調にいけば24年秋にも開設予定となっております。

それから、先ほどおっしゃられました災害時のラジオにつきまして、同報無線に関しましては弥富市はデジタル回線を使っておりますので、多分受信ができないのではないかなあとということがございますので、その点だけはちょっと御理解願いたいと思います。

それから、防災ラジオの導入につきまして、どのような形で導入していくかにつきましては今後の検討課題とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 実際に愛知県でも数市導入を開始されております。ミニFM局も、大体地区でやっているところというのは、近隣の市町村と連携をとってやっていらっしゃるところが多い。そこで声をかけ合っていただくと、さらにコストがぐっと下がりますので、防災無線が1基500万ということをお聞きしております。その予算でいきますと、大体1,000台用意ができます。どちらがいいのかという部分がありますけど、誤解してはならないんですけれども、同報無線も今流れているのはレベルが真ん中なんですよね。実際の緊急放送のときはもっと大きな音が鳴るということをお聞きしておりますので、それも一度、市民の方々がどれだけのものなのかということがわかるような放送を一遍していただければいいかなと思うんですが。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 同報無線の音量の関係でございますけれども、通常、今ですと、夕方6時に鳴っているものについてはレベルをちょっと下げております。ただ、警報等が流れます。これは、国のほうからJアラートを通して来るわけですけれども、これにつきましては最大音量で流しておりますので、あれ以上の大きさはないということで御理解願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） では、先ほどの発言は撤回させていただきまして、ぜひ導入を考えていただいて、本当に市民の一人一人に情報が渡るということが大変重要だと思いますので、ぜひ御検討をしていただきたい。強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

阪神・淡路大震災の最大の教訓は、建物の耐震化でありました。発生が早朝だったこともあり、全犠牲者の9割近くが建物の倒壊などによる圧死だったからであります。「耐震補強さえしておけば」、当時だれもが口にしたざんきの思いはどれほどの形になっているのでしょうか。弥富市の統計によりますと、耐震化の必要のある戸数は市内で約4,000戸と聞いてお

ります。平成14年からの統計で耐震診断の依頼件数は319戸、うち耐震改修を行われたのはわずかに17戸にとどまっております。さまざまな事情があるにせよ、余りにも少ない。また、全国での住宅耐震化率は、国土交通省によれば2008年時点で約79%にとどまっております。一日も早く耐震化率100%を目指さなければなりません。政府の住宅エコポイント制度が復活をし、1月25日より申請が始まっております。今回は耐震改修にもポイントが発行されることになりました。

津波の前に必ず地震が起こります。まず何よりも御自身の命と御家族の命を守らなければなりません。こうした情報とあわせ、市民の一人一人にも、我が家の家具はきちんと固定をされているかなど、身の回りの耐震対策チェックをするとともに、食料などの備蓄や家族との連携・連絡方法も含め、いざというときの備えを再確認していただかなくてはなりません。防災とは、生命、身体及び財産を災害から保護することであり、そのためには安全な場所に家を建てる、災害に強い建物で働く・住む、これだけでほとんどの問題が最小化をされます。阪神・淡路大震災では十数秒の揺れで10万5,000棟余りの建物が一瞬で全壊をし、5,502名が建物や家具の下敷きで亡くなりました。この重い事実を受けとめ、さらなる啓発に努めるべきと考えますが、市側の対策と見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤高君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

平成7年の阪神・淡路大震災においては、亡くなった方の8割以上が建物の倒壊等による圧死や窒息死でした。特に昭和56年以前の旧建築基準法で建てられた木造住宅に大きな被害が出ました。東海・東南海地震などの大規模地震の発生が指摘される中、弥富市の耐震化の取り組みとしましては、昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅を対象とした事業として、平成14年度から無料の木造住宅耐震診断事業、平成15年度から木造住宅耐震改修補助事業を実施しています。それぞれの事業は、国・県の補助金を活用し、市民の生命の安全を確保するため、活用していただいているところです。

また、市民への啓発につきましては、ホームページや広報への掲載による啓発や、学区防災訓練での啓発活動、耐震診断受診者へ診断員から診断結果の説明と耐震改修事業のアドバイスなどを行っているところでございます。昨年には、無料耐震診断受診者へ住宅耐震改修に取り組んでいただくために、ダイレクトメールによる耐震改修事業の啓発活動を実施しております。今後も市民の皆様に対しまして、耐震化の必要性を特に知っていただくために、啓発活動を順次行っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） ぜひお願いしたいんですが、加えて昨今私も市民の方々からお聞きするのは、去年のハザードマップの件もありますけれども、避難所、避難所という声をたく

さんお聞きしますけれども、耐震化というのは建物のためにするんじゃないんですよね。命を守るためにするんだということを前面に押し出していただけてやっていただかないと、いろいろ聞いていますよ。液状化があるからやってもしょうがないみたいなことを言うんですけれども、建物が壊れちゃうと液状化もへったくれもない。命を失ってしまうんだよというところをもう一度、市からも啓発をするのであれば、強いメッセージとして出していただきたいですし、そこを誤解してはならないなど。命あって初めて避難所に、二次的な動きですので、そこをまず間違っではいけないのではないかなと思います。もちろん避難所の数は圧倒的に少ないわけですので、先ほど小坂井議員の、またほかの議員さんの要望でもありました、できる限りの設置というのはしていただかなければなりませんけど、耐震化の意味というのが、建物を守るためみたいなことで思われている方が意外と多いのに驚きます。それは本当に命を守るためなんだというところを、せめて1部屋だけでも絶対壊れんみたいな形にすることが必要じゃないかなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

大震災の教訓を踏まえ、災害時の対応や日ごろの備えを学ぶ学校現場での防災教育の強化についてであります。

東日本大震災では、一昨日、総務部長のほうからも御紹介がありました岩手県釜石市では、独自の防災教育が功を奏し、市内の小・中学生のほぼ全員が無事に避難することができたことが大きく注目をされております。釜石市では津波防災教育の3原則として、想定を信じるな、ベストを尽くせ、率先避難者たれと教えております。防災教育を担当された片田教授は、これを子供たちにわかる言葉で、弥富市もつくったばかりですけれども、ハザードマップを信じるな、自分の命を守るために最善を尽くせ、自分から率先して避難すると教えられております。片田教授が子供たちに伝えたかったことは、自分の命を守ることに主体性を持つこととあります。徹底して自助の意識・行動を教え込んだのであります。過去何度も壊滅的な被害に遭っている三陸地方には、「津波てんでんこ」という言葉があります。「てんでんこ」とは、てんでばらばらの意味で、津波の際はてんでばらばらに逃げろという避難の姿勢を示しております。災害に際しては、まず自助が大切であることを教えているのであります。大震災を受け、弥富市におきまして、子供たちに対する防災教育のあり方が抜本的な改革が問われております。これからの取り組みについてお伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 堀岡議員の御質問にお答えします。

昨日、教育部長のほうからも一部答弁をさせていただきましたけど、各学校におきましては、毎年、避難訓練をしております。これまでにつきましては地震と火災を想定しておりましたが、昨年3月11日以降、津波を想定項目に入れまして避難訓練等しております。登

校後におきましては、大規模な地震が発生した場合は、児童・生徒につきましては、原則としまして危険がなくなるまで学校で待機をし、保護者の引き取りを待つ体制とさせていただきます。また、児童・生徒が登下校中の場合につきましては、状況に応じまして近くの避難所もしくは学校へ戻るといった避難をするように指導しております。いずれにしましても、議員言われますように、児童・生徒が教師の指示を待つのではなく、みずからの判断で、みずからの命は自分で守るといった自助の精神を持つことが、防災教育の重要な点と考えております。常日ごろからの訓練を災害時に発揮することが大切かと考えております。24年度につきましては、各学校におきまして多様な災害を想定した避難訓練の実施や、ハザードマップづくり、また各学校で防災担当教師を定め、防災教育の充実に努めております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 防災教育なんですけれども、その教育というのはどういうスパン、要は期間やられていくものなのか、そこまでは具体的には決まっていないんですか。

議長（佐藤高清君） 学校教育課長。

教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 基本的には年間を通じた、先ほど申しました年3回程度が基本でございますけど、先ほど申しましたように防災担当教諭を決めさせていただきまして、年間を通して防災教育に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 本当に日常的な、体が自然に動くというようなものじゃないと意味がないなあとと思うんです。片田教授がつくられた、これはネットでもとれますけど、釜石市の津波防災教育手引というのがあります。これは学年ごとにやるテーマというのが、もちろん先ほど言った自分の命は守ると、主体性を持つというテーマ1つに絞られているんですけども、やっぱり子供さん方というのは、教授のいろいろ講演なり、テレビでの報道を皆さんも見られていると思うんですけども、与えられた環境の中で常識をつくるというんです。ハザードマップを最初片田教授が子供らに見せたそうです。そうすると、ある子供が「おれんちセーフ、おまえんちアウト」みたいな、そういうふうな見方で見てしまうんですよ。だから、ハザードマップがその子にとっての常識になっちゃう。せっかく学校でこうするんだ、ああするんだと教えてもらっても、家に帰ってこうだったよと言ったら、そんな逃げなくていいわよとお母さん、おじいちゃんに言われちゃうと、ああそうなのとなってしまう。要は環境をつくってあげる、これは大人の責任だと思いますし、まさに今言った防災教育というのは、実は学校だけでやるものではなくて、すべて地域もまとめてやっていかなければ意味がない。

いい例がありまして、小学生は、当時3月11日2時46分ごろは家におったんですね。一

人の低学年の子がおじいちゃんに逃げようと言ったんですって、地震があったときに。ところが、おじいちゃんは、釜石市の港には世界一の堤防があるから大丈夫だ、逃げなくていいよと言って、何回も何回もその子供が最後には泣きじゃくって、おじいちゃん、お願いだから逃げてよと。おじいちゃんは、孫の言うことだからということで、散歩気分で逃げたんです。それで助かった。後で本当に反省をされたということをお聞きしております。いかに固定観念というものが怖い。だから、想定は想定として、あくまでも想定なんだと。それは大人は判別ができますけれども、子供は与えられたものの中で判断しちゃう。ここを絶対間違えていただきたくないですし、釜石で片田教授が伝えたかった教育の仕方、命を守るといふこと、これはさきのいろんな議員の方が今の教育のあり方について、学校というのはもともと自主性を養いながら、また協調性を養いながら知識をはぐくんでいく。その知識を使うための知恵を学んでいくところなんだというようなことを言っています。与えられたことの中でしか判断できない教育をもう脱していただいて、ぜひ防災教育を生かしてプラスに転じていくような展開をしていただきたいなと思います。

時間がございませんので、次の質問に移らせていただきます。

東日本大震災を機に日本列島が地震活動期に入中、国民の生命と財産を守るために、災害に強い国づくりは時代の要請であります。橋や道路など社会基盤の再整備を進める一方、公共事業の集中投資による需要拡大で地域経済に活力を注ぐことを目指すべきであります。巨大地震に関する政府の想定に明らかなように、今後30年以内の発生確率は首都直下地震では70%、東海地震は87%、東南海地震は60%、南海地震50%と、起こるべくして起こり得るであろう巨大地震であることは間違いありません。さらに、今回の東日本大震災に震源や地震規模が類似をする869年に起こった貞観地震のときなどは、続いて878年に首都直下型の相模・武蔵地震、887年に東海・東南海・南海の3連動地震と見られる仁和地震が連動し、富士山噴火まで発生した歴史があります。そのすべてが再び連発することも冷静に覚悟する必要があります。それによる経済被害ははかり知れません。その経済被害を減災するためにも、公共事業による列島の強靱化、災害に強い地域づくりを徹底的に進める必要があります。

また、もう1つ深刻な問題は、インフラの老朽化が全国的に進んでいるということであり、ます。1950年から1960年代の高度成長期に、橋などのインフラを集中的に整備いたしました。コンクリートの寿命は早くて50年と言われ、全国各地で更新時期に差しかかっております。そこへ、急速な少子・高齢化により財政運営が困難な状況に陥ってきて、十分なメンテナンスができていないどころか、道路や上下水道、建築物の老朽化が都市機能の低下といった問題にも発展をしております。今最も大事なことは、老朽化した社会基盤の再構築に集中投資をし、防災・減災対策として市民の生命と財産を守るとともに地域経済を守ると。言い換えれば、防災・減災地域ニューディールで地域の活性化をする道筋をつけて、安全・安心で勢

いのある地域にすべきだと考えます。

そこで質問でございますが、弥富市における公共施設、道路、橋などのインフラの老朽化について、50年以上が経過している割合、またそれら施設の維持・更新に見込まれる費用とその確保についてどのような対策をとられているのか、伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞土君） 私のほうからは、市道の橋梁の老朽化についてお答えさせていただきます。

弥富市が管理する道路橋は、平成21年に橋梁点検を実施いたしまして、それをもとに重要な橋梁から優先的に、15メートル以上の橋梁を基本として、橋梁の長寿命化及び計画的な修繕・かけかえを実施するため、平成23年10月に弥富市橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしまして、ホームページに掲載しているところでございます。このうち建設後50年を経過した高齢化橋梁の占める割合につきましても、現在4%でございますが、今後20年後になりますと56%となり、急速に高齢化橋梁が増大することが想定されます。先ほど議員が述べられましたとおり、これらの橋梁が今後一斉に更新時期を迎えた場合につきましては、大きな財政負担が生じることとなります。このような背景から、道路交通の安全性・信頼性を確保するため、これまでの傷んでから修繕する事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、橋梁の長寿命化及び計画的な修繕・かけかえを実施することで、予算の平準化、コスト縮減を図ることが不可欠となってきます。それで、平成24年度から10年間において、幹線道路上でかつ災害時における防災拠点への通行に必要な優先度の高い橋梁から優先的に、次回の点検時期並びに修繕内容・時期、またかけかえ時期などを年度ごとに計画しているところでございます。費用といたしましては総額で7億ぐらい見込まれることから、補助金などを活用して今後整備を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 私のほうからは、建物についてお答えさせていただきます。

平成22年度末における全施設の床面積合計につきましては14万2,163.35平方メートル、これに対しまして50年を経過している施設の延べ床面積の合計は1,087.26平方メートルで、その割合は0.76%であります。この施設につきましては、50年は経過しているものでございますが、現在のところ使用可能でございます。また、今後、仮に更新するにしても工事費は約3億円ほどでございます。さほどこの点につきましては問題にならないと考えております。しかしながら、今後すべての施設を、仮に1坪100万円と仮定しまして作り直す、また耐用年数も50年と仮定しまして、耐用年数終了時に設備の更新を行うという、この2つの前提条件で積算しますと、50年後、2064年に建物について430億円、1年平均で8億6,000万円が



必要となります。さらに問題なのは、これらの施設の建設時期につきまして、毎年平準化しているわけではなくて、これから約10年後から20年後の間に一斉に資産の更新時期を迎えることが大きな問題となるということでございます。

それで、今後どのような対策を講じましても手持ちの資金で対応することは不可能でございまして、借金でございしますが、起債の発行は避けることはできないものと考えますが、そういった中でどういった対策があるかということ、個別資産の更新で不用なものはないか、更新せずに廃止してしまえる可能性があるものはないかどうかということとか、また50年たったからといって、すぐだめというわけではございませんので、更新時期を繰り延べることはできないかどうか、また建物を集合化して建設費をコストダウンできないかどうか、さらには計画的に点検・修繕を行って建物の寿命を延ばせないかどうか、また施設の更新に備え、基金として積み立てておくというようなことはできないかどうか、こういったことなどを検討して、長期的に見まして施設の維持・更新費用を縮減できる方策、アセットマネジメントというふうに言われておりますが、そういったことを検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今、財政課長に答えていただいた、まさにアセットマネジメント、一元管理をして、維持・更新を平準化して、大きな出費をなるべく防いで長寿命化を図っていく。だけれども、一定の基準を保っていただいて災害に備えると。まさに弥富市としては進んでやっつけらっしゃるということでしたら、本当は2つ原稿を用意したんですけど、もうこれは読まずに済んだということで、時間の短縮ができてありがとうございます。せっかく避難した道に橋がないということになることが一番恐ろしいことであって、前もって取り組んでいただいている弥富市に対してありがたいなと思います。それが本当に無駄のないように、統廃合も考えて本当に使える施設、災害のためだけではなくて、無駄のない使い方というか、運用をしていただくようお願いをして、済みません、次の質問に移らせていただきます。

次に、自殺対策について質問をいたします。

死んだほうがいい、死ぬしかないとの思いに襲われ、自殺に追い込まれる人が相次ぐ日本社会。この異常事態を打開しなければなりません。警察庁が先月集計をした2011年の全国の自殺者数は3万584名で、交通事故死亡者数4,611人の6.6倍、1998年以降14年連続して3万人を超えています。特に年度末・学年末のこの3月は決算期であり、人事異動や、木の芽どきと呼ばれて心身に不調を来しやすいなど、年間を通じて最も自殺者が発生する時期であり、今月が自殺対策強化月間と定められているのもこのためであります。深刻化する自殺者の増加に対応するため、自殺対策における国や自治体、事業者の責務を明記した自殺対策基本法

が制定されて5年がたちました。さらに、自殺者数が高どまりしている事態を打開するため、お伺いをしてまいります。

本当は一つ一つお聞きしたいんですけれども、まず実態とどういう取り組みをしているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 渡辺健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

実体というか、実は人数しか掌握しておりませんが、弥富市における過去の自殺者数でございますが、平成18年11人、平成19年7人、平成20年7人、平成21年10人、平成22年6人、23年につきましては10月末までしかわかりませんが8人、このような方が自殺で亡くなっておられます。

取り組みとしてでございますが、自殺予防対策として平成22年度に「支え合おう、心と命」というリーフレットを全戸配布し、うつ病についての情報提供を行いました。それがこれでございます。次は「生きていくことがつらくなっていませんか」というリーフレット、これは今年度配りましたが3,000部、これも前の議会でお話しさせていただきましたが、このようなものを配布して啓発をさせていただきました。それから、前の質問でも触れられました先日3月10日に開催されました防災講演会では、啓発用のマスク、堀岡議員もお見えになりましたが、このマスクを配らせていただいて啓発をさせていただきました。また、今議員がおっしゃられたように、3月は自殺対策強化月間となっております。それを受けて、今月1日付で本市職員向けに、「職員の皆さんもゲートキーパーに」というタイトルで、職員全員が自殺対策に取り組んでいただくようお願いをしたところでございます。それがこれでございますが、このような形で「職員の皆さんへ」、ちょっと読ませていただきます。「3月は自殺対策強化月間です。悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることをゲートキーパーと呼びます。資格は必要なく、気持ち一つでだれにでもなれる人材のことで。下記コンテンツを参照していただき、職員の皆さんも命の門番となって、悩んでいる市民や職員などに声をかけてあげてください。また、もし皆さん自身が悩んでいたら、一人で悩まず、まずは相談をしてみてください」、以上のようなお願いをさせていただきました。

今までの取り組みについては以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） ゲートキーパー、自殺者を未然に防ぐという形で、前回の12月議会でも健康推進課長からお答えをいただいています。私がお伺いしたいのは、過去5年間のお聞きした数字が少ないか多いか、ゼロが一番いいわけですよね、自殺者数は。これだけの人数が弥富市内でも亡くなっている。私が調べた段階でも、弥富市で自殺の案件というのが去

年11月までで10件ございました。私が聞いた段階では9月までしかわからなかったので、7名でした。今お聞きした10月で8名ということですね。あと11月、12月は何なのかわからんと。本当にこのことに対して真剣に取り組んでいかないと、いろいろ啓発事業をしていただいていますけど、この状況を見ると、どれだけ効果があるのかというところが考えられるわけです。

相談窓口を設けていらっしゃるとお聞きしました。確かにうつ病は特に自殺になる可能性が多いわけですが、うつ病になる原因があります。それが経済的なものなのか、例えば仕事のことなのか、恋愛であるとか離婚であるとか、いろんなものがあります。それを聞いたときに、とりあえず病院へ行きなさいと。そういうものじゃなくて、弁護士であるとか、またソーシャルワーカーであるとか、いろんな窓口で紹介をしてつなげてあげる。そして、どうだったかということは、こっちが一遍紹介した以上はしっかり責任を持って、後まで面倒を見てあげると。ここまでしないと、認知行動療法といいますが、認知するということは、要は問題のもとを確認するということなんです。釣り糸がぐちゃぐちゃとなったやつを、ぶちんぶちんと切ってつなぐのではなくて、根気よくほぐしていく。それでこそ悩みが消えるのであって、それをすると、うつになったとしても治療が早いんですね。ゲートキーパーになっていただく方、また進めていく施策の中でそこまでやっていかないと、本当に救うことにはならないよと。まずは周知ということを徹底していただいて、だれでもなれますよね。僕もゲートキーパーだというようなつもりで、弥富市民は全員ゲートキーパーなんだという思いで、ぜひ市長、お願いしたいと思います。時間がございませんので、最後、御要望だけして終わりたいと思います。申しわけございません。

次に、たばこ、路上喫煙マナーの向上についてであります。

昨今、多くの自治体では、健康上の問題から受動喫煙を防ぐため、公共施設や繁華街等での喫煙を禁止する条例を発布しております。また、いまだたばこのポイ捨てが火災の原因の上位を占めていること、人の往来の激しいところでやけどのおそれがあることもそうですし、拾っても拾ってもなくなる環境美化の問題があります。清掃ボランティアの方々、スクールガードの方々、通勤・通学路に面してお住まいの方々から、たばこの吸い殻を何とかしてほしいと多くの御意見を伺っております。多くの自治体ではたばこに関する条例を制定して、禁煙禁止区域を設けたり、また指導員を配置して、違反者には罰金制度を科したりして改善に努めてはおります。でも、それが目的ではございません。一部のマナーを守らない方がおられるために、多くの方々が不愉快な思いをされております。条例の制定まで行わないまでも、何らかの対策を講じなければなりません。市として見解を伺うと同時に、どういう対策をしていただくか、できたらなくなる対策をとっていただきたいですし、まずは周知の徹底をしていただきたい。答弁を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

たばこ、路上喫煙のマナー向上ということでございますが、市といたしましては、罰則ということについての条例は当面考えておりませんが、いずれにいたしましても、駅周辺、あるいは人の集まる場所について、ポイ捨て禁止という禁止看板を作成していきたいというふうに思っております。そうした形で啓発活動に努めます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時20分からですので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

午後2時10分 休憩

午後2時21分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に川瀬知之議員、お願いします。

2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之です。通告に従って御質問させていただきます。

新人ですので、行政と議会との関係、役割等や今までの経緯がまだ把握できておりません。話す内容について、重複・逸脱がありましたら御容赦ください。

まず、日本は、戦後の復興当初は、政府が将来発展の見込める鉄鋼、造船、自動車、テレビ、コンピューター等の産業を育成し、オリンピック、万国博覧会を起爆剤に、高速道路、新幹線、ダム等のインフラ整備をしていくことで経済発展することができたと思います。また、アメリカに守られた平和のもと、朝鮮戦争、ベトナム戦争による特需も、日本の経済発展に寄与したと思います。その後は、政治がついていけないほど国際競争力のある企業が育ち、日本は世界第2位の経済大国になることができました。

しかし、現在の日本では、世界の人口がふえる中、戦後生まれの団塊の世代が65歳になり、15歳から64歳の生産年齢人口の定義から外れることとしてある2010年以降、その子供である団塊ジュニアが65歳を迎えるころには高齢化がさらに加速し、労働力の源泉となる生産年齢人口が総人口に占める割合が、2055年まで低下し続けていくことが予想されます。結果として、総生産能力の低下を呼び起こし、高齢化で社会保障支出はふえる一方、税収の減収により財政収支の悪化が一層進むなど、財政や産業面にもマイナスの影響を及ぼすと思われます。

このように、日本は急速に少子化が進み、人口減少の時代に突入していく中で、バブル経済の崩壊から続くデフレは失われた20年をもたらしています。世界最大の借金国である日本の財政は、金融危機後の財政支出増で一段と悪化し、ここに来て欧州諸国も財政金融の不安に揺れ、世界は日本の後を追うかのごとくです。日本の訪れる未来は世界の未来も先取りす

るものであり、多かれ少なかれ他国も同じことになるでしょう。そこで、収縮する日本を好転させるには、未来を定め、解決できない課題はないと、確実に来る未来には同じ数の処方せんがあると思います。人口、財政競争力を失わないうちに、早急に手を打たなくてはなりません。

そこで、地域に戻って考えたいと思っています。日本が世界に存在感を発揮するには、行政と企業と市民がともに知恵を出し合い、さまざまな課題を解決していくことが望ましいと思います。そこで、ちょっと話が違うように思うんですが、小さなところから課題を克服することが一番いいと思ひまして、「弥富新時代への針路」を見ると、駅周辺地域は、まちの顔としての一体的な整備を検討・推進しておりますと。そこで、駅周辺の都市計画と進捗状況及び課題について御説明ください。お願いします。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） 駅周辺の課題ということであります。

踏切を挟んで近鉄・JRそれぞれの鉄道が2本あるわけですが、それぞれの交通においては、踏切を介しての交通となります。それぞれの踏切の安全対策、あるいは人の往来等の解消、または北と南との人との交流を考えたまちづくりということが一番課題だと考えております。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 私ども事業の考え方は、大体1つの事例に対して2つか3つ解決策を考えて実行していきますが、それでお聞きしたいんですが、名鉄線より北に住んでおられる方々は、近鉄、名鉄、JRに乗車するに当たり、かなり苦労されております。以前からの課題であります。弥富JR・名鉄駅、各東西踏切はどのような条件下で踏切をおろしたり上げたりされておりますか。

議長（佐藤高清君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

踏切の待ち時間ということで、JRの踏切の関係かと思ひます。これにつきましては、JR東海のほうに確認をさせていただきましたので、それに基づきまして答弁させていただきます。

JR弥富駅ホームを中心としまして東側、名古屋方面に鯛浦踏切、西側、四日市方面に第1津島街道踏切があります。両踏切とも駅構内踏切になります。踏切の遮断機が閉まる仕組みとしましては、名古屋方面から来る列車を例とした場合、鯛浦踏切手前の名古屋寄りに列車を感知する装置があり、そこを列車が通過すると連動している鯛浦踏切の遮断機が閉まり、続いて同様に第1津島街道踏切の遮断機が閉まる仕組みになっております。これは四日市方面から来る列車の場合も同じように、第1津島街道踏切手前の感知装置により作動すること

になっております。これらの踏切は弥富駅の列車停止位置から短い距離にあるため、踏切を通行する方の安全を確保するために、列車が駅ホームにとまる場合であっても、列車が通過する場合と同様に、列車が駅に接近してから当該踏切を通過するまでの間、遮断しているということでした。今後、ＪＲ東海に対しまして、少しでも遮断時間の短縮を図る対策がとれないか、要望のほうをさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤高次郎） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 次に、国道1号線から中六商店街を抜ける道路の拡幅工事が途中で中断しておりますが、今後はどうのようにされるのですか、御答弁をお願いします。

議長（佐藤高次郎） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） 国道1号線から中六に北へ向かって近鉄まで、拡幅になっております。それから北の部分につきましては、昔の狭いままになっております。今後この道路の拡幅につきましては、県のほうが管理者となっておりますので、拡幅計画等をしていただくように要望のほうを、以前からもやっておりますけれども、安全対策を含めた拡幅計画の要望をしていく計画でおります。

議長（佐藤高次郎） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 先ほどから要請するとか県とかと言っているんですけど、いつ、どこで、何をというか、5W1Hをしっかりと明確にして言っていただきたいんですけど、よろしければ。

議長（佐藤高次郎） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） では、お答えします。

私ども、先ほどありましたＪＲ弥富駅の西側の踏切の安全対策ということで踏切拡幅を考えた場合に、それに続く県道が南側が狭いということがありますので、その計画にあわせた形で県のほうに拡幅計画をお願いするということで、平成22年度に愛知県のほうにそういった整備計画を御提示して、これにあわせた形で拡幅計画をお願いしたいということで要望しております。

議長（佐藤高次郎） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） もし進めるなら、今のところ資産デフレになっているので交渉しやすいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただきます。お許しいただきたいと思っております。

木曾岬停車場線という形であるわけでございますけれども、この道路の幅員計画が、近鉄からＪＲの踏切のところまでが立ちどまっておるわけでございます。我々としても、地域の皆様の安全ということも含めまして、いろいろと考慮しているところでございますが、それ

が続く踏切の幅員というところにどうしても結びついていくわけでございます。この間もＪＲ東海さんにお邪魔いたしまして、今回、家主の方に御協力いただきまして、ＪＲの踏切と名鉄の踏切間の２戸のおうちについて、壊していただくということでお願いをしているわけですが、これにつきましては、きのう炭竈議員のほうにもお答えをさせていただきました。この４月をめどに壊していただくということでございます。それに基づいたＪＲと名鉄の踏切の幅員計画をぜひ御協力いただきたいということを、先月もＪＲのほうへ要望させていただきました。そうした中において、ＪＲ側としては、道路の幅員計画ということについても考えていかないと、我々としても納得できるものではないということと、もう一つはどこかの踏切を閉鎖してほしいという形で、踏切の幅員計画には常にそういうことが要望されるわけでございますけれども、一緒になって考えていかなきゃいかんということでございます。これから踏切の幅員計画と道路の問題について、一体的に交渉していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

２番（川瀬知之君） 次に、弥富ＪＲ・名鉄駅西側のその踏切で、今、通勤・通学の時間帯に交通指導員の方が交通誘導しておられます。そのおかげで渋滞が緩和されて、かなり役に立っておりますが、この予算が６５万ほど計上されておりますが、それについて労働条件と契約期間について御質問しますが、よろしいでしょうか。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは御答弁申し上げます。

ＪＲ弥富駅西側のＪＲの踏切と名鉄の踏切の間の踏切誘導員配置事業でございますけれども、これは国の緊急雇用創出事業基金事業費補助金、国の補助金ですけれども、活用しまして平成２１年度から継続的に実施している事業で、２３年度も行っています。

今年度の実施内容ということで、ちょっと御説明させていただきます。月曜日から金曜日までの週５日間、ただし祝祭日及び１２月２９日から翌年１月３日までの期間は除くということになっています。１日の間では、午前７時から午前１０時までと、午後４時から午後７時までの６時間となっております。現場の方には誘導員を２名、あの北側と南側に配置しております。雇用者は新規雇用の失業者としております。今年度ですけれども、契約金額としまして６４３万５、４００円で、契約期間は平成２３年４月１日から平成２４年３月３０日までということで行っています。また、平成２４年度につきましても、今年度と同様に事業執行をする予定をしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

２番（川瀬知之君） 次に、弥富ＪＲ・名鉄駅の橋上化の計画がありますが、今回の一般質問にもかなり出ているんですが、計画の内容、進捗状況がちょっとわかりかねるものですか

ら、先ほどと同じように5W1Hを明確に、順番に説明していただきたいんですけど、申しわけないが、よろしくをお願いします。

議長（佐藤高君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

きのうも一応お答えさせていただいたんですけども、弥富駅周辺基本計画ということにつきまして、平成22年度に弥富駅の周辺基本構想の作成ということで業務委託しまして、それにおきまして、実現化に向けて鉄道事業者であるJR東海と名鉄と、平成22年度より継続的に協議を進めているところです。今までに名鉄とJR3回ずつ、それぞれ協議をさせていただいております。昨年9月にJR東海より、きのうもお話ししたんですけども、鉄道事業者として、JR・名鉄弥富駅を平成32年度までにバリアフリー化に整備する必要があるということで、お話のほうをいただいております。今後につきましても、弥富市としまして、鉄道事業者が計画するJR・名鉄弥富駅のバリアフリー化も考慮に入れながら、橋上駅舎化、自由通路の実現化に向けまして協議を進めていきたいと考えております。来年度、24年度におきまして、調査ということで、基本計画の策定業務委託料ということで予算のほうをお願いしているわけですけども、この中で施設規模の算定とか施設配置計画、事業手法、こういった形で事業を進めるかということとか、事業費、幾らぐらいかかるかということ、あるいは適用する補助、補助をいただいで事業を進めていくということで、財政的なことも含めて検討するということが予定しております。以上です。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 900万ほど業務委託費の予算があるんですわね。であれば、仕様内容が決まらなるとその金額が出ないもんですから、依頼した仕様内容があれば御答弁してほしいんですけど。橋上化の仕様があると思うんですけど。

議長（佐藤高君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

弥富駅の周辺整備の基本構想ということで、今の段階での構想につきましては、北側に都市計画道路に続く駅前広場の予定があります。その駅前広場を介し、JRの上で橋上化及び自由通路の計画をし、JRの駅前に自由通路でおりられるようにということで、北側と南側の行き来ができるような形で整備計画ということで、今、構想のほうはできております。以上です。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） その内容は、仕様は固まっているんでしょうか。これからまたいろいろ協議によって修正したり変えることはできるんでしょうか、お願いします。

議長（佐藤高君） 都市計画課長。



都市計画課長（竹川 彰君） この計画につきましては市のほうの基本計画ということで、ただいまお話ししましたように、鉄道事業者、ＪＲ東海、名鉄との協議を進めながら、策定をどうするかということも含めて決定はしていくと思います。今の時点では弥富市の基本構想ということでございます。

議長（佐藤高君） 川瀬議員。

２番（川瀬知之君） 他の市とか町のことを言うんですけど、名古屋市は、まちづくり基本構想といいまして、名古屋１丁目１番地で駅前の構想があるみたいです。そこでは日本郵政グループ、名工建設株式会社、名古屋鉄道株式会社が主体になってまちづくり構想を考えて、それを市が市の法律に従って開発をしようとしています。それは民間主導で、行政がチェックをするという形で進めておられるみたいです。

次に稲沢の例なんですが、稲沢も同じように、名鉄の不動産会社、子会社であると思うんですが、その事業主が、稲沢駅前再開発エリアとしてピポタウンというのがありまして、高層マンションをつくって駅前開発をしております。

そこで私は提案なんですが、名鉄駅は名鉄の終端でありまして、だから大体少し西に移動すれば土地ができるんです。そうすると、マンションにする余地がかなりできると思いますので、そういうことをすれば名鉄も資産価値が上がり、お金をもらったと同じことなんですよ。そういうことがあれば、多少弥富市が規制を緩和して、建ぺい率を上げるとか、容積率を上げるとかして事業を後押しするとか、あと市民が、どうもＪＲが名古屋駅で乗りかえが楽なもんですから、かなり需要があるみたいなんです。それで、名鉄より北におられる方は、かなりこれから利用されるんじゃないかと思います。これからの開発によってですがね。あと、ＪＲ八田駅は地下鉄の始発になっておりまして、楽に通えるみたいなんです。ですから、名鉄で例えば五ノ三だとか佐屋から来られる方も、ＪＲを通じて名古屋に行かれたり、名古屋まで行くまでもなく、八田駅で乗りかえて通われると、かなり楽になるみたいなんです。そういう利用方法も考えて、相手の事業だとか、周りの市民の方々とか、利用方法とかをよく考えて、皆さんを協議に入れながら事業を推進する、企画するとか、今みたいに900万も設計に使ってしまったんですけど、そういう方を協議に入れてから業務委託されれば、今後はもっとスムーズに早く駅前開発ができるんじゃないかと思ひまして御提案しますが、御答弁をお願いします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 川瀬議員に御答弁申し上げます。

ＪＲ・名鉄弥富駅周辺整備ということでございます。先ほど所管のほうから、昨年９月に、平成32年度までに名鉄駅とＪＲ駅でのバリアフリー化を進めていきたいという形で、ＪＲ東海のほうからそういう指針をいただいております。これをいかに前倒ししていくかとい

うことだと思っておるわけでございます。バリアフリー化というのは、基本的にはエレベーターで上がってエレベーターでおりるというようなことも含めて、あるいはまたエスカレーター等という装置かなあというふうに思っておるわけでございますが、いずれにしても平成32年度までに進めたいとJR東海側からお話をいただいております。ぜひこれを、先ほども言いましたように、我々としても早く前倒しをして、橋上化を含めて進めていきたいというふうに思っております。議員各位の御尽力・御協力もいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 非常に力強いありがたいお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

新人ですけど、これから皆さんと協力して仕事をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

質問を終わらせてもらいます。

議長（佐藤高清君） 以上をもちまして一般質問を終わります。

本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。御苦勞さまでした。

~~~~~

午後2時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 横 井 昌 明

同 議員 堀 岡 敏 喜

平成24年 3月23日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長 兼 十 四 山 支 所 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美	教 育 部 長	山 田 英 夫
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	開 発 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	服 部 保 巳
開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	服 部 忠 昭
監 査 委 員 長 事 務 局 長	服 部 正 治	秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏
防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸	税 務 課 長	伊 藤 好 彦
収 納 課 長	服 部 誠	市 民 課 長	加 藤 恵 美 子
環 境 課 長	伊 藤 邦 夫	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長 兼 い ち の 里 所 長	松 川 保 博	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	佐 野 隆
児 童 課 長	鯖 戸 善 弘	農 政 課 長	半 田 安 利

都市計画課長	竹川 彰	下水道課長	橋村 正則
生涯学習課長	八木 春美	十四山スポーツ センター館長	花井 明弘
図書館長	奥田 和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若山 孝司	書記	横山 和久
書記	岩田 繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成24年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第10号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第13 議案第14号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第15 議案第16号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 市道の廃止について

- 日程第20 議案第21号 市道の認定について
- 日程第21 議案第22号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第22 議案第23号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第24号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第25号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第26号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第27 海部南部消防組合議会議員の選挙について
- 日程第28 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第29 閉会中の継続審査について

午後2時03分 開議

議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 平成24年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第10号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第11号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第11 議案第12号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第13号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第13 議案第14号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第15 議案第16号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第16 議案第17号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

日程第17 議案第18号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第18 議案第19号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

日程第19 議案第20号 市道の廃止について

日程第20 議案第21号 市道の認定について

日程第21 議案第22号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

日程第22 議案第23号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第23 議案第24号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第24 議案第25号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

日程第25 議案第26号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第25、議案第26号まで、以上24件を一括議題といたします。

本案24件に関し、審査経過の報告を求めます。

まず、総務委員長をお願いします。

総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会に付託されました案件についての御報告を申し上げたいと思います。

私ども総務委員会は、3月19日13時から開催をいたしました。委員全員と委員外4名、あわせて市側からは市長、副市長、関係部課長出席のもとで開催をいたしました。付託されました案件は6件でございます。

まず、第1号議案、第2号議案といたしまして、一括して審査に入るわけですが、議案第1号は平成24年度弥富市一般会計予算、そして議案第2号は平成24年度弥富市土地取得特別会計の予算であります。2件を一括して審査をいたしました。その結果、1号議案につきまして、議員のほうから、それぞれ財政力はあり、行政力もある、ふさわしい予算案を、市側としては生活保護を受けずに頑張っている者の救済をすべき期待をする、それぞれの状況の中で創意工夫をして予算の執行はなされるべきではないかという反対の意見がございました。よって、私どもこの2件につきましては、議案第1号について審査をするとき、議員のほうから反対の討論がございましたので、採決をいたしました結果、賛成多数で承認をいたしました。あわせて2号議案、平成24年度弥富市土地取得特別会計予算は、全員賛成で原案どおり承認をいたしました。

続きまして、議案第10号弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、議案第11号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第12号弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について及び議案第13号愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について、一括して審査をいたしました。質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成ということで原案を了承いたしました。

続きまして、議案第22号平成23年度弥富市一般会計補正予算につきまして、担当課長から説明を受け、その内容は、自動車取得税交付金は愛知県の市町村への交付金が固まったことにより減額とする内容であるという説明を受け、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成

で了承されましたことを総務委員会として御報告を申し上げますので、皆さん方の御賛同をお願い申し上げます。総務委員会の報告といたします。

議長（佐藤高清君） 次に、建設経済委員長、お願いします。

建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第1号平成24年度弥富市一般会計予算初め9件であります。

本委員会は、去る3月16日10時に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成24年度弥富市一般会計予算、議案第6号平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第7号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算は、集落排水の接続率はとの質問に対し、市側より、十四山西部は供用から間もないので50%ほど、他地区は9割程度、今後も接続の普及啓発活動に努めたいとの回答などの質疑がありました。以上3件は討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第19号弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、議案第20号市道の廃止及び議案第21号市道の認定は、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第22号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）、議案第25号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）及び議案第26号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、市側より、農地費の県営湛水防除事業負担金、県営地盤沈下対策事業負担金などの19節は、次の第4次補正による事業費の追加によるもの、事業精査による減額などの説明のあと、以前は発注後の精査はなかったような記憶だがとの質問に対し、市側より、現場の都合による工事ができない場合や、地元の要望により変更があるなどで金額が大きいものを補正するとの回答などの質疑がありました。討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） 次に、厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（小坂井実君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成24年度弥富市一般会計予算初め12件です。

本委員会は、去る3月16日に委員全員と委員外5名の出席により開催し、審査を行いました。その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成24年度弥富市一般会計予算は、委員より、保育所の保育士は条例上でのあきはあるかという御質問に対し、市側より、正規職員は充足している。産休・育休の職員分を補充しているとの回答などがありました。

議案第3号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算では、委員及び委員外より、滞納者の数はどの程度かとの質問に対し、市側より、1,261世帯との回答などの質疑がありました。

議案第4号平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第5号平成24年度弥富市介護保険特別会計予算は、質疑はありませんでした。以上4件は討論はなく、一括採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第14号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第15号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について、議案第16号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について及び議案第17号弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正については、質疑はなく、議案第18号弥富市介護保険条例の一部改正については、減免制度の周知をとる質問に対し、市側より、ケアマネジャーの会議で周知することがより効果があると思われるので実施するとの回答、質疑がありました。以上5件は討論もなく、一括採決の結果、賛成多数で原案を了承しました。

続いて、議案第22号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）では、不用額の調整のほか、社会福祉費の補助料は、生活保護者の心臓手術や人工透析患者の増加、ストマーの購入などによるもの、また保健体育費の公有財産購入費は、水明テニスコート駐車場の土地購入費など、また議案第23号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）では、交付金がほぼ確定したことで、国保連合会のシステム変更による拠出金の変更など、また議案第24号平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）では、多段階への変更のため、事務処理システム等の改修などの説明がありました。質疑、討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

その後、その他で、質疑がある場合、前もって通告していただくと明確な答弁ができるという提案が市側のほうからありました。

以上、御報告申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） ただいま上程されております議案のうち、7件について反対討論をさせていただきます。

私はこれで弥富市の予算審議に46回目の参加をさせていただいたこととなりますが、この間、最初の40回につきましてはずっと反対討論をさせていただき、41回目の服部市長が就任

をされた最初の予算案に初めて賛成をさせていただきました。そして、この5年間は賛成の立場をとってまいりましたが、もともと市町村の予算というのは市民の皆さんの暮らしに深くかかわりのあるものでありまして、当然全部悪いとか、全部正しいとか、そういうことはないわけでありまして、したがって、私どもは、かつてずっと反対したときでも、いいことには賛成をし、また予算に反対しましても、積極的な提案もしながら、市民の皆さんの暮らしや、市の職員の皆さんの日ごろの御尽力に感謝をしながら、もっとよりよくすることができるのではないかと提案をする立場で対応してまいりました。

さきの5年間につきましては、当時の弥富の議会の状態から無用な混乱を避けたいという思いもありまして、当時の服部市長の市民の皆さんの意見をよく聞き、市民の皆さんと一緒に市政を進めていく、市役所は市民の皆さんの役に立つところにしていく、あるいは弥富の福祉は後退させない、そして必要な改善を進めていくということに期待をして賛成してまいりましたが、国や県の施策がますます国民の皆さんを苦しめる方向に動いてきている中で、私どもとしまして、やはりフリーハンドの立場できちんと物を言える立場をどうしても確保する必要があるということで、今回は一般会計予算を初めといたしまして、反対をさせていただくことになりました。

まず、その前提でございますが、この間の議会の議論の中でもございましたように、本当に大きく税収が落ち込む中で、税と社会保障の一体改革ということが今国会で議論をされておりますが、国民の暮らし、自治体の行政運営の予算をどう確保するかというのが非常に深刻な問題でありまして、この一体改革の議論に期待をされる向きもございますが、私は、大変残念なことではあります、今の国会の議論の中ではこの一体改革は絶対に成功しないというふうに考えております。

その理由は、以前の橋本行革のときにも、ようやく景気が回復し始めた時期でございましたが、9兆円負担増によりまして、勤労者世帯の可処分所得が当時596万円でありましたものが、今では平成10年度に504万円、この間92万円も後退する。消費支出は429万円から370万円と59万も後退をした。そしてまた、この間にさまざまな形で雇用のあり方が大きくゆがめられまして、働いても生活保護と変わらないような収入しか得られない、税金や健康保険の掛金や年金の掛金もできないような、こういう雇用形態が蔓延したことが、ますます国民の毎日の暮らしや、また地方にとっては税収の大幅な後退、その中で相次ぐ増税などが進められてまいりましたが、今回の20兆円負担増を伴うこのやり方は、橋本行革のときをさらに上回る形で国民を苦しめる。

国際比較でありますので少し古いものになりますが、2007年度に社会保障の各国の財源の比較をされた表がありますが、例えばフランスでは事業主負担の保険料が44.1%、日本は同じ時期に27.1%であります。本人負担の保険料はフランスは21.2%、日本は29.5%、今、大

きい問題になっております消費税は、当時フランスは税率は19.6%でありましたが、いろんな軽減措置がありますので、実際にこの社会保障財源の中で占めている消費税の割合は3.7%であります。日本は5%でございますが、社会保障財源の8.8%ということをお考えしても、何か消費税を上げれば税収がふえるような錯覚を持っておられる方があるかもしれませんが、絶対にもう中小企業なんかは転嫁できないという事業所が半数を占めているような状態の中で、これ以上の過大な負担をさせたら、営業そのものが成り立たなくなるような状態にありますので、こういう形のやり方というのは絶対に成功しない。したがって、今の政府にそうした期待を持つことは大変危険なことでございますので、私どもといたしましては、今、皆さんにも配付させていただきましたが、消費税に頼らず、社会保障の充実や財政危機打開の提言を發表させていただいておりますし、国会の論戦の中でもその立場を明らかにしております。

そういう前提がございますので、今、自治体でできることは、不要不急の借金や将来負担増を可能な限りしないようにしていく、こういうことが強く求められております。弥富市の借金は、合併は18年の4月1日でございますが、その合併で引き継いだ2町村の借金は114億7,600万円で、それが24年度末の見込みでは177億1,700万円と、1.5倍を超えるものになっております。ところが、1人当たり直しますと27万円の借金が41万円へと14万ふえたことになりましたが、そのうちの11万円は公共下水道の借金でございます。

私はかねがね、公共下水道の問題は市の財政を圧迫する、全国的にも大きな市町村の財政圧迫の原因になっているという立場をとってまいりましたが、例えば、海部南部水道が長期にわたって既に埋設しております石綿管の更新をするなどいたしまして、今までに投資をしたすべての費用は人口1人当たり28万円でございますが、それでも今、水道料の基本的な経費原価は200円を超えております。この流域下水道は、流域分と弥富市が負担する分を弥富市のその地域の実際の人口で割りましても、おおよそ120万円ほどの投資になります。水道の4倍を超えるような負担をし、しかもその費用の半分以上を借金で賄っていくという計画であります。このような計画がこのまま進められた場合、将来負担は私は取り返しのつかないものになるというふうに考えております。したがって、今、当然共同でやっている事業でありますから、全面撤退だとか、やめろとか、こんなやばなことは申しませんが、可能な限り、合併浄化槽も今非常に性能がよくなっておりまして、しかも130平方メートル以下の建坪のところでは、かなり大きいうちでございますが、1戸当たり60万円ほどで浄化槽の設置ができます。かなり大きい個人の住宅の場合でも、7人槽で80万円前後の費用でできることを考えましたら、1人当たり120万を超えるような負担を求められる、しかもその半分以上は借金で賄うということをお考えたら、非常に先行き不透明な中で財政の節約をする、何よりも本当にその日の暮らしもままならないような人がかなり多くなっている。政府の統計に

よりまして、2人以上の世帯で預貯金ゼロという世帯が今28%を超えているというような状況のもとで、自殺も3万人を超えて十数年ということになって、やや最近減少しておりますが、愛知県では統計をとり始めて以来、昨年の自殺は史上最高になっております。そういう中で、本当に国民の、市民の命と暮らしを守るといふ問題が大きな課題となっているときに、不要不急の事業に対してこんな巨額な、私はきちんとどの程度の将来負担があるかを一日も早く出してほしいということを常々要求してまいりましたが、残念ですが、借金の返済とその間の一定の経費については出してはおりますが、実際にこの事業によって将来負担がどのようになるかという、当然水道なんかでもやっておりますし、全国の古くからやっているところでは費用もそういう形でちゃんと出してはおりますので、その気になればできることですが、これはもうこの事業に着手したときに、愛知県もそうございましたし、この事業に取り組んできた当時の町の皆さん、あるいは議会の皆さんもそうでありましたが、国や県が補償すると言っておるから大丈夫だといって、この事業に全面的にのめり込んで来たんですね。しかし、もうそんなことを言っておられない状況になっておりまして、実はもう青森だとか秋田だとか、そういう東北地方では、この震災よりもはるかに前から、下水道の計画については合併浄化槽などで対応できるところはそういうものに切りかえていく、人口密集地の限定されたところを公共下水道で進めていくという手法に切りかえておりますし、弥富でも、これは県の認可が当然必要であります。そういう方向に市の計画がきちんと立案されればできることでもありますので、そういう立場からぜひ、まず何よりも実際にどの程度の将来負担が見込まれて、市民と行政が負担できるものかどうかという、この辺の見通しを一日も早くつけていただいて、対応していただくことを強く求めるものでございます。

それから、この議論の中でも進めさせていただいてまいりましたが、合併以降の弥富市では、弥富中学校の建設だとか、日の出小学校の新設だとか、おくれておりました小・中学校の耐震工事だとか、同報無線、ケーブルテレビ、弥生保育所と児童館の全面改築だとか、こういうことをあわせて、予算ベースでいきますとおよそ100億円の平時にない財政支出を行っております。それに対して、毎年少ないときでも年間7億7,400万円、多いときだと12億1,600万円余りの積立金を取り崩すという予算を組んでやってまいりましたが、実際には17年度末の積立金の総額は34億3,100万円でありまして、23年度末の見通しは35億7,800万円でありますから、基本的に取り崩すどころか、積立金は増加をさせながらこれだけの事業がされてきたということは、私は本当に、多くの市町が税収が大幅に落ち込んで苦しんでいる中で、ちょっとこの周辺の市町ではない結果だと思います。

ただ、それには幾つかの理由がありまして、1つは、収入は低く、支出は高目に見積もって、初めから来年は十何億取り崩すとか、そういうことを議会にも職員にも市民にも示すわけではありますが、実際にはもう取り崩さなくてもいい、そういう状態がずっと続いてきたと

ということ、これはやっぱり市長がおっしゃられたように、市民と情報を共有して、本当に一緒に力を合わせてという立場からいうと、私はやっぱり直す必要があるというふうに思いますし、特に最近は幾らか改善されてきておりますが、23年度につきましては入札制度の改善や、日の出小学校の入札による改善も非常に大きいから、市の職員の皆さんの努力や市長を初めとした皆さんの努力も重なっておりますが、しかし、土台には実際の収入をちゃんと当初予算のときにそこそきちゃんと計上しない、ここがやっぱりあって、職員の皆さんにもすごいプレッシャーになっておるんですね。そのことが結局生理休暇を一日もとらない若い職員がたくさんおったり、とれないような人事配置がされるとか、こういう形になっておって、やはりこういうぎりぎりの暮らしや、働き方をしておる時期でありますから、私はそうやって節約した成果は市民や職員に返していくことを含めて、可能な限り、市の施策というのは職員を通じてされていくものでありますので、職員の健康や職員教育、そういうものが担保されて意欲が増すような職場にさせていただく努力をしていただくことと、先ほど総務委員長報告の中にもございましたように、本当にぎりぎりの暮らしをしている人たちがたくさんおります。それこそ生活保護より低い収入で生活している人が、政府の統計でも生活保護を受けておる人の3倍、4倍いるということが明らかになっておりますが、こういう人たちに対して税金の負担をさせるとか、いろんな料金の負担をさせるというのは、私は法のもとでの平等ということからいったってあってはならないことで、いろいろよそに比べると努力されてきておることもありますが、こうした最低限の市民に対する配慮を法律に基づいてやっていただくことがどうしても今避けて通れない、そういう状態になっているということを申し上げておきたいと思います。

そういうことで、当然その土台になっております24年度の市の一般会計予算、また市の借金がふえる大きな原因になっており、さらに将来負担がちょっと想像を超すような負担になるということを心配しておりますが、公共下水道事業につきましても、大幅な見直しをする必要があるのではないかと考えております。

国民健康保険特別会計につきましては、特に国の負担を減らしたことから、年収100万だとか200万程度の複数家族の人たちは高くて困っているという、今、中小企業の場合、協会けんぽということでやっておりますが、この人たちの収入に対する負担割合の1.5倍から1.8倍ほどの負担をしております、こういう状態を国に対して改善を求めていくこととあわせて、弥富市は22年度も23年度も2億3,000万ほど、1人当たり約2万円ほどの特別な負担をして、なるべく値上げを抑えるということをしてまいりましたが、どんどん収入が減ってますから、税率はふえても収入は減っていきますよね。ここの中で市の財政収支のバランスをとる、あるいは行政改革などという形で、こういうところの負担を今の市の財政状態で削っていくのはいかなものかというふうに考えます。

また、介護保険特別会計につきましては、これは後期高齢者医療保険制度もそうではありますが、そのうちの一定割合、介護保険でいいますと20%、21%というような負担、あるいは弥富市の場合は国の調整交付金をもらえないことから、実際には23%、24%に近いような負担が負わされるわけではありますが、無収入の方にも2万1,600円を1年間に負担をさせる、これ1人ですからね。こんな制度そのものがあること自身が、私は憲法違反だと思いますし、いろんな御尽力をさせていただいておるとは思いますが、それにしても年金が1カ月1万5,000円、2カ月で3万円以上の人たちは年金から天引きするという、これで本当に暮らしが成り立つわけがありません。したがって、前にも申し上げましたが、そういう人たちが今、夕方のスーパーなどの時間切れ商品の値下げの時期を見計らって、手押し車につかまりながら小雪のちらつく中を歩いて、そういう食品の安売りの時間帯に行くというような状態が常態化しているような状態を考えながら、市政運営を進めていただきたいということを強く求めるものであります。

さらに、介護保険条例の一部改正につきましては、市だけで何もかもできるわけではありませんが、国に対して意見書などを出していただく努力もしておりますが、私はやはりまだ弥富市としてはできる努力が、例えばこの制度の中でできなければ外側でできる仕組みもあると思いますので、ぜひ一層の御検討をしていただくことを強く求めるものであります。

さらに、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定の件でございます。もともと法律では、企業に対して緑地や環境保全施設を施設の敷地の20%から25%保有することを義務づけていたものを、特区にしたことやいろんなことの中で優遇するということでそれを外して、4分の1、5分の1に外して、そこに施設つくりなさいと、よそに貸したりいろんなことができるようにしなさい、こういう条例なんですよ。これは鍋田干拓でももうダイオキシンは環境基準を超えている。あるいは、公害ぜんそくの原因になっております空気中の浮遊物質は環境基準を超えている。また、温暖化防止ということで緑地や環境問題が大きな問題になっている中で、要するに企業を応援すれば経済が発展するというので、どんどん企業や大金持ち優先の施策をとってきたわけではありますが、実際に健康面でも心配されるような状況になっている。特にアジアからの船なんかはかなりばい煙や、油をいいのを使ってないということもありまして、名古屋の南部、あるいは西部臨海工業地帯を含めまして、大変環境問題については憂慮すべき事態になっていることも考えたら、私は今の企業優先のやり方というのは、あえて改めるべきではないかというふうに考えざるを得ません。

長くなりますので終わらせていただきますが、1つは、今フランスと日本の例を比べさせていただきましたが、非常に土台のところでは大きな違いがありますし、また柔道の問題で見ますと、中学校のクラブ活動の中で柔道の死亡割合は人口10万に対して2.5人ほど、野球や

サッカーなんかの10倍近い事故で亡くなる人がある。一方フランスでは、日本の競技人口の柔道は3倍です。50年前に起きた死亡事故をきっかけにして指導者の国家資格制度を取り入れて、約400時間の教育課程をとらせると。勉強する分野も生理学や解剖学、精神教育学、そして救急救命の仕方などの400時間にわたる教育を受けた者でないと柔道の指導者になれないと。だから、国民の命と暮らしを守るということで、本当に働き方もそうなんですが、若い人たちの仕事なくなる、失業がふえるといいますと、国民全体の労働時間を縮小して若い人たちを優先的に雇用する仕組みをつくるとか、こうやって人口が大幅に減少した中で、今、合計特殊出生率を超えて改善していますよね。やっぱり国がきちんと国民の命や暮らしに責任を負う立場をとることと、全く教育現場でこんな事故が起こっておってもまともに対応しないような状態と、今、国のあり方が根底から問われており、私はそういう中で、市長がおっしゃられましたように、一番末端の行政組織として、市民と国民と向き合うところで大変な御苦労されていることは本当に重々わかりますが、余り頼りにできない国を相手に仕事していくわけでありますから、私たちも改善を求めて頑張っただけですが、御一緒に少しでも市民や国民が安心できる国、まちにするために頑張っていくことを表明いたしまして、先ほど申し上げました各議案に反対の討論とさせていただきます。

議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結し、採決に入ります。

まず、議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号から議案第17号まで8件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第17号までの8件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第19号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号から議案第26号まで7件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第26号までの7件は、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

日程第26 選挙管理委員及び補充員の選挙について



議長（佐藤高清君） 日程第26、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

選挙管理委員には、三輪一男さん、青木忠さん、早川優子さん、伊藤学さんを、また補充員には、佐藤雅夫さん、伊藤操さん、富田忠市さん、伊藤重雄さんを指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した方々を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が、選挙管理委員及び補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定いたしました。

~~~~~

日程第27 海部南部消防組合議会議員の選挙について

議長（佐藤高清君） 日程第27、海部南部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部南部消防組合議会議員に、大原功議員、炭竈ふく代議員、小坂井実議員、三浦義光議員、川瀬知之議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が、海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~

日程第28 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

議長（佐藤高清君） 日程第28、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部地区環境事務組合議会議員に、伊藤正信議員、佐藤博議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が、海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~

日程第29 閉会中の継続審査について

議長（佐藤高清君） 日程第29、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第1回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

午後2時56分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子